

27 万字⇒15 万字

フランスの在宅教育支援とエデュケーター

この本は 2025 年 3 月に提出された立命館大学大学院人間科学研究科人間科学専攻博士課程後期課程の博士論文「フランスの在宅教育支援ソーシャルワーク実践に関する臨床社会学的研究」をもとに、立命館大学の出版助成を得て出版されたものです。研究指導教官は村本邦子教授、中村正教授、副査は吉岡洋子教授でした。

目次

序章	4
第 1 章 在宅教育支援ソーシャルワークという枠組みの形成	8
1.1 在宅教育支援が誕生する背景と専門職の歩み	8
1.1.1 親権の制限と国の子どもへの関心	9
1.1.2 もともと親が子育てをすべて担ってはいなかった	11
1.1.3 家庭に入るソーシャルワーク	12
1.1.4 教育的ニーズに応えるソーシャルワーク	14
1.1.5 子どもを一人の人間として捉え、親を支える重要性を説いた児童精神科医	15
1.1.6 家事を一緒にすることで信頼関係を築けるという経験知	17
1.1.7 3 歳未満の教育の目的「目覚め、社会化、社会参加」	18
1.1.8 子どもを守るために司法を利用する	19
1.2 在宅教育支援を取り巻く社会状況	20
1.2.1 子ども家庭福祉の価値とするものの変遷	20
1.2.2 職業倫理を通し問い直され打ち出される価値	23
1.2.3 予防を中心に据えた改革	25
1.2.4 福祉の反省と発展	26
1.2.5 親の役割として求めるものとソーシャルワーク	27
1.2.6 法的枠組みと近年の変化	28
1.2.7 ヨーロッパの中のフランスの福祉の特徴	32
1.3 小括	33
第 2 章 子ども家庭福祉の構造の中の在宅教育支援	34
2.1 全員を対象とする第一次予防と「親をすることへの支援」という価値	35
2.1.1 法的根拠	35
2.1.2 「親をすることへの支援」概念	36

2.1.3 予防の方が低コスト	38
2.1.4 第一次予防と補完的予防	38
2.1.5 「親をすることの支援」専門機関	43
2.2 第二次予防	45
2.2.1 「心配な情報」連絡は全市民に対する義務	45
2.2.2 「心配な情報」に基づく支援の提案と調査の方法	46
2.2.3 子どもの権利を守るための司法の利用	49
2.2.4 要支援を担う在宅教育支援	49
2.2.5 在宅教育支援の統計	50
2.3 保護(修復)	51
2.3.1 児童保護制度の概要	51
2.4 小括	52
第3章 在宅教育支援ソーシャルワーク実践の組織行動と対象家族の変化	53
3.1 調査設定	54
3.2 対象家族の概要	55
3.3 在宅教育支援開始の契機と背景	57
3.3.1 契機は学校であることが多く、子どもの心配な状況について記述される	57
3.3.2 学習に困難のある子どもがいる家庭が多い	59
3.3.3 背景として両親間の葛藤が多く見られた	59
3.3.4 支援開始当初の父母の状況	60
3.4 裁判官が指示した在宅教育支援の目的	62
3.5 在宅教育支援の専門職	64
3.6 3家族の子どもが経験したソーシャルワーク	64
3.6.1 「心配な情報」から在宅教育支援まで(マノンの例)	65
3.6.2 支援開始から終了まで(レア、レオ、エンゾの例)	69
3.6.3 多角的に家族を支える(ジャスミンの例)	70
3.7 エducーターが一人で担当する14家族へのソーシャルワーク	76
3.7.1 14家族の家族構成と課題	76
3.7.2 開始当初の裁判官が指示した目的	78
3.8 14家族の2年間の変化とソーシャルワーク	79
3.8.1 当初の暮らしの状況と変化	79
3.8.2 「親をすること」における変化と親子関係の変化	83
3.8.3 子どもの状況の変化	91
3.8.4 変化を起こせない難しさ	93
3.8.5 終了した7家族の分析	95

3.9 小括.....	97
第4章 ソーシャルワーカーの視点から見た在宅教育支援実践	98
4.1 3人のエドゥケーター1ヶ月の働き方.....	99
4.2 エドゥケーターのキャリア	102
4.3 会話から見るエドゥケーターの実践	105
4.3.1 家族との会話の中で表現されたこと	105
4.3.2 チーム会議で表現されている家族に対する姿勢.....	112
4.4 両親間の葛藤の調整をする	113
4.5 文化的対立と組織行動.....	116
4.5.1 フランスで育った子どもと外国育ちの親との間での葛藤に対する調整.....	116
4.5.2 機関と親との間の対立の調整.....	117
4.6 子どもが育つ環境を整える	118
4.6.1 家族のあり方についての文化的差異に対する調整.....	119
4.7 エドゥケーターたちが親子への手紙で表現した価値	120
4.8 親子がニーズを表現する支え	123
4.9 教育的外出と文化活動.....	125
4.10 小括	128
第5章 在宅教育支援ソーシャルワーク実践に顕現する価値.....	130
5.1 ウェルビーイングの保障を目的とした心理面への注目と「一緒に歩く」関わり	130
5.1.1 「子どもに必要なこと」という基準.....	130
5.1.2 ウェルビーイングを保障するための心理面への注目.....	131
5.1.3 ウェルビーイング実現のためのサポート	133
5.1.4 人が人を支える実践.....	136
5.1.5 関係性の再構築によって「歴史を書き直す」	139
5.2 子どもの権利を守るための「教育的関わり」	140
5.2.1 「耐えることから自分の人生を主体的に生きることへの移行」	140
5.2.2 レジリエンスの後見人としてのエドゥケーター.....	144
5.2.3 言語化による認識の確認とアクション.....	145
5.2.4 教育の一部として、そして方法としての文化的活動.....	150
5.3 社会的規範と本人の「行動する力」という価値.....	151
5.3.1 子どもの権利を守るために「道理を元に戻す」	151
5.3.2 「枠組み」と「制限」	152
5.3.3 明確な基準の存在.....	154
5.3.4 行動する力.....	158

5.4 社会を変革するソーシャルワーク	160
5.4.1 社会的アクションと職業の発展を担うソーシャルワーカー	160
5.4.2 現場、研究、政策の連携	162
5.4.3 予防に関する構造的な不足	164
5.5 小括	166
第6章 終章	169
6.1 家庭に入るソーシャルワーク実践を可能にする枠組み	169
6.2 社会課題と在宅教育支援	172
6.3 在宅教育支援ソーシャルワーク実践の価値の成り立ちと共有	174
6.4 「一緒に歩く」専門職を国が用意する在宅教育支援	175
6.5 組織エスノグラフィー調査から見た在宅教育支援が抱える課題	177
6.6 日本の子育て支援政策への示唆	179
6.7 研究における残された課題	183
謝辞	183
参考文献	185
資料1 在宅教育支援の子ども向け説明冊子	190
資料2 日中受け入れ機関(SAJE)について	201
資料3 U 一家とエデュケーター会話の記録	202

序章

本研究の目的はフランスの在宅教育支援ソーシャルワーク実践とは何か明らかにすることである。ソーシャルワーク実践の背景にある価値はどのように形成され、実践されているのか。在宅教育支援の中心を担うソーシャルワーカー資格はエデュケーターである。その全国連盟である ONES¹は「エデュケーターの職業倫理憲章」を定めているが、そこには「エデュケーターは知識(connaissance)、知(savoirs)、おこない方についての知(savoir-faire)、価値、あり方(savoir-être)」をもとにアクションをおこなうとしている。目的については「困難に直面している人たちが、社会面、教育面、精神面、物理面、健康面での条件がすぐに、そして長期的に改善するための自分たちを取り巻く状況と取り巻く環境について行動を起こすことができること」とある(ONES 2015)。外国から来た筆者には、これらが指すものが何なのか関心があった。日本で実践されているソーシャルワークと考え方や実際の行動について何が違うのだろうか。この論文で明らかにしたいことは、これらの知識、知、おこない方、価値、あり方というものを明らかにすることである。

今回の調査フィールドであるフランスは人口が日本の約半分の 6742 万人、パリは首都であり人口は 210 万人である。EU 最大の国土面積を有し、「自由、平等、友愛」を標語に掲げている。宗教は多い順に、カトリック、イスラム教、プロテスタント、ユダヤ教であり、1905 年に国家と宗教の分離、1958 年には憲法にも非宗教の原則を示している。国内総生産は世界 6 位である。15 歳未満人口 17.30%、合計特殊出生率 1.84(2023 年)である。調査対象のパリ市は移民(2 世以降を含まない)の割

¹ 2009 年に発足し、2022 年に解散している。(Organisation nationale des éducateurs spécialisés)

合が 20%であるのに対し、地区によっては 30%を超える。低所得世帯 10%、資格や高校卒業資格以上の学歴のない成人人口は 21%²である。

フランスの社会保障費はヨーロッパにおいて一位であり、GDP の 32.2%に相当する（2022 年。ヨーロッパ平均 27%、日本 22.4%）。うち家族に充てられているのは 6.8%である。2021 年の社会保障家族部門(CNAF)の予算 1010 億ユーロ中 33%が雇用主負担の家族保険料であることが特徴的である³。松村祥子によると「ゆりかごから墓場まで」は英国の社会保障の目標にされたが、フランスにおいても同じであり、さらに、個人や家族のみで解決できない困難について、横断的問題に対する大局的な取り組みと、予防的取り組みをおこなうこととする。公的機関がコーディネートを担い、実践は専門性の高い民間のアソシエーション⁴が担うが、国家資格者を中心とする専門職が基本であり、人々への伴走型支援が特徴であるとする。松村は専門分化された数多くの専門職があることについて、国家的管理や画一的体系を避けて、多様な社会問題を解決するためであるとする。「連帯と参入 (solidarité et insertion)」が基本理念である。これについて松村は「抽象的な目標ではなく制度の基礎であるという共通認識が利用者にまで行き渡っており、これが国際的に最も高い社会支出の水準を維持し、それを支える総合的な制度体系、多元的な組織運営、社会福祉従事者の専門職化と深く関わっている」とする。「フランスの福祉国家は社会の整序化を目指し、そこでは経済に従属するものではなく、経済を妨げるものでもないという社会の方向が目指されてきた」ことが特徴であると指摘する(松村 2019)。安藤資料

フランスでは未成年全員を対象とする福祉として保健センター⁵と 3 歳からの義務教育⁶において学校に配置されているソーシャルワーカーによるサービスがある。保育園は民間であっても保健センターの児童保護専門医が抜き打ちで子どもの健康と発達についてチェックしており、心理士や医師も毎週一度、半日勤務している。3 歳からの学校については子どもに不調や欠席があると子どもの包括的な支援をするのは学校側の責任である。福祉は皆に共通の権利(droit commun)とされ、妊娠中から義務教育終了の 16 歳までは子どもと日常的に接する機関が担うことになっている。その中で、より包括的な福祉が必要な際に利用されるのが在宅教育支援である。児童保護の保護部門が親子分離を指すのに対し、予防部門に分類され、未成年人口の 1%が対象である。在宅教育支援は 1958 年より国による枠組みとして展開されている。実際には 8 歳以上の子どもが対象になることが多い。

在宅教育支援の根拠法は社会福祉家族法 CASF L.112-3「家族の持つ資源と子どもの置かれた環境についてまず働きかけをおこなう。親が直面している困難を理解すること、そして状況に適した安心して利用できる支援を紹介すること、紹介だけでなく実行し親が教育的責任を全うできるよう支える」であり、方法として、社会福祉家族法 L222-3 条では、以下の 4 つから必要なものを実施す

² Préfet de Paris, contrat de ville 2015-2020, projet de territoire.

³ 残りは 49%が国と県、12%が CSG (経済活動に伴う税金、資産についての税金、株や生命保険にかかる税金、カジノやロトなど賭博にかけられる税金)、6%が ITAF (アルコールやタバコなど健康を害する商品にかけられている税金、企業支出)である。(CNAF 2022)

⁴ アソシエーションとは 1901 年 7 月 1 日法 (Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association) にて定義されている。

「アソシエーションは、恒常的な形態で 2 人以上の者が、利益の分配以外の目的のために知識を共有し活動を共にする」制度ではなく、2 人以上の個人の意思の合意としての「契約」である。日本の NPO は 10 人以上の社員が必要である (NPO 法第 12 条第 1 項第 4 号)。アソシエーションは非営利性・利得の不分配が前提となるため、事業による収益を構成員の間で分配することができない。活動の目的追求のために、手段として収益をあげる経済活動を行うことはできる。活動内容に関する規定は存在せず、公益性が条件であるわけでもない。知識・活動の共有を通じた人的な結びつきによって、その目的を達成するということが重視されている。

フランスの福祉を担う民間団体の多くがアソシエーションであるが、寄付を得やすい財団であることもある。

⁵ PMI (Protection Maternelle et Infantile)日本の保健センターに近い役割を担うことからこの論文においては保健センターという用語を使う。妊娠届を医療機関が書くと自動でオンラインで情報共有されるため、PMI の地区担当を持つ小児看護師が全件チェックし、妊娠中から義務教育入学まで胎児と子どもの状況を把握し、毎週家庭に通うなどの在宅支援もおこなう。乳幼児期の児童保護の予防の要を担う。

⁶ 義務教育においては 30 日に 2 日以上医師の診断のない欠席がある場合、学校側が原因究明と包括的な支援をする責任がある。そのため、3 歳から 16 歳の児童保護の予防を担うのは学校であるという位置付けである。子どもについて心配な状況がある場合、在宅教育支援を提案し、利用しなかったり心配な状況が継続したりすると県の心配な情報統括部署に報告義務がある。

ると定めている。①社会家庭専門員⁷(TISF Technicien de l' Intervention Sociale et Familiale)による支援、②家庭経済ソーシャルワーカー(CESF Conseiller en Economie Sociale et Familiale)による家計管理支援、③エデュケーター(éducateur spécialisé)による教育支援(Actions éducatives)、④経済的支援である。今回の調査対象である在宅教育支援を主に担っているのはエデュケーターという国家資格である。エデュケーターの国によるガイドライン⁸に役割と機能として以下のように書かれている。

- エデュケーターは、困難な状況にある子ども、おとな、家族、グループ、脆弱な状況にある人や障害者を対象とした活動をする。これらの人々が守られ、サポートを受け、権利が尊重され行使されるための条件を整えることに貢献する。
- エデュケーターは、人々の社会化のプロセスと自立に貢献する。
- エデュケーターは人々を囲む環境と、社会全体に対し、社会的絆と連帯を強化することに寄与する。
- 個人の発展と開花を支える。社会的職業的挿入にも貢献することができる。
- エデュケーターは、公式および非公式の日常的な状況について観察をおこない、教育的な関わりを構築する。
- エデュケーターの職業的姿勢は感情移入、傾聴、親身さを土台とする。相手に合わせたタイミングで時間をつくり相手に適応する。
- 各々の希望や潜在力に合ったタイミングで、個人やグループに対し教育的サポートを展開することが求められる。
- ニーズに適した活動についての仮説をチームと共有し、分析する。
- 支援対象について個別にプロジェクトを企画し、社会的教育的活動を設計、展開、評価する。さまざまな方法論を駆使してアクションを創造、実装し、活や仲介を具体的に提案し、クリエイティビティを発揮する。

「教育的な関わりを構築する」「教育的サポートの展開」「個人の発展と開花を支える」「権利が尊重され行使されるための条件を整える」など活動における力点を示しているが、どのような価値を土台にした実践なのだろうか。3年間の養成課程について教科書は存在せず、1週間現場実習、1週間座学を繰り返すことで現場経験をもとに学ぶため、指導教官は都度、さまざまな研究者が執筆した著作をもとに思考を深める手掛かりとなる文献を紹介し、それをもとに学生たちと議論する学び方をする。

なぜ在宅教育支援をするのか？実践の背景にはどのような価値や行動指針があり、子どもの権利への取り組みはどのようにしてこの形を成したのか？そして、在宅教育支援は実際にどのように実践されているのか？公共の課題を組織行動としてどのように解決を目指しているのだろうか？

人々の日常実践から顕現する概念や価値に着目する手法をとった。そのため、価値について予め詳細な資料調査を試みる方法を取らず、現地調査で得られた結果をもとに価値の検討をする。その理由は、公的な仕組みとして66年の歴史のある在宅教育支援において現在おこなわれている実践をもとに、その背景を明らかにすることを目指しているためである。現場で起きていること、現場にいるソーシャルワーカーが大事にしていることに着目する。

Jacques Donzelot は「ソーシャルワークは何の役にたつのか？」「社会的な監視なのではないか」とソーシャルワークに対し問題提起した(Donzelot 1977)。他に、ソーシャルワークはケアであると

⁷ フランスにはソーシャルワーカー資格が13種類ある。ここにある社会家庭専門員、家庭経済ソーシャルワーカー、エデュケーターはいずれもソーシャルワーカー資格である。人数としてはエデュケーターが一番多い。医療社会分野はいずれの機関も多職種によるチームで仕事をしており、総称してソーシャルワーカーと呼んでいる。この論文においては、ソーシャルワークをおこなう専門職の総称はソーシャルワーカー、在宅教育支援においてはエデュケーターが中心となるので多職種であっても総称はエデュケーターという呼び方を使う。

⁸ <https://waseda-ricsc.jp/content/uploads/2023/08/625e9491ce0c19196ca8fa9fd9a4a219.pdf> (2024年10月1日最終閲覧)

いう位置付けをする研究(Molinier 2013)もある。また、福祉の管轄機関である連帯保健省はソーシャルワークを「連帯と社会的絆」と位置付けている。「価値」という言葉について、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)によるソーシャルワークの定義では「すべての人の、平等・価値・尊厳に対する敬意」「人権」「社会正義」とされている。フランスのソーシャルワークの価値の研究をしているBrigitte Bouquet はソーシャルワークについて「価値のつまった活動」としており、社会学において価値という概念は「重要なこと」「大切にされていること」を意味するとしている。それは、目指すあり方、正しいとされていること、良いとされるもの、望ましいあり方であるとする(Bouquet 2024:41)。さらに、Sarah Banks は以下のように定義している(Banks 1995: 10)。

「価値」は、何を価値あるものとしてみなすのかについて、人びとが抱く一定の信念であると考えることができる。

「ソーシャルワークの価値」は、ソーシャルワークの文脈の中で、何を価値あるものとみなすのかについての一定の信念を指す。つまり、善い社会とはどういうものであり、善い社会の中におけるソーシャルワークの役割は何かについての一般的な信念や、活動を通じてこの信念をいかに達成するかについての一般的な原則、専門職従事者に望ましい性質や性格特性などを指す。

この論文においても Banks による「ソーシャルワークの価値」の定義を採用し、その成り立ちを検討し、実践を明らかにすることを目指す。

本研究のフィールドにおいては社会課題に対するソーシャルワークの取り組みに、福祉、教育、心理の概念が交わり存在しており、さらにその概念の背景には歴史的に得られた経験知、科学的知識、子どもの権利条約など共有の知識として取り込み実現することが求められている知識、専門職の間で文化のように共有されている知識、方法としての知識などがある。それらが判断基準となり、実践から顕現する価値を形成している。

子ども家庭分野においてフランスに暮らす子ども全員を対象とした保健センターや地域福祉、学校、医療、障害、そして児童保護分野とさまざまなソーシャルワークがおこなわれている。その中で特に在宅教育支援に注目する理由は、家族の状況が悪化することを防ぐ、子どもの権利が損なわれることを防ぐ場所で取り組まれているからである。まさに、社会課題の渦中にある家族に接する公的サービスの姿を知ることができる。

組織エスノグラフィー(institutional ethnography)研究は、カナダの Dorothy E.Smith によって打ち立てられた研究手法で、社会のオーガナイズーションを整理し明らかにする手法である(Smith 1990)。Harold Garfinkel によるエスノメソドロジー(ethnomethodology)は日常を構成しているルールや社会的規律を理解することを試みる社会学的アプローチだが(Garfinkel 1967)、この二つの手法が合わさり、社会のオーガナイズーションの構成要素であるルールや原則の理解を試み明らかにするものが、組織エスノグラフィー調査の手法として用いられている。本研究においても、組織行動を記述して理解を試み、その実践を構成する調査をもとに得られた知見を明らかにするという点で本研究とは関わりが深い。組織エスノグラフィーをもとに、ソーシャルワーク実践の背景にある価値の分析をおこなう点が特徴である。

国際的な研究の蓄積としては、Mesinovic Klecina Lejla らによるエスノグラフィーをもととした研究は、日々のソーシャルワークにおける判断の根拠を分析することで、ソーシャルワーカーの判断の背景には法律のみならず職業知(professional knowledge)があることを示している(Mesinovic Klecina et al 2024)。Aisling Gillen らの研究では非常に多くの理論が児童保護分野には入りまじっており、その中で判断をすることの難しさについてケースをもとに検討しており、人を包括的に支える福祉として単純明快な価値をもとにソーシャルワークしているわけではないことを示している(Gillen, Canavan 2024)。

フランス国内においては、Catherine Sellenet が臨床社会学の視点から親たちの証言をもとに親子支援と規範との関係について研究をおこない、貧困や親役割に対する要求の増加など社会的な背景があるにも関わらず、親個人としての責任とパフォーマンスに関心が持たれる状況があることを指摘し、親自身が抱えるさまざまなニーズに十分関心が持たれていないという問題点を示した(Sellenet 2023)。在宅教育支援をフィールドとする研究として Nadege Severac は両親間の葛藤が多い中、支援機関が介入という方法をとらず、ニュートラルに話を聞きアクティブに関わるソーシャルワーク実践がされていることを示した(Severac 2023)。国際的にもフランスにおいても、ソーシャルワークにおける価値や葛藤についての研究は数多いものの、複数年の家族変化を追ったものは少なく、さらに、歴史的にも、現時点においても重層的と言える価値の成り立ちを分析する試みも稀である。加えて、研究者が外国人の視点であるからこそ、ソーシャルワーク実践当事者たちにとって自然と存在する文化や考え方にも着目しているという特徴がある。

日本においては、フランスの児童保護政策の歴史的経緯と制度の概観についての研究(三輪 2015)などがあるが、日本の先行研究においては実践面に注目する研究は不足している。ソーシャルワーク実践場面から顕現する価値を明らかにすることがこの研究の意義である。

この論文においては、ソーシャルワーク実践の背景にある価値はいかに形成され、実践としての形を成しているのかという問いを扱う。

この論文は 6 章の構成であり、各部において次のような項目を研究、分析対象とし、ここまでで挙げた問いを明らかにすることを目指す。第 1 章で在宅教育支援ソーシャルワークという枠組みの形成としての歴史的背景、第 2 章で子ども家庭福祉の構造の中の在宅教育支援の位置付けについて整理する。第 3 章で、在宅教育支援ソーシャルワーク実践の組織行動について、2 年間の家族の変化とソーシャルワーク、さらに、第 4 章でソーシャルワーカーの視点から見た実践について明らかにする。第 5 章は組織エスノグラフィー調査の成果として見えてきたことについて整理することで在宅教育支援のソーシャルワーク実践に顕現する価値について明らかにすることを目指す。第 6 章は終章である。筆者は現地における質的調査によって得られたデータをもとに、フランスの在宅教育支援とは何なのか、組織行動としての実践について明らかにする。

第 1 章 在宅教育支援ソーシャルワークという枠組みの形成

第 1 章においては、まず在宅教育支援の誕生の背景となる子ども家庭政策の歴史、つまり、国が子どもと家族への関わりの変遷を整理する。特に、在宅教育支援を担う複数の専門職、具体的にはソーシャルワーカー、エドューケーター、児童精神科医、社会家庭専門員、幼児エドューケーター、子ども専門裁判官の成り立ちに注目する。続いて、近年の社会状況と在宅教育支援への影響について整理する。

1.1 在宅教育支援が誕生する背景と専門職の歩み

在宅教育支援には AEMO と AED⁹がある。AEMO は司法命令による強制的な支援であり、AED は親が同意をして親との契約のもとにおこなわれる支援である。支援の内容自体は AEMO も AED もおこなっている内容はほぼ同じであり、エドューケーターが親子ともに支えるもので大きな違いはない。いずれも民間機関(アソシエーション¹⁰)が県の児童保護予算で運営しており、国家資格を有するソーシャルワーカーが実施する。全国どこでも同じ支援がおこなわれており、未成年人口の 1% が利用している¹¹(Drees 2022)。必要だと専門職や裁判官によって判断される子どもがいたらその分の

⁹ AEMO = Aide Educative en Milieu Ouvert 社会内での教育的支援。この論文では「司法命令による在宅教育支援」

AED = Aide Educative à Domicile 在宅教育支援。この論文では「親の同意のものの在宅教育支援」

¹⁰ 民間の非営利団体。児童保護分野では 1 人の子どもあたり 1 日単位の委託費を県から受け取る。在宅教育支援の場合、パリ市では 1 人の子どもにつき 17 ユーロを 365 日分県からアソシエーションに支払っている。

¹¹ スクールソーシャルワーカーの継続支援を受けている子どもはパリ市の 6-16 歳の 10% であり(OPPE 2021)、他にもさまざまな支援

措置費を県は用意し支援を開始しなければならない。日本であらかじめ予算が決められて支援が受けられる人数が限られていたり、相談件数ごとに費用が請求できる仕組みとは大きく違う。AEMO が在宅教育支援の 7 割と多くを占め、今回研究の対象としているのも AEMO であるため、以下、本論文では便宜的に在宅教育支援を AEMO と表記することとする。

在宅教育支援はアソシエーション Olga Spitzer が 1923 年に始めたもので、2023 年に 100 周年を祝った。現在 Olga Spitzer はパリと近郊にて 1 万 1000 人の子どもの支援を担い、900 人の職員で対応している。パリ市には AEMO が 5 機関あり、AED が 6 機関ある。初の子ども専門裁判官¹²である Henri Rollet が 1928 年に困難に直面している子どもを家庭内において支えるための支援と調査を目的とすることとして枠組みを示し、その後 1958 年に AEMO、1986 年に AED が制度として成立した。子どもの権利を守るための枠組みであり、ニーズをもとに全国どこでも同じ枠組みが存在する。子どもは法的な個人として存在するので、子どもの権利を守るにあたり親の申請は必要なく、同意がなくても実施できるようにしている。子ども自身が親の同席を必要とせず子どもが必要なときに相談することができ、滞在許可などなくても誰もが無料で利用できる。そして、国家資格のある専門職が担うことで質の担保がされている。

児童福祉分野はいかなる機関であっても、多職種の専門職がそれぞれの視点を持ち寄り、チームとしてソーシャルワークに取り組むことが求められている。AEMO は主に専門的エデュケーターを中心に、ソーシャルワーカー、幼児エデュケーター、社会家庭専門員、心理士から構成され、さらに児童精神科医や、文化メディエーターが支援を必要とする家族のみについてチームに加わる。これら専門職は文化メディエーター以外国家資格である。さらに AEMO の支援内容は子ども専門裁判官が書く判決文に指示されているため、子ども専門裁判官も支援において重要な役割を果たす。

1.1.1 親権の制限と国の子どもの育ちへの関心¹³

危険に瀕した子ども国立研究所の Constance De Ayala によると、ギリシャ帝国やローマ帝国の時代は嬰兒殺しや遺棄は認められており、その後も家父長制社会では父に、子どもを殺したり奴隷として売ったりする自由が認められていた。捨てられた子どもは奴隷として売られたり、売春させられたり、剣闘士として育てられたりした。キリスト教の誕生により、人間への敬意、弱者の救済といった考えが生まれ、遺棄された子どもである孤児は保護の対象となる。4 世紀のコンスタンティヌスの時代に家族救済機関がつくられるようになり、同じく 4 世紀に子どもを殺すことや子どもを放置することが刑罰の対象とされた。キリスト教が遺棄された子どもの受け入れ施設を各地につくり、長い間教会が児童保護の役割を担ってきたが、1670 年に国が子どもの成長を監視するようになり、受け入れ施設を行政の保護下に置いた。

その後、1789 年のフランス革命によって遺棄された子どもを助けることは国の役割となり、発見された子どもの保護は公的サービスとして義務づけられた。それと同時に、そもそも親が子どもを遺棄しないための方法も模索されるようになる。国会のホームレスなどを扱う委員会は「公的慈善サービスは家庭のなかでおこなわれなければならない」とした。憲法も遺棄された子どもたちについて「子どもたちの暮らしと健康を守り、国にとって有益な主体とし、幸せを保障し、徳を与え、他の市民に信頼される人間に育てる」と定めた。また、1793 年の法律で遺棄された子どもについて「全ての市民と同じように助けられる権利がある」「国は遺棄された子どもの身体的精神的教育を保障しなければならない」と明記し、国がこれらの子どもたちの保護をすると定めた。救済される子どもの数は非常に多く、かつ増加の一途であった。パリの「発見された子ども病院(l'hôpital des Enfants

の方法がある。在宅教育支援は「心配」があり定期的継続的な支援が必要な子どもが主な対象であるため人口比は少ない。

¹² 裁判官資格を得た上で 2 年間の児童保護と非行専門の養成課程を経ている。

¹³ この節は安發明子「フランスの児童福祉の特徴・価値とその背景」(2020a)をもとに整理する。

trouvés¹⁴⁾」で保護された子どもの数は 1640 年には 30 人だったのが 1780 年は 5500 人となり、1640 年から 1789 年の間に 38 万人が保護されている。他都市でもその状況は同じであり、その 6 割は 1 ヶ月未満の乳児であった。その後、1811 年より国が子どもを成人まで扶助し状況を確認する「未成年の社会的支援」(assistance publique aux mineurs)がおこなわれるようになる。1800 年代に、子どもを遺棄する必要がないように、国が家族の経済的支援をおこなうようになり、その費用がかさむことから 1830 年代にはこの支援について論争になったものの、1870 年代になると実際に病院に預けられる子どもの数は激減した。そして、20 世紀初頭までこれら子どもたちは国に仕えることが求められた。Michèle Guidetti らは「子どもたちは国にとって有益でなければならず、農民として、兵士として、または遠い植民地での開拓民として生きた」と記しており(Guidetti et al 1997)、Virginie De Luca Barrusse は「子どもが放浪していることは社会的秩序が保たれていないことの象徴、もしくは荒廃の象徴とされた」「ブルジョワ社会は心配な子どもたちを国のプロジェクトに組み込みフランスの国力にしようとする一方で、国にとっての負債としての考え方も持っていた」と書いている(De Luca Barrusse 2012)。

第三共和国(1870-1940)のもとで「共和国の子ども(les enfants de la République)」と呼ばれるようになる。Catherine Rollet によると第三共和国はユマニテ(人間性)、社会的正義を価値としており、例えば医学アカデミーは 1869 年に「子どもは誕生と同時に権利を有する存在であると理解されるようになる日がくる」と記録しているとする。さらに、Rollet は国家権力は親が反対しても子どもを守り、回復を支えなければならず、貧困や社会の無知や社会のオーガナイズーションについて責任があるとする(Rollet 1991)。

それまで暴力をとまなわない子どもへの性加害は罰の対象ではなかったが、1827 年には 8 人の教会学校の生徒への性加害で神父が「モラルへの暴力」として刑罰を受け、1832 年には「11 歳未満の男女への性加害は暴力を伴わないものでも禁固重労働の刑に処する」と定められた。さらに 1863 年には 13 歳未満に修正され、子どもに対する性加害の対応がなされるようになった(Vigarello et al 1999)。

1880 年代になると、子どもに対する悪い扱い(maltraitance)が社会的な関心を集めるようになる。これまで保護の対象は婚外子など遺棄された子どもが主だったのが、モラルとして放置されている子ども(moralement abandonné)、現代日本で言うネグレクトも保護するべきであると考えられるようになる。この風潮については、この時期に不遇な環境を生きる子どもに注目した作品が輩出されたことから時代状況をうかがい知ることができる。エクトール・マロの『家なき子』(1878)、ヴィクトール・ユーゴーの『レ・ミゼラブル』(1890)、エミール・ゾラの『ジェルミナール』(1885)『ナナ』(1879)、ジュール・ルナールの『にんじん』(1894)などである。つまり、社会の子どもたちへの見方が変わった。19 世紀には児童労働している 5 歳以下の子どもの死亡率が 40%であることを受け、8 歳未満の児童労働を制限する法律が 1841 年にでき、12 歳未満の労働も 1874 年に禁止された(Guidetti 2004)。

こうした動きに関連して 1882 年に定められた義務教育も強制力が強く、不履行の際は学校に対応を求めるものだった。「医師の診断のない月 2 日以上欠席」への対応を学校側に求めている。農業国であり、子どもが重要な働き手であったからこそ、強制力がなければ実現が難しいものだった。そして、学校が福祉の入り口になっていることは現在も同じである。Lola Zappi は戦間期のソーシャルワーカーの歴史研究の中で、1927 年の学校ソーシャルワーカーが 5 歳と 6 歳の貧困家庭の兄弟に無料で給食を食べさせたり、新しい洋服を入手して着せたり、父が酒に酔った状態で迎えに来たときには子ども専門裁判所にその状況を伝えたりしたという記録を示している(Zappi 2022)。

¹⁴ 1670 年創設。パリ市には 1639 年以降のケース記録が保管されている。現在の児童相談所の役割を担っていた。
[https://archives.paris.fr/a/304/enfants-assistes/\(2024 年 10 月 1 日最終閲覧\)](https://archives.paris.fr/a/304/enfants-assistes/(2024年10月1日最終閲覧))

そして 1889 年には児童保護の法律ができ、子どもに対して悪い扱いをする親からは父権を剥奪することになった。この法律の制定は、父権の絶対性を否定する、場合によっては国が子どもの後見人となる大転換となった。子ども個人の権利が認められたのである。父親の役割は子どもの生活条件を整えて育てることとした。

1935 年に現在の在宅教育支援である教育的支援が民間団体への委託が開始された。子どもに対する悪い扱いについて家庭内にて支援を行うという対応がされるようになった。それまで子どもの徘徊や盗みなどの非行は閉鎖的な施設に入れる扱いだったが、児童保護の扱いに変わる。それは、それまで、非行傾向(罰)、不幸な境遇(保護)、普通ではない(精神病院)と子どもの状況について 3 つに分類していたが、実はこれら 3 つに分類された子どもたちは同じ境遇から来る子どもたちであることが理解されたからであった。そのことから、子どもたちの育ちを守るために、まずは家庭から支援しようという方針転換がおこなわれたのである。必要なのは子どもへの罰ではなく再教育であり、そのために親の教育能力や環境を確認し方針を決めるための調査が家庭内まで及ぶようになる。家庭内での教育改善が可能と判断されると職員が家庭に出入りして教育支援をおこなうようになる。これは閉鎖的な施設での教育で失敗してきた反省からの方針転換であった。ただ、歴史学者 Catherine Rollet によると当時はまだ予防的な支援や家族のサポートは十分ではなく、できれば支援を受けたくないと思われている、つまりマイナスのイメージを伴うものであったとしている(Rollet 2001)。それに対し、1924 年のジュネーブ宣言は子どもの捉え方を前進させるものだった。「人間性は子どもに対し、人間性のうち最善のものを与えなければならない」としている。

支援を担うのは慈善活動が中心であったのが、1901 年にアソシエーションについての法律ができ、社会活動と位置づけがされ、国や県が予算を負担しアソシエーションに委託するという形をとるようになった。

このような経過を経て、1800 年代終わりの介入主義、社会的監視に対し、子どもには特有のニーズがあり、罰したり、他の場所で埋め合わせをしたりすればいいわけではなく、子どもの育ちを支える必要があるという考え方が広がり、1898 年に、子どもに対する暴力を禁止する法律ができた。1912 年には子ども専門裁判所が設立され、非行も保護も専門の対応を受けるようになった(de Ayala 2010)。

1.1.2 もともと親が子育てをすべて担ってはいなかった

前の節で国にとっての子どもの位置付けについて検討した。子どもの育ちを国が担うべきと考えられるようになり、乳児死亡率や、栄養や健康の改善や、児童労働から子どもを守り父権の絶対性を否定した流れを確認した。一方で、親子の関わりにも目を向けると、必ずしも両親が子育てをすべて担うという位置付けではなかったことがわかる。この節においては、家族の中の子どもについて歴史的背景を確認する。

歴史学者 Emmanuelle Romanet によるとフランスでは長い間、新生児は乳母のもとに預けられていた歴史があり、キリスト教では授乳期の性交が認められていないことも父親が乳母に出すことを後押しした(Romanet 2013)。どのような社会階級においても、乳児を乳母に預けるということが 19 世紀まで広くおこなわれ、母親が子どもを育てることは 20 世紀になるまで一般的ではなかった。母親が授乳しては生活のための仕事を継続することができないのと、貴族階級にとっては 1859 年の文献で説明されているところでは「授乳は位の高い女性にとってあまりに動物的な役目である」ことが理由とされ、貴族階級にブルジョワ階級も従っていた。14 世紀のパリでは既に乳母への報酬額も定められていた。17 世紀から 18 世紀にかけては特に幅広い習慣であり、1780 年にパリで生まれた 2 万 1000 人の子どものうち実親に育てられたのは 1000 人のみという記録も残っている。授乳しないことで女性は 8 人以上出産したり、毎年出産する女性もいた。しかし、パリ市で生まれ、乳母に預けられた子どもの 71%が 1 歳を迎える前に死亡しているという調査結果が 1865 年に発

表され、1874 年以降乳母に預けられている 2 歳未満の子どもは公的機関が生命と健康を守るため監視するという決定がなされた(Romanet 2013)。これらが、親が子育てを担うというわけではなかったこと、乳幼児の育ちについて国が関心を持ち乳幼児が健康に育つための政策を展開した背景である。

歴史学者 Christian De la Hubaudière による歴史をもとにした記述によると 1750 年代には、母子家庭など乳母代に困窮している親には乳母代の補助が支払われ、遺棄された子どもには国が 6 歳まで乳母代を払っていた(De la Hubaudière 2016)。遺棄された子どもたちは、成長すると職業を身につけるため職人やブルジョワや農民のところに託されるが、国が女子には 16 歳まで、男子には 12 歳まで手当を払っていたので、遺棄された子どもの方が困窮家庭の子どもより優遇されていた(De la Hubaudière 2016 : 78)。Sebastien Mercier によると捨て子があった場合に父が縄で首をつながれ、見せ物として市内を曳き廻されていた(Mercier 1781)。女性にとっては匿名で出産できる場所があり子どもを国に託すことができたが、男性にとって遺棄は罪であった。つまり、育児が必ずしも女性の責任とはされていなかったことがわかる。しかし、女性が一人で働きながら子どもを乳母に預けるとき、給料の 2/3 もの額を乳母代に払わなければならない、手当を得ても生活は厳しかった。1783 年の記述では捨て子乳児院ができる前は子殺しはあったが、その後は稀になったとある。一方で、一年に 8000 人もの子どもがパリ市だけでも乳児院に預けられていた(Mercier 1781 : 349)。

母親が仕事しながら子どもを育てられるよう、そして国家が子どもの発育をフォローできるよう保育園が作られ始めたのは 1840 年以降のことである。3 歳以降を対象とした幼稚学校に至っては 20 世紀後半を待たなければならない。歴史的文脈の中で、古くから妻であること、仕事をする事、そして乳児を育てることは両立し難いという認識があった。

1970 年代以降、女性の就労や家族のスタイルの変化に伴い、複数の大人で子どもを育てるという概念(pluriparentalité)がうたわれるようになり、児童手当などの金銭的支援だけでなくサービスの充実がはかられ、国が子どもの健康を守る役割を担うことが任務とされた。つまり、サービスを利用することは親として不足があるという認識は少ないといえることができる。

1.1.3 家庭に入るソーシャルワーク

国にとっての子どもの位置付けの変化、続いて家庭内の子どもの扱いの変化に注目したが、ここでは専門職の家庭への関わりに注目して背景を整理する。在宅教育支援の土台にある「知」がいかに生成されたか記述を試みる。

フランスではソーシャルワークに関して、もともと医療社会的(médico-social)アプローチが主流であり、衛生面への関心が高かった。ソーシャルワークの対象とされた分野は医療社会分野と社会分野の二つで、前者は特に結核との戦いを意識したもので、家庭にソーシャルワーカーが通うという方法がとられた。社会分野は相談窓口や大衆教育などである。医療社会分野においてソーシャルワーカーが家庭内に入るために、養成校が 1905 年にでき、1922 年に「訪問看護師」資格ができた。結核に始まり、学校での衛生面の問題、アルコール依存や、子どもの死亡を減らす闘いに取り組む中でこの職業は発展を遂げた。その背景として、フランスはたびたび社会にダメージを与える感染症を経験したことが大きく関わっている。1918-1919 年スペイン風邪によりヨーロッパ人口 3000 万人が死亡、1926-32 年コレラによってパリだけで半年で 2 万人が死亡、1952-57 年アジア風邪によりフランスで 10 万人が死亡したとされている。そのような社会背景により、1900 年代初めに 4 種類のソーシャルワーカー資格が存在していたものが訪問看護師資格に統合された。つまり、当初より予防的であり、社会面のみならず医療面にも関心があった。統合前は以下のような 4 種類のソーシャルワーカー資格があった。

1 つは富裕層の女性たちによる援助事業である。工業化により大都市の中で劣悪な労働環境、衛生状態、住居の状態を経験する人たちが現れた。女性たちは子どもの衛生状態や乳児の死亡を防ぐ

ことを目的として家庭に通った。貧困や病気は社会的な事情によって起きているため、従事者たちは不公平があることへの反発や社会構造を変えるための活動として捉え、訪問看護師として予防活動に取りくんだ。伝染病が蔓延しないよう、伝染病にかかっている子どもがいたら学校から訪問看護師のもとに連絡がいき、訪問看護師は子ども自身が治癒しても家族全員の健康と家の衛生状態が改善されなければ再発の心配があることから積極的に家庭内での支援をおこなった。病気の治療にとどまらず予防的で、社会構造への取り組みも視野に入れたものだった。

2 つめはイギリスのセツルメント運動に影響を受けて、ブルジョワ階級のカトリック家庭が庶民階級の住む地域に移り住み、無料診療や相談窓口などを創設するというもので、大衆教育(*éducation populaire*)とも言われる。現在でも所得の低い世帯の多い地域には「地域の家」(*maison du quartier*)と言われる社会的施設が多く存在し、当時と変わらず学校のない時間に子どもを受け入れ文化的な活動をするなど教育の機会を提供している。平等についての意識や、積極的な教育に価値が置かれていた様子が窺える。

3 つめは神父が社会階級の分断を防ぐために貧困層の元に行くことの重要性を説いて、地区ごとに割り振られた担当地区でソーシャルワークをおこなうというものである。現在でも、特に所得の低い世帯の多い地域にはキリスト教を母体とする民間団体が事務所を構え、公的な福祉事務所と同じように地域住民の相談に乗っている。病院への付き添いなど公的な福祉事務所よりきめ細やかなサービスをおこない寄付からなる現物支給もおこなっている。地域に根付いたネットワーク、教会を通じた人脈で支え合おうという取り組みは国が福祉を引き受けるようになってからも残り、公的機関の福祉と補完関係にあり、ミルフィーユ状の福祉を形成している。公的機関のみに任せることなく、利用者と公的機関との間の仲介機能がある。さらに、地域のニーズを公的機関につなげ、公的機関に寄せられたニーズを地域で満たすという取り組み方の起源である。

4 つめは第一次世界大戦の時期に兵器工場など工業分野の労働者である女性の衛生状態や労働環境改善を目的としたソーシャルワークであり、特に保育分野が発展した(Le Bouffant 2005)。組合活動をもとに 1912 年にソーシャルワーク専門学校も創設される。

ソーシャルワーカーの初の国際会議は 1928 年に開催され、42 カ国でソーシャルワークについて以下 4 つの定義がなされた。「苦境からの苦しみを緩和させる」「個人と家族の暮らしの条件を整える」「社会的な災いが起きないように予防する」「個人とグループに対し、行政的な支援活動だけでなく、研究や、調査といった方法ももちい、社会的な条件や、暮らしの状況を改善するためアクションする」。ソーシャルワークは科学的な技法を身につけたソーシャルワーカー(*assistants sociales*)が担うことも確認された。つまり、1928 年の時点で、ソーシャルワークは社会問題の解決を目指し、科学的な根拠をもとに専門職が対応するという位置付けがされていた。チャリティでも、社会保障でも足りず、貧困による困難は、専門職による個々への対応を必要とすると考えられた。

1932 年にソーシャルワーカーは国家資格となった。こののち、資格のない者は活動できなくなり、公的機関での採用が始まり、1938 年には訪問看護師の資格と統合されるが、資格取得には「一年目は看護師、2 年目は医療社会(*medico-social*)、三年目にやっと社会的支援を学ぶ」という内容だったことなど、公衆衛生の観点が色濃い(Perrot 2008)。

現在のこの職業の特徴としては、国家資格のガイドライン(*DE Assistant de service social*)によると、人々と家族の生活条件の改善が目的であるため、ケースワークだけでなく、ニーズを観察し自らソーシャルワークを企画することも求められている。そして、社会政策の発展のための提言も求めている。社会問題や社会政策に関する専門性を高めるため、知識の継続的な習得をする機会を設けること、社会的分析をおこない、教育、社会、医療分野の連携先に専門的な知見を共有すること、革新的で利用者に合った提案をすること、などと記載されている。社会的なアクションまで明確に求め、職業の発展を担うことを期待している。現在ソーシャルワーカーという職業が担う複合的な知の背景には歴史的な流れがあることが確認された。特に、予防的な関わりをし、家庭内に入り、包

括的な関わりをすることが特徴である。

1.1.4 教育的ニーズに応えるソーシャルワーク

前節では家庭内にソーシャルワークが入る背景を整理したが、この節では教育的支援をおこない、在宅教育支援の中心的役割を担うエデュケーター資格の背景と特徴について整理する。

エデュケーター¹⁵(éducateur spécialisé)はフランスで 1941 年に職業として誕生した。フランスにおいては第一次世界大戦の影響は非常に大きく、第一次世界大戦によってフランスは 100 万人の兵士を失い、60 万人の女性が未亡人となり、98 万 6000 人の孤児が現れた(日本は第二次世界大戦の戦死者数 310 万人、孤児 12 万 3500 人)(Paris archives 2015, 新宿区立図書館 2020)。第二次世界大戦中は、100 万人の子どもが疎開を経験し、休戦協定(armistice)は 1940 年であった。まさに第二次世界大戦休戦協定の翌年に職業化している。

エデュケーターの誕生となった活動は、現在も予防の最前線を担っている路上エデュケーターである。事務所を持たず若者への声かけにより支援をおこなう働き方をする。浮浪児を大人たちが仕事帰りに連れて帰り地域の集会場のような場所に寝泊まりさせ、地域の商店にかけあって仕事を探すという活動がのちに制度化した。子ども専門裁判官や小児精神科医が「自由の中でこそ若者は自由についてより良く学ぶことができる」とし、施設や病院や少年院を必要とする若者を減らす取り組みとして政府に全国的な運用を促した。市民がボランティアとして活動を始め、国が福祉として担うことになったときに現場にいる団体に活動を委託するというフランスの福祉の典型的な流れである (Peyre 2006)。このようにして、子どもを施設に隔離するのではなく、地域内で暮らしを作ろうとした。

エデュケーターという職業の目的は、教師、矯正教育、監視とは別の教育的ニーズに応えるためであった。終戦前までの養成課程では医療的社会的支援、監視教育、児童保護、保健を学んでいたが、他の職業に就く人たちがボーイスカウトのようにボランティアとして「社会的教育チーム」という名称で活動するものだった。戦後の混乱期にエデュケーターのニーズが高まり「困難を抱えた子ども」「不適応をきたしている子ども」の対応をするために警察未成年保護班主導で、小児精神科医によって養成内容が整備された。それは、当時は学習の遅れも集団不適応も児童精神科医の対応であったが、社会的教育によって調整することができるものであるとして児童精神科医たちがエデュケーターという職業にその役割を託した。

ただし、支援対象の捉え方が初期と現在とでは少し異なる。当初は「不適応児童(l'enfance inadaptée)」「モラルが危険にさらされた子ども(l'enfance en danger moral)」「非行児童(l'enfance délinquante)」という呼び方があり、エデュケーターに再教育(rééducation)とソーシャルワークの両方を託していた(Chauvière 1980)。つまり、非行分野と保護分野が混在しており、その後、子ども専門裁判官の登場により、「非行は保護の対象でもある」という形で非行と保護の関係性が整理された。

1943 年に公的資格として認定され(養成は ANEJI という機関が中心)、この頃より、一週間現地、一週間座学の形で「知識、実践知、生き方と生きる姿勢」を同時に学ぶことが重視されるようになり、1950 年に現在のスタイルである 3 年の養成課程で現場と座学が半々と規定された。1967 年に国家資格化され、この時に児童保護から内容が広げられ「知的障害、身体障害、行動トラブル、社会的困難」が養成課程の項目に加えられた (Dréano 2015)。

親たちへの支援も当初よりおこなっており、親学校(EPE Ecole des parents et des éducateurs)はエデュケーターたちが親を支えることを専門とする民間の全国組織で、親 SOS 電話の運営も担っているが、これは 1900 年初頭の戦間期に洗濯機を村で一台共有する形で家庭をまわり、洗濯をする間に

¹⁵ エデュケーターという名前のつくソーシャルワーカーは 3 種類あるが、この論文では éducateur spécialisé をエデュケーターと記載する。

家庭支援をおこなっていた活動が前身である。

養成課程におけるカリキュラムをパリ市にあるソーシャルワーカー養成校のシラバスから引用する(IRT2023)。クラスは25人以下に設定されている。

表 1-1 エducueター養成課程カリキュラム

1 年目 論理 545 時間 それぞれの分野について学生は自身の現場経験をもとにレポートを書く。常に実践と論理の行き来の中で進める(問題提起、背景、状況、分析と理論的理解、知見) - 教育的関係 98 時間(教育的関係についての主な著作を学び、観察や、関係構築、サポート、評価、自立の概念、問題解決ソーシャルワークと教育的姿勢について学ぶ) - 個人、グループと社会(ソーシャルワークが必要になる状況がどのように生じるのかについての社会学的分析。障害、依存症、移民、児童保護、メディアなどについて理解し、その中でエducueターの役割を学ぶ) - 人を理解する(ソーシャルワークの対象となる人が抱える問題への心理学的アプローチ。子どもの発達過程、思春期、大人について年齢ごとの理解) - ソーシャルワークの歴史 - 個人とグループ (グループの中の個人の行動やコミュニケーション、その中でエducueターの動きについて社会心理学を中心に学ぶ)
2 年目 論理 520 時間 26 週、約 10 ヶ月の実習と同時並行。現場での経験についてグループで理論的分析を試みる。 - ソーシャルワーク対象に特有の問題(心理学、精神分析学、サポートの方法) - コミュニケーションと記録 (ケースワーク報告書や評価の記録について構築や思想) - 教育的計画 (実習先での対象者への教育的計画の策定。問題の把握と仕事の方法の計画策定方法。観察、診断、サポート、評価を含め計画書を書き、学生同士意見を言い合い改善を試みる) - 法律
3 年目 論理 520 時間 26 週、約 10 ヶ月の実習と同時並行。 理解を深める(45 ページ程度の論文の提出に向け、問題提起の明確化と発展と論述を支える)

注として以下のように書かれている。「エducueターは自身の価値観、物事に対して抱いているイメージ、習得してきたステレオタイプ、習得している知識と十分習得していない知識に自覚的であり明確に認識している必要がある。教育的関係、何を相手に伝えるかに影響するからである。「あり方」は自覚的で他者にも透明性を持って伝えられ、話し合えなければならない。自分がしている行動や伝える言葉の根拠や背景や哲学が何であるか常に自覚できること。自身の立場を分析する習慣をつけるために、自分のとった行動や使った言葉をグループで分析する機会を多く持つ」。参考理論一覧があるわけではないため、現場の経験をもとに理論的に理解し専門性を身につけることが求められるが、現場から通う、または現場出身のエducueターである教員の指導力が問われ、学ぶ内容はクラスによって違うのが特徴である。

国家資格試験は 4 回に分けておこなわれ、機関のダイナミズムに関する論述試験、執筆した思考論文をもととした口頭試験、実践に関する口頭試験、そして選ばれたテーマに関する口頭試験である。現場をもとに文献を調べ、議論をして学びを深め、エducueターとして養成するという考え方があることがわかる。

1.1.5 子どもを一人の人間として捉え、親を支える重要性を説いた児童精神科医

精神科治療の発祥はフランスであり、1745 年から 1826 年を生きた Philippe Pinel がパリ郊外で「狂っている」とされ鎖につながれた人たちを治療の対象とし、1809 年に初めて精神科疾患の分類

をした。子どもを対象とした精神分析は Hermine Von Hug-Hellmuth(1871-1924)が最初であったと言われているが(Soubrenie 1994)、アメリカの小児科医 Benjamin Spock が 1946 年に出版した「Baby and child care」はフランスにおいても赤ちゃんと子どもを一人の人間として捉える考え方を広めることに貢献した。フランスにおいては複数の児童精神科医が活躍し、特に Françoise Dolto (1908-1988)は一般に広く考え方を伝えたことで影響力を残した。彼女は医療分野にとどまらず、存在意義を確立し、回復のためのケアをすることは教育的な意味もあることを広めた。

1946 年以降、保健省と教育省により心理医療センター(以後 CMP centre psycho-pédagogique)が精神科セクターごとに設置され、学校と密に連携をとるようになる。こうしてヴィシー政権下(1940-44)で「不適応の子ども(enfance inadaptée)」や「非行」と呼ばれていた子どもたちについて、児童精神分野で、治療と、適した教育をする機関への引き継ぎの役割を担うようになった(Catheline 2021)。

現在でも CMP において児童精神科医や心理士が親子の医療ケアのコーディネートをしており、ここで家庭内に教育的ニーズがある際に在宅教育支援が勧められることがある。医療が社会面教育面も含めたケアのコーディネートまで担っている。

Françoise Dolto の功績は大きく、特にラジオで親たちの相談に答えるというプログラムが大ヒットし、それによって、親は誰もが育児や子どもの教育に悩んでおり、それに対し児童精神科医は見識を持っているということを周知し、専門職への信頼を生んだ。このプログラムを通して彼女は「子どもは真実を知っている、だから本当のことを教える必要がある」「子どもは大人と対等な一人の人間である」という認識を広めた。そして、彼女は、親は自分の親との関係から今の子育てに臨んでいるため、親自身の過去について解決していない気持ちなどがあるときには「難しさ」がどこから来たかを話し、理解することで状況を変えることができるという、親の支えの必要性についても説いた。

在宅教育支援に限らずフランスの児童保護、子ども家庭福祉、母子保健、保育、教育分野には必ず心理士がいる。若者用就労サポートや生活保護のフォローを担う福祉事務所にもおり、福祉分野で重視されている専門職である。在宅教育支援においてはエデュケーターの担当するケースのうち半分くらいを一緒に担当することで、二つの視点から家族に関わり、一緒に家庭訪問や面談などをおこなう。フランスにおいて心理学が一つの科学的分野として学ばれるようになったのは 19 世紀の終わりであり、臨床心理学の第一人者は Daniel Lagache という医師、哲学者、精神分析家である人物であった。彼の築いた方法論が臨床心理士の職業養成課程に利用されるようになる。その課程は、病気ではなく葛藤の状況にある人を対象とし、助言し、治療し、教育し、再教育することを目的とした。臨床心理士が法的に職業として認められたのが 1963 年で、臨床心理士らは不適応の子どもの受け入れ機関でも活動をするようになり、1966 年に臨床心理士は資格としても成立した。当初は心理判定を主な職務としていたが、温かい見守り役として相談者に対し良し悪しの判断をしたり指導をすることではなく、相手の状況に対しニュートラル¹⁶に接する職業へと変化した。社会規範をもとに相手の状況や感情を判断するのではなく、人それぞれの固有の状況や複雑さに関心を持つようになる。

現在臨床心理士になるためには、心理学の学士と修士が必要であり、500 時間の実習と、さらに研究も求められる。現在ではグループを対象としたセラピーや演劇や音楽やお互いに言葉を交わす会の進行なども求められる。1991 年の省令により、勤務時間の 3 分の 1 の時間は知識のアップデート、研修や研究に充てると定められた(FIR le temps de formation, information recherche)(Halley, Charelli 2014)。

児童精神科医や臨床心理士がフランスの福祉において大きな役割を担うに至ったのは、話すこと

¹⁶ 「ニュートラルな立ち位置(Position neutre)」 「ニュートラルで温かい見守り(neutre et bienveillant)」は対人援助分野で使われる表現である。

が習慣として歴史的にフランスの生活の中にあること、また話を聞く役割を担う人がいたことが背景にあるのではないだろうか。例えば Jean Delumeau によると、カトリック教会でおこなわれていた告解について、過ちを認識するのみならず、自己批判ができることが重要であるという認識がされていたとする。また、17 世紀から、告解における「温かい見守り(bienveillance)と守秘義務」といった現在の専門職につながる価値観が継承されている。現在西洋にある「自己に起きた引っかかりを話さないでいることは精神的な負荷になり、話すことで負荷を手放すことができる」という考え方はこの告解の歴史とつながっていると Delumeau は指摘している(Delumeau 1990)。

1.1.6 家事を一緒にすることで信頼関係を築けるという経験知

この節は Bernadette Bonamy の文献をもとに在宅教育支援と並行して利用されることの多い社会家庭専門員資格の背景について整理する(Bonamy 2007)。

修道会は当初は病人の世話をしに家庭内に入っていたが、1865 年に家庭向けのサービスを開始した。この団体は現在に至るまで活動を継続している。当初は「母親を教育することでより良い家庭をつくること」を目的としていたが、家事を一緒にすることで家族と会話することができ、信頼関係を築けるという経験知があった。そこで、「日常のタスクを教育活動をするためのツールとする」ために、一人の支援者が「看護師、ソーシャルワーク、家庭支援」の 3 つの役割が担えるよう養成された。現在でも、社会家庭専門員が「家庭支援、家事支援、ソーシャルワーク」を担うことに変わりがなく、多くの場合は在宅支援専門機関に所属しているが、AEMO に所属している人もいる。現在は TISF (Technicien d'intervention social et familial 社会・家庭介入テクニシャン、この論文においては社会家庭専門員)という名称だが、1920 年についた名称は「家庭の母親アシスタント(aide aux mères de famille)」だった。

第一次世界大戦の出生政策の中で、「社会階級に関係なく、相手の同意の上で、母たちと一緒に家事育児をする」という役割は全国に広がり、1940 年代に有給の職業となった。1942 年 Gounot 法により同業の全ての団体が全国組織 UNAF に加盟して職業として整備され、養成機関におけるプロとしての養成がおこなわれるようになった。在宅教育支援に所属している場合はチームがニーズに気づいたり家族の相談を受けたりすることでソーシャルワークの内容を家族と組み立てるが、TISF にとって多くの場合は、他機関のプレスク립ト(処方)によって派遣される。それは、医師がリハビリや薬を処方し、その後全快まで調整しながら経過を見届けるのと同じで、TISF を必要とする理由が書かれたものが保健センターや福祉事務所から TISF 専門機関に届き、TISF は家庭に入ってから福祉事務所のソーシャルワーカーなどプレスク립ターとやりとりをしながらソーシャルワークを実施する。

1947 年に社会保障の家族部門が利用要件を「誰でも希望者は利用でき、妊娠中、産前産後、多胎児の養育、離婚後、片親家庭、家族の死別後」とし、それらの家庭に対して TISF 専門機関を通じて派遣するようになり、同年健康保険の傷病部門も「子どもか親の障害や病気」の際に派遣するようになった。社会保障の家族部門(CAF Caisse des allocations familiales)とは、出産手当や家族手当、保育料や給食費など子ども家庭に関する予算を管理する部署で、両親の所得を把握しているため、家族の状況に変化があったらソーシャルワーカーと心理士が家族にアプローチをする。それゆえ、離別や死別があった際に早期に家庭に関わることができる。1949 年に保健省が公的機関での TISF の資格試験に集約し、民間での資格を廃止し、1970 年にソーシャルワーカーの一職種と認定、それに伴い他の福祉職教育職との連携が求められるようになった。それまでは TISF は家庭支援を主にしていたが「教育とソーシャルワークを専門とする職種」と規定されるようになる。支援の対象も社会的困難、夫婦間の葛藤、依存症などにも広がる。1974 年には児童相談所と保健センターもプレスク립ターに加わる。TISF は教育的支援の役割が拡大するようになる。ここでは「学習の遅れ、不登校、攻撃性のある子ども、子の生活リズムや栄養に配慮が必要なとき、衛生面、親の失業、借金、

家のメンテナンス不足、施設や里親宅からの一時帰宅中」にプレスクリプトされるようになった。TISF が児童保護分野で利用されるようになってから在宅教育支援分野でも主なアクターを担うようになる。さらに 1975 年の児童福祉法の改正の際、TISF は心配がある子どもの家庭を支えるだけでなく、困難がなくても利用できるの確認され、社会的教育的専門職と位置付けられた。そしてついに 1999 年、国家資格となる(décret du 9 septembre 1999)(Bonamy 2007)。それによって TISF の役割については、家事育児の補助としてのヘルパーではなく、総合的なソーシャルワークを担えることが重視されるようになる。社会保障の家族部門¹⁷(CAF)は TISF の派遣を一時間数百円で受けられるようにしており、TISF の費用に対する国家負担は 11 億 5700 万円(80Meuro。2022 年 11月末のレートで換算)である(IGAS 2018)。

現在 TISF の養成課程は 2 年間で 950 時間の理論と 1155 時間の実習を経たのち国家資格試験を受験する。(DETISF 国家リファレンス)養成課程の項目の中には「(家庭内での)悪い扱いを防ぎ、良い扱いができるよう家庭を支援する方法」という記述もある。

1.1.7 3 歳未満の教育の目的「目覚め、社会化、社会参加」

在宅教育支援チームに参加している幼児エデュケーター(EJE Educateur Jeunes Enfants)資格もソーシャルワーカー資格の一種であり、親子の関係性、子どもの社会性を担う。幼児エデュケーターが担う範囲は「0 歳から 7 歳の子どものとその家族」を対象とし、1973 年にこの資格も国家資格化された。この職業は、託児ではなく子どもに対する積極的な教育を担うのが特徴である。フランスには保育士という職業はなく、生後 2 ヶ月半から義務教育が始まる 3 歳を受け入れる保育施設を担うのは主に幼児エデュケーター、小児看護補助、発達や関心に合ったアクティビティを提案するアニメーター、幼児職業資格からなる多職種チームである。この積極的な教育について、国のガイドラインには「目覚め、社会化、社会参加(éveil, socialisation, inclusion sociale)」が目指されると書かれている。幼児エデュケーター養成課程の教科書によると、1836 年からある子ども園(Jardin d'enfant)が土台になっており、知識を与えるのではなく、子ども自身の活動を刺激することを優先する。子ども園の職員は子どもの庭師(jardinières d'enfants)と呼ばれた。その教育法は、ジャン＝ジャック・ルソー(1712-1778)の「大人が学ぶべき内容を提案するのではなく、子どもが望み、探し、見つけるため、大人はそれらに手が届くよう用意し、子ども自身から望みが生まれ満足するよう支える」という考え方も引き継いでいる。子ども自身の力で自由に自分を築き、自分に責任が持てることを目的とする。子ども園と庭という言葉を利用したのは、子ども自身が開花し、花を結び、実を結び、香り高い芳香を放つよう、大人にできることは子どもに対し丁寧にケアをすることだという考え方からきている。

その後、1937 年に幼児エデュケーター組合の全国組織が結成され、1945 年に幼児エデュケーター養成課程の内容統一化が進められた。そして、1973 年に幼児エデュケーター国家資格が健康省により定められる。2005 年より、幼児エデュケーター養成課程は論理が 1500 時間、実習が 2100 時間となり、内容の充実がはかられた。幼児エデュケーターは 3 つの役割を果たすことが求められている。1 つ目の「家族との関係の中で子どもの包括的なサポート」は社会の中で安心して自立して生きることができるための社会面、愛情面、行動面の支え。親の教育的能力を補強する支え。2 つ目の「ソーシャルワーカーとしての機能」は社会的排除のリスクとのたたかい、つまり、子どもの社会的医療的心理的不適応の予防。社会的絆を構築できるよう支え、親の機能も支える。よりよくその機能が果

¹⁷ フランスの 2021 年の社会保障家族部門の予算 1010 億ユーロの内訳としては、国と県 49%、雇用主負担の「家族保険料」33%、CSG(経済活動に伴う税金、資産にかけられる税金、株や生命保険にかけられる税金、カジノやロトなど賭博にかけられる税金)12%、ITAF(アルコールやタバコなど健康を害する商品にかけられる税金、企業支出)6%。
https://www.caf.fr/sites/default/files/medias/cnaf/Nous_connaitre/International/PresentationBrancheFamille/2022/2022_PlaquettePresentationBrancheFamilleFrancaisBasseDef.pdf (2024 年 10 月 1 日最終閲覧、内訳については CAF に電話で確認済)

たせるよう、教育・福祉・保健分野の専門職と協働する。3つ目の「幼少期の教育と福祉のエキスパートとしての機能」は、幼児エデュケーターは地域での社会政策のアクターであるということ。乳幼児の受け入れに関してのニーズを調査し文章化し、地域の関係機関との協議を発展させ、社会政策と幼児エデュケーターを取り巻く環境と活動がよりよく適合していくよう働きかける。

Jean-Pierre Lebrun らによると、幼児エデュケーターに必要な素質として、人間的な質の高さ、特に「あり方(savoir-être)」と「おこない方(savoir-faire)」の両方が必要であり、幼少期と家族に関わる問題には敏感でなければならない、コミュニケーション能力も求められる(Lebrun 2014)。以下の能力の発展が求められているとする。それは、「子どもと家族のニーズや要望に気づき理解するために必要な注意力と忍耐力と人間的質の高さ」「子どもとの仕事に必要な不可欠であるアーティスティックな能力と方法」「子どもを観察する能力」「オーガナイズーション能力」(CASF D451-47)(Lebrun 2014)である。

乳幼児を日中託す専門職の役割が「保育」や「預かり」よりも、より積極的な「教育」の意味合いがあること、その際の対象が子どもだけではなく親子双方であること、社会政策のアクターとしての役割を求めていることが特徴的である。

1.1.8 子どもを守るために司法を利用する

子ども専門裁判官(JE Juge des enfants)は、子どもの健康、安全、またはモラルが危険にさらされているか、教育に関する条件が損なわれているときに、それに関する事案を担当する。子ども専門裁判官は 1945 年に創設され、裁判官資格を得た上で少年院や児童保護施設などでの研修を含む 2 年間の専門養成課程を経ており、未成年の保護と非行を扱う。

この資格が設立された背景としては、1912 年に子ども専門裁判所が創設され、主に非行や浮浪の状況の子どもについて、家庭生活の状況について社会的調査を命令することができるようになったことにある。非行や浮浪が大きな社会問題になったのは、第一次世界対戦の影響である。

1889 年の児童保護についての法律まで父(父権¹⁸)は児童労働をさせることや、子どもを施設に預けることなどができていた。児童保護の法律によって初めて、父権が絶対ではなく、悪い扱いがあったときは法律で子どもを守ることができるようになった。つまり、子どもを親の所有物ではなく個人として扱うようになった。その後、子どもへの関心が高まり、1921 年より未成年の浮浪罪(délit de vagabondage des mineurs)ができ、浮浪している子どもは施設、個人、学校、農家などに預けられるようになった。ただし、1924 年より「職業訓練の学校と称しながら、労役刑の学校(bagnes d'enfants)」であるといった批判が増加し、職業訓練の学校にいる子どもたちの暮らしについてさまざまな報告がなされた。1927 年に最初の子どもの専門裁判官となる Henri Rollet がこうした子どもたちの再教育機関の見直しを訴えるも大きな改善には至らず、1934 年に子どもたちが反乱し、ジャーナリストや、詩人 Jacques Prévert が批判を展開し、労役刑が実施される状況を終了させた(Blanchard, Gardet 2017)。1942 年には、刑罰ではなく教育をおこなうよう法改正がなされたが、1943 年の記録では非行として施設などにいる子どもの数はこの段階に至っても非常に多かった。

1945 年の省令で「フランスは子どもの数が多くないので、すべての子どもを健康に育てる必要がある。戦争や秩序の混乱が未成年の非行を増やした。現在最優先の課題は罪のある子どもたちの問題である」と書かれ、子どもは守り教育する対象であると再確認し、この問題を子ども専門の裁判官が担当することとなった。フランスは第一次世界大戦で孤児が 110 万人、第二次世界大戦では 30 万人が孤児として国に登録された¹⁹。しかし歴史的に健康な子どもを国が育てる考えは一貫しており、隣国であるドイツやイギリスを意識した対策であると考えられる²⁰。非行をする子どもは守るべき子

¹⁸ 1970 年に父権が親権に書き換えられるまで、父権、つまり父が一家の決定権を持っていた。

¹⁹ <https://archives.seine-et-marne.fr/fr/sur-les-traces-dun-pupille-de-la-nation>

²⁰ 参考までに、ドイツの人口 8380 万人(2022 年)、イギリス 6760 万人(2022 年)、フランス 6387 万人(2024 年)(外務省)。

どもでもあるという考え方はこの頃より一貫している。ここで、フランスは子どもは責任がないものと仮定する(*présomption d'irresponsabilité*)という立場をとることになった²¹。当初、子ども専門裁判官は非行を扱っていたが、1958 年より保護分野の「教育的支援(*assistance éducative*)」も担当するようになる。同時に子どもを保護するかどうかは裁判官が決めることで、父(父権)が決めることは許容されなくなる。非行分野においても、親子分離のみならず、子どもが家庭に暮らしながらエドゥケーターなどの専門職が家庭に通う形の在宅支援が選択できるようになった。1970 年に父権が廃止され親権となり、対等な 2 人の親権者がいるという扱いになる。

1937 年生まれで子ども専門裁判官をつとめ、のち国会議員になった François Colcombet の記述によると、1954 年に出た人気小説“*Chiens perdus sans collier*(首輪のない迷子の犬)”は映画化もされ、表紙には「労働者にとっての神父のような存在」と書かれていて、子ども専門裁判官は時代のヒーローだった。子ども専門裁判官は理論と実習を含む充実した訓練を受けることができ、養成機関では人間科学を幅広く学ぶことに力を入れていた。子ども専門裁判官は、教育的心配がある子どもを専門としていたので、急に環境を変えたり家族との断絶を経験させたりするのではなく、常に、子どもや家族の決断、参加、承認を尊重しようとする特性があった(Colcombet 2011, *vie publique* 2021)。

パリ市の場合、子ども専門裁判官は各区に 1 人いる。緊急一時保護の判断は子ども専門裁判所の検事がおこない、子どもの措置先を児童相談所が探すが、その後 2 週間以内に子ども専門裁判官は裁判をおこなわなければならない。さらに、親子分離措置や教育支援の命令をしたのち、命令期間である 3 ヶ月から 1 年以内に再度裁判をおこない、子どもの権利の状況を確認する。

1.2 在宅教育支援を取り巻く社会状況

この節においては、在宅教育支援の背景となる考え方の整理をおこなう。まず、在宅教育支援が含まれる子ども家庭福祉に関する考え方の変遷を辿り、次に職業倫理としての議論を扱い、続いて近年の児童保護分野の改革と出来事、親に対する考え方、最後にヨーロッパ各国の中でのフランスの福祉の特徴について記述し検討する。

1.2.1 子ども家庭福祉の価値とするものの変遷

専門職が家庭に関わるにはその根拠、法的枠組み、目的、正当性が必要となる。そこには共有されている哲学や文化も含まれる。それらを本論文では価値(*Valeur*)と呼ぶ。現代の価値が形成されるまでには、背景に歴史的変遷がある。

長い間、福祉は貧困に対する物理的な支援と、キリスト教の考え方からくる貧困家庭のモラルとしての「再適応」という考え方が入り混じって存在していた。私的な団体が長い間福祉を実施していたが、国や公的機関が徐々に役割を引き継ぐなかで、モラルという言葉は宗教的な意味ではなく社会規範に近い意味に変化した(Zappi 2020)。

戦間期には結核、乳幼児死亡、アルコール依存、不衛生な家屋が社会問題になった。国を守るため衛生面の改善に力が入られるようになる。ブルジョワ出身のソーシャルワーカーが多かった中で、家族の物理的ニーズを確認するだけでなく、モラルにも関心は引き続き持たれた。「再教育(*rééducation*)」「モラルの修正(*redressement moral*)」という言葉が使われていた。ブルジョワ出身ソーシャルワーカーたちは、貧困や病気は社会的な事情によって起きているという前提で、不公平があることへの反発や社会構造を変えるための活動として取り組んでいた。しかし、ブルジョワ視点からの関わりは批判され、心理的・社会的アプローチに重点が置かれるようになる。キリスト教の精神にとって代わるものとして「モラル」という言葉が使われるようになり、心理学、精神分析による知識を実践の土台とし、社会保障としてソーシャルワーカーが家庭に入るという位置付けになった。

互助的な考え方のアソシエーション(1901 年の法律により規定)も誕生する。家庭教育はそれぞれ

²¹ ordonnance du 2 février 1945

の方法に任せるのではなく、家庭教育についての知識の共有が必要であるとされるようになった。現在「親 SOS 電話(Allo parent en crise)」などの活動を担っている親学校 EPE は 1929 に生まれている。EPE の季刊誌の第一号のテーマは性教育であり、家庭教育の「知」の構築に専門職と親たちがともに取り組む活動が始まった。

図の公的健康省によるポスターには「ソーシャルワーカーは家族に喜びと健康をもたらす」と書いてあり、良いイメージを広めようとしていた様子が伺える。



図 1-1: 1942 年の公的健康省によるポスター²²

アソシエーションが中心となり福祉の実践を担う状況は、政権が変化しても一貫して続いた。第一次世界大戦中、1940 年の独仏休戦協定を受けナチス・ドイツの影響下におかれたヴィシー政権時代、1944 年から 45 年にかけての終戦以後とアソシエーションが福祉を実践することには変わりはなかった。そのため、上のポスターは家族政策を強く打ち出したヴィシー政権時代につくられたものであるものの、公的機関が活動の実践を担っていたわけではない。歴史学者 Philippe-Jean Hesse と Jean-Pierre Le Crom によると、ヴィシー政権時代はフランスの家族政策の黄金時代(1938-1958)に分類は起こすことはなく、福祉国家としての発展を遂げた時期となった(Hesse, Le Crom 2003)。1939 年に社会保険料が給料の 25%、国家の収入の 11.4%を占めていたのに対し、ヴィシー政権下においては 30%と 14.4%に上げられ、福祉の発展が加速する時期となった。社会と衛生を担当する国家機関が 1941 年に設立され、年金受給対象の拡大、1942 年には企業によるソーシャルワーカーと医療専門職の雇用を義務づけ、社会保障の家族部門が整備され、以前からあった家族手当の充実がはかられた(Hesse, Le Crom 2003)。少子化を経験していたフランスにとって、国家は多く子どもを持つことを勧める家族政策という関心があったわけだが、戦後にも家族に重点を置く政策は引き継がれた。

一方で、Christophe Capuano はヴィシー政権は家族分野で内実のある政策を公的には実現できていなかったと指摘している。Capuano によると、家族政策についてのイデオロギー的アピールは宣伝に過ぎず、例えば 1941 年の官報の記載を見ると、国家予算の家族政策についての内訳は僅かである。家族予算は 400 万フランで、若者支援 5000 万フラン、スポーツ 7800 万フランに比べても非常に少ない。ドイツの影響下にある政権が県への予算強化を認めなかったことなど制約が多く、さらに、家族若者省が 1940 年に廃止されるなど家族分野の指揮系統はヴィシー政権の最後まで安定しないままであり、予算確保も改善しなかった。そのような中、福祉を担ってきたアソシエーションは休戦以前からの活動を続け、アイデンティティと目的を固持し、さらに、団結を強めた。1941 年以降、各アソシエーションは国のドイツへの協力と反ユダヤ主義、ヴィシーイデオロギーと決別し、独自の活動を続けた。その結果、家族のニーズに応えるための家族政策により力を入れて取り組むこととなるが、ヴィシー政権は家族政策を打ち出しているため、政権と対立していても、これらアソシエーションの活動がヴィシー政権から弾圧されることはなかった。政権とは独立した活動をしていたからこそ、第二次世界大戦終了による旧政権解放時にも新政権から排除されることなかった。それ

²² <https://educ19e21e.hypotheses.org/243> (2024 年 10 月 1 日最終閲覧)

どころか、この背景は有利に働き、新政権のもと家族政策はよりアソシエーションが中心的に担う結果となった。それゆえ、ヴィシー政権の家族政策は新しく打ち出したものではなく、以前からの活動を引き継いだものであった。ヴィシー政権は福祉をユニバーサルなものに位置付け直したり、サービスの幅を拡大することについての具体的な貢献は限定的であったが、家族政策を価値として社会に示す役割のみ果たした。福祉を実装するはずであった県は、国からの予算の不足と、アソシエーションによる乖離により、政権から期待されていた公的私的機関による調和的なサービスを提供することはできなかった。アソシエーションはヴィシー政権によるイデオロギーとは別に、独立して活動していたため、終戦時には自分たちにとって有利な力関係を得ることができた。家族を中心とした福祉の思想がヴィシー政権前、政権中、終戦後も一貫してある一方で、政権交代を経ても継続できた理由である(Capuano 2009)。現在も家族分野の予算決定にはアソシエーションを統括する連盟が参加している。さらに、公的福祉事務所とは別にアソシエーションが運営する福祉事務所があることなどもフランスの特徴である。

一方で、歴史哲学者 Philippe Pouteyo はヴィシー以前は各アソシエーションが各々の場所で各々の活動を各々の哲学に沿って実施していたのを、ヴィシー政権は全ての場所で同じサービスがおこなわれることを求めたため、アソシエーションの活動範囲の拡大とサービス内容の検討の機会になったとしている。国が ARSEAA²³というアソシエーションを 1943 年に各地に設立し、困難な状況にある子どもに関わるすべてのアソシエーションを評価し監視し資金提供をおこなう役割を担わせた。国内における福祉提供の質や量を調和させようとした。19 世紀の終わりにさまざまな形態の学校を廃止に追い込み公立校を整備したのに比べ、福祉に関しては、廃止させずに国の役割を担わせるべく監視し、公的資金を投入する体制を築いた。アソシエーションや専門職の活動を正当化した側面がある。それゆえ、職業養成校もこの時期につくられた。さまざまな政権交代を経ても現在に続く体制ができたのはヴィシー政権下であったが、主体として実践しているアソシエーションは政権以前からのものが脈々と活動を続けた。ただ一方で、多様だったアソシエーションの哲学は均一化されたわけである。それは、国が法律で定めた内容を施行する機関という役割を担わされたからだ。しかし、Pouteyo はアソシエーションを介した国民の監視という国の関心はなかったと主張する。困難を抱えた子どもに対する福祉を国が役割として担う必要があるという理解は多くの国民に共有されていたわけではないので、それを広める契機にはなったが、それでも、共和国の子どもは国が守るという考え方の共有にはその後長い年月を要することとなるとする。「国民の監視」という批判は 1970 年代以降になって急速に福祉が方々に拡大した時期に生まれたものであり、ヴィシー政権下にはまだそのような考え方はなかったとの見解を示している(Pouteyo 2024)。

エデュケーターたちの活動にとっては 1943 年の「教育支援に関する法律²⁴」が活動の幅を大きく広げる契機となった。それは、革命後リベラルにアソシエーションが活動していたのに対し、フランスの国土全域での活動を求めるもので、各地域に母子支援施設の開設や、経済的困難の状況にある家庭への経済的支援が強化され、子どもを養子に出したい親は事前に経済支援を得る権利があるという説明を受ける仕組みがつくられた。この流れは 1945 年の保健センターを創設する法律²⁵に結びつく。

Boris Cyrulnik によると、二回の世界大戦はフランスの女性たちに大きな変化を与えた。それは、男たちは合計で 7 年間もの間、学校に行くことも職業に取り組むこともできなかったが、女性たちは戦争中に働き続け、女性たちで病院をまわし、自分たちが働けるよう保育園をつくり、自信をつけた。1940 年に第二次世界大戦が終わった時、女性たちは自分たちが男性のように働くことができ助け合って問題を克服できることを知っていたと指摘する。女性の職業選択や、結婚の選択は 19 世

²³ Agence Régionale de Sauvegarde de l'Enfance et de l'Adolescence

²⁴ Loi n.182 du 15 avril 1943 relative à l'assistance éducative.

²⁵ Loi n.941 du 16 décembre 1942 relative à la protection de la maternité et de la première enfance.

紀からできていたが、父権が親権に修正されるのは 1970 年を待たなければならなかった(Cyrulnik 2024)。

1968 年に五月革命が起き、1970 年代には社会学者たちによるその時代のソーシャルワークのあり方への批判が次々となされ、特に Michel Foucault の使った「社会的監視」という言葉が議論の争点になった(Foucault 1972)。それは、支援庶民が家庭(famille populaire)の監視の道具として利用されているとする主張である。

しかし、1980 年代の経済危機以降は必ずしも貧困家庭ではない福祉利用者が増え、さらに、1970 年と 1980 年ではソーシャルワーカーの数は 1.5 倍に増えており、中間階級から庶民階級出身の担い手が増えた。1990 年代になると福祉はソーシャルワーカー資格のみならず、エデュケーターなど他の職種も含めた多職種のチームで担うことが求められるようになり、心理士がチームに入ることが一般的となる (Zappi 2020)。

「不平等とのたたかい」も一貫して価値として存在する。文化的継承(heritage cultural)や学校における成功(mérite scolaire)も福祉の考え方の土台に存在する。Pierre Bourdieu と Jean-Claude Passeron は「学校教育により機会の平等が可能になる」という国の考え方に対し、学校は社会階級ごとの選抜を強化すると異議を唱えた。彼らは、学校教育が、家族の文化的な不平等や差異があることに対する無関心(indifference aux differences)さえ引き起こすと批判した。経済資本、文化的資本、社会的資本、象徴的資本の中で、文化的資本とその継承が学校教育において大きな影響があるとしている(Bourdieu Passeron 1970)。現在、ソーシャルワークの実践において、文化的継承や文化的資本といった言葉の使い方はしないものの、「平等」という概念を根拠として、手厚く学習支援やアクティビティや旅行の提案がおこなわれている。また、所属するグループに応じた社会的コード(codes sociaux)を身につけるといった表現が使われる。例えば、パリ市立小児病院の専門職や親向けのホームページには「家、学校、など生活のそれぞれの場に応じた社会的コードを理解するためのキーを提供する」と表現されている²⁶。

また、フランスにおいては、社会化という概念も価値として重視されている。Muriel Damon は、社会化とは「社会によって個人が形成されるプロセスの総体。個人が社会の中での方法、思考、あり方を学び、習得し、内面化し、体得し、同化していくプロセス」と定義づけている(Damon 2006)。安發明子の 2018 年の研究によると、子どもがソーシャルワーカーとの関わりの中で、特に「意味のある他者」としての関係性が形成されたときに、第二の社会化として子どものあり方の変化に大きな影響がある。ソーシャルワーカーたちは子どもたちの属するグループの社会的コードを失わないまま、学校や職業の世界における社会的コードも獲得していけるよう、新たな社会化が可能な場の提供を意識的に作り出していた (Awa 2018)。

すなわち、福祉はソーシャルワーカーたち専門職による創作ではなく、政治的姿勢や共有されている価値の中で実践されている。

1.2.2 職業倫理を通し問い直され打ち出される価値

フランスのソーシャルワークの特徴は、職業倫理について予め定めるのではなく、「常に倫理は築き直される」という路線が選択されていることである。このことが、常に臨床において自らの実践を問い直し、価値の確認をしながら進め、進化させようとする福祉を形づくっている。国際ソーシャルワーカー協会(IFSW-FITS)は各国に策定を委ねているが、フランスのソーシャルワーク最高委員会の報告書には「ソーシャルアクションの発展を導いた価値が個々人の倫理として存在している。法律に対する価値のせめぎ合いが常に継続的に求められているものである。このようにして世界と人間の発展に適したソーシャルアクションを実施していくことができるのである」としている

²⁶ CléPsy, Groupe d'habilités sociales, organisation et principaux thèmes . <https://www.clepsy.fr/enfant-avec-tsa-habiletés-sociales/>

(Rapport du Conseil supérieur de travail social 2006)。以下は筆者による Brigitte Bouquet の論文からのまとめである。Bouquet によると、このソーシャルワークという職業の意味はルールによって進化するのではなく、経験の分かち合いのプロセスや、チームや外部連携機関とともに「チームによる思考的な実践」によって意味を生む。「信念とする職業(profession de foi)」といった考え方が職業倫理を語る際に使われていたが、職業倫理に関する多くの文書や本が登場した。健康保健省や、職業団体、アソシエーションを統括する連盟などが出す憲章は特に、モラル的なエンゲージメントを示し、「基本となる価値」「信念(conviction)」「共通の価値(valeurs partagées)」について示している。そこに示されているのは、心配な状況にある苦しみを抱えた人、脆弱な状況にある人、阻害されつつある人を関心の中心として取り組むということである。これらの憲章は権利や義務ではなく、宣言としての性質があるため、その機能としては、アクターの動員、団結して取り組むこと、連帯すること、信念を表明することを持つ。こうして示していくと、これは価値のショーウィンドーになっているだけで、そのうち何がどのように実践に表れているのかを我々は問わなければならないという面もあるが、これは「皆にとって良いものについての共通の定義(definition commune du bien commun)」を確認する機会になる。個々のソーシャルワーカーの独自性と自由を尊重し、個人としての信念や価値に加え、「我々専門職」としてのダイナミズムを追求し守ることが求められているのがフランスのソーシャルワークであるとする(Bouquet 2009)。

職業団体として 2009 年から 2022 年まで活動していたエデュケーター全国連盟による「エデュケーター職業倫理憲章」はこの論文の冒頭にも記したように「エデュケーターは知識(connaissance)、知(savoirs)、おこない方についての知(savoir-faire)、価値、あり方(savoir-être)」をもとにアクションをおこなうとしており、目的については「困難に直面している人たちが、社会面、教育面、精神面、物理面、健康面での条件がすぐに、そして長期的に改善するための自分たちを取り巻く状況と取り巻く環境について行動を起こすことができること」としている。特徴的であるのは、以下のような点である(ONES 2015)。

相手の発展の可能性を保障する、つまり、どのような障害や精神疾患や、過去や犯罪があったとしても、その人が発展していける環境を用意すること。

無条件にどんな相手も対象とし、相手のありのままを受け入れること。

どのようなアクションをする際も明確で同意を得て進めることを模索すること。

相手の困難を理解するために話を聞き、思考し分析し客観的に捉えること。

信頼によって仕事をすることができるが、その信頼は仕事の有効性による。

職能を超えた分野でのアクションはおこなわず、適切な専門職につなぐ。

雇用主は継続研修によって専門職の知識と能力を高めることを保障する。

実践の向上のために同僚専門職のアドバイスを受け、実践分析の機会も得なければならない。

自身のアクションの意味を常に確認し、他の専門職に対し、支え、オープンであり、助け合う。

職業の発展のために、研修に貢献する。実習生の受け入れ、研修機関での教育に参加する。

社会の見守りの機能を担う。社会や医療社会分野において利用者たちのニーズ、利用者と専門職の権利と自由、専門職による実践と社会の舵取りと政治の間の距離を縮めるための行動に参加する。

「どうあるべき」というモラルはブルデューが「象徴的暴力」とするもので、ある支配的価値を押し付けることになり、非生産的であるということがフランスのソーシャルワークの中では言われてきている。続く分析は社会学者 Bertrand Hagenmuller によるものを筆者が要約したものである。Hagenmuller は、ソーシャルワーカーは倫理(éthique)的立場であってモラル(morale)ではないと述べる。彼によれば、倫理とは、子どもの権利条約第 3 条が定める「子どもにとっての関心²⁷(intérêt

²⁷ 日本政府訳は「子どもの最善の利益」であるが、この論文ではフランス語の intérêt に意味が近い関心という言葉を使用する。

de l'enfant)」という価値を中心に「今、ここでできること」を模索することであるとする。ソーシャルワークとしての関心は何か、ソーシャルワークにおける意味は何かという点である。人々のモラルの管理ではなく、ソーシャルワークは何を価値として守ろうとしているのか？どのような質を求めているのか？を各自、そしてチームで問い続けることである。Hagemuller によると倫理の実現には 4 つの段階があるという。1 つ目は双方の文化の中で何が大事であるか、すり合わせをする中でつながりを築くこと。2 つ目は「何を望んでいるか？」希望を引き出すこと。3 つ目が開くこと、それはつまり、家族の外部との関係性を紡ぎ、子どものまわりに子どもにとっての場を開いていくこと。4 つ目が試験的試みである。新しいことを試み、「変えようとしていることが変わる」挑戦を試みることである。Hagemuller はフランスの海外領においても同じ在宅教育支援が実施されているが、家族にとってハードルが下がるよう裁判官が家庭に赴き、家族の家で裁判をしている様子などを講演で報告している(Hagemuller 2024)。

フランスは多文化社会であり、その一因は奴隷貿易にあり、人権侵害の歴史が色濃く残っている。400 年にわたって 1200 万人もを奴隷としてアフリカからアメリカに運び売った。有色人種に対して人間ではなく家畜と同じ扱いをしていた(浜 2019)。「人権についての意識が発展した」のではなく、人権について意識的に対応しなくてはならない背景がある。「このようにすることになっている」という説明では通用しないため、何が福祉の中で大事にする価値かを常に意識し、その共有の方法について職業倫理も個々の状況に合わせよりよいものを模索する努力を続ける必要があると考えられている。福祉において価値(Valeur)という言葉が頻繁に登場する背景は専門職自らが福祉の発展を担うという位置付けになっているからである。

1.2.3 予防を中心に据えた改革

AEMO が制度化されたのは 1958 年であるが、何度もその方向性は再確認され現在に至っている。特に予防中心の考え方や、支援については親子ともに対象とし、社会面、心理面、教育面、医療面すべてコーディネートを試みる包括的な支援、そしてボランティアではなく専門職が担うことと定め、多職種チームで担うことが 50 年以上前から打ち出され、継承されてきている点が特徴的である。AEMO は、1959 年には予防を中心に据えたサービスを各県でおこなうこととし、1964 年からは予防のために保健センターと児童相談所²⁸と学校の医療チームが連携することを義務付けた。1970 年に可能な限り親子分離ではなく家庭内で支援ができることと定め、1973 年に予防中心、継続的、包括的で多機関連携の支援を、多職種チームで担うことが方向性として示された²⁹。1969 年から 1972 年の間にそれまで行政担当も担うことがあった児童保護分野は専門的エドゥケーター、ソーシャルワーカー、心理士、児童精神科医が担うことが定められ、実践面で大きな転換点となった。この歴史的な変化の背景にあったのは、子ども家庭分野を担う専門職たちの団体(ANPASE)などによる専門職化に向けた活動だ。

より早く支援を開始し、より密に連携することを目指して、児童相談所は児童保護ではなく家族支援サービスと位置付けられるようになった。1977 年には里親も職業として確立される。しかし、70 年代にこの家族支援は特権の濫用であるとの批判が高まり、二人の社会党議員が 1980 年に国に提出した報告書³⁰は子どもと親が児童相談所によって十分尊重されていないと指摘したもので実践

²⁸ ASE (l'aide sociale à l'enfance)は子どもソーシャル支援という名称であり、日本の児童相談所に役割が近いことから、この論文においては児童相談所という言葉を使用する。日本において虐待対応が主な業務であるのに対し、ASEは子どもに必要な勉強机代や言語聴覚士代、家族セラピー代の支給もおこなう。プレスク립トする AEMO や福祉事務所などのソーシャルワーカーがニーズを確認しているので、ASEによる確認はおこなわない。AEMO においては施設や里親入所や退所がない限り関わる機会はない。

²⁹ rapport Dupont-Fauville

³⁰ Le rapport de Jean-Louis Bianco et Pascal Lamy

に大きな影響を及ぼす。支援のパートナーとしてソーシャルワークを位置付け、子どもについての専門職の決定に親が参加し、子どももそれに加わる形をとるようになった。1983年のデクレ(以後、省令)で、親たちが相談できる場所の設置を定め、同年に国から県へと児童保護の権限は移譲される。1989年に国連で子どもの権利条約が締結されるとフランスも1990年に批准する。

2002年には利用者の権利が確認され、自らの行政そして司法資料の閲覧が可能になり、こちらも実践に大きな影響を与える。同年、各支援実施機関への国による監視の強化、家族形態に関わらず共同親権を認めること、未成年の買春への罰の強化がおこなわれた。

2007年に予防を中心に据える大改革がなされるが、Constance de Alayaによると、その背景にあるのは、2006年に12歳未満の45人もの子どもが性被害にあった事件(affaire d'Angers)、5人もの食事を十分与えられていない子どもがいた事件(affaire Drancy)などをきっかけに、親権が強すぎて専門職が十分子どもの権利を守れていないとした認識の高まりがあった。県の児童保護部署の担当者、子ども専門裁判所を中心に実務者たちが「100人会議」を実施し、予防中心の仕組みのあり方を国に示した。役割分担の明確化、リスクを評価するプロセスの強化についての改善が特に行われた(de Ayala 2010)。

2007年の改革³¹の柱となる5点は以下である。「予防の強化と児童保護のミッションの明確化」「危険があるときの情報伝達の方法明確化と、調査方法の改善」「社会的保護と子どもに関する司法のつながりの強化」「子どもの必要としていることに応えられるように支援の方法の改善と多様化、教育に関する支援ができる配慮」「児童保護分野の変遷から子どもを守ること」。また、医療機関にかかった患者へ医師の決定内容の説明をするインフォームドコンセントと同じように、当事者自身が十分説明を受けること、児童相談所の記録にアクセスできること(18歳未満は保護する立場の人と一緒に、18歳以降は自分自身で)なども定められた。これはソーシャルワーク実践に変化をもたらす。閲覧可能であることが前提の記録が求められるようになる³²。

2020年には連帯・保健省が「最初の1000日—ここから全てが始まる」というレポートを出し、妊娠4ヶ月から2歳を迎えるまでの時期が人生に大きな影響を与えるとしたことで、妊娠中から社会的・心理的ケアがされるようになった。「科学の発達によって得られたこれらの結果は親に罪悪感を抱かせるものであってはならない。親たちをより良くサポートする責任を政府に求めるものである」として、専門職がリスクに気づき、対応することをより強く求めている(Ministère des solidarités et de la santé, 2020)。

1.2.4 福祉の反省と発展

70年代には脱施設の大きな流れの中で、子どもを保護するだけでなくサポートの質を求める動きも強化され(bientraitance、bienveillance)、どのように子どもたちがサポートされているかについて重視するようになる。里親から施設という流れが、今度は施設の小規模化と在宅教育支援の方向へと舵を切ることとなる。

さらに、児童保護制度のもとでの不適切な扱いからの反省も現在の実践に影響を残している。海外領であるレユニオン島から社会的養護の子どもたちを本土に連れて来て農村に託すという取り組みを国が主導で1982年までおこなったのだが、結果としてこの取り組みの対象となった1600人の子どものうちの多くが精神病に苦しみ、差別や失業を経験したことから、国に提訴したという出来事があった(Jablonka 2007)。現在では、このような反省をもとに、親子分離ではなく、親子在宅のまま支える重要性、親子がなるべくこうした保護や支援の決定過程に参加し、説明され、その後も関係性を維持する重要性、子どもが本人と家族の歴史を理解できるよう助け、親子一緒にセ

³¹ <https://www.vie-publique.fr/eclairage/18716-protection-de-lenfance-comment-mieux-defendre-linteret-de-lenfant> (2024年10月1日最終閲覧)

³² http://www.campus-irts.fr/telechargements/supports/Kergreis_M/ecrits_pro_ASS.pdf (2024年10月1日最終閲覧)

ラピーが選ばれるなどの実践が重視されるようになっていく。

しかし、経済学者の Michel Dollé は、社会福祉の様々な仕組みがあるにも関わらず、フランスはヨーロッパの中でもフランス人家庭出身の人と移民出身の人との間の貧富の格差が一番大きい国の1つであると指摘している(Dollé 2008: 105)。そして、子ども時代に貧困を経験している人は大人になっても同じく貧困状況に陥るリスクは高いとしている(Dollé 2008:99)。ここまで述べてきたことを振り返ると、フランスにおいて、教育や職業訓練、個人の潜在力を引き出すソーシャルワークがされても、不平等な社会構造の中で人々の暮らしの平等は実現できていない現実が浮かび上がる。

1.2.5 親の役割として求めるものとソーシャルワーク

2007 年の予防中心の改革以降「親をすることへの支援(soutien à la parentalité)」という言葉が親子支援の中心的概念として使われるようになった。しかし、これに対しては批判的な見方も依然としてあり、Catherine Sellenet は、その言葉によって「家族の警察」としての側面を政策決定者側は覆い隠そうとしているのではないかと指摘をしている(Sellenet 2007)。一方で、親をすること自体以前より負担が大きいものであるという主張もある。Didier Houzel は「親をすることへの支援」を3つの柱で表現しており、それは「親をすることの実行」「親の主体的な体験」「親をすることの実践」である。親をすることの実行とは権利と義務を指し、2002 年の法律により市民法 371-1 に「親権は子どもの関心に則した複数の権利と義務からなる。子どもの成人まで父と母が担い、子どものその人らしさを尊重した教育を受け成長ができるよう、安全、健康、倫理を守ること。両親は子どもに関する決定には子どもを参加させる」とある。親の主体的な体験は心理面についてであり、親にとって「子どもが素晴らしいと感じている」「親の足りないものを補うためと感じている」「悩みの種」「理想の子どもとかけ離れている」「想像と現実が違う」といった感じ方である。そして親をすることの実践は、家事や子どもの社会化など親が子どもに与える教育を含む。親に対する心理的ノウハウのプレッシャーは近年重くなる一方で、親としてのパフォーマンスも高水準が求められるようになった。すなわち「良い親としての実践」が以前より求められるようになった。Sellenet によると、Houzel がこれらを指摘したことで、ソーシャルワーカーたちにとって、親をすることがいかに難しいかを改めて理解することを可能にした。この3つを十分に満たすことは簡単にできるものではないため、親をすることについて求められることを絶対化するのではなく、背景も含め、捉える必要があることを周知させた。

つまり、経済的社会的、文化的コンテキストの中で親を理解する必要があり、親を子育てのための道具として捉えたり、モデルを当てはめたりしてはならない。しかし、2007 年の予防を中心に据えた法律の名のもとに「児童保護」や「子どもにとっての関心」を根拠として、問題が起きてから対応していたのに比べてより前倒しで、ソーシャルワーカーが家庭に入るようになった。そのことについて、Sellenet は「親をすること」という状態ではなく、「親をする実践」という動きにソーシャルワークがどれだけのインパクトを与えられるだろうかと疑問視する。これは Pierre Bourdieu によって、ハビトゥスの変化は難しいと学んだはずであるという主張だ。この指摘は、例えば妊娠 4 ヶ月の社会面・心理面、そして親子の関係性のチェックの義務化や、産後の強制的な助産師や小児看護師による家庭訪問を指している。国会議員である Jacques Alain Benisti は 2004 年に国会に報告書を提出し、生まれてから最初の 3 年間に衝動性やフラストレーションを抑えられること、権威に従うことができることを身につけることが重要で、それらができないと先々の暴力性につながるとして、社会を守るために子どもを守ろうという主張をした。この頃はまだ家庭について「状況が病的である」「親が責任を放棄している」といった言い方がされていた。ソーシャルワーカーは「教育の不足」「枠組みや制限を設けることができていない」「相互作用の中で不具合がある」といったことに注目しているが、Sellenet の指摘によると、ソーシャルワーカーは、貧困や暮らしの不安定さ、実際には経済的そして社会的関係性においても非常に脆弱な状況にある家族が多い現実を十分捉えておらず

支援策が不十分であるとしている(Sellenet 2007)。

ここまでで言えることは、子どもの福祉の考え方の背景として、より良い福祉の探求といったモチベーションのみならず、親に求めること、社会の中での親の位置付けも影響している。そして、教育的役割を担う存在としての親のみならず、親自身が脆弱な社会環境や不安定さがある中で暮らしている可能性もあり、その状況への働きかけも重要であると考えられている。

1.2.6 法的枠組みと近年の変化

現在の法的枠組みは以下のようになっている。

児童保護は子どもにとっての基本的なニーズをふまえることを保障し、身体的、愛情面、知的、社会的発達を支え、健康、安全、モラル、教育を守り、子どもの権利を尊重する。教育責任を果たす親の直面している困難に対応し、適したサポートアクションを実行する。(2016年3月14日の法律)

健康、安全、モラルが危険に晒されている時、身体的、愛情面、知的、社会的発達のための条件がリスクにさらされているとき、教育的支援が命令される(市民法 375)

可能な限り未成年はそれまでの場所で暮らすことができる。裁判官は資格のある人物に物理的・モラル的困難を乗り越えるための家族への手伝いと助言をするよう命じる。この人物もしくは機関は子どもの発達を継続支援し、定期的に裁判官に報告する。(市民法 375-2)

これらの法律にとって、「子どもにとっての基本的なニーズ」が土台となること、そして、親への支援をすることがポイントである。前者は「子どもに基本的に必要なこと報告書」が土台となる。

2007年の児童保護の改革によって「子どもの権利」を専門職が守ることが基準になるまでは「悪い扱い」から子どもを守ることが基準だった。しかし、性被害に遭った子どもが相談するのはハードルが高く、大人が予防しなければならぬし、少しのサインにも気づき対応できなければ予防はできない、予防は専門職の育成であるという姿勢に方向転換した。さらに2016年の児童保護法改定により子どもの権利条約第3条の「子どもにとっての関心(日本政府訳 子どもの最善の)利益」の実現と「ウェルビーイングの保障」が専門職の役割となった。それらをより具体的に示した2017年に保健省が発表した「子どもに基本的に必要なこと報告書(Les besoins fondamentaux de l'enfant)」は指針になっている。「必要なこと(besoins)」は「ニーズ」に近い。必要性、基本的に与えられていないといけなさと考えられていること、満たされているべきこと、本人が無意識のものも含むといった性質であり、具体的な要求や言語化された「要望」とは異なる。

国の示す報告書を基準として、取り組むべき不足の評価を可能にし、何が価値であるか明確にされ同じ基準が専門職同士共有されるようにしている。家族にも専門職個人の価値観ではなく、これが現在フランスで満たされるべきニーズとされていることなのだと示せるようになっている。この報告書のタイトルには「子どもに必要なことについてのコンセンサスを獲得するため」とされている。

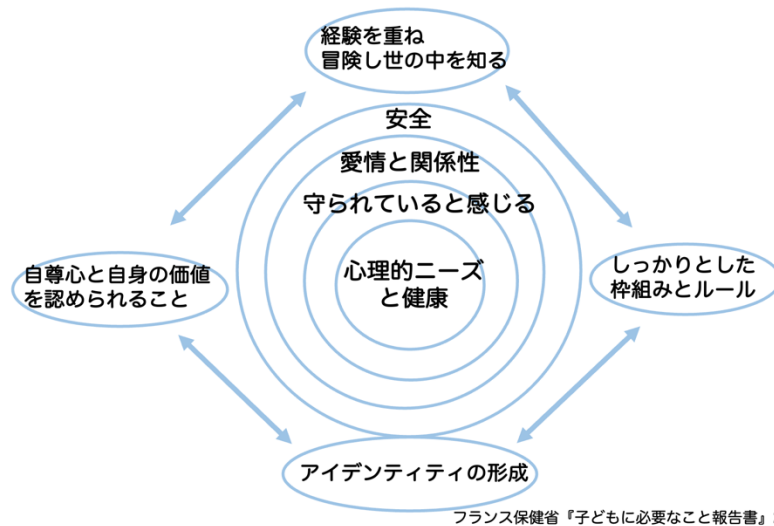


図 1-2：子どもに基本的に必要なことについての図
(Ministère des solidarités et de la santé 2017)をもとに安發翻訳

在宅支援機関を束ねる CNAPE による指針では、他に基本として、親の協働が基本となること、更新しても状況が改善しない場合は AEMO が向いていないと判断すべきであること、目的が裁判官によって定められていること、子どもの参加が最初から最後まで求められ、AEMO 自体への意見も言えること、子どもによる特別なニーズやトラウマへ対応できる知識が求められることが挙げられている。

また、この支援の軸として AEMO で取り組むべきことについては以下の表を参照されたい。

表 1-1: AEMO 支援の軸 (CNAPE 2024)安發翻訳
軸、内容、右端は担当すべき専門職

社会化と市民性 (スポーツ、レジャー、文化)	スポーツ、レジャー、文化の皆に共通の権利へのアクセスを支える 皆に共通の権利としてオーガナイズされている社会化を促すアクティビティに子どもが参加できるよう親たちを支える 社会化のためのアクションに子どもたちや親たちと参加できるよう連携先とともにオーガナイズする 演劇やスポーツなど社会化を目的としたアクションに親子を連れて行く	アニメーター
家族のコンテキストと社会的コンテキスト (両親、住居、拡大家族)	環境内のリソースを構築する 親と子どもそれぞれのプライベートな空間が保たれるように住居内をオーガナイズする 家族内に紛争があるときやバカンス期間に近くで滞在できる方法を探す	ソーシャルワーカー 家庭経済ソーシャルワーカー
生活の枠組みの構築	子どもにとって必要なことに応えられるよう家庭を訪れ日常生活をオーガナイズする 親とともに構築的な生活のルールを定める(食事の時間、寝る時間、衛生など) これらルールが実現するよう親子を支える 住居内の衛生管理に親を動員する 子どもの発達に応じて生活空間が安全であるよう親を動員する(台所、窓、荷物が空間を覆っていないか)	ソーシャルワーカー 社会家庭専門員 幼児エドゥケーター
生理学的ニーズ – 健康、ケアへのアクセス	子どもの身体的心理的治療 適した専門家との予約ができるよう親を動員(かかりつけ医、心理治療センター等)	ソーシャルワーカー 社会家庭専門員 心理士
両親間の紛争と面前DV	紛争のもとで育つ子どもへの対応に親を動員、12歳以上は親子仲裁によって関係性を落ち着かせ信頼を再構築する 紛争が子どもに与える影響について両親に注意を促す 暴力を目撃したり争いに巻き込まれた子どものニーズに応えるため親を動員する 同じ経験をしている他の子どもと感情表現を分かち合う機会をつくる 紛争の状況と子どもへの影響の様子に応じてアクションを評価し適応させていく	必ず2人担当エドゥケーターと 心理士など 家族仲裁、心理士、家族セラピスト
学習と職業訓練	学校か職業訓練、宿題サポート、0-3歳は刺激と世界に開く方法へつなげる 職業体験、皆に共通の権利として利用できる期間につなげる、生活リズムや暮らしの枠組みを支える	ソーシャルワーカー 学習メドिएーター
家庭内性暴力、近親相姦、売春	状況から引き離すことを支える、研修と十分な時間とリソースを職場に要求する 表明した先の手続きを支える 言語化を支える セラピーアトリエを実施する 専門機関につながるよう支え、安全な場所を確保する	心理士 ソーシャルワーカー 管理職
暴力(身体的、性的、心理的)とトラウマ対応	心理教育による治療につなげる 心理士が直接内容を確認し、治療につなげる	心理士
障害、二重の脆弱さ	医療社会的サポートに親子をつなげる 必要の際は障害の需要を支える 行政手続きをする 複数の専門職をつなげる 子ども自身のニーズに応えられるよう親を動員する	心理士 ソーシャルワーカー 管理職
第三者委託の際のAEMO	第三者受け入れを支える 権利について情報提供する(手当、規程、皆に共通の権利へのアクセス) 実親に対して必要な仲裁と、忠誠葛藤に関する課題を判断する 子どもと実親の再会を支える	ソーシャルワーカー 心理士 専門職

多面的な支援を多職種によって総合的に取り組もうという方向性が示されている。ここには複数の専門職が登場する。アニメーター資格とは、子どもの発達の段階や、関心に応じたアクティビティを提案する専門職である。家庭経済ソーシャルワーカーは国家資格で、家計管理を入り口としてソーシャルワークをおこなう。家計管理に関する司法命令もある。家族仲裁も国家資格であり、同居していても、家庭内の決め事を第三者である専門家も交えておこなう際や、離別後の取り決めなどで利用する。社会保障の家族部門が費用負担している機関で所得に応じた利用費で利用できることが多い。家族セラピストは民間の家族システム理論などを専門とする養成校で得られる資格であり、エドゥケーターや心理士が実務に加えて取得することも多い。両親間の葛藤や、親子間の葛藤、子ど

ものの調子の悪さから家庭内で調整する必要があることがあったときなどに利用される。児童相談所で勧めたり、子ども専門裁判官が利用を決定する際は県の児童保護予算から費用が支払われる。学習メディエーターは学校と家庭をつなげ、子どもの学び方に合った方法を子どもと見つける専門職である。また、心理治療(医療)センターは医療機関であり、パリ市の場合は各区にあるが、全国的に人口 25 万人に 1 箇所設置することになっている。幼少期から心理面や発達面で心配があったときに週複数回通い、言語聴覚士や精神運動訓練士など専門職が揃っており、親の心理ケアもおこなっている機関があることが重要である。第三者委託とは、近年ますます増えているが、子どもが親権者と暮らせない場合に祖父母や姉や叔母宅で暮らす方法である。その場合、状況が落ち着くまでは AEMO がつくことが多い。

2007 年の改革によって、子どもの権利を守るために予防を中心に据え、専門職の子どもを守る役割が再確認され、さらに子どもにとっての関心も再定義された。現在の社会福祉家族法では以下のよう定められている。

社会福祉家族法 112-4

子どもにとっての関心、子にとって必要なことである、身体面、知的、社会的、愛情面でのニーズへの対応、子どもの権利の尊重が、子どもに関わるすべての決定を導かなければならない。

さらに 2016 年の法改正(2016 年 3 月 14 日の法律)によって子どもにとっての関心とウェルビーイングが基準に据えられ、2022 年の法改正も子どもにとって必要なことを土台としている。

ここでは家族の変化にも目を向ける必要がある。フランスは 65%の子どもが未婚の両親のもとに生まれており、2%の日本と比べると大きな違いがある。誕生時の両親の法的な状況としては、結婚、パックス³³、結婚もパックスもしていない同居カップルが同じくらいの割合でいるとされている(INSEE 2021³⁴)。移民についても国籍や出身に関する統計データがフランスの国税調査において存在しないため確認は難しいが、3 分の 1 は海外出身の親を持っているか、自身が海外から来ていると言われている。そのようななかで、親と子どもの経験には違いがある。児童精神科医 Marie-Rose Moro によると、産後うつは一般では 15%であるものの、移民出身だと 38-50%と非常に高い。子どものうつについても、移民二世は移民ではない人に比べ 35%も精神的トラブルを経験していることがわかっている(Moro 2023)。

親子支援を専門とする心理士 Ivy Daure も新しい家族形態と移民についての研究結果を以下のよう発表している。

現在フランスで子どもの 3 分の 1 が両親の離別を経験しており、10 分の 1 は再構成家族の中暮らしている。80 万人の子どもが親の新しいパートナーと暮らしているという計算になる。構成員の変化や、家族として暮らした人との離別を経験している子どもが多くいる。新しい関係性を築く支援が以前にも増して必要となっており、中には、子どもはまだこれまでの家族の喪失の中にいるのに対し、親は新たな恋愛を楽しんでいるという家庭内のコントラストが見られることもある。そのような中で大事になるのが「親をすることの 4S」であり、サポート(Soutien)、安全(Sécurité)、柔軟さ(Souplesse 文化間の緊張への対応)、賢さ(Sagesse 大事なものに優先順位をつけること)の 4 点からなる。これらに気をつけながら家族を支える。

(Daure 2024)

このような新たな家族形態への対応、異文化への対応は近年ますます求められている。

³³ パックス PACS 連帯市民協約とは、安定した持続的共同生活を営むために交わす契約。

³⁴ <https://www.insee.fr/fr/statistiques/7624542?sommaire=7624746> (2024 年 10 月 1 日最終閲覧)

最後に、CNAPE が 2024 年に出した指針で指摘している近年の変化について引用する。「強化 AEMO(renforcées)」 「集中 AEMO(intensifiées)」 など週 1 回以上ソーシャルワーカーが家族に会う形、いつでも親子間葛藤や両親間の喧嘩の際に子どもが宿泊を利用できる方法など必要に応じた密度で支援できる方法が増えている。さらに、幼少期、思春期、性被害支援、両親間の葛藤支援、近親姦、LGBT などソーシャルワーカーの専門的知識はより求められるようになった。ソーシャルワーカーによる支援は、子どもの生活環境の改善と親の可能性を支えることを目指すものだが、ソーシャルワーカーが家族に 2 週間に一回しか会えない現場もあることが問題であると指摘している (CNAPE 2024)。

すなわち、ここではソーシャルワーカーたちに求められている内容が増え、実際に家族と過ごす時間が減っているということが問題として指摘されている。

1.2.7 ヨーロッパの中のフランスの福祉の特徴

最後に、ヨーロッパ諸国に比べたフランスの福祉の特徴についても整理する。これは、フランスの福祉の特徴をより明確にするためである。

フランスのソーシャルワーカー教育はヨーロッパ諸国に比べ、専門教育を積み重ねる方法が特徴的である。Emmanuel Jovelin によると、フランスは他のヨーロッパ諸国と同じように市民団体がソーシャルワークの発展を担ってきた。かつ、スペイン、ポルトガル、イタリアや東欧諸国のように独裁政権や共産主義政権時代に、個を守るためにはソーシャルワークは不要であるというように、ソーシャルワークの発展が分断されるような出来事も経験せず、発展を積み重ねることが可能であった。ヨーロッパの中でフランスのソーシャルワーカー教育は専門学校卒ではなく大卒と同等の教育に位置付けられ、かつ、大半の国ではソーシャルワーク全般について学ぶ資格であるのに対し、フランス、ベルギー、リュクセンブルクとオランダのみが職業での実践を見据えた専門に特化した教育を用意している (Jovelin 2014)。フランスにはソーシャルワーカー関連職が 13 種類あるが、それぞれが職業の発展を担い、多職種連携という形で実践知の共有もしてきたことが特徴である。

フランスのソーシャルワーカーの特徴は、主に民間団体に所属するソーシャルワーカーがニーズを見出し、ソーシャルワークを自ら企画し、福祉を実現することである。これらの福祉を担う民間団体の特徴としては、国による福祉が成立する前から活動してきた団体が多く、宗教色のない活動家集団が多いことが挙げられる。活動開始当初は伝染病の蔓延予防と、秩序の改善を目的とした有志たちによる活動だったことから、予防的観点を持ち、対象者にソーシャルワーカーから接近するスタイルであり、すなわち当初からフランスの福祉は「問題が起きてから対応する」「申請が必要」というものではなかった。現在でも子どもの症状などに対し、親から相談がなくても専門家が助言し、家族全体への包括的な支援をするという姿勢は変わっていないが、その支援のやり方は介入的 (intrusive)、医療化 (médicalisation) であるという批判はある。「介入的」というのは子育てや教育、家事のやり方など多くのことに関わってくること、「医療化」というのは「授業中に座ってられない」「読み書きの習得が遅い」など親としてはもう少し様子を見ていいのではないだろうかと思っているようなことにも特別なケアにつなげ専門職をつけることがされていることを指す。

民間団体が福祉のニーズを見つけ、方向性を示し国に認めさせ、国の役割として国からこの活動費を出資させるという関係性も民間団体が自らの存在意義とし、誇りとしている部分である。民間団体は規模の大きなものもいくつもあり、例えば Groupe SOS という民間団体は、全国で 550 の施設を運営しており、1 万 8000 人の従業員を抱え、公的な財源によって活動している。児童福祉施設の場合、措置費は県が財源であり、旅行やアクティビティの費用は寄付を得ていることが多いのだが、それに対し、民間団体は県に対しても民間企業に対しても PR をして資金を得ているのが特徴であり、違いであると言える。

1.3 小括

この章では、ソーシャルワーク実践の背景にある価値はいかに形成されたのかという問いについて、在宅教育支援ソーシャルワークという枠組みの形成から整理を試みた。

第1に、背景にあるのが、国にとっての子どもの位置付けであり、子どもは国の関心の対象であるという位置付けがフランス革命以降意識的にあることである。さらに、「国に子どもや人々を守る責任がある」という考えが人々の間で共有されてきている。それゆえ国家の家庭への関わりは一貫して強い。19世紀より義務教育や、親権の制限など、親権者の意向に反していても、国が定めた枠組みで国家が専門職を通して子どもに関わる仕組みをつくってきたことから、国の家庭への関わりの強さは表れている。子どものことを決めるのは親任せではなく、国が介入することもあり、さらに、親にできないことは親が罰せられることなく、国が肩代わりをして子どもを育てた。つまり、親が子どもの育ちや教育をすべて担わなければいけないという社会規範ではないということである。その延長で、1940年代から子どもの保護に司法も利用されており、ケアや医療を必要に応じて司法を通して実現してきた。ここまででも監視(Donzelot 1977)やケア(Molinier 2013)にとどまらない、協働や「複数で育てる」といった価値が示されている。現在、「親の子どもである以前に国の子どもである」といった言い方がされているが、その起源がここにあり、子どもの権利条約ができる前から子どもを一人の人間として国が扱っていたということを示している。

第2に、ソーシャルワークが家庭に入り、さらに家族全体を対象にしているという価値が見られた。理由として、伝染病がたびたびあり脅威であったことから「予防」の概念を国が広めることが可能となり、家庭が聖域ではなく、問題の解決のために専門職が家庭に包括的に関わるということに正当性が与えられた。それは、学校はじめ協働機関にも受け入れられてきた。それゆえ、1900年代前半の時期より子どもの学習の遅れや徘徊などについても、親に解決を任せたり、子どもを罰するのではなく、包括的、予防的考えから教師、矯正教育、監視とは別の教育的ニーズに応えるため社会的教育を担うソーシャルワーカーとしてエデュケーター資格が創設された。現在では「子どもがきっかけとなって家庭全体に福祉を届けることができる」といった表現がされている。Philippe Meyerは「18世紀より公的権力による福祉はモデルとなっている家庭のあり方ではない形の生き方を消し去る方法をとってきた」「子どもを口実として利用し、人質とし、慈愛であるとして、イレギュラーな家族に福祉事務所はたたかいをけしかける」(Meyer 1977)と批判する。しかし、この章で、保護の対象である子どもも非行の状況にある子どもも同じ背景からきており、教育によって解決できるという関心から、罰や更生ではなく福祉と教育を価値として国が選択したことが明らかとなった。身体の不具合には医師、心理には心理士、社会的な不具合にはエデュケーターという役割分担でエデュケーターの職業は位置付けられている。第一次世界大戦の頃まで、学習の遅れや徘徊は児童精神科が担っていたものを教育と社会的支援によって解決することが国に期待されたという背景があるため、エデュケーターによる児童保護は、福祉の中に教育と心理を並行して用いる形がとられる。現在、常に児童保護の現場には複数の資格を有する専門職が多職種連携しているが、その価値の源流である。国による報告書などによる価値の共有によって利用者に理解されることを目指す工夫をしているものの、介入と医療化批判は存在する(Braut et al 2021)。

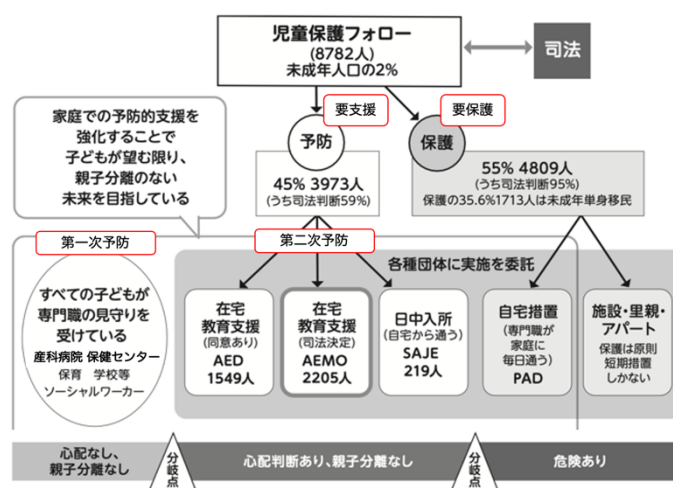
臨床社会学研究にとってフランスのソーシャルワークの背景を研究する意義としては、ソーシャルワーク実践が「子どもの権利実現のため」という単一の価値をもとにおこなわれているわけではなく、重層性があること、その内容を明らかにすることができる点である。その内容がわからない限り、同じ「子どもの権利」を日本で掲げても同じ福祉を実現することにはならない。重層性に含まれるものを分解することで、どのような価値をもとにどのように取り組むのか、なぜそれが大事なのかを知り、日本の福祉政策について検討する一つの視点を与えてくれる。フランスそして海外の臨床社会学研究にも人々と福祉の関わりの中に存在する価値や知識について明らかになったことを共

有することができるという意義がある。

第2章 子ども家庭福祉の構造の中の在宅教育支援³⁵

第二章においては、全員を対象とする第一次予防と子ども家庭福祉の中心概念である「親をすることへの支援」について、第二次予防である在宅教育支援への移行について、そして修復を担う危険があった際の保護について記述し、臨床社会学的視点より知や価値がいかに整理されているか検討する。

在宅教育支援はフランスの子ども家庭福祉の構造の中で以下の図のように位置付けられている。すべての妊娠4ヶ月から18歳未満を対象にした第一次予防³⁶の先に、第一次予防の専門職などの指摘で「心配」と判断された家族が第二次予防である在宅教育支援の対象となる。実際には第二次予防には日中受け入れ機関³⁷(図2-1においては日中入所)という、放課後に週数回通うなかで家族全体へのケアを受けられる支援形態も含むが、大半は在宅教育支援である。第二次予防から児童保護分野であり県が費用を負担し、専門の民間機関が支援を実施する。第二次予防の対象となっている子どもは未成年人口の1%である。なお、在宅教育支援は親の同意により支援機関との契約で始めるAEDと、司法命令によるAEMOの二種類がある。AEMOが7割と司法命令を受けて支援が開始している場合の方が多い。危険がある場合は保護の対象になる。皆を対象とした第一次予防では足りずより包括的継続的な児童保護分野の支援が必要だが、危険はない状況を対象とする。



統計データはパリ市(2020年12月31日における該当者数)

図2-1: パリ市の要支援、要保護の子どもの支援形態 (安發 2023a)

在宅教育支援(以後、AEMO)は「子どもに問題があるとしたら、問題のある親ではなく助けが必要な親かもしれない」という考え方であると言われているが、不登校や子どもの学校での問題行動、勉強の遅れ、非行傾向などの対応を親だけに担わせず、一緒に取り組む方法とも言える。その点では子育て支援の一部と位置付けることができる。そのような方法がなかったら、子どもを望むにあたって親として担うリスクが大きすぎるからである。それゆえ、フランスは合計特殊出生率が

³⁵ この節は安發明子「フランスの在宅支援を中心とした子育て政策」(2022a)をもとに整理する。

³⁶ この論文においては、第一次予防はフランスの国土にいるすべての子どもに対する福祉を指し、第二次予防は第一次予防にて専門職から「心配」と判断された子どもと家族を対象とする県の児童保護予算によりおこなわれるより包括的な福祉を指す。補完的予防は、より特定の対象や専門特化した支援とし、保護は「危険」がある場合に児童保護予算で親子分離などの対応をすることを指す。本論文は児童保護分野における在宅教育支援を扱う。それゆえ、児童保護における「心配」の対象ではない医療的ニーズや障害のある人への在宅支援は含まない。

³⁷ 詳細は巻末資料にある。

1.88(2018 年)と EU 加盟国の中で最も高く、先進国における「少子化対策の成功例」とみなされている(労働政策研究 2020)が、子育て支援の責任が親のみに求められない構造の一端を AEMO は担っている。

2.1 全員を対象とする第一次予防と「親をすることへの支援」という価値

この節では、法的根拠、理念的背景、コスト面での考え方、補完的予防、そして「親をすることへの支援」を担う専門機関について扱う。フランスにいるすべての未成年に対する福祉における価値背景から取り組みの内容を明らかにする。

2.1.1 法的根拠³⁸

フランスでは子育てを専門とする窓口を設置する「プル型」のサービスではなく、子どもが通う機関に専門職を配置して必要な支援が行き届くようにする「プッシュ型」の構造にしている。具体的には、産科のソーシャルワーカーと心理士、妊娠 4 ヶ月からの情報をオンラインで取得し全件チェックしている保健センター、生後 2 ヶ月半からの保育園、3 歳から 16 歳までの義務教育が児童保護の役割も担っている。つまり、子どもの権利を守る役割を親だけに求めるのではなく、専門職が親を支えることで子どもの権利が実現されるよう国が保障するという考え方である。

子どもの権利を守るために親のことも支援するという原則について、子どもの権利条約 18 条には「この条約で提唱された権利を保障するために、締結国は子どもを育てる責任を担う親や親権者への支援をおこない、子どもたちのウェルビーイングを確認する役割を担う機関を用意しなければならない」(フランス語からの訳)としている。

フランスには 2 段階の在宅支援がある。問題がなくても利用できる「在宅支援」と心配がある家庭を対象とした「在宅教育支援」である。在宅支援について社会福祉家族法は以下のように定めている(CASF L222-3 条)。

- ①社会家庭専門員(TISF Technicien de l' Intervention Sociale et Familiale)による支援。
- ②家庭経済ソーシャルワーカー(CESF Conseiller en Economie Sociale et Familiale)による家計管理支援
- ③エデュケーター(éducateur spécialisé)による教育支援(Actions éducatives)
- ④経済的支援

在宅教育支援は、社会家庭専門員(TISF: Technicien de l' Intervention Sociale et Familiale)、家庭経済ソーシャルワーカー(CESF Conseiller en Economie Sociale et Familiale)、エデュケーター(éducateur spécialisé)の 3 種類の国家資格を持つ専門職が担っている。社会家庭専門員(TISF)は、問題がなくても利用できる在宅支援で特に登場し、ソーシャルワーカーの一職種であり「家庭支援、家事支援、ソーシャルワーク」を担う。民間機関に所属し、福祉事務所や児童相談所のソーシャルワーカーがプレスクリプト(処方)する形で、医者が薬を出したのちもその後の経過をフォローするのと同じように、プレスクリプターと並行し連携しながら支援をおこなう。家庭経済ソーシャルワーカー(CESF)は、福祉事務所や在宅教育支援機関、市営住宅ソーシャルワーカー室や、専門の民間機関に所属している。プレスクリプターと並行して家族を支援したり、児童保護目的の子ども専門裁判官による「家族予算管理支援措置(MJAGBF Mesure d'Aide à la Gestion du Budget Familial)」命令に基づき支援をおこなうこともある。エデュケーターは、児童保護、障害、社会的精神的困難を抱えた成人の自立支援を学んでいる。

AEMO はエデュケーターと社会家庭専門員が同時に家庭に入ることが多く、家庭経済ソーシャルワーカーも参加することもある。子ども専門裁判官は、パリ市と近郊では子どもとまずは一対一で

³⁸ 以下は安發明子「フランスの在宅支援を中心とした子育て政策」(2022a)をもとに整理する。

15 分程度話した上で家族や担当ワーカーも含めた裁判をおこない、命令をした場合は半年か一年後に再度裁判をおこないその後に関する決定をおこなう。子どもは裁判のやり直しを求めたり、手紙を書いて希望を伝えることもでき、子どもの意見表明権を保障し、子どもの権利が実現されていることを保障する役割も担う。次の裁判までの期間も在宅教育支援など委託機関は裁判官と電話で日常的にやりとりをし、子どもの状況に心配なことがあったときは裁判官に相談しながら支援内容を適宜軌道修正する。

パリ市児童保護調査機関 OPPE によると、2012 年に生まれた子どもの 3-5%が 5 歳まで継続的支援を受け、そのうち最初に受ける支援の半数は TISF によるものであった。その後、在宅教育支援が続くこともあり、親の同意による在宅支援(AED)利用者の約 3 分の 1 は、同意による支援では不足があると判断され、その後に司法決定による在宅教育支援を受けている(OPPE 2021)。保護されている子どもは未成年人口の 1%であるが、短期措置が原則であり、帰宅時に心配がなくなり安全が確保されるまで在宅教育支援を受けることが多い(DREES 2020)。

問題がなくても利用できる TISF のプレスクリプターは主に 3 か所であり、以下の図である。

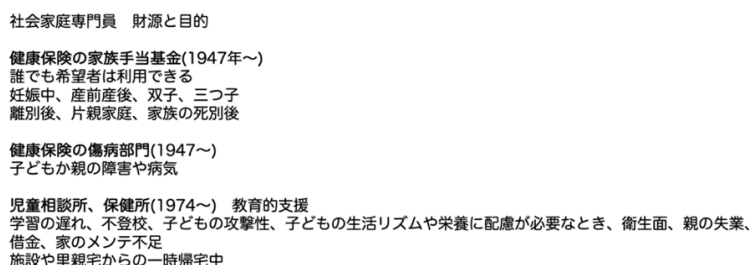


図 2-2 社会家庭専門員 財源と目的
(Bonamy 2007)をもとに安發翻訳

2.1.2 「親をすることへの支援」概念³⁹

健康保険の家族部門である家族手当基金(CAF Caisse d'Allocations Familiales)によると、70 年代の女男平等の動きの中で女性の社会進出を支えるため金銭的支援だけでなく社会的サービスの充実が進められた。Gérard Neyrand によると 70 年代に女性の経済的自立が進むとともに離婚が激増し、母や父の役割に関する議論が進む中で「家庭教育を支える」という考え方が基礎的で自然なものとして定着していき、「親をすることへの支援」という言葉が政策の中で使われるようになった(Neyrand 2011)。家庭の形態の変化と作用し合いながら、変化に合わせた制度が整えられ、現在結婚と子育てをセットで考えない人が多くいる。例えば現在婚外子はフランスでは 65%であり、日本の 2%に比べ、かなり多い。

子育て支援サービスの財源は 1990 年には 90%が社会保険料であった。全ての労働者が 1 日のみのアルバイトであったとしても社会保険料を払い、介護保険と同じように子どもがいなくても結婚していなくても家族保険料を支払う。さらに給料から天引きされる社会保険料より多くの額を雇用主が労働者のために支払うので、社会保険料は日本の 2 倍集められることになる。しかし、雇用主にとって従業員を雇うコストが非常に高いため、2019 年には社会保険料は財源の 59.3%に留まっている。年々企業負担が減る代わりに、タバコやアルコールなど健康を害する嗜好品にかけられる税金等 ITAF(22.8%)、金融資産や不動産収入への課税(CSG)も財源に充てられ(15%)、企業負担から市民の負担の割合を増やしつつある⁴⁰。

³⁹ この節においては安發明子「フランスの子育て支援制度についての研究 - 「親をすることへの支援」概念を中心に -」(2023d)をもとに整理する。

⁴⁰ <https://www.vie-publique.fr/fiches/37967-comment-la-branche-famille-de-la-securite-sociale-est-elle-financee> (2024 年 10 月 1 日最終

「親をすることへの支援」の法的根拠は社会福祉家族法 CASF L.112-3「親への働きかけをおこなうことの法律」「家族の持つ資源と子どもの置かれた環境についてまず働きかけをおこなう。親が直面している困難を理解すること、そして状況に適した安心して利用できる支援を紹介すること、紹介だけでなく実行し親が教育的責任を全うできるよう支える」と定めている。「親をすることへの支援 (soutien à la parentalité)」の parentalité は「親をすること」、英訳は parenting、親役割の実践に注目した表現である。

政策として「親をすることへの支援」という概念が使われるのは 1998 年の雇用・連帯大臣のもとに家族委員会から出された報告書以降である。2002 年の利用者の参加法 によって子どもへの支援実施の際に親の協力を得て協働することが確認され、さらに 2007 年の児童保護法改正によって子どもを保護する前に親の同意を得た支援を全て試さなければならないと定められ、親を支援するという方向性が強化された。

国の定義としては、連帯保健省の社会問題観察機関である IGAS によると、2011 年に「親をすることへの支援国家委員会」は以下のように定めている。「親をすることは、親としての機能の物理面、心理面、精神面、文化面、社会面といったさまざまな側面を結び生かすプロセスである。どのような家族構造の中においても、子どものケアと成長と教育を保障するために、大人と子どもの関係性に働きかける」(IGAS 2013)。2022 年 3 月 9 日にも保健省は「親をすることへの支援憲章」を省令として発布している。

体制としては保健省が「家族、親をすることの支援デスク」をもうけ、「親をすることへの支援国家戦略」を立てている。その戦略には以下のように書いてある。「親を支えることで子どもの不登校、精神的な問題、行動障害、注意力不足、暴力、リスクを伴う性行動を防げることが実証されている」「子どもをケアするために親を支えるのは国の役割である」(連帯・保健省 2018)。フランスにおいては重要なトピックについて専門部署を設けることによって、定められた内容が全国において、関連する全機関において多機関縦横し実施されているかを監視した上で提言し、コーディネートできるようにしている。

子どもの権利の対象としてフランス国内にいる未成年は全員同じ権利が保障されている。未成年であれば移民や難民も即日保護され翌日から学校に行くことができ、滞在許可や国籍に関わらず同じ権利を保障する制度設計になっている。子どもの権利を守る方法としては、妊娠検査、出産費用無料。保育は生後 2 か月半から両親の収入の 1 割で働いていなくても利用でき、3 歳から 16 歳まで義務教育無料（習い事も無料のものがあ、学校のソーシャルワーカーは運動靴やコート代などの費用も家庭の経済状況に応じ支給する。中学から収入に応じた返済不要の奨学金がある）。高校も無料、職業訓練コースは手に職をつけ自立を目指すもので 290 種類ありパリ市の職業訓練コースの学生の約半数が国の返済不要の奨学金を生活費として受けとっている。大学、大学院の学費は年間約 3 万円、学生は CAF から家賃手当を受け取ることができ、学生寮の他に若者向けマンションがあり月家賃 4 万円程度でソーシャルワーカーがつく。26 歳までは若者向け職業紹介所で月約 6 万 6000 円の生活費をもらいながら就職支援を受けることができる。25 歳以降の生活保護は個人単位で実家にいながら、また同棲しながら自分だけ受けることができ、家族に知られることはない。

つまり、家庭の経済状況に左右されることなく子どもを産み育てることができ、子どもは希望する学びができ、自立しやすい工夫がされている。「国民が困ることがあったらそれは国の責任」という考え方が基礎にある。そのため、親をすることへの支援とは、子どもの権利が土台にあり、その権利を親とともによりよく守ることができることを目的としていると言うことができる。

2.1.3 予防の方が低コスト

親をすることへの支援に関する政策の財源であり大きな役割を担っているのは家族手当基金(CAF)である。1960年代より家族手当のような財政面の支援だけでなく、子育て支援サービスに力を入れるようになっていく。例えば国家資格を持つ社会家庭専門員(TISF)による家事育児の支援を1時間数百円で提供している。他に保育料が両親の収入の1割で利用できること、給食費や学童保育代もCAFが計算し家族に請求しており、収入の少ない家族には家族旅行代なども出す。地域の無料習い事や、親のための相談窓口などの費用もCAFが財源である。さらに各地それぞれのCAFが自主的な企画による福祉の実現を求められており、インターネット上にソーシャルワーカーを配置し、市民が相談したり、ソーシャルワーカーが心配な子ども若者にネット上で声をかけられる仕組みも一つの地域のCAFによる試験的な取り組みが国に認められ全国に広がったものである。

生活保護や障害や年金や手当など全国共通の社会保障はCAFの窓口に集約されているため、漏れない仕組みである。福祉事務所のソーシャルワーカーも画面上で受給内容を確認できる。CAFはソーシャルワークもおこなっている。子どもの両親が離別した場合は両親に連絡して暴力がなかったか、必要なサービスを受けているかをチェックし、子どもに会いに行くこともする。子どもは親を2人持つ権利があると考えられているため、CAFが間に立ち養育費の請求や立て替え、面会実現のための手続きをおこなっている。さらにそれぞれのCAFが自主的な企画による福祉の実現を求められており、インターネット上にソーシャルワーカーを配置し、そこで相談したり、ソーシャルワーカー側から声をかけられる仕組みも一つのCAF事務所による試験的な取り組みが国に認められ全国に広がったものである。手当があるだけではなく対個人そして対社会のソーシャルワークをセットで実施している。

なぜ、親であることへの支援にかかる予算を確保することができたか。それは、予防の方が低コストであるという観点からである。現在、児童相談所の継続的支援を受けているのは未成年人口の2%であるが、IGASによれば成人の12%もが子ども時代に継続的な暴力を受けている(IGAS 2018)。社会的養護の対象となっている子どもよりも多くの子どもが暴力被害を受けていることから、全ての子どもの福祉を確認し向上させる必要があるとされている。また、ONEDの報告書は、暴力は子どもの学習や行動のトラブルを引き起こし、それらは成人後も職業人生や心理的身体健康への影響を及ぼすため未然に防ぐことが重要であるという調査結果を示している(ONEDb 2013)。

さらにIGASによると「親であることへの支援」は、子どもが社会的養護が必要になることに比べ、コストが少なく済むとしている(IGAS 2018)。パリ市において、児童相談所によるフォローが必要になると、平均的な支援期間で計算すると月5時間から週1回ソーシャルワーカーが家族と過ごす在宅教育支援で子ども1人あたり約67万円、施設(里親)入所になると1人平均約2700万円かかる。在宅教育支援は月5時間5万4000円で家族全員に関わることができるのに対し、保護の場合子ども1人あたり月70万円、さらに心理ケアなど治療費や親への支援も別にかかる。

2.1.4 第一次予防と補完的予防

公的機関において専門職を妊娠から子の成人まで時間軸にも空間軸にも切れ目なく配置し「皆に共通の権利(droit commun)」として福祉を提供している。ソーシャルワーカーの役割は「福祉があるだけでなく、市民一人一人のもとで実現されているか確認する」とこととされている(社会福祉家族法CASFD.142-1-1)。専門職は国家資格を持つソーシャルワーカー、エドゥケーター、心理士などを指す。フランス語ではプロフェッショナル(professionnels)もしくはソーシャルワーカー(travailleurs sociaux)と総称する。

支援対象は妊娠中から成人した子どもも含む。フランスの保健省は「最初の1000日ーここから全てが始まる」報告書において妊娠4ヶ月から2歳までの期間を最重要期間と定め、「子どもが人生の最初の時期をどう生きたかが、その子どもの将来を条件付け規定していく」としている(連帯保健省

2020)。

子育て支援制度の構造の土台は、すべての子育てを専門職がサポートする第一次予防、専門的なニーズに応えられる専門特化した民間団体による補完的予防である。それらの中で「心配」がある場合に第二次予防と「危険」がある場合の保護がある。専門機関を置き相談を集中させるプル式ではなく、子どもたちに関わる機関がそれぞれ専門職を配置して全ての子どもの権利が守られているかを確認し、必要に応じて専門機関と連携し、関わるプッシュ式をとる。

親をすることへの支援とは、親が子どもの権利を守る役割を担っていた状況から、専門職が「支援」という形でその役割の補助に入る。専門職が権利を守る役割であることは社会福祉家族法 142-1-1 に定められている。「ソーシャルワークは全ての基本的な権利への人々のアクセスを可能にすること、人々の社会への参加を容易にし、市民としての活動を十分におこなうことができるようにすることを目的とする」「人々が自分自身のために発言し行動する能力の発展に参加する」と定めている。

子どもの育ちの流れに追ってみると、具体的には以下のようになっている。

1) 産科における妊娠中からの全員の社会面心理面の支援ニーズの確認

産科には専属のソーシャルワーカーと心理士が配属されている。2020 年の連帯保健省の報告書によって、以前から義務であった妊娠初期面談の徹底が確認された。医療面の母子の健康だけでなく、社会面心理面もチェックし、支援が必要であれば実施する。さらに、産科には地域の保健センターの小児看護師や助産師が通うことで産科から地域への支援につなげている。妊娠 4 ヶ月から児童保護としてネットワークを張っている。

2) PMI 妊産婦幼児保護センターにおける妊娠中から 3 才の全ての子どもの状況の把握

医療関係者が妊娠届を書くとオンラインで自動的に妊産婦幼児保護センター(以下 PMI、日本の保健センターと似た役割)、健康保険、CAF に共有される。そのため、妊婦が妊娠届を出しに移動する必要はなく、自動的に全件チェックされる。

PMI は妊娠届にとどまらず、産後 8 日、9 ヶ月、24 ヶ月検診も全件チェックし、気になる点があれば親と子どもに接触する。PMI には児童保護専門医、小児看護師、心理士、パートナー間アドバイザー、異文化メディエーター⁴¹などがいて、複合的な目がある。産科を退院するときは担当医が処方箋を出し、健康保険から小児看護師か助産師が 48 時間以内に家庭に派遣され、その後 1 日おきに必要な回数の家庭訪問を行う。その後親子の様子が落ち着くと PMI に引き継がれる。PMI は気になる家庭は継続して数ヶ月間、週 1 回程度の家庭訪問をするが、生後 2 ヶ月半から受け入れが始まる保育園に優先的に席を確保し引き継ぐこともある。保育園に入るまでの期間は目が行き届いていない胎児と乳幼児がいないようにし、子どもの状況が確認できない場合や、心配事項あるのに親と協働体制を築けない場合は県の専門部署に「心配な情報」を連絡する義務が課されている。心配な情報に該当するかどうかの判断は市民法 375 条である「子どもの健康、安全、精神面が危険やリスクにさらされていたり、子どもの教育的・身体的・情緒的・知的・社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」が基準になっている。

⁴¹ 調査先機関においては、アジア担当とアフリカ担当 2 人の異文化メディエーターがいた。異文化出身家庭に受け入れやすい説明ができること、家族が自分たちの考えを表現できることを支えていた。

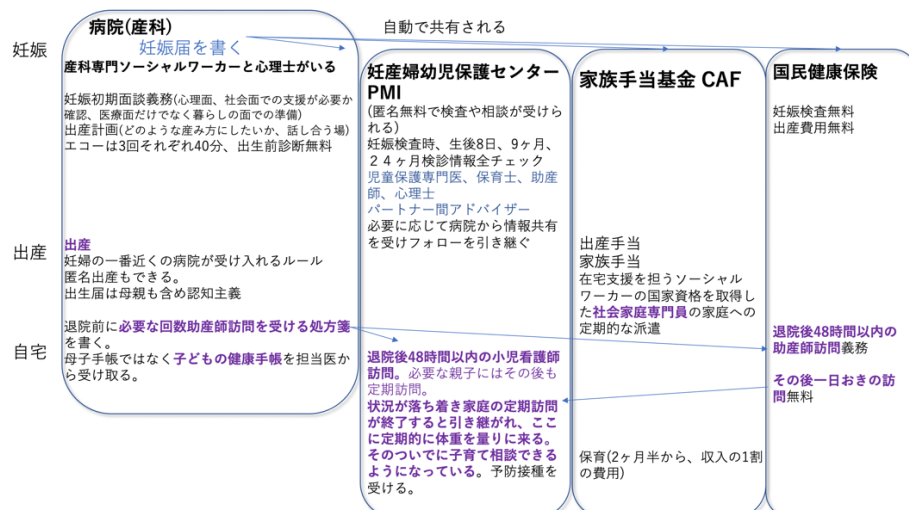


図 2-3：妊娠中から出産までの連携について (安發 2023d)

図 2-3 は妊娠中から出産まで専門職の目が行き届かない親子が出ないための工夫である。「妊娠届を妊婦が区役所に出しに行く」などの手続きがあると、それをしない場合に漏れてしまうが、オンラインで地域に共有されることで利用者が手続きをせずとも福祉のネットワークのなかに妊婦と子どもが組み込まれることがわかる。

リスクを未然に管理できるように問題が起きる前に相談する文化を意識的に創出していると言うことができる。そのための方法としては、妊娠中から全員に対しアプローチし、専門職が保育までリレーでつないでいる。親が相談のために移動することなく専門職がネットワークを張ってニーズを見つけ都度支援を提案する。すなわち、専門職と親の協働関係を築きやすくし、親子にとって福祉は申請をして初めて得られるものでもレッテルのあるものでもなく、身近なものにしている。

3) 2 ヶ月半～3 歳の保育は「預かり」ではなく児童福祉

保育は預かりより積極的な意味付けがされており、専門職は子どもの発達と成長を保障する役割を担う。民間保育機関であっても市の保育園の認定を受けていれば CAF 経由で利用者に請求があり、PMI の児童保護専門医が子どもたちの健康や発達状況の抜き打ちチェックに来る。パリ市においては看護師はフルタイムで雇用されている場合が多く、心理士と医師は週 1 回それぞれ半日保育園内で子どもたちの様子を見ている。保育は保育園の他に、有資格者が自宅で複数の子どもをみる保育アシスタント(Assistante Maternelle)、自宅に保育者が来るベビーシッターがあるが、いずれも区で登録すれば保育園と同じく両親の収入の 1 割で利用することができる。国の調査機関 INSEE の統計によると 3 歳未満の子どもの 43.5%が保育アシスタント、16.2%が保育園、2.2%がシッター、4%が保育学校に早期入学させており、合計 65.9%が定期的な保育を利用している。このように保育アシスタントの利用が多い(INSEE 2018)。保育アシスタントとベビーシッターの場合は、区内に子どもを連れて行ける場所があり、そこで保育園と同じように児童保護専門医や心理士が定期的に子どもをみる。保育アシスタントとベビーシッターが子どもを遊ばせながら専門職に相談できる場でもある。

保育は子どもを預かりケアするだけでなく、福祉と医療をつなぐ場となっており、子どもの発達と成長を保障する役割を専門職は担っている。子どもの権利を守るという理念的土台が存在している。

2) 3～16 歳までの義務教育

学校にはソーシャルワーカーと心理士、中学校からは教育相談員がおり、教員は学習面、心理面福祉面は児童福祉の専門職と役割分担がされている。パリ市の統計では 6-16 歳の 10%が学校のソーシャルワーカーの継続的支援を受けている(OPPE 2021)。また不平等をなくすべく法律で、教育省に所属する医師による学校への巡回診察の際、身体面だけでなく、知覚神経、心理面、愛情面、神経発達面、言語面もみるように定めている。さらに、学校は教育省に所属する医師と連携して、診察結果適当とされている治療やケアを実現することを求めている(教育法 541-1)。気になることが指摘されても親のフォローに任されることなく、学校側に対応を求めている。

また、学年の履修内容を習得できていないと落第制があるので、専門職が子どもの学習の遅れに気づき、早期に対応する役割を担っている。また、月に 2 日以上医師の診断のない欠席は県の担当部署に連絡し、原因を調査、対応しなければならない。不登校という子どもの権利の確認ができない状態は認められていない。つまり、学校は家庭支援の入口になりやすい。専門職の支援によってもなお状況が改善しない場合は県の「心配な情報統括部署(CRIP)」に連絡する義務があるが、連絡の半数が学校による。

パリ市の CRIP に届いた連絡の理由としては心理的暴力被害 34%、パートナー間暴力 12%、性暴力 10%、教育問題の未解決 8%、行動面のトラブル 7%、ネグレクト 6%、家出等自身を危険にさらす行為 6%、健康面の心配 5%、別れた両親による子どもの生活の場をめぐる紛争 4%、不安定な生活 3%、学業困難 2%、身体的暴力 1%、子どもの状況が確認できない 1%となっており、8 歳から 10 歳の子どもの多い(CRIP 2021)。CRIP はこの情報を受けて、危険がある場合は子ども専門裁判所の検事に保護の判断を仰ぎ、心配がある場合は福祉事務所の地区ソーシャルワーカーに 3 ヶ月以内の集中的な家庭への支援と調査を任命する。

学校は学習だけでなく就学期の子どもの福祉の砦としての役目も果たしている。落第制があり、理由のない欠席を認めず適宜職業科も含め適性に応じた学びとケアを用意することで、16 歳で義務教育を終えるときには全員が一定の力を身につけていられるようにしている。義務教育は「学校に無料で行くことができる期間」ととどまることなく、教育と福祉と医療が平等に行き渡ることを目的とした政策として位置づけられている。

3) 福祉事務所の地区ソーシャルワーカー

福祉事務所も子育て支援政策の 3 本柱の一つである。ソーシャルワーカーを中心とした専門職チームが家族全員を担当し、経済的問題、健康、親の介護、子どものこと、生活保護も含め全ての福祉のコーディネートをし、手続きや申請も手伝う。家族全員のニーズや暮らしを包括的にケアすることを目的とするため、家族ケアマネのような役割を果たす。家庭内の全ての構成員に必要とされるケアをソーシャルワーカーを中心とする福祉事務所の専門職チームがコーディネートしていく。

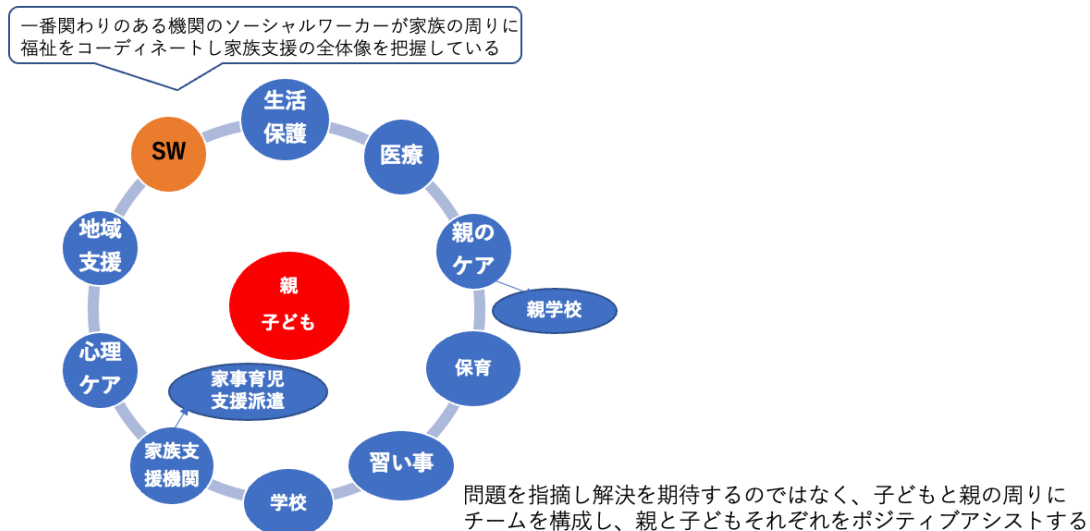


図 2-4：ソーシャルワーカーが家族の周りに福祉をつなぐ(安發 2022a)

図 2-3 のように、誰がコーディネートを担当しているか明確であり、親子全員含め全体像を常に把握している人がいることで、医療や保育など途切れてしまうことがないように見届けることができる仕組みにしている。

地区ソーシャルワーカーは同じチームが継続して状況を確認することで、支援が途切れることや、不足がないようにしている。生活保護の他、子どもの学習机や言語聴覚士の費用を児童相談所に請求するなど、手続きも共にこなす。パリ市の公的機関においては PEPS というオンラインサイトが利用されている。一般の市民は「親子喧嘩」「反抗期」などキーワードを入力すれば利用できる機関の紹介が出る。専門職はそのソフトウェア上で家族を検索すると家庭内の構成員がどの機関のどのソーシャルワーカーの支援を受けているか、受けている手当の種類と金額を見ることができる。即日他機関と連携を開始することができ、支給されている社会保障や手当に漏れがないかもチェックできる。児童保護を目的とする場合の情報共有は守秘義務の罰則から外れる。

すなわち、支援については申請主義ではなく地区ソーシャルワーカーが自分の担当地区に福祉が行き届いているかを確認する役割を担っている。そのため、ソーシャルワークを受ける条件を相談者が満たしているかを確認して初めて福祉が受けられるのではなく、相談に来る人は誰でもソーシャルワークを受けることができる。親自身の手続きに任せることなく、ソーシャルワーカーが伴走するケースワークとして子育て支援をしているとすることができる。

4)「複数で子どもを育てる」という考え方。

全員を対象とした在宅支援として、国家資格である社会家庭専門員 TISF の派遣は特徴的であり、家事育児のヘルパーではなくソーシャルワーカーであること、悪い扱いを禁止するのではなく、良い扱いを増やすことを学んだ専門職が「一緒にする」という方法をとっていることが特徴である。他にも個人的に頼むヘルパー(税金控除の対象となる他、全員加入が義務づけられている任意保険から費用が出ることもある)、またはシッター(区役所に届け出れば CAF から費用が出る)といった選択肢もあるが、国家資格を持ったソーシャルワーカーによって担われた在宅支援制度が用意され、処方した機関と連携して継続的に支援することが注目すべき点である。家事育児補助のみではなく、親をするという実践を複合的に支えようとしている。

社会保健省調査研究政策評価統計局 Drees によると 2020 年に TISF を利用したのは 3 万から 4 万家庭、未成年人口の 0.2% 程度である。子ども専門裁判官の決定により家庭経済ソーシャルワーカーが実施する家族予算管理支援は MJAGBF(Mesure judiciaire d'aide à la gestion du budget familial 市

民法 375-9-1)と呼ばれ、2020 年 12 月 31 日時点で 1 万から 1 万 4000 家族が対象となっていた。家族の合意の上サポートを受けている場合も 2000 から 3000 件あった。また、ASE による経済的支援を受けた家族は 20 万件あり、次々の手当の場合と、一時的な支援両方含まれる。さらに、日中受け入れ機関を利用している子どもと若者は 5000 人いる(Drees 2020)。

5) 補完的予防

第一次予防を担う機関のほかに多くの民間機関(アソシエーション)が国や県や CAF の財源で補完的予防を担っている。福祉を担う機関の 3 分の 2 は民間機関と言われている。第一次予防の公的機関がコーディネーター役であるのに対し、民間機関は、「親をすることへの支援」など専門的なニーズに応える機関や、現物支給をする機関が多い。第一次予防の専門職が補完的予防を担う団体の支援を家族に発注する場合と、補完的予防を担う団体が自身のサービスを受けにきた家族に対し、第一次的予防を担う公的機関につなぐ場合があり、協働している。フランス語で「ミルフィーユ状に機関が存在する(millefeuille de dispositions)」「保護ネットワーク(mailles de protection)」を形成しているといった表現がされる。

2.1.5 「親をすることの支援」専門機関

「親をすることへの支援」を専門とする機関の財源は健康保険の家族部門である CAF である。CAF によると、この支援の目的は、親子の関係性の質を良いものとするよう支えることである(CNAF 2018: 35)。無料で利用することができ、登録や手続きを必要としない。再会スペース以外は民間機関が担っていることが多い。活動内容は実施機関によって違いがあるが、いずれもほぼ専門職が運営を担っている。財団から資金を一部得ているところもあるが、寄付の割合は少なく、ほぼ公的機関(CAF、県、国)から運営費が出ている。IGAS によると、CAF を財源としている「親をすることへの支援」機関を年間 100 万人が利用している(IGAS 2013)。さらに、連帯保健省の報告書によると、CAF 以外の財源による、保健所、児童保護、自治体の家族支援、教育機関の教育相談員などによる家族支援も存在する(連帯保健省 2020)。パリ市には 2021 年現在、「親をすることへの支援」を実施する機関が 481 箇所ある。パリ市児童福祉研究所 OPPE は、親をすることへの支援の目的について「子どもと親のウェルビーイングの改善を目指し、親の自信と役割を支え、親子の関係性とコミュニケーションを支えることを目指す」としている(OPPE 2021)。以下、予算が多い順に内容を紹介する。

表 2-1 親をすることへの支援に関する枠組み一覧
(機関の説明は CAF ホームページより)

学習サポート機関(CLAS contrat local d'accompagnement à la scolarité)は主に市の専門機関が学習サポートを目的として、学校と連携し、6 歳から 18 歳の子どもと親を支える。
親の話聞き、支え、サポートするネットワーク(REAAP Réseau d'Ecoute, d'Appui et d'Accompagnement des Parents)は全国 8000 箇所があり、親の 10%が利用している。子どもが成人しても利用でき、親は子育てに関する支援を受けられる。1999 年に誕生し、親たちの持つ能力、価値、そして可能性を引き出すために、意見交換や、課題を乗り越える活動を提案する。
子どもと親のための場所(LAEP lieu d'accueil enfant-parent)は全国 1500 箇所があり、0-6 歳の子どもを対象とし、子ども 4000 人に 1 カ所配置されている(IGAS、2013)。1979 年に小児精神科医である Françoise Dolto が開設した「緑の家(Maison verte)」から全国へと広がりを見せた。日本の居場所事業との違いは、LAEP は専門職を中心とした空間であり、親は何かしらの解決を求めてやって来る。フランスの居場所事業に関しては同じく CAF が財源である「地域の家」など別の枠組みがある。

家族仲裁(**Médiation familiale**)は全国 270 箇所があり、家族仲裁の国家資格所有者 が夫婦間の不具合や、親子間の葛藤など、家庭内の関係性の調整をおこなう。在宅支援を担う民間機関の中にはグループ内に家族仲裁機関を有していることがあり、家庭内の問題に早期に対応できるようにしている。

面会スペース(**Espaces de rencontres**)は子どもと別居している親や親戚に会うための場所、もしくは引き渡しのための場である。心理士やエドューケーターがおり、立ち合いと親子の支援をおこなう。離別した子どもの親の 4%が利用している。ただし、自治体の 12%は離別した親族との面会場所を持っておらず、現在普及が進められている。フランスでは離別しても両親ともに親権を保持し、子どもが会いたい親戚には会えるよう配慮がされる。特に 2022 年の市民法改正によって「子ども自身が頼りたい親戚や第三者を選び頼ることができる権利」(code civile L. 371-4)と定められた。すなわち、人間関係を子どもが選び築く権利を明確に認めている。

課題としては資料 2-4 のように、支援には地域差があるということである。パリ市内の「親をすることへの支援」を担う 481 機関のうち、移民や貧困層が比較的少ない 7 区や 16 区には極端に少ない。そこにも子育て家庭がいるにも関わらず利用しにくい事態が生じている。課題の多い地域で民間機関が活動を開始し予算がつくというボトムアップの流れであることが原因となっている。

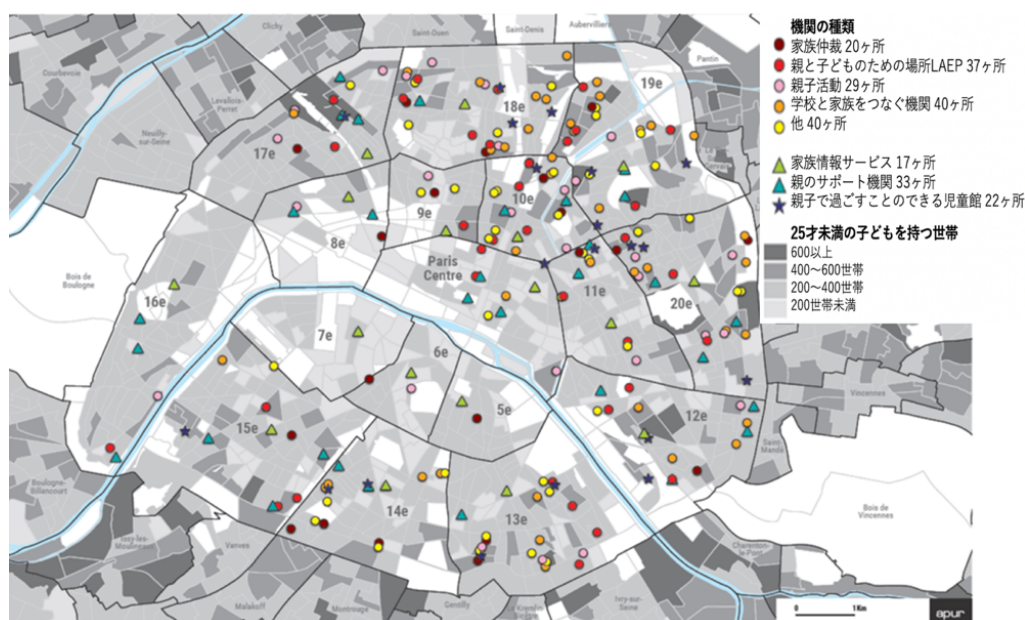


図 2-5: パリ市親をすることへの支援機関一覧 (OPPE 2021:9 安發翻訳)

福祉を「皆に共通の権利 *droit commun*」と位置付け、自助努力や親戚や地域の助けの検討といった曖昧さを残すことなく「子どもの権利」の保障を国の責任として引き受ける姿勢を示している。幾重もの法規制や国や県の指針があることがフランスの特徴であるが、現場において予算や支援方針の決定をおこなうときにそうした法や指針が議論の土台となるため、具体的な枠組み設定によって円滑な実践を目指している。

「親をすることへの支援」という政策によって親のみに子どものケアを任せることなく、子どもの福祉と権利を守り親の補佐をする任務を専門職に担わせていると言うことができる。公的機関がまず目を行き届かせており、申請や家族自身の問題認識を待つことなく、専門職が指針に沿って家族と子どものより良い成長のため協働する。子どもの権利が守られない危険性がある場合は司法も利用し支援が確実に届くようにする。ソーシャルワークは相談があった時の対応や申請の審査ではなく、福祉の実現を担う積極的な行動を指している。

専門職との協働が子育ての中で文化として根づくよう工夫されている。「親をすることは簡単なことではない」というアプローチから、子育てを協働するものとして「親をすることへの支援」という概念を中心に様々な支援を用意している。合う形は親や状況それぞれであることから複数の制度があり、特に民間が担う部分においては民間機関がその地域の利用者のニーズに応えた福祉を用意し、ボトムアップ型でネットワークが形成されている。

2.2 第二次予防

この節では第一次予防から第二次予防への移行について扱う。2020 年 12 月 31 日時点で 17 万人の未成年が在宅教育支援を受けており、これは未成年人口の 1%に相当する。在宅教育支援のうち 70%が子ども専門裁判官の決定による(Drees, 2022)。

「心配な情報」をすることから手続きが開始するが、その「心配な情報」の位置付けと考え方、「心配な情報」があったときの手続きの方法、司法の利用、在宅教育支援の役割と統計について整理する。

2.2.1 「心配な情報」連絡は全市民に対する義務⁴²

第二次予防である専門機関による継続支援は学校や病院などで勧められ親が希望して開始されることもあるが、「心配な情報(IP Information Préoccupante)⁴³」が起点となることが大半である。産科、保健センター、保育機関、学校、福祉事務所など家族に関わる機関や全ての市民が「心配」だと感じたら連絡義務があり、連絡しない場合罰則があるが、その「心配」の基準は市民法 375 条に定められており「子どもの健康、安全、精神面が危険やリスクにさらされていたり、子どもの教育的・身体的・情緒的・知的・社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」である。IP をするのは主に学校など第一次予防を担う機関の職員であり、児童相談所(以下、ASE⁴⁴)から独立した機関である県の「心配な情報統括部署(以下 CRIP La Cellule de Recueil des Informations Préoccupantes)」に連絡する。CRIP では、児童保護分野で中心となる国家資格エデュケーターやソーシャルワーカーや小児科医などの専門職が情報の整理をし、判断のための手続きをする(社会福祉家族法 以下、CASF⁴⁵L226-2-2)。必要であれば司法の判断を仰ぐことも役割である(CASF L226-3)。

全国民が「心配」な状況について連絡をする義務があり、連絡しない場合は刑事訴追される可能性がある(刑法 L434-3 懲役 3 年と 550 万円の罰金)。「心配」の判断は CRIP に任せ、まずは連絡する必要性について認知させるための活動も CRIP は担い(CASF L226-2)、学校での職員研修も行っている。児童保護を目的とする場合、守秘義務から外れる(刑法 L226-13)。インストラクターや裁判官や警察官など子どもに関わる職業に就くすべての人に児童保護の継続研修の義務があり(教育法 L542-1)、子どもを取り巻く大人たちに予防の役割を担わせている。

「心配」についてパリ市⁴⁶は「顔色が悪い」「休み時間に友達と遊ばない」など具体例もホームページに示している⁴⁷。例えば学校のソーシャルワーカー、心理士、看護師、教員などはそれぞれが観察した「心配」について各自 CRIP に伝える。学校長など責任者の許可は必要とせず「一市民」としての責任と対応が求められている。学校ソーシャルワーカーは日頃から CRIP と電話でやりとりしており、自身の観察結果を口頭で伝えたのち、CRIP が関係者全員から最初の聞き取りや資料集めをする。「身体的暴力」や「養育環境に問題」などといったカテゴリー分けをしない理由は、「心配」と感じられた理由や観察したことについて家族と話し合えるようにするためである。第一次予防を担

⁴² この節は安發明子「フランスの要支援児童の移行プロセスと家庭への予防的支援の取り組み」(2024a)をもとに整理する。

⁴³ 日常的な感覚を基準とすることを重視しているため「憂慮」ではなく「心配」とする。

⁴⁴ L'aide sociale à l'enfance ASE 直訳は「子どものための社会的支援」。日本で似た機能を担う機関は児童相談所である

⁴⁵ 社会福祉家族法 CASF Code de l'action sociale et des familles

⁴⁶ 児童保護は県の責任である(CASF L226-3 条)が、パリ県はパリ市と同一であり、パリ県とは一般的に表記しないためここではパリ市とする。しかし、市が児童保護の予算と運用をしているのではなく、県として実施している。

⁴⁷ <https://www.paris.fr/pages/prevention-et-protection-de-l-enfance-80> (2024.10.01 最終閲覧)

専門職が支援の限りを尽くしていることを前提としているので、子どもに危険が及ばない限り専門職は心配な情報を CRIP へ連絡する前に家族に「心配な情報」を連絡することについて伝える。

図 2-5 は「子ども SOS」とインターネット検索したときに出る情報である。パリ市でインターネット検索をおこなうと、最初にパリ市のホームページが出て基準は以下のように紹介されている。「虐待」に比べ、症状が並んでいるため証拠が必要なく、自身の観察による判断で良いことが特徴である。不登校や家出も対象になる。

フランス 根拠法：市民法 375 条「子どもの健康、安全、精神面が危険やリスクにさらされているか、子どもの教育的、身体的、情緒的、知的、社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」

虐待が起きてからでは遅いという認識から、不調の早期ケアを目指している。
2007 年に児童保護の基準を虐待ではなく「心配」に置き換え、「予防」を中心に据えている。
学校からの連絡が 9 割。

すべての人が心配な状況を見聞したら連絡する義務がある。連絡しない場合、罰則規定がある。

■ 以下の事項が複合的に存在する場合は特に、「心配な情報伝達が必要な状況」である（パリ市）。

・ 身体的痕跡（打ち身、やけど、骨折、リストカット跡） ・ 健康問題：何度も病気になる、疲れ、顔色の悪さ ・ 学習困難（欠席が多い、やる気のなさ、学習の遅れ） ・ 特定の状況を避けたリスポーツに参加しなかったりする ・ 身体的知的成長の中断 ・ 肥満、やせ ・ 不完全な衛生状態 ・ 暴力もしくは攻撃性 ・ 言葉少ない、反応が少ない、内気	・ 誰にでも愛情を求めようとする ・ 度重なる脱走、家出 ・ 理由のない不安感、自信のなさ ・ リスク行動（家出、中毒性のある物質の接種） ・ 食の問題（食欲不振、拒食、大食、嘔吐） ・ 夜尿、おもらし ・ 家庭での度重なる事故や怪我 ・ 年齢にそぐわない性的な言動
---	--

パリ市ホームページより筆者作成

症状、他者から観察できること＝自分の感覚でよい範囲が広い→予防として支援を開始できる

図 2-6：「子ども SOS」とインターネット検索したときに表示される情報
パリ市ホームページより（安發 2023a:67）

第一次予防の内容については例えば学校には以下のような予防の役割を求めている。3 歳からの義務教育において、健康診断では身体面だけでなく心理、愛情面、学習面のチェックも義務づけており（公的健康法 R2132-1）、気になる症状がある際は解決までを学校の専門職チームが見届けることを求めている（教育法 L541-1）。「家族の持つ資源と子どもの置かれた環境についてまず働きかけを行う。親が直面している困難を理解すること、そして状況に適した安心して利用できる支援を紹介すること、紹介だけでなく実行し親が教育的責任を全うできるよう支える」（CASFL 112-3）と定められているため、学校の専門職チームは気がかりなことについて家族との協働を試みる。パリ市の場合 PEPS というオンライン上のソフトウェアで家族と関わりのある公的機関の担当者の一覧が表示されるので、家族に了解を得た上で区の福祉事務所や公営住宅のソーシャルワーカー、保健センターなどと即日連携を開始できる。「心配な情報」があった子どもの 57%は既に第一次予防の機関の担当者が継続支援している家族である（CRIP 2021）。

子どもに関わる公的機関の専門職が子どもの権利を保障する役割を担っており、「心配」という証拠を必要としない予防的な基準を定め、連絡先が明確であり、全市民に連絡義務があり、児童保護目的であれば守秘義務から外れることが工夫されている点である。

2.2.2 「心配な情報」に基づく支援の提案と調査の方法

「心配な情報」が CRIP に寄せられると、まず CRIP で割り振りをする。危険がある場合は、子ども専門裁判所の検事に伝達し、検事が 24 時間以内の保護を命令し、児童相談所 ASE か警察未成年保護班が迎えに行く。その後 2 週間以内に裁判を行うので、その間に ASE と警察未成年保護班は調査を行う。ASE は県が運営し、担当 1 人で 26 人の子ども、十数家庭を担当する。親からの依頼がない限りは裁判官の親子分離の判断があつて初めて、子どもの受け入れ先を見つけるために親子に接触する。児童保護期間内の子どもの経過のフォローと、帰宅に向けた親支援が役割である。ASE は

2 週間の緊急一時保護の際の調査、成人に対する措置延長を除くと、未成年について調査も判断も担わない。保護措置は原則半年から一年の「一時的」な対応であり、長期の親子分離は行わないことになっている。保護の場合も近年では子どもが自宅にいるまま専門職が自宅に通い家族全員に関わる「自宅措置(PAD placement à domicile)」が優先されている。

心配な情報(IP)が県の心配な情報統括部署(CRIP)に入り、危険はないが「心配」がある可能性がある場合、3 ヶ月以内の集中的な支援により「心配」がなくなることが目指される。パリ市の場合、福祉事務所や学校のソーシャルワーカーが担うことが多いが、2つの機関の、2種類の異なった専門職が中心となること、普段その家族と関わりがない専門職が担当することを CRIP は求めている。同居している全ての未成年を対象とし、子どもに関する情報を集め、提案した支援について親が受け入れる可能性を判断し、CRIP に報告書を提出する(CASF L226-3)。担当者 2 人が、家族それぞれに会い、関係機関と協働し、民間も含めた地域資源につなげて状況の改善を目指す。手順についてはフランス保健省が詳細に定めている⁴⁸。この任務を担当する専門職は全国から同じ継続研修を受け、県による差や個人差が起きないようにしている。最終的に 3 ヶ月以内に提出される報告書には主に次の内容(表 2-1)が記載される。

表 2-2 「心配な情報」に続く集中的支援と調査の報告書に記載される内容(HAS¹³)

心配な情報に関する調査担当による心配な情報統括部署(CRIP)への報告書
家族の民法上の状況(名字、名前等)、両親が離別している場合は子どもの監護分担について家庭裁判官(JAF、Juge aux Affaires Familiales)の判断が存在するかについて。
心配な情報(IP)の理由について
子どもの生活環境、社会的・経済的・文化的状況：経済状況、家族の歴史、子どもの生活の現在の状況、いつ誰と生活しているか、住居と子どものための空間の状況、家族をとりまく状況と近隣や親族の支えの有無。概略。
健康と子どもの成長：健康、身体的成長と子どもの健康フォローの状況(受診が必要な場合におこなっているか)、心理的社会的成長の状況、包括的にみて継続的な成長ができているかということ。
親をすることと、親機能の実践：両親の個人的状況、両親のパートナーとしての状況(進行中の手続きがあるか)、両親が子どものニーズを把握し応えることができるか、兄弟の関係性、家庭環境とそれぞれの子どもが誰に愛着関係を築いているか、親の子どもへの教育的な関わりと親子関係。
外部からのサポートに親がどれくらい参加することができるか：調査判断の際に、心配な情報の内容と現状についての理解とその意味するものについて家族と対話し、今後の方針を構築することができる、解決方法を探し外部のサポートを受け参加することができる。
状況の特徴と目的の決定：危険と保護の必要性の特定、子どもによる希望、親の希望。(子どもの成長に影響があるか？子どもへの影響、子どものニーズに親が対応することができるか？)
結論と予防的支援の提案もしくは保護措置の提案：子どもが表現する希望、親の希望、専門職による評価、今後サポートをする場合は目的の特定、または措置の提案。

パリ市の 2020 年のデータでは、「心配な連絡」があった 4942 人の子どもについて、2192 家庭に「集中的な支援の提案と調査」をし、35%が心配がなくなるか、そもそも心配ではないとして CRIP が第一次予防に引き継ぎ、対応が終了している。残る 20%は親の同意のもと在宅教育支援、21%は福祉事務所や保健センターなどによる継続支援が開始された。CRIP が対応したうちの 31%は子ども専門裁判官の判断を仰いでいる(CRIP 2021)。図 2-5 は「心配な情報」の連絡以降の流れを示したものである。

⁴⁸ https://www.has-sante.fr/jcms/p_3120418/fr/evaluation-globale-de-la-situation-des-enfants-en-danger-ou-risque-de-danger-cadre-national-de-reference (2024.10.01 最終閲覧)

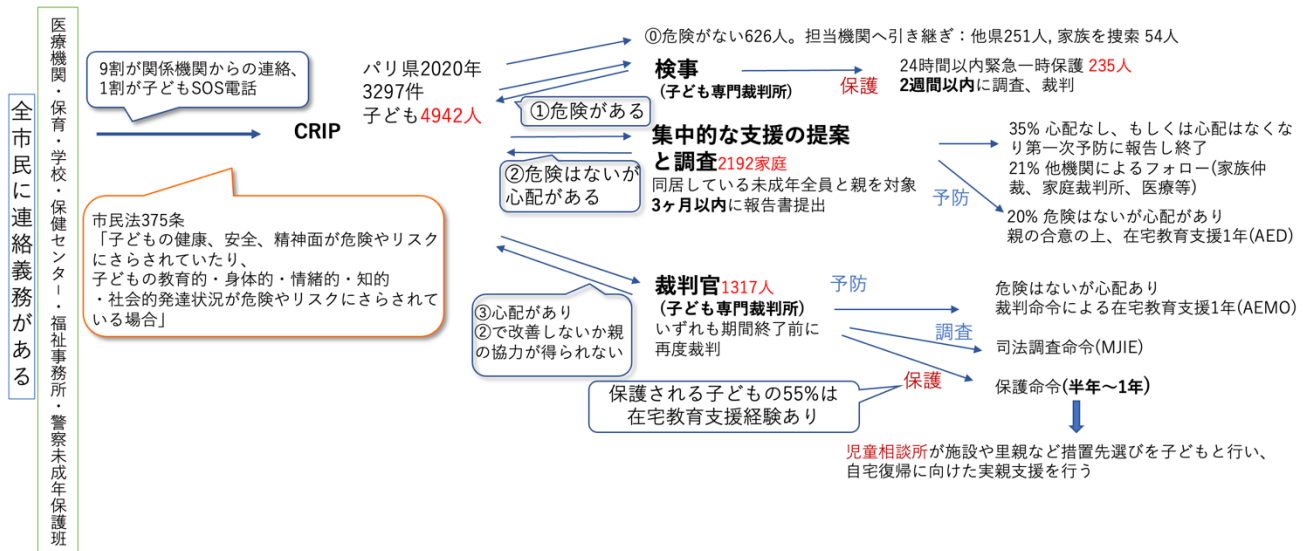


図 2-7：「心配な情報」の連絡以降の流れ⁴⁹

2007 年の法律で基準を悪い扱いではなく「心配」に置き換えたことで、早期に予防的に家庭に「支援」という形で入れることを重視している。2007 年の法律の背景には 2005 年に起きた未成年の性被害事件があり、性被害にあった子どもの苦しみをなぜ早期に周囲の専門職が見抜くことができなかったかが論点となった。子どもたちの小さなサインに気づける専門職の養成が目指され、子どもに関わる全ての職業についている人が児童保護に関する継続的な研修を受ける義務があり(教育法 L542-1)、情報がアップデートできるように改革された。

その結果、表 2-2 のように現在心配な情報統括部署が発表している心配な情報の理由を見ると身体的暴力は非常に低く、そもそもそこまで関係性が悪化する前に家庭に入り支援することを実現しようとしていることがわかる。

表 2-3 心配な情報の理由(2020 年)⁵⁰

	件数	割合
心理的暴力	1630	33.94%
パートナー間暴力	666	11.71%
性暴力	347	10.13%
教育の欠如	479	8.37%
行動面のトラブル	257	6.55%
重いネグレクト	335	6.25%
危険にさらす行為(家出等)	224	5.61%
健康	209	5.03%
別れた両親による子どもの生活の場をめぐる紛争	174	3.67%
不安定な生活	136	2.73%
学業困難	70	1.76%
身体的暴力	34	0.91%
子どもの状況を確認できない	42	1.09%
他	140	2.91%
Total	4733	100%

⁴⁹ CRIP2021 調査をもとに作成。初出は安發 2024a :96

⁵⁰ (OPPE 2021)安發翻訳

2.2.3 子どもの権利を守るための司法の利用

裁判官の判断を仰ぐことができる条件は「いかなる社会的支援も十分機能しなかった、家族の拒否や協力が得られず支援ができなかった、心配が残るのに状況について調査しきれない場合。裁判官はすべての社会的支援を試したことを確認する」と定められているため、裁判官は全ての社会的支援を試したか確認しなければならない(CASF L226-4)。パリ市には各区に一人ずつ子ども専門裁判官がいる。パリ市の保護の95%、第二次予防の59%が司法命令によるものであり、半年や一年の命令期間が終わる前に裁判を再度実施することで心配がなくなるまで裁判官が見届ける。第二次予防の場合は裁判官が委託先機関を指定するのでASEは関与しない。

より詳しく状況を知る必要がある場合、裁判官は司法的調査命令を出し、県の児童保護予算で民間が担う司法的調査の専門機関(以下、MJIE)が3ヶ月または6ヶ月の支援と調査を行い、裁判官に適切な支援方法を提案する報告書を提出する。

危険はないがリスクがある場合に在宅教育支援となるが、在宅教育支援の7割は子ども専門裁判官の決定による支援である。司法が子どもの福祉を守るために利用されており、子育て支援は強制的な形でも実行されている。司法決定の場合、判決文で支援内容を指示し、半年後一年後に裁判をやり直すため心配がなくなるまで定期的な状況確認がされている。

2.2.4 要支援を担う在宅教育支援

在宅教育支援⁵¹は親の希望で開始されることもあるが、児童保護に関する市民法 375 条においてリスクとされる場合に対象となる。子ども専門裁判官の命令がある場合も、375 条が必ず要件となっている。親が困っているからではなく、子どもの権利にリスクがあるからという子どもの権利を目的としている。リスクがある場合に在宅を優先する根拠は、市民法 375-2 条の「常に可能な場合、未成年はそれまでいた場所にとどまるべきである。その場合、家族が直面する物理的・精神的困難を克服するため、裁判官は調査や教育や再教育をおこなう機関から支援と助言をする資格能力がある人に在宅支援をおこなうよう指名する」である。そして CASF L222-3 条は目的として「子どもが根本的に必要とするもの、すなわち子どもの身体的・愛情・知的・社会的な成長を支え、健康・安全・精神・教育が守られること、それらを得る権利が尊重されることの保障を目的とする」と定めている(CASF L112-3)。

子ども専門裁判官が在宅教育支援を決定した場合は、直接民間機関をパリ市の場合 5 箇所ある中から指名する。保護の場合は、児童相談所が子どもの受け入れ先を探す。民間の受け入れ先の方が多いが、民間機関は全てパリ市の民間機関統括部門(BEPA Le bureau des établissements parisiens associatifs)が認定、統括している。民間への措置費委託費は子ども一人ごとに計算され、県の児童保護予算から支払われる。システム上で空き状況を見ることができ、相談にも応じる。BEPA の 2022 年 2 月時点の内容として、在宅・保護を含め受け入れ可能人数は民間 8600 人、公的機関 1000 人であり、民間のうち 4800 人が在宅、3800 人が保護である。2020 年 12 月 31 日時点で心配はあるが危険はないと判断された「予防措置」である在宅教育支援を受けているのは 4789 人、うち裁判官命令によるものが 2707 人、親の同意によるものが 1874 人、裁判官命令による 3 ヶ月から半年の司法的調査(民間機関が実施)が 188 人、在宅支援の一つである日中受け入れ機関利用が 673 人であった。一方、危険があると判断された「保護措置」の入所状況は未成年単身移民用施設が 1400 人、施設 657 人、自立支援アパート 534 人、里親 663 人、障害対応受け入れ機関 77 人、田舎の小規模受け入れ家庭 42 人、親子受け入れ施設とアパート 422 人、緊急受け入れ機関 62 人であった。保護であっても

⁵¹ AEMO Aide éducative en milieu ouvert の直訳は「開かれた環境内での教育的支援」であるため、育成養育扶助ではなく在宅教育支援とする。教育とは「生きるためのノウハウ、社会内で生きるための力を身につけること」を指す。

自宅措置(PEAD Placement Educatif à Domicile)という形で自宅に専門職が毎日通う形のものを増やすことが近年の流れである⁵²。

パリ市児童保護調査機関 OPPE の 2021 年の報告書によると、保護されている子どもと若者(21 歳未満)の 67%が男子(3205 人)、女子 33%(1604 人)であり、男子が多い理由は未成年単身移民は男性が大多数であるためである。

18-21 歳未満は 1522 人、14 歳未満は 53%(1758 人)、3 歳未満は 6%(196 人)と少ない。保護されている期間は 710 人が 6 ヶ月以上保護されているが、258 人は 10 日から半年未満、780 人は 10 日未満であり、短期保護が多いことがわかる。990 人は未成年単身移民であり年齢上限まで保護される。(OPPE 2021)

2.2.5 在宅教育支援の統計

全国児童保護調査機関による調査によると、在宅教育支援を受けている子ども若者は全国的に男子の方が多く 56%であり(ONPE 2020)、DREES によると半数は 11-17 歳、30%が 6-10 歳である(DREES 2020)。パリ市児童保護調査機関によると 2020 年 12 月 31 日時点で在宅教育支援を受けいているのは男子が 57%(2148 人)で女子より多い。在宅教育支援を受け始めるのは 6 歳以降がほとんどである。パリ市で児童保護の対象となっている 2000 年に生まれた子ども 3810 人への調査では在宅教育支援を受けている子どもの 72%は一度も保護されたことがなく、25%は 3 年以内の保護経験があった。6 ヶ月以上保護されている子どもの 55%が保護される前に在宅教育支援を経験している。在宅教育支援の約 75%は 3 年以内で終了している(保護される子どももいる)(OPPE 2022)。図 2-7 を見ると、11 歳以降の年齢が非常に多いこと、男子の方が多いことが特徴である。

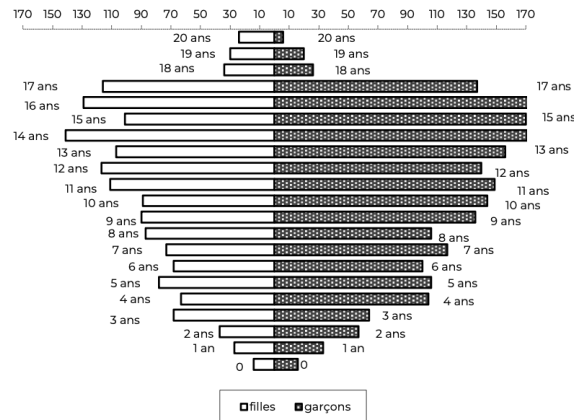


図 2-8：在宅教育支援を受けている子どもの年齢(2020 年 12 月 31 日時点)。
右が男子、左が女子 (DREES 2020)

フランスにおいて「心配の情報」が CRIP に届き、3 ヶ月間の集中的な支援の提案と調査が行われ、それでも心配が解決されず親との合意のもと、もしくは、司法による判断をもとに継続的な支援の決定が行われることで要支援の必要性が確認され、専門機関による継続支援が開始される。それぞれの時点でケアのコーディネイト役を担っているのがどの機関が明らかであること、第一次予防を担う機関が具体的な支援の提案を試すことが求められること、心配な情報のあとも調査のみではなく集中的な支援を行うことでそもそも要支援にならないことを目指していること、必要に応じて司法の判断も仰ぐこと、継続支援も半年か一年ごとに再度判断することで子どもの権利が守られ

⁵² パリ市 BEPA へのヒアリング (2022 年 2 月実施) による。初出は(厚生労働省 2022)

ているか、その都度状況を確認する仕組みにしていることが特徴である。親任せや、家族の自己責任にすることなく、専門職が心配がなくなるまでケアをコーディネートするプロセスを確認することができた。

2.3 保護(修復)⁵³

危険があった場合は保護分野になる。第二次予防と同じく、県の児童保護予算により実施される。

2.3.1 児童保護制度の概要

児童保護の根拠法は在宅教育支援と同じ市民法 375 条であり、保護決定の大半は、子ども専門裁判官 (Juge des enfants) の決定による司法措置である。児童保護は図 2-9 の右端の灰色に塗ってある部分である、「保護」の自宅措置と施設やアパートが該当部分である。

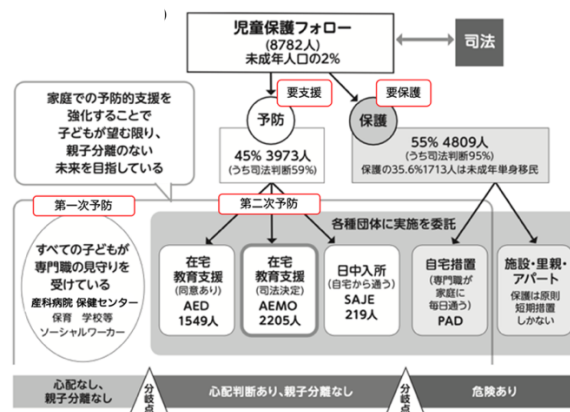


図 2-9: パリ市の要支援、要保護の子どもの支援形態(安發 2023a)

児童保護は、妊娠中から未成年（18 歳以下）及び 21 歳未満の成年を対象としているが、国籍を問わない（CASFL111-2 条）ことから、フランス国内に親権者のいない移民・難民（未成年単身移民, Mineurs Non Accompagnés, MNA）は 24 時間以内に保護され、親権者のいる移民・難民も滞在許可等がなくても教育と福祉を受けることができる。

社会保健省調査研究政策評価統計局 Drees によると 2020 年に全国の県がかけた児童保護予算は 89 億ユーロ、つまり約 1500 億円の予算である。県の社会保障費用の 8%に該当する。予算は 20 年来上昇を続けており、1998 年の 2 倍の金額になる。うち 81%が受け入れ施設にかかる金額である。この予算に県の人件費はかからない(里親の給料をのぞく)。里親の場合子ども一人に月 2450 ユーロ 41 万 4000 円かかり、施設など他の受け入れ機関の場合は平均 65 万 6000 円かかっている(Drees 2022)。

同じく Drees によると 2020 年 12 月 31 日時点で児童保護の支援を受けている 18 歳未満の未成年と 21 歳未満の若者は、37 万人、うち 54%が親子分離の受け入れ機関にあり、46%は自宅にしながら教育支援を受けている。児童保護の支援を受けている人数は 2020 年までの 24 年間で 40%増えている。21 歳未満の人口は 2.7%しか増えていないので、児童保護の対象になる子どもの割合が増えており、1996 年は未成年人口の 1.6%が児童保護の対象だったのが 2020 年は 2.2%になっている。措置が 20 万人であるのに対し、教育支援は 17 万 1000 人。措置されている子どものうち里親宅にいたる子どもは 37%である。児童保護による受け入れの 78%は子ども専門裁判官の決定による。児童保護で受け入れている未成年単身移民は 2013 年に 1 万人だったが、2022 年は 4 万 1200 人である。

⁵³ この節は筆者がフランス部分を担当した「子どもとその保護者、家庭をとりまく環境に対する支援の実態等に関する調査研究報告書」(2022)をもとに整理する。

未成年単身移民は措置されている子ども若者の 19%に相当する(Drees 2022)。

施設等の受け入れ機関は全国に 1963 箇所あり、6 万 4700 人分であり、95%うまっている。100 人の子どもに対し、85 人をフルタイムで雇う計算になる。措置の子どもの平均年齢は 13 歳で、平均 12 ヶ月施設に在る。措置の 3 分の 2 は MECS(施設)であり、平均 39 人の子どもを受け入れている。措置されている子どもの 86%は以前に児童保護のサポートを経験しており、措置されている子どもの 67%は帰宅後もサポートを受ける。(Drees, 2022)

未成年単身移民にかかる費用負担は大きく、施設や里親の措置費は高額であることもあり、在宅における支援で親子分離を防ぐ財政的なメリットも在宅支援に力を入れる理由の一つであろう。

2.4 小括

ソーシャルワーク実践の背景にある価値はいかに形成され、実践としての形を成しているのかについて、子ども家庭福祉全体の中での在宅教育支援の位置付けについて整理した。その結果、子どもを一人の人間として捉えているからこそ、国として虐待が起きないように、子どもの権利が守られるように予防という方法をとる構造を用意していることが明らかになった。在宅教育支援はまさにその予防を担う機関である。すなわち、在宅教育支援は国による子どもの権利を守るための予防的取り組みの組織的な方法とすることができる。

第 1 に、親をすることを支えるという考え方がある。「親をすることへの支援」という概念は、「子育てを専門職が協働して支えること」を指している。親子の分離は親子双方への権利の侵害と考えられていることと、虐待のような子どもの権利が極端に侵害された状況を待たずとも、国が家庭に関わることを可能にすることが重要であると考えられている。専門職にとっても親に対して、規範から外れた親を罰するのではなく支えようとしていると伝え協働を引き出すことができる。国の戦略、そして専門職にとって親と協働するための実践知として「子育ては親と福祉や教育や心理が協働しておこなうことができる」という価値が形成されている。

第 2 に、フランスで未成年を育てるすべての親を支援の対象としているという点が特徴的である。第一次予防で保健センターや学校がすべての子どもが福祉の対象となるポピュレーションアプローチをとっている。専門機関に相談に来た人に対応するプル式に対し、すべての子どもに関わっている保育施設や学校などの専門職がニーズに気づき必要な支援につなげるプッシュ式をとっている。学校のソーシャルワーカーによる継続的な支援が 10%の子どもを対象(OPPE 2021)、1%の子どもが児童保護分野の在宅教育支援を受けていることからわかるように(DREES 2022)、虐待などの極端な状況を待つことなく広い範囲を予防として支援しようとしている。「困難を抱えた親」に限ることなく子育て支援が政策として用意されている。親が困難を抱え、親から相談するのを待つことなく専門職が目配り、指針に基づき問題が起きる前から支援を提案する仕組みになっている。これは、福祉が存在することにとどまらず、福祉が一人一人のもとに「行き届いているか」を求めているという価値背景がある。AEMO のソーシャルワーカーは、相手の訴えるさまざまな状況を複合的に判断し必要に応じて専門機関と協業しながら支援体制を構築するコーディネートの役割を果たす。

第 3 に、専門職が国の指針の実現を担わされており、子どもの権利を守る役割を親のみに求めていることが明らかになった。親は子育てや教育においてキーパーソンとしての位置付けであるが、決して親のみで担うことを国は期待していない。子どもの権利が十分守られていない状況がある場合、国の指針を実現するため、国は司法を使い支援やケアを命令する。国が定めた法律や方針を誰が担うのか明確にし、漏れがないようにするという、指針実現のための強い国の姿勢が見られる。自助努力や親戚や地域の助けの検討といった曖昧さを残すことなく「子どものケアと成長と教育」の保障を国の責任として引き受ける姿勢を示している。

第 4 に、Robert Castel が述べている「リスク管理」としての性質があると言することができる(Castel 1981)。問題が起きる前から「親をすることを支援する」ことは、現場では「予防」という言葉が使

われるが、政策としてのメリットも意識されている。科学的知識によって「子どもは好ましくない環境で育つ時間が長いほどリカバリーに時間がかかるとされているため、予防の時点で集中的にケアをし、保護の必要がないようにすることはコスト削減につながる」という理解が共有されている (Ministère des solidarités et de la santé 2018)。AEMO は第一次予防と保護のつながりの部分であり、リスクが拡大しないように防ぐ作用、保護の対象となった子どもが家族との関係を再構築できるよう支える作用がある。

第 5 に、広い対象に向け、早期から専門職が子どものための環境整備をするというアプローチは研究成果のみならず、専門職の実践知から導き出された戦略でもある。事後対応になることでは子どもの権利は守られず、専門職にとってはより支援が困難になる。そのため、子どもの心理面やウェルビーイングの状態に着目し、不登校や家出、子ども同士の暴力なども取りこぼさずに支援ができる仕組みにすることで、先々ソーシャルワーカーたち自身がより大きな困難に直面しないよう早期に対応することをお互い重視していると考えることができる。「子どもの権利が確実に守られることを目指す」という考え方は結果として導き出されたものではないだろうか。実際に予防中心の転換点となった 2007 年の児童保護改革は実務者たちが率い、実現したものである。

家庭に対するソーシャルワークがリスク管理(Castel 1981)や監視(Donzelot 1977)であるといった指摘もある一方で、現在子ども家庭福祉において価値とされている子どもの権利やウェルビーイングを守る上で、複数の概念や考え方が用いられていることが明らかになった。「親をすることへの支援」といった概念が専門職と親の協働のために用いられている点、アセスメントや評価ではなく支援が手続きの中で専門職たちによって強調されている点などである。特に、国が報告書などを通して理念の共有に力を入れている点、子どもの権利を守るために司法を利用する点が特徴的である。理念の共有は専門職にとって親との協働を引き出し、また、価値の押し付けといった暴力がないよう理念を中心に話し合えるようにしている。それは、アセスメントや指導などの方法が中心となる場合、その方法は家族に押し付けられる形になる。しかし、理念が中心として掲げられている場合は、それをどのように捉えているか専門職と家族で認識をすり合わせ、家族がどのように実現できると思うか、家族にとってふさわしいと感じられる方法とともに検討できるからである。理念はソーシャルワーカーと家族、ソーシャルワーカー同士がともに福祉をつくるために利用される。司法の利用は、子どもの権利を親任せにせず、法律で決められたことは国が実行するという考えかたからきており、子どもを一人の人間としてみなしているということでもある。

第 3 章 在宅教育支援ソーシャルワーク実践の組織行動と対象家族の変化

星の王子様：友達がほしいんだ。「お互い慣れる(*apprivoiser*)」ってどういう意味？

きつね：あまりに忘れられていることだよ。「絆を築く」ということ。

星の王子様：絆を築く？

きつね：もちろん。まだ君は僕にとって、何千人の他の男の子たちと同じような一人の男の子にすぎない。そして、僕は君のことが必要だと感じていないんだ。君も僕のことを必要だと感じていない。君にとっても僕は何千匹の他のきつねと同じような一匹のきつねにすぎない。けれど、僕たちお互いに慣れたら、僕たちはお互いに相手のことが必要になる。僕にとって君は世界でたった一人の存在になる。そして君にとっても僕はたった一匹の存在になる。

サンテクジュペリ『星の王子様』

歴史家 Zappi は研究の目的を「支援者と支援を受ける側、国が実現する出会いを観察する」と書

いている(Zappi 2022)。第 3 章の問い「在宅教育支援ソーシャルワーク実践の組織行動と対象家族の変化」も、同じ視点にたっている。監視なのか、ケアなのか、社会的絆なのか、実例の中から浮かびあがる支援の姿を明らかにする。

この章では調査設定、対象家族の概要、AEMO 開始の契機と背景、裁判所が指示した AEMO の目的、そして AEMO の専門職についてまず整理する。続いて、3 家族の子どもが経験したソーシャルワーク、そしてエデュケーターが一人で担当する 14 家族へのソーシャルワーク、14 家族の 2 年間の変化とソーシャルワークについて明らかにすることを旨とする。

3.1 調査設定

調査はパリ市で 5 つ在宅教育支援機関がある中で、一年で近隣県も含め総計 1 万 1000 人と一番多くの子どもの委託を受けている、1923 年に最初に在宅教育支援を始めた機関を対象とした。1 つの AEMO でもチームは複数あるが、AEMO の機関長から本調査受け入れ希望を募ったところ、2 人の係長が手を挙げたため、この 2 つの係長が統括する 4 チームが調査対象となった。さらに、4 チームに対し調査内容の説明をし、声をかけてくれたソーシャルワーカーの提案する機会に参加する中で家族に出会った。「明日家庭訪問をするから一緒に来るか?」「裁判に同席するか?」そのような形で対象家族が決まっていた。そのうち一人のソーシャルワーカーについてのみ全 14 家族を調査対象とすることにした。一人のソーシャルワーカーの担当する全家族を並べることで 1 つの平均的な分布(年齢、抱えている問題、ソーシャルワークの内容)を知ることができるという意図である。ただし、そのソーシャルワーカーは他県の係長職に転職したため、2 回目以降の調査の際その 14 家族は 7 人の複数のワーカーに振り分けられ、一人のソーシャルワーカーが 2 年間継続して担当したわけではない。結果的に 4 チームのさまざまなソーシャルワーカーが担当する 37 家族が調査対象となった。

方法は実践の目的や考え方の理解を深めるため AEMO の組織エスノグラフィー調査をおこなった。2021 年 6 月に 1 ヶ月間、観察実習の許可を得て調査を実施した。ソーシャルワーカーから調査の内容を家族に説明し、同意を得た上で、専門職との面談や家庭訪問に同席し、専門職会議に参加、専門職へのインタビュー調査をおこなった。さらに専門職の記録や報告書等の資料調査とも照らし合わせ、それぞれの家庭について時間軸と空間軸においての経過分析と複数の視点を総合的に検討した。さらに、2021 年 12 月から 1 月にかけて、2022 年 10 月、2023 年 6 月に同じ家族の変遷について経過調査を実施した。他に、家族手当基金や心配な情報統括部署など関連機関に同時期にヒアリング調査を実施している。なお、この調査はパリ市で実施しており、他県では制度の運用面で違いがあることがある。

37 家族全体の在宅教育支援を受けた理由と受けている家族の特性、3 つの家庭について第二次支援の開始から終了まで詳細に内容を検討したのち、1 人のエデュケーターが担当する 14 家族をもとに 2 年間でどのような変化があり、ソーシャルワークとして何がなされたのかを明らかにする。続く章ではソーシャルワーカーの視点から、一ヶ月の動き、家族との関わりを検討する。3.6、3.7、3.8 以外は 37 家族を対象としている。

37 家族すべてについて 2 年間の記録をワードに 1 家族ずつ集めた。分析のもととなる資料としては以下の表のようなものがある。家族に関するデータとして以下のものを集めている。引用もしくは要約の末尾に(家族名-JO2024.02)と表記する。裁判の日付などで家族名が特定されないよう年と月のみの表記とする。

表 3-1 資料カテゴリー一覧

JO	裁判判決文
JL	裁判所で保管されている他の機関が作成した書類
AR	AEMOが毎年裁判所に提出する報告書
AE	AEMOのエducーターたちによる記録
AI	AEMOのエducーターたちが他機関に情報共有する書類
PI	他機関からの情報共有の書類
NR	ケース会議でのメモ
NE	AEMOの担当者や係長へのヒアリング
NV	面談や家庭訪問でのメモ

倫理的配慮

フランスにおいては研究所の倫理審査に依頼することが可能であるが、特定の受け入れ機関がある場合はその機関に調査計画書を提出し、代表者とその内容について精査し、承認が得られたら、受け入れ機関が用意する「観察調査契約書」に調印するというのが一般的な流れである。この研究も都度契約の締結という方法を経て調査を実施している。具体的には2021年5月と2022年9月に調査対象期間についての契約を結んでいる。観察調査契約書には以下の記載がある。

専門職の実践と家族の変化の観察が目的

- 専門職の報告書や記録、裁判判決文や管理書類の閲覧
- 家族の担当専門職や係長へのインタビュー
- 家族との面談や家庭訪問の参与観察と会議への参加

家族が特定されないよう配慮し、機関のルールを守る

契約後の調査先においての実際の配慮としては、受け入れ係長に書面で同意を求め、次に調査対象の職員にも同じ書面を提出する。調査対象となる家族に対する直接の聞き取りはないが、調査目的で面談や会議に同席すること、家族に関する資料を閲覧し研究に使用すること、研究概要と倫理的配慮、知り得た情報の用途について説明し同意を求めている。都度同席したり話を聞く度に同意を確認しており、同意撤回についても説明をしている。

記録からは個人情報に関わる情報や在住地域や出身国について除外し、執筆時には固有名詞を変更するなど個人が特定されない配慮をしている。

3.2 対象家族の概要

調査対象となった37家族を表にすると以下のようになる。調査対象の37家族は初回の調査である2021年6月の1ヶ月間に筆者が偶然家庭訪問や家族面談、ケース会議に立ち会った家族である。子どもは合計79人おり、平均1家庭2.1人であった。

パリ市の北東部を担当することの多いチームであるため、地域性もあり名字を見る限りは外国出身の家族が多い。ただし、国籍は記録されておらず、フランス国籍を取得している人も多いので「外国人が多い」とは安易に言えない。

当初、調査期間中に家族との面談やケース会議、連携機関との会議の同席や家庭訪問や裁判への同行をした家族を調査対象とした。しかし、面談や家庭訪問への同行は状況が落ち着いている家族が多く、ケース会議にあげられるのは問題が大きい家族が多かった不均衡があった。そこで、1人のエデュケーターから見た在宅教育支援という調査対象を追加した。エデュケーターの選定としては、以前修士課程で学んだことのあるエデュケーターが特に調査に関心を示したため、そのエデュケーターが全体像としてどのような家族を担当しているかを対象とした。大文字はその1人のエデュケーターが担当した14家庭であり、小文字の家族がそれ以外のエデュケーターが受け持つ家族である。なお、子どもの年齢については、調査開始時2021年の年齢で記録している。

表 3-2 調査対象①面談や家庭訪問、ケース会議を機に調査対象とした家族

	対象女児	対象男児	年齢	同居兄弟	別居兄弟	同居親(最初)	同居親(2年後)	きっかけ内容
a	1	1	5, 6	2	なし	姉里親、弟母	兄弟ともに母	誕生時の環境
b	1		16	1	なし	父母	祖父母	問題行動
c	1		15	1	複数あり	施設	父	母の精神疾患で子どもを見れる状態ではない
d		1	11	2もう1人施設	複数あり	母	母たまに父	母の精神状態の悪さ
e	1		10	1	複数あり	里親	父と里親を行	母のシリア入り
f	1		17	1	複数あり	母または父	施設	ケアされていない
g	1	2	5, 7, 10	3	複数あり	父母	母	DV
h		1	14	1	複数あり	父たまに母	同じ	両親間の葛藤
i		1	13	1	複数あり	施設	父	ケアがされていない
j	1	2	4, 8, 10	3	なし	父母	母	行動問題
k	2	2	0, 6, 9, 17	3	複数あり	母	同じ	叩かれたという
l	1		17	1	複数あり	施設	友人宅を転々	DV
m		1	3	1	複数あり	父母	父母	DV
n	1	2	7, 17, 22	3	複数あり	母	母	母の教育困難
o	4	1	2, 9, 11, 13, 15	5	1人	父母	父母	家庭内の機能
p		1	10	1	複数あり	母たまに父	同じ	夫婦葛藤
q	1	2	15, 15, 15	3	なし	施設	母	母の精神疾患で子どもを見れる状態ではない
r	2	3	9, 10, 12, 16, 19	7	合計16人	母2、父1	同じ	連絡に応じない
s	1	1	6, 7	2	なし	母	父	母の育児不能を訴える
t	1		6	1	なし	母	母	住居がない
u		2	2, 9	2	なし	父母	母	父の暴力
v	1	2	12, 17, 17	3	なし	父	一部父一部母	父の暴力
w	1		10	1	なし	母	母	性被害疑い

表 3-3 調査対象② 1 人のエデュケーターが担当する 14 家族

A	1	6	4	3人	母	母	タバコやけど	
B	1	1	13, 18	2	なし	母	母	攻撃的
C	1		17	1	あり	姉	姉	母が不安定
D	1	3	15, 16, 10	2	他に4人	施設から祖母	祖母	母の薬物中毒
E	2		15, 17	2	なし	父母	父母	夫婦喧嘩
F		1	8	1	他に4人	里親から祖母	祖母	母の精神疾患で子どもを見れる状態ではない
G	1		13	1	あり	母	母	吐く、髪の毛むしる、肌をひっかく
H	2	1	6, 6, 9	3	なし	母	母	4歳で男子にフェラチオ
I	1	3	4, 9, 11, 14	4	なし	父母	父母	勉強の遅れ、問題行動、刺激不足
J	1		13	1	あり	父母	父母	集中力もたない
K	1	2	2, 5, 14	3	あり	母	母	誕生と同時に母子施設
L	2	1	11, 14, 15	3	なし	父母	母	父から子どもへの暴力
M	1	1	10, 14	2	他に3人	母と祖母	同じ	勉強の遅れ、集中しない、おしゃべり、落第
N		1	10	1	他に4人	母	母とパートナー	兄弟5人、父暴力

在宅教育支援は専門の民間機関(アソシエーション)に所属するエデュケーター資格を持った人を中心とした多職種チームで行う。調査先には他にチーム内にソーシャルワーカー、社会家庭専門員、学習エデュケーター、幼児エデュケーター、心理士2人、小児精神科医、異文化出身の家庭を支える異文化メディエーターがいた。フランスの労働者は週35時間勤務であることから、子ども一人に月5時間対応が必要である場合、会議などの時間も考慮し、一人の専門職が支援する子どもの数は26人という計算になり十数家庭に相当する。必要に応じて、月10時間などと多く割り当てる子どももいる。半年か一年ごとに裁判官が子どもと直接話したうえ、支援更新の判断をする。

司法命令の場合はその判決文に書かれた目的をもとに、司法命令ではない場合は家族と定めた目的をもとに半年か一年単位で個人計画書を親子とともに策定し、実施する。期限が来ると再度裁判があり、状況を確認し今後の方針を決める。親の合意による支援の場合、学校による紹介や、親か子どもの病気や不調などの退院時に病院で勧められるようなこともあるが、多くは「心配な情報による調査を受け、継続的な支援が必要と判断されて在宅教育支援を勧められた」という状況である場合が多い。つまり、「要支援」であると専門職に判断されているということである。拒否した場合、裁判による強制力のある介入が想定できるため、選択の余地なく契約にサインをしていることはある。つまり、実際に親が希望する場合よりも、強制力のある状況で支援が開始することがあると考えられる。

3.3 在宅教育支援開始の契機と背景

3.3.1 契機は学校であることが多く、子どもの心配な状況について記述される

筆者の37家庭への調査の結果を家族ごとに書き出し、その主な契機として記録されていた内容を分類した。契機についての情報は裁判所で閲覧できる記録をもとにしている。「心配」な情報を県の心配な情報統括部署 CRIP に連絡した学校ソーシャルワーカーなどの記録をもとに、「心配な情報の調査」を担当した福祉事務所のソーシャルワーカーが家族の情報を記録し、CRIP がその報告書を裁判所に送ったものが記録としては主であった。AEMO のエデュケーターたちによる資料を見ると、CRIP から裁判所への連絡後1ヶ月以内に裁判がおこなわれ、数日後に AEMO にメールで命令文が届いている。同時に家族にも郵送で命令文が届き、AEMO のエデュケーターが家族に電話をして最初の面談日を決めるという流れである。AEMO と裁判官は子どもの対応について日々電話でやりとりをしているため、裁判官は AEMO 各機関の空き状況を把握している。

契機は学校であることが多かった。一方で、そもそも家族に支援が開始した契機や時期がわからないものもあった。その理由は、在宅教育支援の前に施設や里親を経験していて家庭との行き来があった場合、年上の兄弟が既に在宅教育支援を受けていて、下の子どもものちに AEMO の対象に加わった家庭などである。母や父が警察に通報したことが契機である場合は、両親間または親とパー

トナー間の暴力や DV、親の子どもへの暴力についての訴えが理由であった。

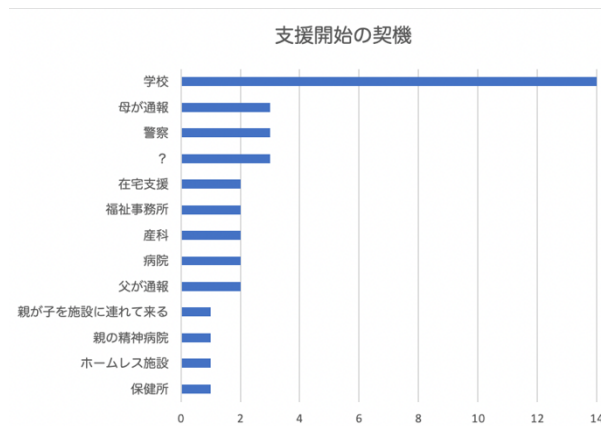


図 3-1：支援開始の契機⁵⁴

支援開始の契機として記録されている内容としては学習の遅れなど「心配な症状」としての記載が多い。貧困や親の依存症や両親間暴力など家族そのものの状況ではなく、子どもが市民法 375 条「健康、安全、モラルが危険に晒されている時、身体的、愛情面、知的、社会的発達のための条件がリスクにさらされているとき、教育的支援が命令される」にどのように該当するかが記述されている。「虐待」「育児能力に問題」などカテゴリー化された表現ではなく、それぞれの専門職が心配と感じる詳細な記述である。

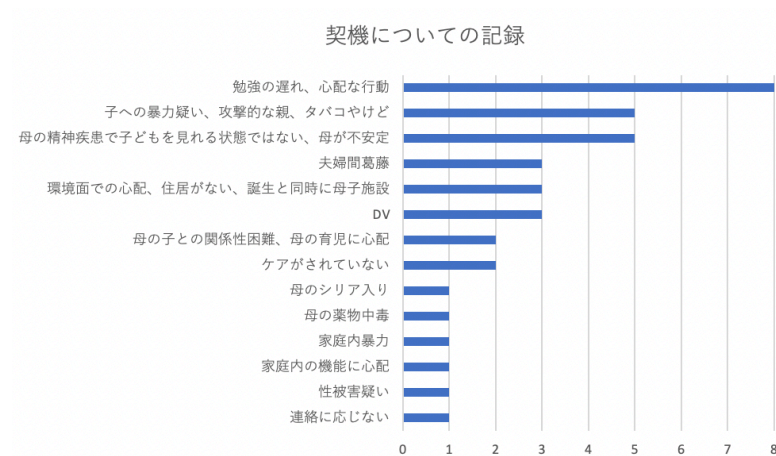


図 3-2：契機についての記録⁵⁵

支援開始の契機として裁判所で保管されている記録には子どもの心理に関する表現が多く、心配な根拠として記録されていた。以下のように四角に囲まれた記述は調査記録からの引用である。

子どもの心理に関する表現の例：

- 「調子の悪さを落ち着きのなさとして表現している」(b16 歳)
- 「学習に思うように取り組めないことに大きな苦しみを感じている」(K14 歳)
- 「火が消えたような」「自分の存在を消している」(o11 歳)
- 「感情に溢れていて落ち着いて物事に取り組めない」(B17 歳)
- 「自己破壊的な行動をとる」(G13 歳)

⁵⁴ AR AEMO 職員が書く報告書より

⁵⁵ AR AEMO 職員が書く報告書より

「言葉が封じられている」(q15 歳)

「失敗してはならないプレッシャーからテストを白紙で提出する」(E17 歳)

子どもの心理に関する描写が豊富であるが、それを症状と捉え、その症状自体の改善ではなく背景にあるものに専門職も裁判官も関心を持っていることがわかる。エデュケーターは子どもの心理をもとにソーシャルワークがおこなわれる傾向について、「症状のある子どもが家庭を開く機会をつくる」と表現していた。

3.3.2 学習に困難のある子どもがいる家庭が多い

全ての家庭に3才以上の就学年齢の子どもがいた。この結果は、3才未満に関しては保健センターが包括的支援をおこなっている可能性を示唆している。学習に困難がある子どもがいる家庭が多く、特別コースや障害認定を受けている子どものいる場合も多い。AEMO 職員による報告書から全家庭の子どもたちについての記述を調べたところ、学習困難のある子どもがいる家庭が77%、学習の遅れがどの子どもにもない家庭が7%、学校に通っている子どもがいない家庭が7%、休みの多い子どもがいる家庭が5%、学習に遅れはないが取り組まない子どもがいる家庭が4%であった。さらに、学習に関して特別な配慮が必要と診断がある、または障害の認定のある子どもいる家庭は全家庭の46%、一部の科目のみ飛び抜けた才能を持つギフテッドの子どもがいる家庭が3%であった。

つまり、「学習の困難」について、子ども自身が勉強が苦手であるという捉え方はされていない。その背景へのケアが必要であり、学校の対応では十分できなかったため包括的支援の対象であると専門職が認識していることを示している。つまり、「学習の困難」について、「学習の強化」や「親への指導」ではなく、専門職が家庭に入り、親のこともサポートすることが必要であると考えられている。

それは、フランスにおいて1996年より「心理面、知能面、感情面、愛情面、社会に適合する能力、成熟」のすべての面において学校が子どもの成長を支えることが定められ、困難な状況から回復することを学校が手伝う必要があると定められたことも背景となっている。学習の困難を放置せず学校の医療チームと呼ばれている看護師、ソーシャルワーカー、心理士などが対応し、それでも心配が残る場合に県の心配な情報統括部署 CRIP に連絡する義務がある。このような経過があるため、学習の遅れが「心配」の対象とされていることがわかる。また、パリ市のホームページにも心配で連絡を要する理由として「学習の遅れ」と書かれている。

3.3.3 背景として両親間の葛藤が多く見られた

「心配」の対象とされた子どもの家庭背景については福祉事務所のソーシャルワーカーや学校ソーシャルワーカーが3ヶ月かけておこなう「心配な情報による調査」以降しかわからないことも多い。表3-4はAEMO職員が書いた報告書をもとに両親の状況について書き出したものである。

表 3-4：両親の様子と家族の状況の変化

両親の状況

	同居親(最初)	同居親(2年後)	家庭状況の変化	母親	父親	過去の葛藤	現在の葛藤
a	姉里親、弟母	兄弟ともに母	母は実家住まいで親との関係性不安定、父はホームレス施設、薬物依存	なし	薬物依存	暴力	互いへの不信、不安定さ
b	父母	祖父母	両親離別と再統合繰り返す	精神疾患	不参加	離別と再統合	あり
c	施設	父	母と葛藤、父は不参加であったが引き取る	精神疾患	引き取る	あり	あり
d	母	母たまに父	母がアルコール依存で度々倒れて入院、父が非協力的	アルコール依存	行方不明	父が非協力	父が非協力
e	里親	父と里親を行	父が引き取るも、彼女と別れ子どもを1人で見きれない	テロ組織	仕事で不在がち	あり	あり
f	母または父	施設	本人が父や兄を性加害で訴えるため施設	精神疾患	参加	あり	あり
g	父母	母	父が家を出る	なし	なし	両親間暴力	あり
h	父たまに母	同じ	なし	精神疾患	恨みがとても大きい	あり	あり
i	施設	父	親戚の難民施設ワンルームに6人で暮らす	母国にいる	責任感ある行動をとらない	なし	なし
j	父母	母	父が家を出たり戻ったりする	無職	無職	あり	あり
k	母	同じ	父が死亡	学校を脅迫	3人、死亡、不在	あり	-
l	施設	友人宅を転々	なし	重い病気	国外逃亡	あり	あり
m	父母	同じ	喧嘩がとても多い、それぞれの連れ後との関係	不安定	攻撃的	喧嘩が多い	喧嘩が多い
n	母	同じ	3人とも所在不明	病気	3人、行方不明	3人とも所在不明	
o	父母	同じ	2人を施設に移す	過労	病気	なし	なし
p	母たまに父	同じ	母が父のところに行くことを禁止していたが本人の意思で行くように	なし	なし	あり	あり
q	施設	母	父が誰か明かされていない	精神疾患	不明	父がいない	-
r	母2、父1	同じ	成人の兄弟の犯罪で環境が不安定、父が不参加	なし	不参加	父が不参加	父が不参加
s	母	父	子どもたちが母宅で暴力を受けていると言い移動	精神疾患	厳格すぎる	あり	あり
t	母	同じ	なし	精神疾患	不在	暴力	あり
u	父母	母	父が出たり戻ったりする	なし	なし	暴力	あり
v	父	一部父一部母	上の子ども2人が母のところに移った	精神疾患	なし	あり	あり
w	母	同じ	父自殺	なし	薬物中毒、自殺	あり	あり
A	母	同じ	父が4人ともDV	不安定	4人ともDV	暴力	1人は交流
B	母	同じ	父死亡	なし	死亡	父死亡	なし
C	姉	同じ	父母不在	不安定、別居	探し出した	父母不在	父母不在
D	施設から祖母	祖母	父がそれぞれ違う。父を見つけた	薬物中毒で不在	薬物中毒で不在	父不在	父不在
E	父母	父母	父が出たり戻ったり、逮捕されたり	精神疾患	不参加、離別したり戻ったり	父暴力、逮捕	なし
F	里親から祖母	祖母	父母不在	精神疾患、死亡	外国にいて関わり持たない	父母不在	父母不在
G	母	同じ	なし	過干渉	放棄し行方不明	暴力	父不在
H	母	同じ	なし	売春	不在	父不在	父不在
I	父母	同じ	途中で施設に兄弟入る	過労	病気	なし	なし
J	父母	同じ	何度も離婚しようとしたり仲直りしたり	いつも怒鳴る	独裁的	会話がな	なし
K	母	同じ	父が3人	施設出身、未成年で母	不在	父不在	父不在
L	父母	母	母子家庭として暮らしを立て直す	なし	権威的	暴力	子が父を拒否
M	母と祖母	同じ	なし	いつも泣いている	行方不明	暴力	父不在
N	母	母とパートナー	母に新しいパートナー	なし	不参加	父裁判にも来ない	父不在

表を見ると、両親間の葛藤が多くみられ、支援開始後に離婚したり、片親が戻ってきたり、不安定なことも多い。両親間の状況もエドゥケーターたちによるソーシャルワークの対象である。片親家庭の割合を計算することを試みたが、困難であった。その理由は、共同親権であり、両親が離別する際に子どもたちが両親間を行き来することが多くおこなわれていること、親戚宅や里親宅も子どもが定期的に住む場所の一つになっていたり、兄弟によって住む形態が違うことなどである。

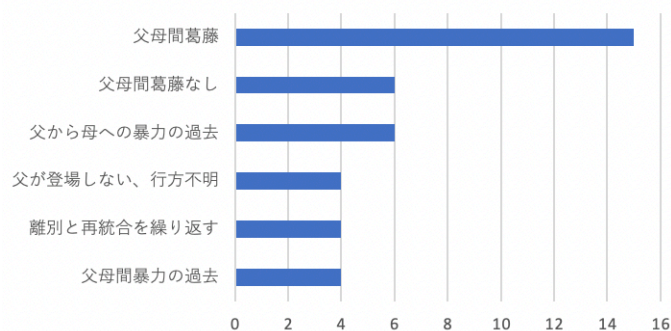


図 3-3：父母の関係性 AEMO 報告書より

3.3.4 支援開始当初の父母の状況

支援開始当初、母は精神疾患が多く、父は子育てに参加していなかったり不在ことが多い。AEMO 支援開始当初の母と父それぞれの状況についてエドゥケーターが書いた報告書にある記録が以下の図 3-6 と 3-7 である。

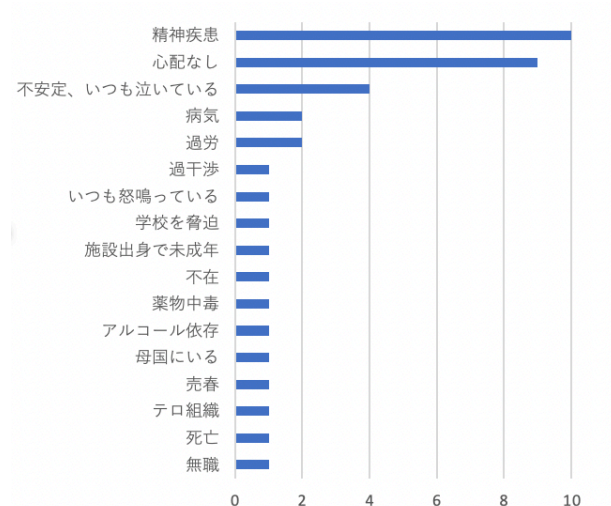


図 3-5：支援開始当初の母の状況

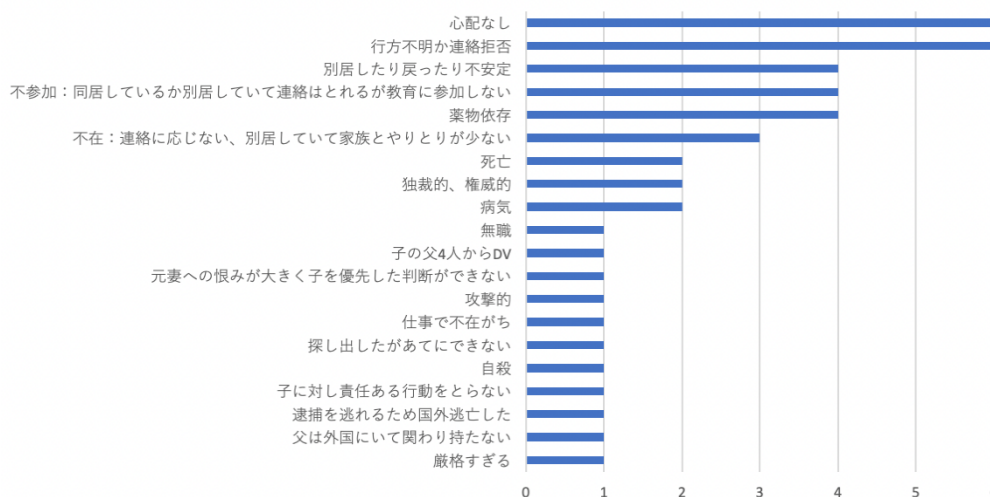


図 3-7：支援開始当初の父の状況

父については、「行方不明か連絡拒否」、「別居したり戻ったり子どもとの関わりのスタンスが不安定」「同居しているのに家庭訪問時もテレビゲームをして話し合いに応じない」「子どもの医療の送り迎えなどに参加しない」など「不参加」である場合、そして、別居していてやりとりが少ない「不在」である場合が多く見られた。父が自身が DV や虐待を理由に逮捕されたことに対して納得しておらず、家族とは関わりがあるのに児童保護関係機関には一切関わろうとしないこともあった。エドゥケーターたちにとって、親としてできることを引き出すことも在宅教育支援の目的であるが、そもそも関係性を築くことが困難なケースも多くみられた。支援開始まで母に育児を任せていて父が不参加だったケースでは、母が対応できなくなると父は子どもをすぐに里親に預けてしまい、仕事の忙しさを理由に連絡に応じないなど、親役割の支援がなかなか進まない場合も見られた。アフリカをはじめとした家父長制的な文化圏の出身者が多く、教育は女性の役割という認識があること、暴力が明るみに出たら逮捕される可能性があること、在宅支援機関や学校のソーシャルワーカーは女性が非常に多い⁵⁶ことなどが、父の参加が低い要因として考えられる。

⁵⁶ 調査対象のエドゥケーター4 チームのうち男性は2人のみ。

3.4 裁判官が指示した在宅教育支援の目的

AEMO は裁判官の命令によって開始する。裁判のあった数日後に家族と AEMO に通知書が送られてくる。在宅教育支援の約 3 割が家族の依頼や同意のもとに開始しており、学校や福祉事務所のソーシャルワーカーが提案をしたり、口コミで家族から依頼がある。その際は同意のもと在宅教育支援機関 AED がそれぞれの区に割り当てがあるので、自動的にその割り当て AED が担当する。約 7 割は裁判官命令によるが、その際は裁判官がパリ市に 5 つある AEMO のうちのどの機関に依頼するか決める。高年齢を得意としていたり、乳幼児のいる家庭への週 2-3 回の訪問といった母子保健分野に強いことを売りにするチームを持つ AEMO もあるが、AEMO の係長たちと裁判官は日々電話でやりとりしているので空き状況に応じて裁判官が委託先機関を決める。流れを図によって表したものが以下の図 3-6 である。

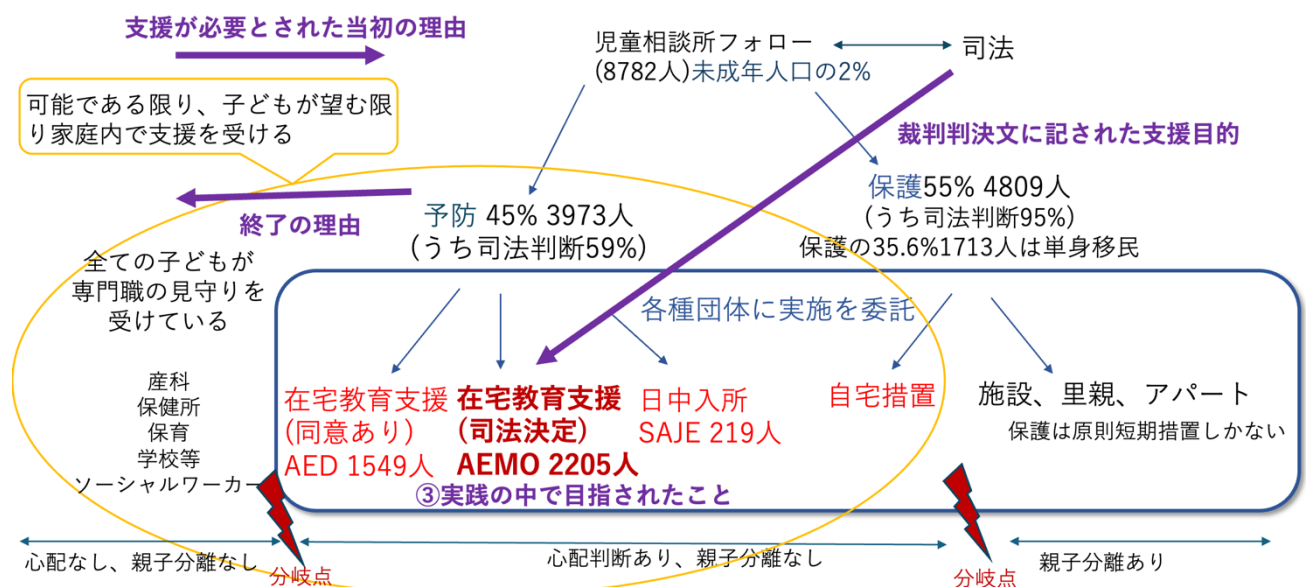


図 3-6：児童保護の中で在宅教育支援の位置付け⁵⁷

その判決文には心配な理由と、市民法 375 条「健康、安全、モラルが危険に晒されている時、身体的、愛情面、知的、社会的発達のための条件がリスクにさらされているとき、教育的支援が命令される」が記されている。さらに、AEMO を命令するとしていくつかの指示ポイントが示される。

例えば「o⁵⁸」一家には 5 人の子どもがいる。15 歳男子(o1)は自閉症で医療教育機関に通っており、13 歳女子(o2)は o1 からの暴力の被害に遭ったことがある。11 歳女子(o3)は家庭教師のようにコーランを教えに来ている教師からの性被害経験があり、9 歳女子(o4)は o3 の性被害を目撃している。2 歳男子(o5)は自閉症がある。母は過労で子育てに関与する余裕がなく、父は重い精神疾患により障害手当を受けているが、主に子育てを担っている。o1 に関しては以前から施設入所が提案されていたが、両親が積極的ではなく実現してきていない。裁判では以下のような指示があった。

- 兄弟に暴力をふるう o1 の医療施設への移動をおこなう、もしくは施設措置をおこなう
- 子どもたち個々の話を聞き、個々のニーズに個別に応える
- 父が子どもたちに加害したことがある叔父を家族に近づけないよう気をつける
- o2 と o3 はライバル関係にあるので関係性を調整する
- 社会家庭専門員 TISF によって父を支え、それぞれのニーズに応じていけるようにする。宿題の手伝い、

⁵⁷ 数字は 2020 年 12 月 31 日段階。パリ市 CRIP への 2021 年 2 月の安發によるヒアリング調査をもとに作成。

⁵⁸ 家族の記号は表 3-2 をもとにしている。

歯医者への送り迎え、o3の心理士の送り迎え、o2の安全の監視、o5への文化的刺激と支え、家庭内で子どもたちが画面の前で多く過ごしている状況を改善し、教育的な遊びを増やすこと

- どの兄弟のことも忘れずにケアするためにソーシャルワーカーが3人必要である。それぞれに話す空間を用意する。一番要求の少ないo4についても同じである。
- 家庭内で暴力がなくなるよう家族全員を動員する

(o-JO2020.12)

具体的に支援ポイントを示しているが、裁判官は子どもそれぞれと10分15分程度話したあと全員を集めて話を聞き、判決を伝えるため、あらかじめソーシャルワーカーたちが書いて提出している報告書を判断の参考にしている。上の内容を見ると、指示の内容は裁判官自身のアイデアというよりも、ソーシャルワーカーが報告書に書いた方向性を採用していることが伺える。ソーシャルワーカーたちの実践知と働きかけの方向性の提案への信頼が感じられる。一方で、子どもたち親たちの希望や視点はこの内容からは見てとれない。

支援当初「心配」とされた理由は子どもの学校での様子などだったが、裁判で実際指示される内容はどのようなものが多いのだろうか？図は37家族のすべての命令を一覧にしたものである。

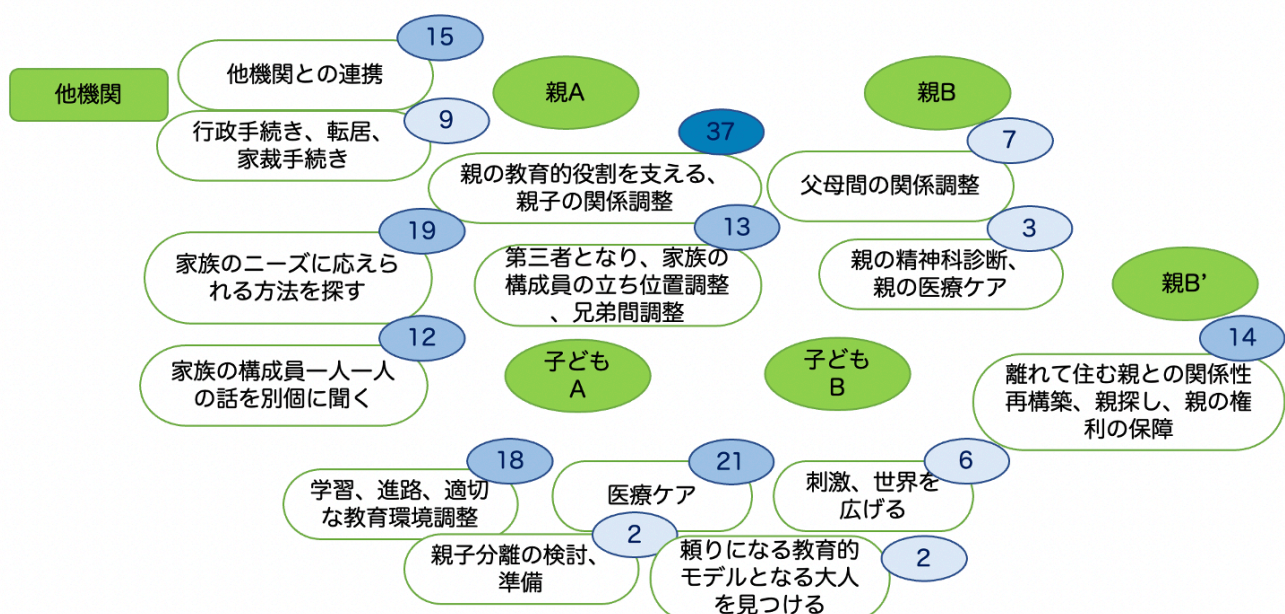


図3-7：在宅教育支援ソーシャルワークの目的として裁判官から指示があったこと⁵⁹

裁判の判決文で書かれる内容は「市民法 375 条に該当するため教育的支援をする」ということである。しかし、条文はたった1つである。それについて、専門職による記述を根拠の1つとして支援の必要性を判断し、さらに、専門職による提案をもとに具体的な方向性を示していることが着目すべき点である。ここでわかることが2つある。1つは、子どもの状況について「心配」があることを理由に AEMO が開始するにも関わらず、指示の内容は親への支援が子どもへの直接的な支援よりも多いことである。親と他機関との間の調整や離れて住む親との関わりについての命令、家族のニーズに応えられることを目的としているものも多い。もう1つは、専門職の実践知への信頼である。法律には子どもに「心配」な状況があったときに両親間の関係調整をしたり、親の精神科診断や、医療ケアのサポートをするようにとは書かれていない。これは、報告書を裁判所に提出したスクールソーシャルワーカーや、これまで家族を担当していた専門職が書いた報告書に、「子どもの状況の改

⁵⁹ 37 家族について判決文より抽出。円の中の数字は該当する件数であり色の濃淡は頻度の高低である

善のために必要なのではないか」と提案されていたサポート内容を裁判官が受け入れたことを示している。市民法 375 条が AEMO の起点であるとはいえ、近くで見ると、専門職の実践知からくるソーシャルワークの方向性の提案が判決文に盛り込まれていることがわかる。そして、その方向性として、子どもが「心配」な状況ではなくなるために子どもへの直接的働きかけのみならず、親に対する支援が重視されていることが示された。

3.5 在宅教育支援の専門職

在宅教育支援機関に裁判官の命令文が届くとチーム会議で内容が紹介され、誰が担当か話し合う。チームの中心となるのはエデュケーターだが、他の資格者も同じように担当を持つ。つまり、エデュケーターやソーシャルワーカーで役割を分けるのではなく、それぞれが担当を持ち、違った強みや視点を持ったメンバーで支え合うという考え方である。チームが多職種であり、チームで対応することで、担当はさまざまな視点から思考することができ、家族も担当が不在のときも自分のことを知っている人に対応してもらうことができるメリットがある。担当者はそれぞれ「自分はティーンエイジャーは得意だが、赤ちゃんはあまり得意ではない」、「両親間の葛藤は得意だが、精神疾患は得意ではない」などと主張し、自分がうまく支援できるだろう家族を担当する。継続研修では、自分の強みを伸ばしていける内容を選択する。「すべて対応できること」は期待されていない。1つの家族について「父は A さん、母は B さん」とチーム内で分担したり、親に対し厳しいことを係長が言い、その後を担当者がフォローするなど、チームプレーも活発におこなう。他の専門職としては、1つのチーム内に、それぞれ国家資格であるソーシャルワーカー、社会家庭専門員、学習エデュケーター、幼児エデュケーター、心理士 2 人がいる。他に必要に応じて、小児精神科医、異文化出身の家庭を支える異文化メディエーターが参加する。最後の 2 つの専門職は 2 チームの中の必要な家族にのみ関わっている。調査先の AEMO には 3 フロアあり、1 フロアに 2 チームずつあった。フロアに 1 人秘書もあり、裁判所や連携先機関との電話や書類のやりとり、報告書のチェックや校閲もおこなう。

異文化家庭と専門職の間のコミュニケーションを支える資格である文化メディエーターは例えば i(13 歳)を担当していた。

国内にいる唯一の親権者は父である。しかし、父は一族の首長の命令に従い、予告なく突然、何週間も母国に帰ったりしてしまう。その間に近隣の親族が子どものケアをするが、誰がいつ何をするか決まっていないこともあり、子どもへの投薬が不安定になり、子どもは生死に関わる状況になり病院に緊急搬送された。親権者は子どもの安全を保障する役割があるということを父に説明しても、父は「200 人の家族を養う一人としての責任があり、自身で計画して行動するわけにはいかない」と言う。父として無責任であり、子どもを危険にさらしていると専門職は考えるものの、父に理解できる形で伝える必要がある。エデュケーターと父との面談には異文化コーディネーターに同席してもらい、父とどのように安全を確保する方法を用意できるか話し合う。

(i-AR2021.03)

3.6 3 家族の子どもが経験したソーシャルワーク

「在宅教育支援はどのようにおこなわれているのか？」について支援の最初から最後までを具体事例をもとに検討するために、3 家族を例にとる。子どもたちの時間軸を中心に、「出来事と判断、その時々専門職の種類、実践内容」を分析する。

在宅教育支援のそれぞれの段階での実践を明らかにするため、資料が多く揃う家族を選んだ。

マノン(b)の例では最初の「心配な情報」から在宅教育支援まで、レア・レオ・エンゾ(v)の例では支援開始から終了まで、ジャスミン(t)の例では多角的に家族を支えている様子を明らかにする。

ソーシャルワーク記録をもとに家族の変化と支援実践の変化を可視化することを目的とする。

3.6.1 「心配な情報」から在宅教育支援まで(マノンの例)

具体的事例をもとにした検証

第一次予防から第二次予防に移行する流れ、支援内容について一事例を取り上げて検証する。マノン(仮名)という女性を例にとる。この事例を選んだ理由は、兄弟がおらず一人の状況に注目できる点と、MJIE など第二次予防に移行する経緯を複数経ているので流れや判断の理由を知ることができるからである。

マノンの「心配な情報」は、15歳のときに高校のソーシャルワーカーから「暴力を振るっている場面や、喫煙場面を撮影したビデオがSNSに流れているという指摘が生徒からあったこと、騒いで授業を中断させる、挑発的で落ち着きがない」という内容だった。学校は性的健康センターに連れて行くなど具体的な支援を実施してきていることを記録している。

マノンについて記録を遡ると、14歳のときにも学校からの「心配な情報」を契機として、集中的な支援の提案と調査、親の同意による在宅教育支援 AED が実施されている。公立病院が運営し無料の心理ケアを受けられる「ティーンエイジャーの家」や、公立の精神科病院により各区に設置されており、親子のケアを担う心理医療センターCMP にも行き始めている。結局、継続的なケアには至らなかったものの、心配な状況は解消されたとして AED は終了している。この経緯があるため、15歳のとき子ども専門裁判官は6ヶ月間の司法的調査 MJIE を命じている。MJIE は AEMO に比べエデュケーターチームがより集中的に家族や親戚に会い、今後の支援の方向性を裁判官に提案する。AEMO を運営しているアソシエーションが MJIE も実施していた。

(マノンの事例)「心配な情報」の連絡から、支援終了までの流れ

2019年10月 学校から CRIP へ「心配な情報」の連絡、集中的な支援の提案と調査(15歳)
2020年2月 子ども専門裁判所による MJIE 6ヶ月間の命令、MJIE 実施
2020年12月 子ども専門裁判所による AEMO 開始の決定(コロナで裁判時期遅延)(16歳)
2021年1月～2022年1月 AEMO 実施(第二次予防、要支援)
2022年2月 AEMO 終了

(b-JI2020.2, JO2020.2, JO2022.2)

MJIE 命令の判決文に目的は「マノンと親を支える方法を探すこと」と記載されている。半年間の支援で解決には至らなかったが、23ページにわたる報告書には「安定していて頼りにできる教育的なロールモデルとなる大人がマノンに必要」と AEMO を提案している。

次に MJIE の報告書(b-JI2020.2)より抜き書きし、支援の経過を振り返る。

学校からの報告には「攻撃性は悪化している、母は手におえないと心配しているが、対応は表面的にすぎず家族から離れた方がいいのではないかとあり、病院からの報告には「依存性物質の摂取による入院や自殺未遂があった」とある。両親との合計9回の面談結果として「両親は学校からの電話を着信拒否にしており、マノンを学校の被害者であると認識している」「両親間が離別と同居を繰り返していること、離婚の理由を夫婦間の問題ではなく『マノンのため』と子どもに責任を負わせている」と書かれている。両親ともに「問題は我々だとわかっている」と罪悪感を表現しており、親としての役割を放棄してはいないものの、親としてできることについての話し合いを提案しても参加しないと記録している。マノンは母について「外面を気にして、自分が入院したときも、まわりには旅行に行っていると話していた」「私の苦しみを認めたことがない」とし、父について「自分の悩みで手一杯で、私にはプレゼントをあげれば良いと思っている」と言い、学校については「これまでしてきたことは、退学になりたいから」と言いながらたくさん泣いていたと記されている。マノンは寮や施設に入る提案も心理士によるケアも断わった。全員と面談した心理士によるそれぞれの診断結果も記載している。この報告書は家族とも中身を話し合ったうえで書かれている。

裁判はまず裁判官が子どもと1対1で10分ほど話した上で両親や MJIE の担当者も出席して行われる。子ども専門裁判官は MJIE の報告書とマノンから直接聞いた意見をふまえ、AEMO を命令し

た。その判決文には「マノン」は学業を犠牲にすることで自身の居心地の悪さを表現している。両親だけではマノンを助けることができない状況なので、両親とともに状況改善に取り組み、マノンを支える。学習のやり直しと進路選択を専門とする機関を試すこと、マノンが心理セラピーを受けられるようにすること」と書かれていた。

マノンの事例により、ケアを束ねる中心機関が明確であり、状況に応じ引き継がれていることがわかった。具体的には、学校が第一次予防として他機関と連携した支援の試みを実施し、なお「心配」があるときに CRIP に連絡をし、3 ヶ月の支援を福祉事務所のソーシャルワーカーがおこない、「心配」が改善されず継続的で包括的なサポートが必要と専門職によって判断され、第二次予防の AED(親の同意あり)がケアの統括を担う流れになっている。また、再び学校から CRIP への連絡があり、今度は司法命令による MJIE としてエドューケーターが家族の状況について調査と支援をおこない、結果的に継続的なサポートを司法によって保障するために、司法命令による第二次予防の AEMO としてケアの統括がされている。問題行動について、退学や施設入所など強制的な親子分離ではなく、両親の親役割を支え、子どもの権利を保障するために専門職が家庭に継続的に関わる取り組みが選ばれている。一方で、家族にとっては多くの専門職が関わる結果となっており、裁判の実施などいくつもの機関が関わることで数週間ずつの「待ち」が生じ、第一次予防の学校の負担期間が長いデメリットがある。マノンは在宅教育支援の結果、外国の祖父母宅に転居することを決めて高校を移り、状況が落ち着き、転校先の高校のソーシャルワーカーに引き継いで AEMO が終了した。

マノン 16 才の例

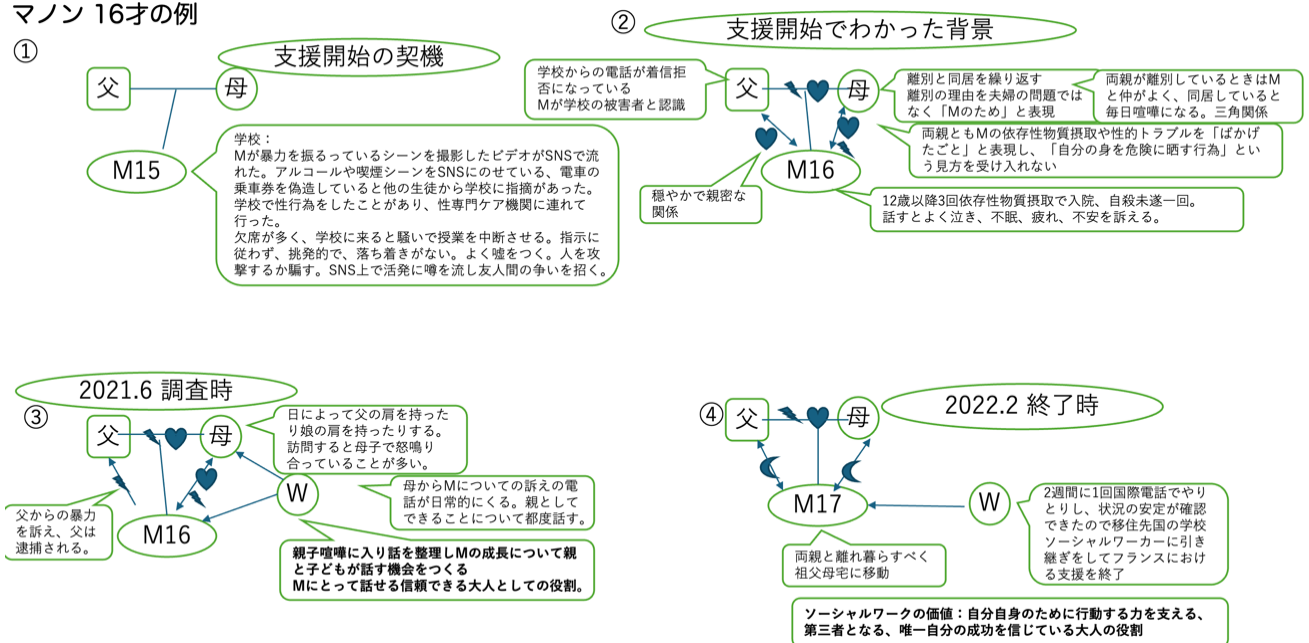


図 3-8: マノン 16 歳の支援開始から終了までの変化⁶⁰

AEMO においてどのような支援実践がおこなわれるのだろうか。担当エドューケーターがマノン家へ接触するたびに記録した書類をもとに分析する。

AEMO におけるチーム会議の結果、「普通のこと」をエドューケーターがマノンとたくさん一緒にして、マノンが「自分のしたいことを考えられるようにする」ことが当初の目的とされた。エドューケーターがマノンを 2 週間に 1 回買い物やお茶に連れ出した。家庭内で話すと家庭の争いごとに話がすぐに移ってしまうので、エドューケーターがマノンを外に連れ出すことによって、おしゃべりで好奇心旺盛なマノンと話すことができた。担当エドューケーターは自身の役割について「自分の成功を信じてくれている大人としての役割を貫く」「成長の後見人」「レジリエンスの後見人」とヒアリングで答

⁶⁰ 家族に関する記録をもとに安發整理、翻訳 (b-JI2020.2, NE2021.6, AR2021.11, JO2022.2)

えている(b-NE2021.6)。

マノンが「自分の庭」と言う地区でマノンの好きなことや友達の話をしてしながらエドューケーターと歩くなかで、マノンは祖母が恋しいと涙をためて話したり、父の部屋でコカインを見つけ、父の妹が依存症なのになぜ父が摂取するのかとてもがっかりしたと話した。エドューケーターが「見たくなかったものを見たし、聞きたくなかったことを聞いたんだね」と言葉にしたらうなずいたと記録されている。毎週参加するスポーツに申し込む手続きを一緒にしたり、若者用就労サポートへ若者用生活費補助の手続きにも一緒に行った。学校に行くことが減ったマノンは月7万円の生活費を受け取り、自分がしたいことを探すことができるようになった。自立支援アパートや、若者数人で暮らす施設を紹介したが、マノンは関心を示さなかった。進路や職業についてはマノンにとって優先項目ではなく、探すのを手伝ってほしいと言うときもあるが実際約束をすると来なかったり、一緒に計画を温め実行に移すことは困難であった。マノンが大きな苦しみの中にいるため、そのケアが一番であるとしてマノンが話したいことを話し、したいことを一緒にすることに徹した。特に、エドューケーターからマノンには以下のメッセージを伝えたと記録されている。「自分の人生を台無しにしようとするような考え方は怒りを覚える」「全部話す必要はないけれど、私の使命はいつかあなたが話したいと思ったときに話せるように、できることをすべてしておくこと」「あなたの最高が実現することを望んでいる」。

やりとりに関する以下のような記録がある。エドューケーター二人で訪問し、片方が記録したものである。

(2021年9月家庭訪問時)

マノン(M): 早く学校の登録を手伝って、パティシエか、エステティシヤンの資格をとりたいの。

エドューケーター(E): 急にそんなことを頼む気持ちになったのはなぜ?

M: バカンスが終わってみんな学校に行くようになったからすることがなくなったの。

母: いつも意見が変わるのよ、母国に帰りたい、学校に行きたい、やめたい。

M: 家でいつも背後からあれしろこれしろと言われるのがいやなの!

E: マノンはお母さんと楽しい時間を過ごせないことが辛いよね?

母: 何か一緒にしようと言ってもあなたが嫌がるんじゃない! それにマノンのことを信頼できなくなったから、一緒に時間を過ごすのが私には難しいのよ。

(マノンは泣き、叫び、怒り「お母さんがそういうことを言うのが耐えられない、お母さんと一緒にいて耐えられないのは私の方」と訴える)

M: (エドューケーターに)私はイライラすると確かに爆発してあちこち飛び火して、もうわからなくなる。

E: 私もマノンが3歩進んだと思うと、3歩後戻りして、次会ったときには「前の話は違うからもう忘れて」と言うから、どのようにマノンの希望を支えればいいのか難しいよ。母子ともに感情に起伏があると感じるのだけど、どう思いますか?

母: そうね、7時に怒鳴りあっているけど、8時には一緒にご飯を食べたり、それはクールなことだと思っています。でも私自身、うつが悪化しているように感じます、いつもいろんな感情が混じっていて、怒りの気持ちも大きい。

M: 私に対して怒ってるって言いたいのか??

母: いい母娘の関係が築けないのよ。

M: 私がこんな状況なのは私のせいだって言いたいのか? 変よね、旅行したときは両親仲が良くて、なのに帰って離婚して、そのあとまた一緒になると言い出したり。お母さんは今日私にお金をくれると言っていたのに、今日になってお金がないと言って、嘘つき。そんな人と食事なんてしないからもう家を出るわ。もういい、学校には行かない。でも若者用の生活費補助は興味があるから手続きを手伝ってちょうだい。

(生活費補助の手続きをする機関に一緒に行くためにマノンとエドューケーターは家を出る)

(b-AE2021.9)

このように、母子間の葛藤に、第三者として、それぞれの気持ちを整理する試みを続けている。訪問すると母子喧嘩の場面に出くわすことが多く、マノンを連れ出して後で双方と別個に話していた。

マノンとは両親の別れについて、伝え方がボイスメッセージを残すだけで面と向かって何も言わないことについての不満や、両親間の争いに巻き込まれてきたのに両親から自分が十分情報共有されてこなかった苦しみ、両親が親しいときは「マノンは自分の部屋に行きなさい」とリビングを追い出され疎外されることなどについて話した。マノンが思いつめて AEMO に飛び込んできたり、友人宅に脱走し連絡をしてくるタイミングの度に、エドュケーターは精神科への緊急入院、家族と距離を置くために遠方にある児童保護機関に滞在する教育的滞在、家族仲裁、精神的な問題がないかの診察、暴力と性のケアを担う性的健康センターなど、さまざまな提案をおこなった。しかし、結局は脱走したり、約束当日に現地に現れないなど、ほとんどが実現しなかった。マノンは一方、エドュケーターを頼り、一緒にカフェで話すときに友人の同席を求め、将来について友人も交え話す時間にしたり、家を追い出された友達をシェルターに連れて行ってほしいと助けを求めたりしていた。

母からは電話の頻度が多く、エドュケーターを頼りにしつつも、マノンへの納得のいかない気持ちを吐き出す相手にもなっていた。泊まりに行ったらマノンが帰ってこないことについて「また騙された」と怒っているの、マノンとの関係を改善するためにどのように心配な気持ちを伝えたいか話し合ったり、マノンが勉強を蔑ろにしたと非難するので「学ぶためには頭の中に余裕が必要です、余裕がないときは、余裕をつくるのが優先です」と説明したりした。母から「別れることにしたから DV 相談に連れて行って」と電話があり、DV 相談に一緒に行くために迎えに行くと母は不在で、留守電に「復縁しました」と連絡があったりする。「息ができなくなったから、今から救急で病院に行きます」と電話がくるなど体調も安定していない。

エドュケーターはこのように安定しない家庭への対応について、ヒアリングの際「家庭と子どもの状況は行きつ戻りつし、たまにある危機的状況のときにどれだけ効果的に対応できるかで次の振れ幅が少なくなり、やがて危機が訪れなくなる」と話していた(b-NE2021.6)。しかし、この家族に関してはなかなか安定せず、「親として子どもに見せる態度は一貫していなければならない」とエドュケーターが両親にたびたび伝えるものの、母は裁判官に「父がマノンを叩いたのはマノンが悪い」と訴え父の味方をしたり、翌日には「父は DV 加害者だから父を家から追い出す手続きを手伝ってほしい」と連絡してくることもあった。心理ケアや、非行予防などは家族の誰も関心を示さなかったため、AEMO 以外の支援に結びつけることが困難であった。

マノンが裁判官に父からの暴力を訴え、父は逮捕された。それ以降、父は AEMO からの連絡に反応しなくなったので、父とはやりとりをすることができなくなった。父は「最近の若者は敬意もないし、学校やまわりの若者のせいでマノンはこうなった」と問題を一般化し、矮小化しており「マノンは限度をもうけられない、敬意がない、フラストレーションに耐えられない」と批判し、「もうマノンのことは見捨てる」「詐欺師」とエドュケーターに話している。担当エドュケーターは報告書に「母と父にマノンが何に苦しんでいるか理解できるよう手伝えることが目的だったが困難であった」と記録している。

1 年の間に多くの事件が起き、都度、複数ある支援の選択肢の中から適していると思われるものを AEMO の担当チームは提案したが、大半を家族は拒否している。しかし、マノンの話を聞き、マノン自身が自らの望みを自覚し表現していく支えをすることについてはエドュケーターが一貫した姿勢をとっていた。1 年後、マノンが状況を客観視し、両親に対し心理的な距離を置き、自らのために決断したのは、このエドュケーターによる関わりの影響も考えられる。祖父母が住む母国に移ってから、転校先の高校のソーシャルワーカーに引き継ぐまでの数ヶ月は、転校先の高校での様子も順調であり、マノンの調子も安定していた。

2022 年に開催された在宅教育支援全国大会のテーマは「行動する力(pouvoir d'agir)」であった。マノンの意思の表現をエドュケーターが一貫して支えることにより、子どもが家庭内の葛藤から心理的距離をおき、状況を客観視し、自身の望みを認識し言語化し、実行することを実現していく様子をこの事例から見ることができる。

3.6.2 支援開始から終了まで(レア、レオ、エンゾの例)

「それぞれの行動する力を引き出す」

具体的にどのような形で支援がおこなわれ、家族がどのように変化したか、支援開始から終了まで一年半の調査の中で多くの動きがあった1つの家庭を例にとる。名前は仮名である。裁判所保管の資料、在宅教育支援担当エドューケーターの日々の記録、エドューケーターが裁判官に書いた報告書、エドューケーターへのヒアリングをもとにしている。

3人きょうだい「父と暮らしたい」という手紙を家庭裁判所に出したことで子ども三人が父のもとで暮らしていた。学校から2人の子供について、長女が学習に遅れがある、そして次男が無口であると「心配な情報」の連絡があった。その後3ヶ月間の調査の間に学校のソーシャルワーカーと調査を担当した福祉事務所のソーシャルワーカーが密に子どもに関わる中で、ある日、上の二人が父宅に帰ることを拒否、家庭裁判所への手紙は父に書かされたものであると主張し、父から暴力を受けてきたと訴えた。しかし下の弟のみ何も言わず父宅に帰ることを希望した。

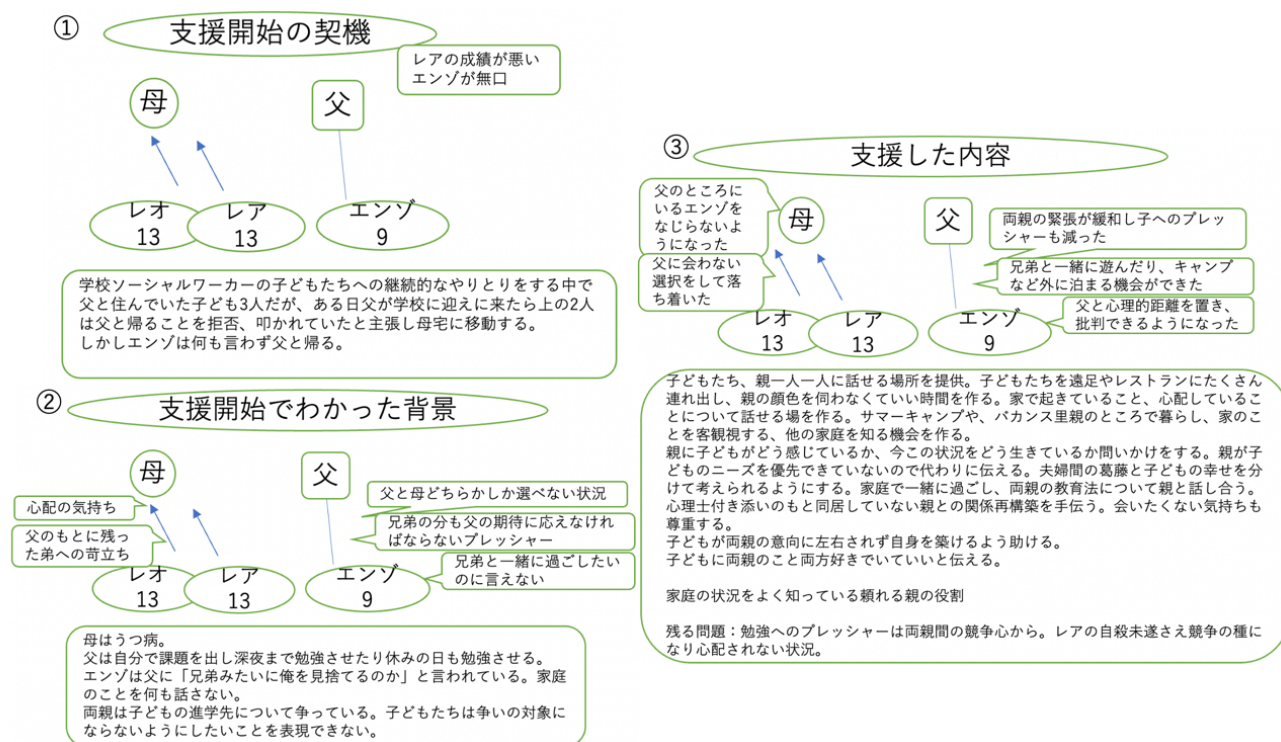


図3-9: レオ、レア、エンゾ一家の支援開始から支援の変化

注: 家族に関する記録をもとに安發整理、翻訳 (v-JI2018.7, AR2021.3, NR2021.6)

在宅教育支援が開始し、母はうつ状況、父は残った弟にプレッシャーをかけていることが判明する。父は弟に毎日遅くまで、そして土日も勉強させ、母のところにいきょうだいよりも父の教育が成功していることを証明しようとしていた。そして、弟は隔週で母のところで過ごす、母から父のもとにいることをなじられた。弟は在宅教育支援の面接の際も、エドューケーターの質問に対し、父と同席している際は父の顔を見るばかりで答えることができなかった。母のところに移った姉と兄についても、父は母宅の近くの学校に移る手続きを妨害するなどした。弟は学校に父が迎えに来た際に、兄に無理やり学校に連れ戻されたり、兄弟と一緒にいたい気持ちと父を一人にするわけにいかない気持ちの間で引き裂かれる経験をした。エドューケーターは子どもたち一人ずつ個別に会って話す機会を作り、状況についてのそれぞれの考えを整理した。

在宅教育支援エデュケーターの働きかけにより、母も父も子どもにプレッシャーをかけることを減らす努力をした。弟も父について批判的なことも言えるようになり、折り合いをつけながら両親間の争いに距離をおき、自分のやりたいことについての話もできるようになった。兄と姉が母の近くの学校に転校し、弟は父の近くの学校に残り子どもたちの学校についての争いには決着がついた。さらに、兄と姉は父に会うことを拒否するので母のみの監護、弟は2週に一度母のもとでできようだと過ごすというリズムが落ち着いた。そこで、「心配」な状況ではなくなったのではないかと家族と話し合い、裁判官に報告して裁判をやり直し支援を終了した。子どもたち自身が大人に話せるようになったこと、親も子どもがサマーキャンプなど親元を離れて過ごすことを認めるようになった点が、「心配」がなくなったと判断する基準となった。ただ、姉が自殺未遂をしたときでさえ、父は娘の安全を心配するのではなく「母の環境のせいで娘は自殺未遂したので、自分が引き取るべきだ」と即裁判官に訴えるなど、子どもを中心に考えるのではなく、両親間の競争心が色濃く残っていることに変化はなかった。

エデュケーターが第三者として家庭に入り、家族それぞれの話を聞き、親には子どものニーズを子どもの代わりに伝えたり、親子で話す機会をつくっている。エデュケーターは子どもには「両親どちらかを選ばなければならないわけではなく、両方を好きでいていい」と伝え、両親の意向に左右されずに自身を築けるよう意思決定を支えた。サマーキャンプやバカンス里親を利用し、両親間の争いのないところで過ごす機会を積極的につくった。エデュケーターは「自身のために行動できる力(pouvoir d'agir)」という言葉を使うが、自身の想いを自覚し、言語化し、希望が何か認識し、表現し、行動に移すことの一連の流れを指す。結果、長女と長男が暴力のある父のもとを離れる行動をとり、次男が父に兄弟に会えるよう希望を伝えたり、親と心理的距離において自身について考えるという変化が起きた。実際には、子どもが希望すれば全寮制の学校や施設や里親の利用もできるが、提案しても希望する子どもは多くない。ただ、年間16週間あるバカンスについては、キャンプの利用など一定期間家庭を離れる過ごし方は6歳以降一般的にされており、AEMOにおいても利用する子どもは多い。

エデュケーターは以下のように話す。「子どもは外に頼ることができる大人ができたとき、初めて自分の家族と距離を置くことができる。家庭内に不安があるとき、子どもの自尊心は十分形成されない。自尊心が十分形成されていないと、自分の感覚が正しいか自信を持つことができない。その結果、外の世界がおかしく、自分の知っている家庭が普通であると感じ、外の大人を信じないことがある」。その中でエデュケーターは支援関係を築く技術者(technicien de la relation d'aide)となる。エデュケーターが特に注意するのは子どもの感情(émotion)であるという。子どもが自分がないがしろにされたと感じたり、ばかにされていると感じると、恥ずかしい気持ちがあり安心して感情を誰かに伝えることができない。周りの大人がせかしたり、状況の変化が速すぎても、子どもは話すことはできない。話す準備ができたとき子どもが自分で思えたときに初めて話すことができる。エデュケーターたちはいつでも聞くことができる状況であることを子どもに伝え、注意深く子どもの様子を見ていることを示す。そのために「心配」があっても、エデュケーターたちは、自身の心配に思う気持ちをもとに催促することなく、子どもの言葉を聞いていた。「自分で抱えなくてもいいんだよ、表現していいよ(tu ne gardes pas pour toi, tu exprimes)」という伝え方をしている。フランスにおいては、「家庭内の子どもの権利を保障する役割の専門職」をエデュケーターとして置く方法をとっていることができる。

3.6.3 多角的に家族を支える(ジャスミンの例)

次に複数の機関の専門職が多角的な視点から家族を支えたケースを紹介する。支援開始から現在までの期間がそこまで長くないことから記録を追うことが可能であり、関わる機関が多かったこと

からこの家庭を選んだ。調査は 2021 年 6 月から 2022 年 10 月まで、家族との面談や遊びの観察調査、担当者へのヒアリング調査、裁判所保管の資料と在宅教育支援機関のエducーターが作成した資料をもとにしている。

ジャスミンは 5 歳(表の中では J)、母親は 29 歳で海外をルーツとしたフランス生まれ、つまり在仏 2 世である。文化的背景は外国であっても国籍はフランス、もしくは二重国籍である可能性がある。父親は 34 歳で同じく在仏 2 世であるが、記録を追う限り各機関のソーシャルワーカーは誰も会ったことがない。

母親の背景としては、出身家庭において男性兄弟に決定権があった。子ども時代は叩かれ、閉じ込められていた。男ではなく女に生まれたためであるという。両親は弟にしか関心がなかった。21 歳のとき高齢男性と強制結婚させられるものの、夫と実家族からの暴力で脱走、警察に保護される。ジャスミンの父との間の子どもを家族の反対により 2 度中絶。のちジャスミンを家族に内緒で出産した。出産直後ジャスミンの父からの暴力が始まり、母親は暴力がある実家と暴力がある子の父の間を行き来した。

表 3-5 は妊娠中から 2 歳までの契機と支援を時系列に並べたものである。

表 3-5：ジャスミンの記録妊娠中から 2 歳まで (t-JI2018.8)

年齢	背景	契機と目的	中心となる専門職	支援内容
妊娠中	パートナーとの関係を家族に認められていない	望まない妊娠 で家族に隠している → リスク管理	病院ソーシャルワーカー	児童相談所に協力要請
誕生時	父親は 地下 に住んでいた	住環境の確保	地区SW	住居提供 、生活保護開始
0歳	住宅SWがDVを発見	DV→ 安全確保	住宅SW→地区SW	他の住居に母子を移動→母親が居場所を父親に知らせてしまい 複数回転居
1歳	DV	心配な情報→ 3ヶ月間の調査と支援提供 安全確保 、家庭内の物理的環境の整備	地区ソーシャルワーカー	DVの度に 転居支援 、 片付け 、 母子施設受け入れ と脱走、パリを離れることは拒否、 子ども用ベッドの購入
1歳	母親が涙ながらに実家での暴力の話をするが、 Jの教育について十分方法を話し合えない	在宅教育支援 実施 Jへの刺激の必要性(理解力の低さ、遊びたい意欲に応える必要性)	在宅教育支援エデュケーター	訪問の度に留守で支援不可
2歳	在宅教育支援が実施不可能だったため	裁判で6ヶ月の 司法的調査 を決定 健康把握 、 保育 、 心理ケア 、 家事育児の日常的な支援 、 職業訓練	司法的調査専門エデュケーター	調査と支援の提案(3ヶ月間) 小児看護師の定期的な訪問 、 保育園入園手続き 、 心理ケア 、 転居先の確保 、 社会家庭専門員の派遣 、 心理医療センター開始 、 母親医療介助者コースに登録

母は妊娠中、父と地下にあるアパートに住んでいた。住居が地下にあるという環境は子どもを育てるのにふさわしくないため、地区ソーシャルワーカーが赤ちゃんの誕生に合わせて住宅の手配をおこなった。妊娠中に産科のソーシャルワーカーが望まない妊娠であることを「心配」として児童相談所と連携も始めている。その後、住宅ソーシャルワーカーが暴力に気付き母子の転居支援、その後も、母が父に住居を知らせるため複数回転居支援している。そのような中、ジャスミンが 1 歳のときに心配な連絡があり、母の同意による在宅教育支援 AED が開始したが、実際には訪問時に不在であるなど支援を実施することができなかった。裁判官命令により、司法的調査を専門とする機関のエducーターが半年間集中的な支援の提案をしたのち司法命令による在宅教育支援を提案し、司法命令による在宅教育支援 AEMO が開始している。

フランスにおいては妊娠初期面談が義務づけられ、健康面だけではなく心理面社会面でも問題がないか確認し必要に応じて支援をすることになっている。産科には必ず専属のソーシャルワーカーと心理士が配置されることになっており、このケースも病院のソーシャルワーカーがニーズを把握

して妊娠中から支援を開始している。その後も数々の試みが失敗しているが、必ず中心となるソーシャルワーカーが次の手立てを用意していることがわかる。調査が1歳と2歳のときにおこなわれているが、それも「支援の提案と調査」であるため、非常に多くの提案がその時期にされていることがわかる。

次の表3-6は在宅教育支援の判決文からの引用である。

表3-6：ジャスミンの記録3歳と4歳 (t-JI2018.8)

年齢	契機	判決文に記載された背景	判決文に記載された支援目的
3歳	裁判にて在宅教育支援決定	母親は支援が全て実現しないように動く。Jを別の個人として捉えることができていない。 言葉が遅い理由が耳が聴こえないことであるにも関わらず母親が手術の手続きを進めなかった。	1. 母子の関係性において第三者となる 2. 親をすることへの支援をおこなう 3. 父親とのやりとりを開始する 4. Jの通学が確実にこなされるよう支える 5. 耳の手術を受けさせる
4歳	在宅教育支援更新	母親の健康が繊細でJに影響を及ぼしている。 母親は様々な機関に頻繁に支援を求める。 住居が確保されたものの手入れがされていない。 母親は何をするにつけても常に支えが必要。 母親は孤立し、内面に閉じがちなので、自己の世界に止まることの改善。 子どもを前に母親は心理的不在である。 母親は心理ケアに定期的に通うことができていない。鬱状態でも入院を受け入れない。 Jは母親の精神的な状況に敏感で、Jの気分を左右している。 母親に余裕がない影響でJ自身の精神的愛情的欲求は優先されていない。 Jは誰にでも親しみ、誰からのどんな提案も喜んで参加する。普段刺激を十分に受けていない。 Jは依然言葉に遅れがある。言語訓練士に通うことが実現できていない。 Jは父親について何度も尋ねるが母親は答えていない。 家庭の状況は繊細であり、母親がJに愛着があっても、母親は親としての役割を果たすにあたってサポートを受ける必要がある。母親の繊細な状況はJの成長と自身を築くことに直接的な影響を及ぼしている。	1. 週一回の在宅教育支援措置によって、親子の心理医療センターへの継続的な受診と、Jが外に開かれること(学童保育、学外での習い事への参加)を保障する。 2. Jの医療的なケアを保障する(言語訓練士、歯科、耳鼻科)

在宅教育支援が始まると、専門職が家庭内に定期的に入るため、家庭をよく知るようになる中で課題の指摘が増えていることが伺える。裁判判決文においても心配な状況について詳細に表現されている。子どもの権利を保障するため裁判官が医療についても具体的な命令を出している。

家庭には中心となるソーシャルワーカーが付き支援をコーディネートする。0歳のときは福祉事務所のソーシャルワーカーSSPがコーディネートを担当していた。福祉事務所のソーシャルワーカーは転居の手続きと各種収入面の手続き(生活保護RSA、乳幼児手当PAJE、家庭支援手当ASF)を担い、連携機関として若者向け就労サポートMission locale、保健所、児童相談と協業していた。2歳のときは司法的調査(MJIE)のエducーターがコーディネーターとなっている。連携先は福祉事務所ソーシャルワーカー(生活保護、家族手当CAF、乳幼児手当PAJE)、保健所、社会家庭専門員、3歳で義務教育が始まるので学校のソーシャルワーカー、母と子どもそれぞれの心理ケアや言語治療をおこなう心理医療センター、就労サポートがあった。2021年6月、ジャスミン5歳時のケアコーディネート内容は図3-12の通りであった。

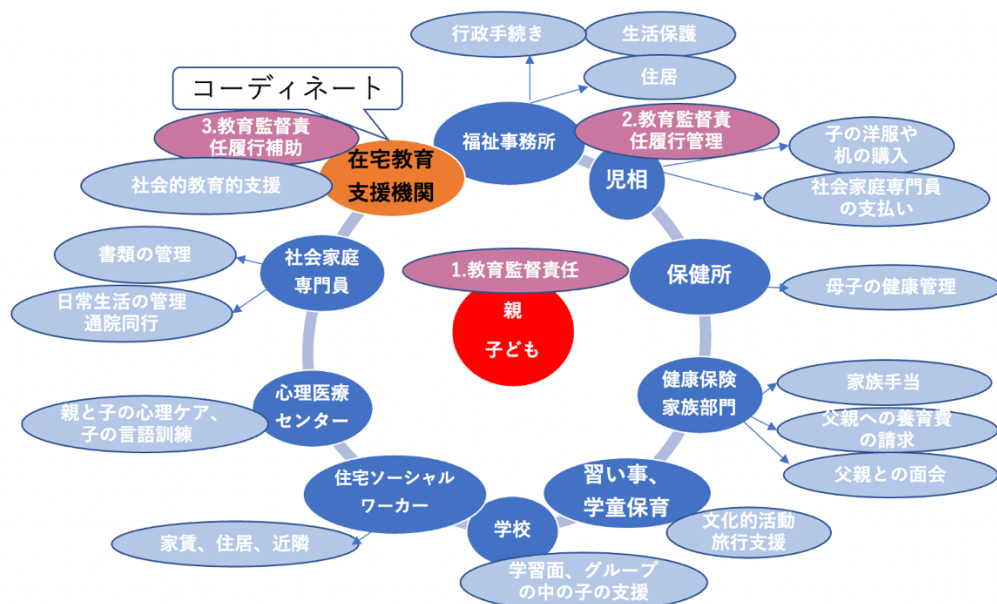


図 3-10：ジャスミンの家族を取り巻くソーシャルワーク

1 家族に対し、かなり多くの分野にまたがる各機関が支援をおこなっている。それと同時に、親子にとっては接する専門職があまりに多いのではないだろうかということも想像できる。自分でやりとりをしたら、とても間に合わないだろう。専門機関化、専門職が細分化した弊害もある可能性もある。在宅教育支援のエducーターが包括的にコーディネートや調整を担わないと親子には負担である可能性もある。

しかし、親の刺激が少ない状況の中で、毎日専門職が様子を見ることがジャスミンの場合は重要であると考えられていた。これらの連携機関をジャスミンのある一週間について書き出した例が以下の表 3-8 である。

表 3-8：ジャスミン一週間のソーシャルワーク

月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
学校	学校	学校	学校	学校
心理医療センター 社会家庭専門員 3H	放課後クラス	社会家庭専門員 3H	心理医療センター エデュケーター	放課後クラス

関係機関は以下のような役割分担となっていた。

毎週関わる機関：

在宅教育支援 AEMO：エデュケーターと幼児エデュケーターが合計週 1-2 回 2 時間の面会、CMP のお迎え（母が CMP に行く間）

社会家庭専門員 TISF：週 3 回 3 時間、買い物、食事作りおき、母子のできるアクティビティ、母の通院付き添い

心理医療センター CMP：母に心理カウンセリング週 1 回、ジャスミンに心理カウンセリング週 1 回と言語習得クラス週 1 回

放課後クラス：勉強補助、グループ内での行動の支援

継続支援しているが、必要に応じて関わる機関：

福祉事務所 ソーシャルワーカー SPP：行政手続き。ソフトウェア上で手当の受給状況など確認している。

保健所 PMI 妊産婦幼児保護センター：母子の健康管理

さらに、社会家庭専門員の家庭内での役割をより詳細に見る。週3回、毎回3時間、学校のお迎えから食事作りまで、学校のない水曜午後のアクティビティ。日常生活の運営において親としての役割を実践することを支えることを目的とする。母親が1人で日常生活をオーガナイズするのが難しいので支えとなっていた。プレスクリプターである在宅教育支援エドューケーターによる支援開始当初の依頼文の要約である。

表 3-9：社会家庭専門員への依頼内容 (t-AI2020.?)

依頼項目	状況
行政手続きとさまざまなアポの同行	外に開くことが困難。約束を果たすことが難しい。行政手続きのサポートが必要。
母子間の距離	母子の間に距離をおくことが難しい。Jは学校で昼食を食べることも、放課後クラスに行くこともできていない。
備品管理	引越しをし、ベッド、冷蔵庫、電子レンジ、ガス代などの費用を負担し揃えた。しかし、家の中を整えることが難しく、家具も、ベッドリネンも、皿もないまま暮らしている。
Jの身だしなみの管理	身動きできないくらい洋服が小さかったり、下着が2枚しかなかったりする
食事と衛生管理、食事の作り置き	Jはサンドイッチを買って食べるだけの食生活で、歯と体重に問題がある。
Jの睡眠管理	睡眠リズムも十分にならないので習慣づけが必要。

2021年6月調査時には週3回のサポートがないと栄養のある食事がとれない、親子で本を読んだり公園に遊びに行くなどの習慣もなく、子どもが母にフラストレーションをぶつけ母が泣く、母が子どもが離れていると心配なので学校で給食を食べさせたり学童保育に入れることを拒否する、母が調子が悪いと子どもに風邪薬を飲ませて子どもが病気であると主張し学校に行かせないなど心配な状況であった。社会家庭専門員は食事の作り置きだけでなく簡単に調理して食べられる方法を教えたり、クレープ作りなど親子でできるアクティビティを提案していた。子どもが描いた絵を母に見せ、母が反応しないので子どもが泣いて母の髪の毛を引き抜き、母が泣くようなシーンでは子どもに母への伝え方を教え、母が調子がいいときに見せられるように絵をとっておくファイルを作ってあげたりした。母が子どもに話しかけをほとんどしないので、一緒にいる間中話しかけをする、子どもの発音や言葉遣いを直すことも丁寧におこない、公園や図書館など地域の資源も利用し慣れるようにした。届いた書類も全てチェックし滞りがないか確認し、適宜一緒に行政機関に連絡をした。

一方、プレスクリプターである在宅教育支援では、エドューケーターが週1回、そして同じ機関のチームの一員である幼児エドューケーターが週1回、それぞれジャスミンと1-2時間一緒に過ごしていた。ジャスミンと過ごした後30分ほど母と話す時間ももうけている。エドューケーターは母が心理医療センターに行っている間にジャスミンを事務所に連れて帰り、一緒に遊びながら話を聞き、正しくない言葉の使い回しを直したり、安心できる大人としての役割を担っていた。ジャスミンが「お母さんが1人で出かけて道に迷って狼に会ったらどうしよう」と言うので、狼は都会にはいないと話したり、実際道に迷って母親が長時間どこにいるかわからなかったことがあるのは事実だったので、学校にいと「今お母さんが道に迷っていたらどうしよう」と心配だという話を丁寧に聞き安心させた。また、日常生活においての考えや理解の整理を手伝っていた。ジャスミンは2週間のバカンスの間学童保育に行きたかったが母はとても心配で行かせる判断をすることができなかったため、ジャスミンはとてもがっかりしていた。そのことについて気持ちの整理ができたか聞き、「お母さんが安心なように一緒にいる」と言うジャスミンに対し「ジャスミンも大きくなって学童保育でいい時間を過ごせるとお母さんが思えるようにすぐになるから、このバカンスは私たちとお出かけしましょうね」と言っていた。また、エドューケーターと同じチームの幼児エドューケーターが別に週1回ジャスミンと1-2時間遊びの時間をもうけたり、同年代の子どもたちを集めてアクティビティをしたりしていた。ジャスミンは常に4つのプラスチックの人形のオモチャを持っていて、1つは自分、

1つは母、1つはエデュケーターで1つは幼児エデュケーターだった。自分を取り巻く大人に家族のように2人の在宅教育支援機関の専門職が含まれていた。

2021年6月にエデュケーターは「親に病気や障害がある場合など、子の成人まで支援が必要なケースもある」と話していたが、2022年1月調査時には社会家庭専門員による支援は終了していた。理由としては、親子ともに自信がついて自分たちで自立してできるようになったことであると担当エデュケーターは言う。一家は広い公営住宅に移れることになり転居したところ、地元の公立小学校がたまたま少人数制の学校で1クラス9人学級でジャスミンはのびのびめきめきと成長をみせ自信が芽生えた。その結果、母はジャスミンの様子に安心し、ジャスミンがかねてから希望していた給食や学童保育にも行かせるようになり、ジャスミンも母に気兼ねなく外での活動を満喫し成長できるようになった。2021年6月時点では、ジャスミンは母を心配しすぎていて身動きがとれなくなっており、サマーキャンプに行きたかったのに行けなかったり、母が外出すると道に迷うことがあるため心配し、狼やへびに食べられるなど想像と現実が混乱している状況があったが、成長しそのような話もなくなった。言葉の習得が追いついていないので筆者には当時ジャスミンが話していることを理解するのは難しかったが、問題なく話せるようになっていた。母との関係性においても、支援開始当初はジャスミンは母を「クソ」と呼び、つばを吐きかけたり、髪の毛を引き抜いたりしていた、母はなされるがまま泣いていたそうだが、フラストレーションを感じ怒ることはあっても、母に対し軽蔑的な態度はとらなくなっていた。2021年6月に学校を出たジャスミンに「今日はどんな日だった？」と聞くと「今日はママ調子がいいよ」と返事をするのが印象に残ったが、2022年1月時点ではジャスミンは成長し母思いではあっても母の心配が軽減し友達の話や学校での出来事を話すなど子どもとしての暮らしを満喫できるようになっていた。2021年6月時点でジャスミンの歯はあまりに痛んでいてわずかしがなく、根元しかない歯もあったが、歯の治療が済んでいた。食生活の心配もなくなったそうである。ジャスミンの状態についてエデュケーターは「離陸した」と裁判官に報告している。

母の調子も改善し、社会家庭専門員と身につけた生活習慣を自ら実行できるようになった。サポートがないと母が親役割を能動的におこなわない(食事を用意する、子に関心を持つ、子どもと話す、電球をとりかえる、通院させる)といったエピソードはなくなり、原因不明の理由で突然倒れ救急車で運ばれ入院するようなことも起きなくなっていた。

そこで6月には在宅教育支援も終了し、ジャスミンは放課後に宿題を見たりアクティビティをする「日中受け入れ機関(SAJE)⁶¹」に移行することになった。家庭内に入る必要はもうないが、継続的に日々家庭とやりとりしながら成長を見守り、週末もアクティビティを提案できるためである。お別れにエデュケーターはジャスミンと母を遊園地に連れて行き、笑顔で「さようなら」を言い合った。

SAJEに通う子どもが37家族中5家族あったため、連携機関としてどのような点を補足しているのかSAJEについては資料に詳細を載せる。SAJEも同じくエデュケーターが中心となり、児童保護を目的として、週数回通うことで、学校での態度が適切ではない、集中できない、言葉の暴力、身体的暴力、授業中に座ってられない、抜け出そうとする、授業を妨害する、友達といい関係性を築けない場合などの課題が解決するよう働きかけをおこなう。グループの中での行動に注目していることと、親にも週数回会うことで親子支援をAEMOよりも集中的におこなう。親子一緒に外出や旅行も頻繁に実施している。

ここで見られたことは、子どもの権利を守るために司法を利用し、福祉が専門職によって具体的な形で家族のもとに届けられていることである。そして、エデュケーターを中心とする専門職は福祉とケアのコーディネートだけでなく、日常生活の物理的な支え、コミュニケーション教育もおこ

⁶¹ 詳細は巻末資料にある。

なっている。結果的に家族に対して、複数機関の複数の専門職による多角的な視点から福祉が実現されていた。親自身が支援を求めたり手続きをしなくても、中心となるソーシャルワーカーがオーガナイズし届けている。伴走するケースワークという形をとっている。在宅教育支援という形で家庭内にソーシャルワーカーが入ることによってニーズが表面化し、一時多くの心配な要素が指摘され支援の内容も増える時期が観察された。しかし、多くの試みが失敗に終わっても、状況に合わせたものを探してきている。その時々状況に合った「ちょうどいいバランスの模索」という表現がされていた。結果的に3年間で社会家庭専門員と在宅教育支援という家庭内の支援は必要がなくなり終了、学習や刺激といった子ども自身の成長を支える支援へと移行した。

3.7 エducateーターが一人で担当する 14 家族へのソーシャルワーク

3 家族の分析では、それらが特殊性があるのか判断することができないため、1 人のエデュケーターが全体としてどのような家族の担当をし、2 年間でどのような変化が起きているのか、2 年間でどのようなソーシャルワークをおこなったのかについて分析する。なお、そのエデュケーターは他県の係長職に転職したため、2 回目以降の調査の際その 14 家族は 7 人のワーカーに振り分けられ、一人のソーシャルワーカーが 2 年間継続して担当したわけではない。つまり、一人のソーシャルワーカーの働き方の特性が 2 年間のソーシャルワークの変化に現れているわけではない。

3.7.1 14 家族の家族構成と課題

開始当時の 2021 年 6 月をもとに記す。Y は 26 人の子ども、14 家族を担当していた。表 3-10 が担当した家族一覧である。パリ県では在宅教育支援は一人 26 人を担当するとしているので一般的な数である。実習生の担当やアクティビティを開催する場合は担当する子どもを 2 から 4 件減らされる。週 35 時間労働であるため、月 140 時間勤務、子ども一人に月 5 時間関わるとして 26 人で 130 時間必要であるため、会議などの時間もあるため 26 人と定められている。一部一人 10 時間必要と裁判官に指定される場合があり、その場合は当然担当する子どもの数が減らされる。

パリの北西部に居住している家族が多いチームにいるため、外国出身家族が多いという偏りがある。名字から判断するとフランス出身ではないが、親自身フランス生まれフランス国籍ということもあり、外国人家族とは厳密には言えない。書類には出身や国籍は書かれていない。

調査対象となる家族一覧は表 3-10 の通りである。

表 3-10：一人のエデュケーターが担当した家族一覧

女	男	同居家族	別居兄弟	要支援歴	AEMO歴	父母間課題	両親葛藤	母親の状況	父親の状況
A	1	母, 1, 3, 5, 7歳	3人	6年	5年	父4人ともDV	DV	不安定	4人ともDV
B	1	母, 13, 18歳	2人	6年	4年	父死亡	あり	なし	死亡
C	1	姉, 17歳	複数あり	4年	3年	父母不在	あり	不安定、不在	探し出す
D	2	施設→祖母, 15, 16歳	4人が2軒の里親宅	上の兄弟	3年	母、父2人不在	あり	薬物依存で不在	薬物中毒で不在
E	2	母宅に17歳、父宅に15歳	なし	5年	3年	父暴力、逮捕	DV	不安定	離婚したり戻ったり
F	1	里親→祖母, 8歳, 9歳	4人	8年	3年	母死亡	不在	精神疾患、死亡	外国にいて不参加
G	1	母, 13歳	複数あり	3年	3年	父暴力	不在	過干渉	アルコール依存
H	2	1母, 6, 6, 9歳	なし	5年	2年	父不在	不在	不安定(売春?)	不在
I	3	父母, 4, 9, 11, 14歳	1人	3年	2年	記録なし	なし	過労	病気
J	1	父母, 13歳	複数あり	5年	2年	離婚の話	あり	いつも怒鳴っている	独裁的
K	3	母, 2, 5, 14歳	複数あり	上の兄弟	2年	父3人不在	不在	施設出身、未成年で母	不在、ホームレス
L	2	1母, 11, 14, 15歳	なし	3年	0年	暴力	あり	なし	権威的
M	1	1母, 祖母, 10, 14歳	3人	2年	0年	暴力	あり	不安定	刑務所
N	1	母, 10歳他に4人	複数あり	3年	0年	不参加	なし	高血圧で入院	不参加

女子は 10 人であり男子の方が多い。2021 年時点の平均年齢は 10.2 歳であり、小学 4 年生くらい

の年齢である。父母が同居しているのは2家族のみ、母子で大半暮らしているのが8家族、父母宅に分かれて住んでいたり、姉宅、祖母宅に子どもがいたりする。父と没交渉である場合は多い。同居兄弟、別居兄弟が多くいる場合が大半であった。環境要因として、両親間の家庭として暴力を経験している家庭が多い。両親間の葛藤が記録されておらず、暴力も片方の不在もない家族は2件のみである。

子ども別に一覧にすると表3-11のようになる。

表3-11 子どもの状況一覧
(アルファベットは家族の記号、数字は年齢
要支援となった契機と学習の遅れ、障害の有無、環境的課題と
子どもが抱える課題、連携機関)⁶²

⁶² CMP 心理医療センター(医療)

IME 医療教育機関(医療、教育、障害)

IMP 医療心理機関(医療)

PMI 妊産婦幼児保護センター(医療、日本の保健センターに近い)

CAPP 心理教育適応センター(教育)

Paris santé réussite 医療ケア(医療、児童精神科医、言語聴覚士、脳心理士、理学療法士がいる)

SESSAD 在宅心理ケア教育サービス(障害)

SEGPA 学習、職業教育適応クラス(学校内)

ULIS 能力を生かせる職業を見つけるクラス(学校内)

SAJE 日中受け入れ機関(児童保護)

ITEP 行動トラブル専用医療教育機関(医療、教育、障害)

EMASH 教育省安全対策移動班(教育)

	要支援開始当初の契機	きっかけ機関	勉強遅れ	障害	主な環境的課題	主な子どもの抱える困難	連携先
A7	タバコやけど	病院	欠席多い	なし	母の不安定 兄弟間ひいき	母との関係調整 父との関係構築	社会家庭専門員が毎日家族支援、学校 母子の住む県の在宅教育支援機関
B13			あり	知的障害	両親間の葛藤 母の連れ子との葛藤		CMP, ULIS, 言語聴覚, 福祉事務所, 社会家庭専門員
B18	攻撃的	医療教育機関	あり	精神障害	父突然亡くなる	暴力的、大人の注意を引く	IME, CMP, 週末と休職中の受入施設
C17	母が子どもを施設に連れてきた	シェルター	退学	なし	姉夫婦の葛藤	姉の葛藤の中自分のことに集中できない	学校、若者向け就労支援、自立支援アパート
D15			SEGA	あり			IMP, SEGA
D16	母の薬物中毒		なし	なし	施設から祖母宅へ 母と葛藤	母が現れると調子が崩れるが祖母が理解しない	
E15			欠席多い	ギフテッド	施設から自宅	夜尿	学校, DV被害支援, 家族セラピー
E17	夫婦喧嘩	警察	欠席多い	なし	施設から自宅	母子喧嘩	心理士
F8	母の精神疾患		取り組まない	なし	里親から祖母宅 里親に会えなかった	里親との関係性維持 学校で取り組まない	精神セラピスト, 言語聴覚, CAPP週2回
G13	壊す、髪の毛むしる、肌をひっかく	学校	あり	SESSAD	父を求めている	学校への自傷や暴力	SESSAD, CMP, 心理士週8時間, 学校
H6			あり	なし	母が問題を認めない	問題行動	CMP, 学校RASED心理士, 社会家庭専門員, 日中入所, バカンス受け入れ
HH6			あり	なし		問題行動	
H9	4歳で男子に口淫	学校	あり	なし		自殺未遂、問題行動	
I9			あり	なし	両親読み書きできず ケアが断続的	問題行動	言語聴覚, 学習支援
I11			あり	なし		学習遅れ	CAPP, 学習支援
I14	学習遅れ、問題行動、刺激不足	学校	あり	SESSAD		学習遅れ、問題行動	CAPP, CMP, SAJE, SEGAのちSESSAD
S13	集中力もたない	学校	あり	SESSAD	両親間の争い	学習遅れ、問題行動	CAPP, SESSAD, CMP, 保健センター, 福祉事務所, 日中入所
K2			あり	なし	母読めない障害支援	成長遅れ、問題行動	PMI, 学校
K5			あり	なし		学習遅れ、問題行動	PMI, 学校, 言語聴覚
K14	誕生と同時に母子施設		あり	知的障害	親役割の強要	学習遅れ、問題行動	ULIS, SESSAD, CMP, 学習支援
L11	父から子どもへの暴力	母が通報	なし	なし	母子生活の構築 親子の関係調整	父、母と子の葛藤	子ども3人それぞれの精神科と心理士 被害者支援団体
L14			なし	なし			
L15			なし	なし			
M10			あり	MDPH	母が問題を認めない	学習遅れ、問題行動	CMP, 学校, 言語聴覚, 小児病院の肥満専門科
M14	学習遅れ、集中しない、落第	学校	あり	知的障害		学習遅れ、問題行動	CMP, ULIS, paris santé réussite, 言語聴覚
N10	母から長男への暴力	警察	あり	あり	母が問題を認めない	感情をコントロールできない	AVS, 精神運動訓練士, 言語聴覚, 教育省安全対策移動班(EMASH)ITEP

子ども別にみると、一人の子どもに関する通報などから複数の兄弟を対象とした AEMO が開始されている。勉強の遅れや欠席の問題は多く、勉強の遅れがないのは生まれた時から施設で育った一人のみである。障害認定も多く、一般的なクラスでの学習が困難な際に、フルタイムの補助員をつける手続きなどで最初に障害の手続きをしている。連携機関が複数あることが多い。

問題行動とは例えば「学校のゴミ箱で爆竹を鳴らして登校禁止になった」I(14 歳)、「セロテープを手で巻きつけたり、のりで指を貼り合わせ勉強できないと言う」N(10 歳)などである。

学校が子どもの不調に気づく場所になっており、実際支援が開始してからも子ども本人が学校に話して状況がよりよくわかるようになることがある。「子どもは校長に父がパートナーに暴力的でナイフで殺そうとした、ポルノ動画を見ていた、けれどこれらのことを母には言えなかったと話した」G(13 歳)ということがあった。学校の次に多いのは警察だが、未成年保護班がいることでソーシャルワークまでおこなっており、被害届がなくても検事が対応するため加害父の逮捕などにつながっている。「母は娘が父の暴力を受けたときに呼んだ警察の心理士の勧めで、離別を決めた」「父は裁判で親責任実習を義務付けられた」(L)。このように、警察との関わりの中で家族の変化が起きている様子が伺える記述が見受けられた。

3.7.2 開始当初の裁判官が指示した目的

支援開始当初の判決文に書かれている目的は表 3-12 のような内容であった。

表 3-12：裁判官が指示した内容

裁判官の指示として判決文に書かれていること(14家庭)	
家庭内の教育方法の支え、親子の会話の支え、親が子どもの気持ちを理解することの支え、過去の出来事が子どもに与えた影響の理解を促す	8
医療的専門的支援の保障、検査の実施	7
関係機関とのコーディネート	6
登校と学習の保障、復学先探し、職業訓練	6
別居する父や母との関係の保障	4
家庭内関係調整、夫婦間の支え	3
子どもとの対話、子どもの話を聞く時間をとる	3
問題行動への働きかけ	2
転居先探し	2
家庭内で暴力が起きないための働きかけ	2
外出の機会づくり、刺激づくり	2
片親探し	1
以前の里親との関係保障、愛情面での継続性の保障	1
子離れを支える	1
社会家庭専門員の導入	1
兄弟の面倒をみさせられないよう監視	1
親へ食事指導を受ける機会作る	1

1 家族あたり複数記述されているものもあるが、集計すると表のようになった。「家庭内の教育方法を支え親子の会話を支える」という内容が多く指示されている。具体的な支援ニーズも示されている一方で、子どもが十分自分の話をし希望を言えていない、親に対して話したいのに話せていないことがあるような状況が見られる。子どもの権利を守るために、子どもが一人の人間として自分のことを考えて希望を表明できる支えが重要と考えられている。「現在の不調を子ども自身が理解するために父の暴力や逮捕や母の昔の経験などを子どもが知る機会を作るように」(b-2020.12)という記述もあったが、それも子ども自身が自分の家族の歴史について知ることを尊重していることを示している「子ども自身が頼りたい親戚や第三者を選び頼ることができる権利」(市民法 371-4)とあるように、子どもは親の意向にかかわらず人間関係を選び築く権利があり、それが親探しや里親との関係継続の保障、別居する親との関係の保障という指示内容にも表れている。

3.8 14 家族の 2 年間の変化とソーシャルワーク

1 人のエデュケーターが担当する 14 家族について、2 年間の家族の変化とソーシャルワーカーの取り組みをいくつかの切り口から分析する。状況理解のため AEMO 開始当初の家族の課題を確認したのち、2 年間の変化はいくつかの切り口をもとに分析する。切り口としては、当初の暮らしの状況と変化、両親の状況の変化、「親をすること」における変化、親子関係の変化、子どもの状況の変化である。

3.8.1 当初の暮らしの状況と変化

AEMO 開始当初の家族の状況について、2021 年 6 月に担当者にヒアリングを実施した。その内容は以下の表 3-13 である。

表 3-13：14 家族暮らしの状況と変化

	要支援期間	AEMO期間	裁判官によるAEMOの目的	実践	2021年残る問題	価値・概念
A7	6年	5年	子どもが学校に行けるようにする。 フラストレーションに耐えられない状況を支える。医療的継続フォロー。 父各々と子どもとの関係の調整。 家庭内で暴力が起きないようにする。	転居支援。遠くに住むようになり、1人の子どもの父のみバリーにいるので、父と子の関係維持のため、エドューケーターが隔週で父とその街に通い午後と一緒に過ごす。長期休暇を父子と一緒に出かける。 暴力が子どもに影響があることを母に自覚を促す。 母親が子どもと過ごす半日を一緒にいると母親の反応で暴力的な雰囲気になるので他の対応ができるように促す。 男性と出会う度に引っ越しをして支援が途切れてきていたので父を起点に支援を継続する。	母親が不安定で構造的ではない。子どもに枠組みを与えられず、1人に赤もう1人に縁と言うような対応をする。えこひいきしないよう定期的に話し合う必要がある。	離れて住む父との関係確保 繰り返し起こる構図の予防 子どもにトラウマを残すような経験をさせない取り組み 枠組みを与え首尾一貫した対応ができる練習 子どもをえこひいきしないよう観察
B13, 18	6年	4年	関係機関とのコーディネート	関係機関が多いので定期的に会議を開催して全体としてのサポートの状況を確認するコーディネーターとしての役割。	家族が自立し問題が見られなくなり支援終了	さまざまな専門機関と連携し子どもが望む限り家庭で暮らすサポートをする。
C17	4年	3年	家族との関係の調整 復学もしくは職業訓練	姉宅に措置され復学 父親と一緒に探し再会を実現 アパートに暮らし心理士の支援を受ける措置を18歳以降受けられるよう手続き	裁判官が母宅への帰宅を認めず姉宅でうまくいかない証明のため学校で問題を起こし退学になる	家庭内の関係調整を試みるものの母も姉もCも不安定な状況である
D15, 16	他の年上の兄弟のときから長年	3年	各種専門職とのコーディネート 専門的支援を継続して受けることができるようサポート	それぞれに合う学校を見つけた。 祖母宅に移り学習を再開、問題行動が改善した。 弟は支援を継続する中で性的加害を話すことができ一緒に警察で告白し、落ち着く。性的欲動を抑えられないことについて定期的に話す機会を持つ。 弟の父親探しをして、300km離れた場所に一緒に会いに行く。とても落ち着く機会になった。頼りにならないこともわかった。友達を殺して刑務所にいる。 兄は学校で暴力事件を起こし何度も退学になる。退学前に何度も学校に面談の場を設けてもらった。ここ1年半通う学校で素晴らしい教育相談員に出会い問題行動がなくなった。 母：330km離れたところにいるが、面会に立ち会う。子どもに破壊的なことを言うので支援する。子どもを学校に行かせない、成長を妨害することがないよう、母が子どもに依存しないよう目を配る。	兄は認知したのとは別に実の父がいるので、会うための手続き。 母が破壊的な言動をするので子どもは自分を守るためにエネルギーを使う。	親に会いたい場合はマイナスの影響が大きくても会えるよう支えている。 過去の過ちについて告白し、警察に加害を届け出る手伝いもした、そのことで本人にとってとても良い影響があった。
E15, 17	5年	3年	学習支援 転居支援 両親間の第三者となる 一貫性のある教育方法を模索 母親の子どもに対する権利の保障	転居することができた。 父は母の悪口を言うのをやめた。 離婚の手続きができるよう弁護士を紹介。母の経済的自立の支援。 子は両親と関係を築きたいが、必ず反対の親から非難されるのでどちらかを選択せざるを得ない。	父母が何についても反対の立場をとるので文化精神科や、民族文化心理士を試みたが解決せず。 離婚に合意しても手続きが進められず。	両親間の争いから子どもを守る、子どもが両親と関係継続できるよう支える。
F8	8年	3年	里親との関係維持 祖母のOとの関わり支援 関係機関とのコーディネート 愛情面での継続性の保障 祖母の住居探し イギリスにいる父親探し	里親に再度できるようになってから笑うようになり学校でも勉強に取り組むようになった。祖母は里親のことを忘れさせるために会うことを拒んでいて逆効果であると説明し最終的に裁判官が決定し再会に2ヶ月かかった。 母親が亡くなる前、住居や仕事探しをした。 グループの中で自分の居場所を作るのが苦手、攻撃的、独占関係を求めているが、里親と祖母との歴史をつなぐために過去の話をするうち落ち着き穏やかになった。	会って里親がOのために懸命であることを知ったが、同居していない祖父は自分が家長で全て自分の影響下におきたいためOの里親との接触には反対のまま。 父親はフランス語を話さずOに関心もないので関係形成は望めない。	精神的愛情的に里親との関係維持、里親と祖母との関係形成が重要 過去を忘れるのではなく、過去と現在が調和した中にあるようにする アイデンティティが分断されている。
G13	3年	3年	勉強に取り組み不登校にならないよう支える 母の子離れを支える 親子の会話を助ける 子とエドューケーターの対話を教育支援の中心に置く	服薬により登校に問題がなくなった。 障害支援校のエドューケーターととてもいい関係を築いている 母と距離を置くのがいいが寮も施設も希望しないのでいい場所をいくつか見つけておいてきっかけがあり次第提案し直せるように準備している。	試みはほぼ失敗し、突然怒って出ていくことや、Hの行きたい遠足を企画して当日来ないなどうまくいかない。母の発言を全て攻撃と捉えている。母の言うことを聞かなくなり帰日も遅くなった。エドューケーターに何をしてほしいか、どうなりたいか十分話し合えない。車道で突然立ち止まり車の反応を見たり危険な行動をする。感情をコントロールできない。勉強に取り組めない。	両親間の葛藤と距離がおけるようになる。 生徒としての自身と向き合う。
HM6, HF6, H9	5年	4年	性行動の心配についてケア 母の子どもへの接し方の支援	保育士とともにプレイモビルを使って家庭の中のルールについて練習をする 心理士に継続的に3人とも通えるよう支える	言動が乱暴であることについてやりとりの中で支えるがまだ改善できていない	母が家庭内で枠組みを与えることができるよう支える

19, 111, 114	3年	2年	勉強と理解力の遅れへの支援 心理医療センターに継続的に通う支援 読み書きができない親の支援と学校と親との仲介 成長に必要な刺激の不足を補う、外出の機会を作る 家庭内で暴力が起きないようにする 社会家庭専門員の導入	父と子ども、母と子どもという形で外出の計画をたて、両親が自分たちにできることを自覚するよう支えた 家族全員が積極的に協力するようになり、両親はどんな些細なことも相談の電話をするようになった テレビをつけっぱなしにしなくなった。 14歳は勉強の遅れが大きいので施設から職業訓練で暮らす場所に入所した 放課後のアクティビティ、職業をいくつも体験するホリデーキャンプ、地域のエドューケーターが開催するアクティビティ、地域の家の補習クラスやアトリエにも参加するようになった。	家族それぞれが自立し支援ネットワークができたので終了。	支援される者としてのポジションから主役に移った。自立していて自分たちのしていることに自信がある。 両親に能力があり敬意を持って接してもらえていると感じられるようになって初めて子どもたちは勉強に取り組むようになった。親が子どものことを好きでできることをしようとしていると子どもに伝えることができた。
J13	5年	2年	家庭内での調整をし両親がともに教育に携わるよう支える。 他機関との連携(SESSAD, 日中入所)	他の子どもも含め遠足に行くなどの機会にRはたくさん話し、信頼して相談してくれるようになった。 SESSADに入り初めて学校を自分の場所と感じ、勉強に取り組むようになった。 両親が離さないことがRに影響を与えていると両親に話し、両親は努力し、子どものことで双方が電話するようになった。ただ、エドューケーターのところに両親が離婚の話し合いをしに来たり、離婚を決定したり、協力して一緒に子育てすることを宣言したり、安定していない。	Rは両親ともに自分を気にかけているかとても気にしている。Rの調子がよくなったと言えるほどは安定していない。両親が離婚しないための役回りを優先し自分のことに集中できない。この状況が続くのは精神的形成に悪影響である。	いつも安全を感じたい、支えてほしいというメッセージを発している。調子が悪いときはいつも両親の影響で調子が悪くなっている。
K2, K5, K14	誕生から	2年	子どもの医療的チェックと継続的通院の支援 子どもがアクティビティに参加できる手続き 上の子どもが下の子どもの面倒を見させられないよう監視 学外で成長に必要な刺激が受けられるよう支える 母が読み書きできなくても子どもの刺激となる活動ができるよう支える	父との関係構築を手伝い子どもはとても喜んでいる。 突然他県から友人宅に越してきた。子どもが転校後一週間で特別支援クラスに入ってやっと障害認定が既に出ていたことがわかる。支援員が学校で週21時間一対一でつくようになり落ち着き、母も相談してくれるようになった。 住居探しをした。	問題行動、暴力、注意散漫、落ち着きがなく、ルールが守れない。14歳で186cmと大きいのに力のコントロールをしないので相手の子どもが病院に運ばれるようなことが起きる。 新居のソーシャルワーカーが衛生や安全面の問題を指摘。社会家庭支援員を入れないが母が拒否する。	母が教育的役割を十分果たすことが難しいため、課外活動など家庭外で教育的刺激になる時間をつくる。父との対話の機会をもうける。
L11, L14, L15	3年	0年	父に再び会いたい気持ちを抱けるよう親子関係を支える。 父が子どもへの愛情表現ができ、子どもたちの苦しみが理解できるよう支える。 子ども3人それぞれ話を聞く。 心理士立ち会いのもと父との面会が可能か評価する。	男兄弟は自分たちへの暴力については母が通報しなかったのに娘への暴力で通報したことに引っかけが残り、母と子どもとの対話を支えた。 子どもたちは父は変わることはないかと拒否している。幼少期からの暴力について子どもは父を告発したく母はエドューケーターが代わりにすることを期待したが、母と子どもで最終的に実行した。 悪夢や睡眠障害、自尊心の低さ、意欲や希望がないことは改善されつつある。 母は突然1人になったことに困惑し、エドューケーターに父親代わりを求めているので自立できるよう注意して対応した。過保護なので子離れも支えている。	父との再会一度実現したものの事前準備したにも関わらず開口一番「成績表見せろ」と言いその後は子どもが拒否。母も自立してきて子どもも落ち着き、危険はないので終了する。	母子家庭としての暮らしの構築、暴力被害を受けた子どもたちが話すことを支える、父と子どもとの関係性の再構築
M10, M14	2年	0年	子どもたちの歯の検査をする 肥満の医療ケアと母への食事指導プログラム受講手続き 心理医療センターへつなぐ 勉強と通学状況のフォロー 子どもそれぞれ話を聞く時間をつくる 父に父の不在と過去の出来事が子どもに与える影響を説明し父が子どもにできることを探す	いじめ被害を機に支援が開始したこと、家族全員がとても優しくして繊細であるため、自分を守ることができるよう支える。 母もHを助けることができるよう支える。いじめ専門支援団体の精神科医に母子ともに通うよう手続き。学校とも密にやりとり。 母は長い間のDVの後遺症、姉に長い間頻繁に救急車を呼び入退院を繰り返した経験からの不安感があり支援が必要。	子どもは父に対する見捨てられた気持ちと怒りがあるが表現しない。父の暴力やその結果の逮捕を思い出し家族3人とも泣くシーンが度々ある。	子どもの調子の悪さに母が対応できるように支える
N10	3年	0年	学校と家族の間をより密につなぎ子どもを支える。 父を動機づける。 健康の詳細な検査の実施、心理医療センター、精神運動訓練士の継続受診のフォロー。 母と教育について細かく話し合い取り組み半年で再度裁判。 家族を支えるため何ができるか具体的な方法を収集する。	学校を変え、個別支援をフルタイムで利用できるようにしたところ、授業中落ち着けるようになった。心配が大きいので常に隣で支える必要がある。 母は子に必要なアポに行けるように。 子の態度が家と学校で別人である。家で子に会うと穏やかで優しくよく考えて話す子でしっかり話し合える。学校で会うと攻撃的で不幸を前面に出し、居心地が悪いことを主張する。 母は子に対し学校が子を悪くすると言い続けたし、学校からの連絡を無視し続けた。母に適切ではない言動があるため継続的な働きかけと仲裁が必要。	暴力、怒りの爆発、号泣、自殺願望がある。セロテープで指を貼り合わせ勉強ができないと言ったりする。 母は学校や勉強の話になるとストレスがかかる心臓病が悪化すると言い対応しなくなる。学校とAEMO支援に敬意が露わなので卵の上を歩くように気をつけて話す必要がある。 日中入所は手続きしたものの無視し行くことはなかった。	子どものニーズに応える動きを母ができるよう支える

C 一家を例にその後の変化を追う。C は 17 歳の女性である。

AEMO 開始までのいきさつ
C は母が娘をシェルターに連れてきたことが支援が始まるきっかけだった。理由は C が学校で燃えているものを友人のバッグに入れて母が呼び出されたため。母は C が 7 歳のときある日突然父を追い出した上、学校などに嘘の住所を届けて転居したため父子は突然会えなくなった。母は「父が C のことをいらないと言っていた」「生まれたらゴミ箱に捨てろと言っていた」などと C に話している。C は両親が別れたのは自分のせいだと思い育ってきている。その後、住居からの退去命令、新しいパートナーとの暮らし、離別後倉庫に暮らし、路上生活をする。C は母に連れて行かれたシェルターに滞在したのち、半年間施設で暮らし、父違いの姉宅に第三者委託される。母に精神疾患があり、父違いの兄弟が 4 人、父方にも母違いの兄弟が 2 人いる。母は C を責めることを繰り返し口にするので会話を進めることが難しい。

AEMO 開始後

エドゥケーターは会えていなかった父を見つけだした。父子ともに再会時泣く。母は子どもを産む。母との対話の試みと父との関係再構築、姉宅での暮らしの保障が AEMO の当初の目的であった。母から「父と連絡を取る限りあなたにはもう会わない」と C にメッセージが来てから C は閉じこもるようになり、異文化セラピーにも通わなくなってしまう、死ぬことなど考えるようになった。父は「C の面倒をみれる女性がいらない」と引取りを拒否。母は裁判に来ず、1 年間連絡にも応じなかったので親権停止する。母がとても脆いことを C が理解できるようエドゥケーターは支えた。一方母は、C の住居を母宅に移すことで子ども手当を受ける手続きができるよう姉に脅迫する。AEMO における面談で、母は C の成績が良く勉学に励んでいることについて「もう私の子どもではないし、成長しているなんて話は聞きたくない」と言う。エドゥケーターの前で C は母に、父と会っていることを伝え、「父と母、両方と仲良く生きていきたい」と言うが母に罵られる。母はドアを叩きつけて部屋を出て、C は長時間泣き続ける。後日、C はその後、この面談によって、母に隠し事をしなくてよくなったのでよかったと話す。母が自分のことを取り戻したいのは子ども手当が目的であり、自身の滞在許可のためであるということも明らかになった。C はその後も母に電話をし会うことを望んでいるが、母は拒否している。

C はとても自慢そうに成績表を持ってきて、エドゥケーターチームは盛大に祝福した。判決文には「母は子どもにとっての関心に反する態度をとる」と表現されている。しかし C は母のもとに帰りたい。エドゥケーターチームは C が自身のことに集中できるよう若者用のマンションや施設を勧め、C も積極的に手続きを進める。しかし、滞在先の姉の娘(C と同年代)が姉の夫(子にとっては義理の父)と近親姦の関係にあり、その事実を C に話したものの秘密にするよう言われたとエドゥケーターに相談した。エドゥケーターは子ども専門裁判所の検事に連絡、姉に娘が誘っていたとしても未成年の娘は被害者であることを説明し、被害届の提出と、しばらく子どもたちのそばにいますよう仕事を休む手続きを手伝う。結果的に C は姉の力になりたいと若者用マンションを断り 18 歳を機に支援は終了。C は学校に行かない時期があったため、進学や就職の面で気持ちは残ったままであった。

(C-AR2020.6)

この事例は 2018 年に開始し、2021 年に終了した。C は多くの状況の変化を経験していることがわかる。父との再会、それにともなう母との衝突、母の姉に対するライバル心による C の忠誠葛藤。そのなかでエドゥケーターたちが社会的親の役割をし、C が誇らしそうに成績表を持ってきたり、いとこの近親姦について相談をしている。安定していない環境の中で子どもが自分の人生を築けるよう、父親探しや親権停止や若者用住居探しなど臨機応変に対応している様子がわかる。C は姉に疑いをかけられ厳しい扱いを受けていたので、疑惑が晴れ、姉に頼られるようになってから、自立して暮らす計画を全て破棄した。エドゥケーターにとっては気がかりが残る結末になったが、成人したため支援は終了した。

表 3-14 は 14 家族当初の課題とソーシャルワーク実践について一覧にしている。以後の表はすべてエドゥケーターが裁判所に毎年提出する各家族についての報告書をもとに作成している。

表 3-14：14 家族当初の課題とソーシャルワーク実践

	当初の課題	エドューケーターがしたことと変化
A7	母方で4人兄弟の1人としての暮らしと父方で1人っ子としての暮らし、両親の対立、兄弟間の摩擦。「父のところでは息子は問題ない、母宅でのみ問題がある」「父はマクドナルドばかり食べさせている」	母子が突然他県に引っ越したため、父と電車に乗り毎月子どもに会いに行き父子の関係性継続に取り組む。DVがあったが子どもは父といるときの方が落ち着いて楽しめる。
B13, 18	兄弟ともに障害がある。B18が攻撃的。母の2人の連れ子と子どもたちと母の間で喧嘩、父母間の葛藤。	父が突然死し、サポート体制を構築。心配な状況がなくなった。
C17	母とC17の間の葛藤、C17の姉宅への措置、C17の忠誠葛藤	C17の自立に向けた支援、姉のパートナーと姉の娘の間の近親姦がわかり姉のサポートと娘の保護、C17は自立せず姉と暮らすことを決めて成人により支援終了
D15, 16	施設から祖母宅に第三者措置になった。残り二人の兄弟は里親宅にいる。	祖母が孫の安全を優先できるよう叔父も含めた家族会議を開くなどしてエドューケーターが環境調整を支えた。心配がなくなり終了
E15, 17	両親間の争いにより施設にいたのが母宅に戻る。E16と母の度重なる喧嘩、E16は自立支援機関に移りE15と父母の関係性の調整	8平米に3人で暮らしていたので転居を手伝う。母とE17の喧嘩のたびにE15に呼び出されかけつける。E17の自立支援、父と姉妹の関係再構築の面談を立ち会いでおこなう。
F8	里親宅からあまり会ったことのない祖母宅に第三者措置。同居していない祖父は里親のことは忘れるべきだと言うがF8は学校で集中することができなかった。再会が実現してから学校にも取り組むようになった。	F8が関係維持を求めている里親との断絶を防ぎ関係性の継続をすることが子どもにとっての基本的なニーズであると祖父母に理解を求める。F8が学校で落ち着き心配がなくなり終了
G13	過保護な母に対してG13は怒りを抑えることができない。学校で叫び、自傷し、暴力を振るう。帰宅が遅く、学校にも行かなくなる。	G13を過保護な母から離すため全寮制への申し込み、施設への移動の計画を何度もするが実現しない。
HM6, HF6, H9	学校での子どもたちの性的トラブル、学校と対立している母、トラウマが何から来たかどんな日常を送っているか不明	子どもたちとアクティビティをすることで子どもたちにとって話せる相手としてのエドューケーターの役割を担っている。しかし、子どもたちの行動トラブルは継続していて、医療も断続的である。
I9, I11, I14	子どもたちの学校での問題行動や成績が良くないことについて学校と両親が協働できなかった	両親を支え、親子の会話を支えることで子どもたちのウェルビーイングを高めた。路上エドューケーターなど地域のサポートも利用するようになった。
J13	両親の葛藤の中Jが身動きがとれなくなっていた	両親が話し、J13には日中入所や障害専用の在宅教育支援がついたことで親子それぞれが話せる相手ができ、J13は自分の活動に取り組むようになった
K2, K5, K14	K14がK5, K2の世話をしている状況があった。	K14のニーズを父母に度々伝える。下の2人が施設に移動しK14を中心に対応できるように
L11, L14, L15	父の教育虐待で父が逮捕、子どもたちの不安感、調子の悪さ	母子家庭として暮らしを立て直すことを支える、父親との関係再構築を模索するも、子どもたちが父の態度が変わらないことから拒否し、子どもたちの調子が良くなり終了
M10, M14	子ども2人の学校での成績の低さ、家族皆が泣き父の暴力の影響があること	滞りがちがった医療に通えるよう支え、学校と対立関係だった母と学校の仲介をした
N10	学校で勉強に参加しない。母と学校が対立関係、突然転校させ、個別支援を拒否する	母と学校の仲介、母が子どもの抱える難しさを理解しニーズに応える動きができる支え

エドューケーターはどのような役割を担い、変化を起こしているか。子どもが学校で勉強が遅れたり、問題行動があることについて親が学校が悪いと対立していたり、両親間の葛藤があるといった状況について、「子どもが調子が悪く、ケアを必要としている状況である」とエドューケーターが親にニーズを伝える役割をしていることがわかる。親子間や両親間に葛藤がある状況にエドューケーターが第三者として入り、話し合う機会をつくっている。また、適切なケアができる機関につなぐコーディネートの役割もしている。家族で抱えていた、もしくは見ないようにしていた課題について、解決方法をともに考え、取り組んでいる。エドューケーターは課題を「テーブルの上に並べる」役割と表現していた。

3.8.2 「親をすること」における変化と親子関係の変化

父の状況と親子関係の変化、母の状況と親子関係の変化、エドューケーターによる実践の3つの支店から比較したものが以下の表 3-15 である。

表 3-15：親たちの変化と親子関係の変化

	父の状況と親子関係の変化	母の状況と親子関係の変化	エドゥケーターがしたこと
A7	子どもは普段一緒に暮らさない父と月1回の週末は一緒に過ごせていて満足して過ごしている。A7は母宅より父という方が調子がいい。	母は子どもたちのニーズの否認。長女へ親役割を委任。4人の子どものために枠組みを設けることが難しく、兄弟間ひきも引き続き教育的対応について課題がある。長女に自分のことをする時間を与えず子どもの面倒を見させている。子どもたちは手をつなぐ道路を渡るなど心配がある。父から母への暴力の過去があっても父子の関係継続する価値を母が受け入れたことから終了	A7の成長のためにできることについて母と父両方と話す時間を定期的に設ける。一緒に図書館に行ったり、遊ぶことで親子関係や教育について直接関わる機会を作る。子どもが両親とともに育っていくことができるように両親に働きかけ。「腕から腕へ」という子どもが父母間を行き来する方法を用意し終了
B13, 18	父母の争いが子どもに影響があることを自覚。父は突然の発作で亡くなった。	母は友人たちに助けを求め、セラピーを受け、子どもたちに関わる機関ともやりとりができています。親子喧嘩はなくなったが、父の死で母が弱っている影響あり。	父母の歴史、家族の歴史について話す機会を用意する。子どもたちが父の死について話すことを求めていることなど、子どもたちのニーズを母に伝える
C17	父を見つけ出し再会したときは父子ともに泣いた。父は母を刺激したくないため積極的に親役割をしない。「子どもの面倒を見れる女性がない」という理由で引取り拒否。	母はC17が父に会うならもう会わないと言うなど子どもの関心を優先しない。1年間連絡に応じなかったため親権停止。	父母双方にC17のニーズを伝えるが状況は改善しない。C17に母はとても脆い状況にあるということが理解できるよう支え、自立支援機関で暮らす手続きを進めるがC17は姉と住むことを望む。
D15, 16	不在	母は親権がないにも関わらず突然子どもの学校に電話をして先生を威嚇したり、突然母宅を訪れたりしており、子どものニーズや安全を考慮することができない	祖母が孫の安全を最優先し孫が母に会わない配慮をすることを受け入れた。
E15, 17	娘二人の前で母を「嘘つき」「犬」と呼ぶなど暴力や性差別についてエドゥケーターが話す。離婚を認めない。子どもを使って母を脅す。海外にすることが多く子どもは会いたいときに会えない。	母はE17との葛藤が大きく「許せない」と言う。E17が度々学校でトラブルになり呼び出されるのでエドゥケーターが同行することを頼りにしている。	E17とE15の問題行動や怒りについて話せるようにする。父母に娘のニーズを伝えるが困難であった。
F8	イギリスにいて言葉も通じず関わる意思もない	同居していない薬物依存の母はAEMOの途中で突然死	祖父母がF8のニーズを理解し里親との関係継続できるよう支える
G13	父と連絡がとれなくなりG13は悲しむ	家庭内で暴力があったことは認めても、G13への影響については受け入れない。母は性被害にあっており、G13も性被害にあったと考えている	母としてできることについて話し合う、G13が被害者でありケアが必要なことについて話す。
HM6, HF6, H9	父は離別の理由が母の男性関係なので子どもにお金を送るつもりはないと回答。	学校で先生の様子を撮影して警察に届け出たり、子どもの問題について学校のせいにする。「家では全く問題がない」「このまま続くようであればフランスを離れる」と主張する	親子料理教室などの機会を設ける。
I9, I11, I14	父は学校に呼び出されたときなどにエドゥケーターを呼んで家族で話す時間を持ち、エドゥケーターの助言を家族の道標のように利用した	母がすべて担うべきと考えていたが、社会家庭専門員の利用を受け入れた。勉強時間の確保や学校で起きたことを話す時間をつくるなど親役割ができるようになった。	家族それぞれが話す機会を度々用意する
J13	エドゥケーター同席の話し合いでJ13のニーズを中心に考えることができるようになった	自動的に父の反対をするといった状況から、話し合って教育について考えるようになった	両親が子どもを中心とした話し合いができるよう支える
K2, K5, K14	「誰か連れて来ないんだったら迎えに行っても来なくていい」などと発言し子どもをとてものがかりさせる。父が裁判に出席しなかったことで、父の養育費はより多く給料から天引きされる結果となり、父が母を攻撃してK14への対応も悪くなった。	母は学校の電話に出ず、子どもたちの医療ケアにも連れていけない状況だったが、自身の入院を機に下の2人を施設に預けることでK14のニーズに応えられるようになった。	K14が朝ゲームをして学校に遅れるなど、生きるためのノウハウについて親子ともに苦手がある。母が子どもに枠組みを示し、ルールを一貫させることができないため、度々3人で話しルールを確認する
L11, L14, L15	父は子どもとの関係再構築を望んでいるので、一緒にできることを提案する。しかし自分の権利や損の話しがしなない。	子どもたちに夫婦の葛藤を負わせないようアドバイスを受け、良い親役割ができるよう尽くした。子どもが父を訴えたいと言ったときに同行した。	L11は「父は愛することがどういうことか知らない。私にとっては悪い影響の方が大きい。父は権利があり子が父を許さなければならないと思っているのを変えられないと感じた」と話す。
M10, M14	父は刑務所にいる期間が長く不在、子どもは父に再会したときにエドゥケーターに会うよう頼むが連絡が取れないことが多い	母は病気がちな二人の姉妹の入退院で余裕がなかったが、AEMOの対象である2人のニーズにより関心を示し動けるようになった	学校と対立していたので、母と学校とともに子どもたちのニーズについて話せるようにし、欠席しがちの状況は改善した
N10	父は家にも参加しない	母はN10が天才で家でとてもいい子どもであるため学校で問題を起こすことを認めないがN10が落ち着いて学べる行動問題がある子ども用の学校に入ることを認める	子どもの抱える問題を理解しようとしない両親との話し合いを重ねた

①父の教育への不参加と、同居している父が実の父ではない状況

表の中でグレーに塗られているものは、父と連絡がとれても子どもの日常において教育に参加していない、もしくは不在である家族である。例えば、前の節で紹介した C17 は父に再会することを切望し、エドゥケーターは長年会っていなかった父親を見つけ出すことに成功した。しかし、父は母を刺激することを恐れ、C17 に積極的に関わろうとせず、また、母と暮らせない C17 を引き取ることができないか聞くと C が成人間近の自立した子どもであるにもかかわらず「面倒を見れる女性がない」という理由で拒否し、C17 はがっかりした(C-AR2020.6)。

以下も N にとって父に会えても頼れない状況についての一例である。

N(10 歳)は他の家庭を持ち子どもが複数いるため、N に会いに来て N の教育は母に任せようと考えている。

(N-AR2021.11)

父が複数いる家庭があるが、同居しているのが義父である場合、子どもは実父と暮らせている兄弟よりも居心地悪く暮らしていることがある。

A(7 歳)は 4 人兄弟で 4 人別々の父だが、一人の子どもの父は毎週会い、レストランに連れて行ったり服を

買ってくれたりするため、同居する兄弟間でも葛藤や居心地の悪さがある。

(A-NE2021.06)

A の母は A の父から暴力を受けたので A が父に再会することを快く思っていない。しかし、A はあとで同居した義父も母に暴力を振るうのを見ており、義父は自分の子どもを可愛がり A にタバコやけどをさせている。A は自分の父に会いたい気持ちを強く表現していた。さらに、母も A より他の兄弟をひいきすることがあったりするため、裁判官は A が他県に住む父と会うことを保障するために AEMO を命令している。

この事例で見られることは「DV 加害者である父」を遠ざければ子どもは守られるということで対応を終えていないことである。A にとっては父と会うことが意味があるので、関係再構築をおこなっている。

AEMO 開始までのいきさつ

「心配な情報」は学校で見つかった A のタバコやけどである(今は同居していない母のパートナーによる)。

AEMO 開始前に母が子どもを連れて他県に転居した。

AEMO 開始後

DV 加害者であったパリ市在住の父と、母と住む A の関係性を再構築することが支援の目的だった。エドゥケーターは父と毎月 1 回電車に乗り子どもとの面会交流に同行した。父との関係性が保障されたことにより他県の AEMO が担当することで終了した。父と子どもとの関係性は穏やかであるものの、父母間の葛藤は大きく、父は「母が面会交流に子どもを連れて来るべき」など自分ではなく母が努力するべきだと言う。母は 4 人子どもがいるが、それぞれ 4 人別々の父の子どもであり、全員から DV を受けており、子どもたち同士の間にはライバル心があったり、母による子どものひいきがある。

エドゥケーターの記録には以下のように書かれている。

父といるとき：落ち着いている、やりとりをする、おとなしく従う、笑顔

母といるとき：落ち着きがない、おびえている、警戒している、怒りを誘うことをする、反抗的か不機嫌、K とライバル意識がある

父といるときの方が母といるときよりずっとリラックスしている。学校が難しいことなどたくさん話していて印象的。父は聞いているが、日常の困りごとや学校などは自分の役割ではないという態度である。(A-AE2021.2)

母は他県にいたため、その県の AEMO のエドゥケーターがついている。我々は月一回の訪問であることもあり A の日常の中でのウェルビーイングや子どもにとっての関心についての働きかけは十分できていない。(A-AE2021.11)

結果的に、父子の関係性が安全であると確認され、母も関係継続を認めたので母子の居住県の AEMO だけ残すことになった。離別後の家族の関係性の調整と、子どもの父母双方から教育を受け愛情を得る権利が重視されていることがわかる。

②親子間のコミュニケーションの仲介

両親間の葛藤、母子間の葛藤、親が子どもの問題行動や障害が受け入れられないなどの状況についてエドゥケーターがコミュニケーションを仲介をする役割をしている。

E 一家は 17 歳(E1)と 15 歳(E2)の姉妹が母と暮らしている。

E1 と母の間の熾烈な喧嘩について妹の E2 がたびたび電話でエドゥケーターに助けを求め、エドゥケーターがかけつける。もともと父母の争いがあった。E1 は母がナイーブにも父が戻ってくるだろうと信じていることが許せない。E1 と E2 は父が家を出たことが悲しく、母が父より広いアパートに越したことが許せないと母に対し叫ぶ。母は結婚の時にもらった金のアクセサリーを E1 が売り、彼氏へプレゼントとして時計を買ったことが、父に裏切られたのと同じように感じ E1 が許せない。父は娘が心理士に会いに行くことを拒否し「彼女の心の中には何一つないので必要ありません」と言う。娘たちのニーズに対し自動的に拒否をする。15 歳で夜尿がありおむつをして寝ることも母国では普通のことであると言う。ただし、AEMO については、学校に行くとき一緒に来てほしいため継続を望む。子どもが学校で先生を怒鳴るなどトラブルを起こした時に自分たち

ではどうすればいいかわからないと言う。父の言葉「学校と、思春期がどうなるか心配なのです。そのことについて子どもと話すことはできないのですが、彼女がどういう状況にいるのか知りたいのです」報告書には「関係性が傷ついていることを言語化し、ケアの必要性があると伝えた」「子どもの脆弱性と安全の必要性について両親に説明した」とある。

(E-AE2023.05)

家族内の葛藤に第三者が入る必要性があった。関係性の変化には至らなかったが、親子喧嘩になったときエドゥケーターが駆けつけることで第三者の役割、E2 にとって頼れる大人の役割を果たした。E1 が家を出ることで緊張状況は緩和されたが、喧嘩に焦点が当たり十分ケアできなかった E2 と両親との関係性の調整がエドゥケーターにとって続きの取り組みになった。

子どもたちはエドゥケーターが来るときに家でおきていること、自分たちのことについて話すことを楽しみにしている記述がたびたび登場する。

子どもたちは、成人している AEMO の対象外の子どもも含め、訪問時にソファにぴったり並んで座り、エドゥケーターとの時間を楽しみにしている。

(M-AR2021.11)

③両親の変化、親子間の変化とエドゥケーターの取り組み

以下は学校と対立関係にあった両親がエドゥケーターが第三者として入ることによって学校と調和的になり、子どもたちも学校でのトラブルが減った事例である。

I は 14 歳(I1)、11 歳(I2)、9 歳(I3)の男の子がいる。

AEMO 開始までのいきさつ

2018 年の初回の判決の目的は I1 の問題行動と学習の遅れの改善、心理医療センターでの治療が断続的であることへの対応、両親が文字が読めず学校との関係性が悪いことに対し第三者をすること、I2 の心理医療センターでの継続的な治療の保障、I3 の理解の難しさへのサポート、子どもたちへの刺激が不十分であるため発達のサポート、親から子どもと兄弟間の身体的体罰をしないコミュニケーション、子どもたちへの言語セラピーの導入。

AEMO 開始後

親としてできることを提案し、毎日テレビを消して家族全員がテーブルを囲み、勉強をしたり学校で起きたことについて話す時間をつくった。両親は文字が読めないことで学校からどのような目で見られるか常に気になっていたと話している。エドゥケーターチームはいくつもの点について親としてできることをしていると両親の自信回復を支え、学習においても子どもたちを手伝えると両親が感じられるよう支えた。子どもたちも両親が無視されているのではなく、尊重されていると感じることで学校で落ち着いて取り組むようになった。子どもたちは学校で起きていることを両親に話せることがウェルビーイングにつながっているようだった。しかし、その後も I1 が学校のゴミ箱で爆竹を鳴らして登校禁止になったりした。学校で何か出来事があると父はエドゥケーターに電話をし、エドゥケーターが会いに行き、家族皆で話す時間を持つという流れができた。学校に呼び出されたときはエドゥケーターが同行した。父はエドゥケーターからの意見を道標のように大事にしていた。つけっぱなしだったテレビも子どもにとっての関心のために、つける時間を区切るようになった。子どもたちを課外活動に申し込み、路上エドゥケーターにもつないだ。

I1 は勉強がわからなくなったと言っていて、すべての科目で半分弱の成績。クラスで反対側に座っている人に話しかけるなど皆を邪魔するようなことをしており、ついていけないことが辛くてとるべきではない行動をとることで辛さを表現している。エドゥケーターは中学校を転校させた。転校後は学習に取り組み、問題行動は一度も指摘されていない。中学校からは「I1 は開花して落ち着いている」と評価されている。I1 は火事を起こす可能性のある化学物質を持っていたということで刑法の対象となり、裁判所で法律の確認を受け、消防署にエドゥケーターと謝罪の手紙を書いた。夏休みはサマーキャンプ、社会的アルバイト⁶³への参加の手続きをし

⁶³ フランス語では chantiers éducatifs などと呼ばれている(労働法 L322-4-16-3)。主に公的な仕事である公営住宅の整備や、公園や、選挙などについて、民間団体のエドゥケーターが若者たちを誘い、短期のアルバイトとしてさまざまな職業を体験する機会をつくるもの。若者たちは給料を受け取り、エドゥケーターと一緒に働くなかで若者に必要なサポートにつなげ、就労支援のヒントにする。

た。I2 は学校に笑顔で登校するようになった。しかし、地域の若者グループの抗争に参加しており、路上エドューケーターがサポートをしている。

子どもたちは AEMO の継続を強く希望したが、家族が自立し心配がなくなったので終了。父は「教育をする父としての自信ができましたと話していた。

(I-AR2021.12)

D は 16 歳(D1)、15 歳(D2)の男の子が祖母宅に住んでいる。

AEMO 開始までのいきさつ

D1 と D2 は母が薬物依存であり、長く施設で育ち、第三者委託で祖母宅に移った。

AEMO 開始後

それぞれに学校を見つけ入るまでは手厚い支援が必要だったが、通い始めてからは順調で、それぞれエドューケーターとの月一回の食事を楽しみにしていた。祖母は娘と孫 2 人の関係再構築を望んでいて、母を家に呼んだり、親戚の集まりで母が来ることがあったが、D1 と D2 は母の登場を望んでいない。祖母が孫のニーズを最優先にしないのでエドューケーターは叔父なども呼び話し合いの場を持つ。

裁判官の言葉

「『子どもたちが母に会うのを好んでいない』と祖母が表現するのは、子どもたちの気持ちを理解していないのと同じです。子どもたちは母に対して怒りがあります。母への期待と実際に起きたことの間でギャップがあり、母のイメージも子どもたちが望んでいるものではありません。親権のない母が勝手に学校に電話をして学校関係者を罵ったりすることは子どもには耐え難いことです。母を登場させることは適していません。子どもの調子の悪さや苦しみに気づかないとしたら、子どもを危険にさらすリスクがあるということになります。子どもにとっては、安心できる関係性の中で暮らせないとバランスを崩すことにつながります。子どもが耐え難いと言っていることが祖母は理解できていますか？子どもにとっては母のイメージがネガティブなのはそれだけで大変なことです。第三者委託を継続するには、子どもの安全を守ると約束してください」

「D2 はかつて自身がした性加害について話すことができていません。話せない問題は解決されていないことになります。諦めるのではなく、安心と言える状況があるか説明してください」

(D-JO2022.10)

孫も娘も大事にしたい祖母が孫を確実に守る役割ができるよう調整する役割、子どもたちが家庭外の第三者に定期的に自分たちの状況を話せることで子どもたちの権利を保障する役割を担っていることがわかる。D1 も D2 も学校は順調であり心配はない。D2 はかつて起こした性加害についてエドューケーターに話し、自分で警察に言いに行くことができた。子どもたちは母から自分たちを守るために AEMO を希望していたが、子どもたちに自分たちのニーズを祖母や叔父に伝えることができたようになったと勇気づけ、祖母が孫を娘から守る枠組みを維持できるようになった。ただし、祖母は母と家族セラピーなどでこの問題について話すことは拒否している。

しかし、実際に祖母は十分理解はしていないとエドューケーターは感じている。以下は担当エドューケーターからのヒアリングの内容である。「言葉にしない、静かにやりすごす家族なんです(C'est une famille qui passe tout sous silence)。問題について言語化しません。問題について話したとしたら、問題が存在することになってしまうからです」「実際には家族セラピーなど方法が様々あっても利用していない家族が多くいることに気づきます。使っていたら AEMO の対象にはなっていなかったかもしれない。家族セラピーを受けるには問題があるという認識が必要で、この家族の場合、特に祖母にとっては問題が存在しないことになっているのです」「祖母は孫たちにとって危険があると言われると下を向いて頭を振るのです。聞き入れることができませんと言っているかのようです」「D1 は母が登場すると、母として振る舞えない母を見ることが耐えられないと言います。安心して育つことができません」(D-NE2022.10)。つまり、エドューケーターが第三者としていて、子どものニーズを祖母に伝える機会を確保し、安全が守られているか確認する役割を果たしている。一方で、施設が長かったこの 2 人は学校に順調に通っている点も着目すべき点である。ある程度安全な環境にいられたことで難しい家庭環境による影響が少なく済んでいる事例でもある。

④家庭の状況の変化を支える AEMO

次の事例においては、虐待があったあとの家族の次のステップへの移行を AEMO が支えている状況がわかる。加害者が家を出なければならぬため、虐待があった場合は残りの家族が暮らしを再構築することになる。

L 一家は 15 歳男子(L1)、14 歳(L2)、11 歳(L3)の女子がいる。まずは裁判所に保管されている AEMO 開始前の記録である。父からの教育虐待があり、父は家を出た。母子家庭としての生活の構築と、子どもと父の関係再構築が AEMO の目的であった。

AEMO 開始までのいきさつ

2015 年心理医療センターの記録。L1 が 5 歳のとき。不安、内気、無口。父からの過度の要求、学校でのいじめにともなう転校、父にバカにされる、父子関係が乏しい、L1 は父を避けていて愛情を十分感じていない。苦しみを表現する。

2018 年 12 月合意のもとの在宅教育支援。目的は子どもたちを両親の葛藤から守り、被害者支援団体と心理医療センターのフォローを確実にするため。

2019 年 1 月家族裁判所にて離婚合意。隔週 1 回父が子どもに会う。家族全員に対して心理エキスパートによる評価を指示。

2019 年 6 月心理医療センターより心配な情報。父から子どもたちへの暴力があった訴え。

面会スペースの利用、被害者支援団体利用、心理医療センター、心理エキスパートの評価。

2019 年 10 月心理エキスパートの報告書。子どもたちの調子の悪さ、内気、ゲームへの逃避、L3 の摂食トラブル。子どもに心理的危険を及ぼすため、父が距離をおくことを勧める。関係性の再構築には仲裁が必要。両親間の紛争は金銭的な理由。AEMO があることで両親の支えになる。子どもを守る専門職を置くことにより子どもを紛争から守ることは不可欠。

(L-JI2015, JI2018.12, JI2019.01, JI2019.06, JI2019.10)

続いて合意による在宅教育支援が有効に作用しなかった経過と AEMO の開始に至る記録である。

2020 年 11 月合意による在宅教育支援報告書

両親について

両親とも子ども時代に虐待を受けて育った

父は子どもたちの苦しみを理解しようとししない。離婚でお金がなくなると怒っている。

L1 は幼少期から叩かれ、バカにされたと言う。完璧な子どもであることを求められていた。父が仕事から帰るとき父は神経質になっていて、家族は帰宅時間が近づくとストレスを感じ、帰ってから何かにつけ責められていた。

父は子どもとのやりとりを希望するが、自らの暴力はすべて否定している。面会スペースでの立ち会いの面会で問題になっても、父が自分のおこないを疑問視することは決してなかった。再会の際に喜びを表現することが一切ない。自分の権利しか口にしない。

L1 は父からの愛がないのではないかといい、父が変わることはないと確信したので希望は父に会わなくなることだけであると主張する。L1 は父が妹たちに暴力を振るった時に初めて警察に届け、自分については一度も助けを求めてくれなかったことを葛藤に感じている。父に一度も自分の価値を認めてもらえたことがない、父のいじめの対象になっていると言う。

L2 は父に会うたび自分が危険にさらされると話す。父との再会を強要されないことが一番の希望。父が家族がお金を使い過ぎていると怒鳴るのを聞かなくてよくなり、L1 をばかにするのを聞かなくてよくなり嬉しいという。父が再会時に成績表を持ってこなかったことをなじってから家族のグループチャットから父をブロックした。成績が悪いと私立校の費用も、乗馬もスポーツもやめさせると脅されている。「自分には父としての権利があるのだと思っている父を変えられない、皆が許すべきだと思っていることがわかったので、小さいときからの出来事全てについて父を訴えたい」という。

子どもたちは父との面会日が近づくと睡眠障害を示している。L1 は自尊心が低く勉強にも積極的になれておらず影響が大きい。

父は親実習を裁判所に命令されて受けた。子どもとの対話が必要だと学んだが、母が子どもを操っていると言う。父は子どもたちが父に抱きついたりせず、父の立場を否定されることが苦しいという。父は家族の暮らし

を支えてきたつもりが突然自分がのけものにされたと感じている。心理士には通うと言うものの開始していない。18ヶ月間2週間に1回再開したが関係性は改善しなかった。

エドゥケーターは父が子どもに話すためのコード(言い方)を持ち合わせていないと記録している。

AEMO 開始決定

2020年11月子ども専門裁判所

- 両親間の紛争と子どもへの影響
- 子どもの調子の悪さと、両親が状況改善させることの難しさ。子どもたちのうつ傾向、画面(携帯電話やパソコンやゲーム)依存、摂食トラブル
- 合意による在宅教育支援では不足したこと

(L-JI2020.11, JO2020.11)

AEMO 開始後の記録も追う。

2021年1月AEMO1年後の判決文

子ども3人、母、父の弁護士3人が同席

子どもたちは父との関係を安全ではないと感じていて、トラウマ記憶があり、鬱傾向、不安感がある。

- 父との関係が断絶するリスクを防ぐ必要性
- 父が愛情を表現できるよう支え、子どもの安全ニーズを真摯に捉え、父が子どもたちの苦しみを理解し、権利ばかり主張する状況から抜け出られるよう支える。
- 子どもたち3人の話を聞く
- 面会スペースと児童精神科医と協働し、面会が子どもに与える影響に気を付ける
- 子どもの安全のためにできることを母にアドバイスする
- 両親のお金に関する紛争から子どもを守るため、両親間の第三者となる
- 子どもたちについての情報を父に伝達し、かつ、父が子どもたちの活動や選択を制限しないようリスク予防する

2022年1月AEMO2年後の報告書

母は子どもたちにとって良い親役割が果たせるよう常に相談をし意見を求めた。特に両親の葛藤に子どもを巻き込まないように注意した。母は子ども時代虐待を受け、前の結婚でも今回も夫の暴力を受けている。娘が暴力を受け、警察がきたときに、警察の心理士の勧めで離婚を決めた。自分も虐待や暴力を受けたことを認識してから積極的に子どもを守るための意見を聞くようになった。

父が学校に突然姿を現すことをやめさせた。父は子どもたちが自分のモーターだったのにいなくなって辛いという。妻が子どもをパリの学校に入学させると決めたため仕事も変えて遠くまで転居した。自分は銀行じゃないと怒りを表す。子どもが安心できること、愛情面での成長が必要であることについて理解できないという。父も感情と切り離されているように見受けられる。子どもが安全ではないと感じる怒りについても無自覚である可能性がある。

L1 いつも注意深く話を聞き、父に対する不安を口にする。心配なことを考えないようにゲームに没頭していると話す。昼食もiPadでドキュメンタリーを見ながら食べる。年齢とニーズに合った部屋を与えられている。成績は回復し友達もいる。

L3 不安で苦しみがあり、父の暴力を一般化せずに兄弟の分も話す。父に直接「私のことが好きじゃないでしょ」と言うこともあった。母を怒鳴りつけることがある。父からの電話が多すぎるとエドゥケーターに相談する。母がお酒を飲みすぎることを心配している。

2022年1月AEMO2年後の裁判

子どもたちは心理的危険の状況ではなくなった。

父は子どもたちと関係構築するとしたら、それは強制という形ではなく、子どもたちからのイニシアチブを待つ形である。父は子どもに会いたがっているが、子どもは準備ができていない状況であると感じている。

(L-JO2021.02, AR2022.01, JO2022.01)

父はエドゥケーターに怒りを向けるので、今後の道すじとしてできることを提案し、母は特に父の代わりにエドゥケーターに求めるところがあり、細かな生活の判断の場面で相談の電話をかけて

きたりしていたがやがて落ち着いた。父子間の関係再構築のみが判決文の指示として残っていたが、子どもたちに「小さな役割」を父に与えることができないだろうかと考える機会をつくり、父に子どもともっと前向きなやりとりができるにはどうしたらいいか考える機会をつくった。子どもたちについて心配な状況がなくなったので支援は終了した。子どもたちは父の暴力を警察に届けたり、父に気持ちを伝えたり、母がL2、L3のことは暴力からかばったのにL1のことは十分かばっていなかったことについて母に話す機会を得ることができ徐々に調子を回復させていった。父は納得のいかない状況のまま歩み寄りではできなかった。関係性は改善しなかったが、父にも子どもたちにも、いつか関係性を結び直すときがきたら、どんなことができるか、自分が望むことは何かを考える機会をつくっている。

「親をすること」の変化と親子関係の変化については、特にエドューケーターが第三者として入ることで、コミュニケーションがうまくいかずわだかまりがあったことや、ニーズが十分伝わっていなかったことをつなぐことが価値として特に観察された。

3.8.3 子どもの状況の変化

次に、子どもたちの状況の変化に注目して抽出したものが表 3-16 である。

表 3-16：子どもたちの状況の変化
(家族のアルファベットの隣の数字は年齢、協働機関については注を参照⁶⁴)

	子どもの2年間の状況の変化	協働機関
A7	母と過ごすことが大半であるが、4人兄弟のなかで落ち着きがなく、警戒して、わざとテーブルの上に乗ったりといった行動をし、反抗的か不機嫌なことが多く、兄弟間でライバル意識がある。父と過ごす週末は楽しむが母と暮らしているときの状況は変わらず、転居先のAEMOが引き続き働きかけをする	AEMOの幼児エデュケーターとダブルフォロー 社会家庭専門員が毎日。 母子の住む県のAEMO
B13, 18	母の前夫との間の子ども2人が母国に帰ったことで家庭内の紛争は落ち着いた。B13は学校で落ち着きがなく心配は残る	B18のIMEとCMP、B13のCMP、週末や休暇中の受入施設、福祉事務所
C17	姉宅に措置され忠誠葛藤から退学するなどしたが、母と父それぞれとの関係再構築の試みがうまくいかず、若者用グループホームなど自立の準備をするものの、姉が家族の問題を抱えるなかで姉を支えるために姉宅に残ることを決める。進学や就職は保留のまま18歳で支援継続を希望しなかったため終了。	AEMOの心理士とダブルフォロー 学校、若者向け職安、自立支援アパート
D15, 16	施設から祖母宅に第三者措置になり、母に会うと調子が悪くなることから会わないで安全に暮らせるよう裁判官とエデュケーターが祖母に子どものニーズを説明し環境を整えた。学校も順調で支援が終了した。D15は妹への性加害があったが、別々に暮らしており問題行動は学校などでは起きていない。	AEMOの学習エデュケーターとダブルフォロー D14 IMP医療心理機関(行動トラブルや障害のある若者の就労訓練
E15, 17	E17は自立支援機関に移り自宅を出た。父母それぞれとエデュケーター立ち会いのもと話す機会は何度も設けたものの穏やかな関係にはならなかった。E17と母の日々の争いの中でE15のニーズについて十分注意が払われなかったため、今後はE15に重点を置く。	学校、DV支援機関
F8	里親に会えるようになってから調子が良くなり学校にも取り組むようになった。	精神セラピスト、言語療法士、CAPP週2回
G13	アルコール、依存性物質、自傷行為、不登校、自殺願望と調子が良くない。「父とのことは過去にして次の歴史を歩みたい、苦しすぎる」と言う。	障害支援SESSAD, 心理士週8時間、学校
HM6, HF6, H9	エデュケーターにアクティビティを通じてさまざまな表現をし、エデュケーターはその都度親子ともに話す機会を設けているものの、変わらず3人とも性的なトラブルを起こし続けている。今後も注意深く子どもたちの話を聞いてアクションを続ける中で危険を予防し回復の糸口が見つかることが目指されている。	AEMOの幼児エデュケーターと異文化メディエーターとトリプルフォロー CMPP、学校、社会家庭専門員、日中入所、RASED、バカンス里親

⁶⁴ CMP 心理医療センター(医療)
IME 医療教育機関(医療・教育)
IMP 医療心理機関(医療)
CAPP 心理教育適応センター(教育)
SESSAD 在宅心理ケア教育サービス(障害)
SEGPA 学習、職業教育適応クラス(学校内)
ULIS 能力を生かせる職業を見つけるクラス(学校内)
SAJE 日中受け入れ機関(児童保護)
EMASH 教育省安全対策移動班(教育)

I9, I11, I14	学校で落ち着いて過ごせ、笑顔で登校するようになる。度々学校でのイタズラなどで呼び出しがあるも、路上エドゥケーターなど他にも頼りにする機関ができた。	CAPP, SESSAD, CMP, 保健所、福祉事務所
J13	AEMO、日中入所、障害専用在宅教育支援と家族を支えるエドゥケーターが複数できた。AEMOが両親間の話し合いを支えたことで、両親の葛藤の影響が減り、自分の活動に積極的に参加するようになった。	SAJE, SEGPAのちSESSAD
K2, K5, K14	母の入院を機にK5, K2は施設で暮らすようになる。K14は弟たちの世話から解放されるが、母は子どもと日常生活の中で会話をする機会は少ないと話す。共に関心があるものが少なく、話題もないので、エドゥケーターがアクティビティに誘ったり、K14に課外活動の手続きをする。	AEMOの幼児エドゥケーターとダブルフォロー ULIS, SESSAD, ORL, 言語訓練士、地域の家にて宿題支援
L11, L14, L15	自尊心の低さ、内気で表現が乏しい、ゲームに逃避、摂食トラブル、父からの愛情を感じられないと言う。父に会うことの強要を拒否。母子の対話を支え、子どもたちは調子が良くなったので支援が終了。	子ども3人それぞれの精神科と心理士、パリ被害者支援団体
M10, M14	学校成績悪さ、欠席の多さは改善されたが心理面の調子の悪さは改善していない。	学校、言語聴覚士、心理医療センター、小児病院の肥満専門科
N10	合ったサポートが得られる学校へ転校することになった。下の子ども2人が施設に移った。	学校での個別学習支援員、精神運動訓練士、発音矯正士、教育省安全対策移動班(EMASH)

一覧にすると、多くの場合、家族の状況に変化があることがわかる。エドゥケーター自身も変化を後押ししているが、家族自身も変化している。心配な状況がなくなり支援が終了するときも、完全に問題が解決しているとは限らない。不安定を残しながらも、エドゥケーターたちは子どもたち家族のまわりに支援機関のネットワークを紡ぎながら、家族の変化を支える。

二つの事例をもとにより詳しくみていく。

B 一家は、18 歳の兄(B1)、13 歳の妹(B2)と母で住んでいる。兄妹ともに障害があり、かつ B1 は攻撃的で心配な状況があった。

AEMO 開始までのいきさつ

B1 が攻撃的であることが最初の心配な情報の動機であった。当時は母の連れ子が同居していて B1 B2 そして母と葛藤があった。父母間の葛藤も子どもたちに影響があった。B1 B2 ともに障害があり、連携機関が複数ある。

AEMO 開始後

家族が落ち着いていった。父が突然発作で死亡し、母子を支える必要があった。在宅教育支援は家族のまわりにいる各機関のコーディネートの役割が大きく、家族と年間 20 回面談や家庭訪問などやりとりをしており、関係者会議を 3 回開催している。特に父の死亡時には福祉事務所、CMP(心理医療センター)、B1 の通う IME(医療教育機関)、B1 と B2 がバカンス中に滞在する Maison des Repits でチームとしてそれぞれが密に家族に会うようにした。母を支えたのは Maison des Repits の心理士であった。社会家庭専門員 TISF も週 2 回入れ、母がより子どもと過ごす時間をとることができるようにした。しかし、TISF はソーシャルワーカーであるにも関わらず、当初母はなんでも言いつけ通りにしてくれる家政婦が来たと思っており、実際にはお金の管理や、子どもへの教育の補助、家庭内の衛生問題の解決などについて取り組もうとしていることに抵抗を示し、エドゥケーターはその仲介の役割を担ったが 3 ヶ月で母の拒否により終了した。母は TISF を書類を片付けるのに喜んで利用し、B2 もケーキ作りをしたり好んでたくさん一緒に過ごした。母は父の死亡直後心配な状況で、仕事も友達に任せたまにしておき、日中は外を放浪して子どものお迎え時間に帰る日常だった。子どもたちは死後 2 ヶ月経っても母と父についての話はできていないと言っていた。エドゥケーターに対しては M1 も手の動きなどで繰り返し父の死を表現している。エドゥケーターが会いにいくとたくさん話をしようとするので、エドゥケーターが理解したことを言葉にして繰り返す形で会話をする。B1 はこの時間が好きで、非常に集中してまじめにたくさん話をする。IME でしたこと、家でのできごと、父がいなくなったこと、お墓に行っていること、B2 との関係性など。「とても心に響く人で、なついており、B1 のケアをすることを非常に求めている」。

知的障害がある B2 は前の AEMO 担当にはティーンエイジャーならではの相談をたくさんしていたが、産休

のため男性が引き継いでからは「あなたには関係ない」と話さない。同じ時期から TISF にも話さなくなった。若者向け書き物アトリエでも参加はするが話さなくなった。エドゥケーター会うのをとても楽しみにしているのは伝わるが話さない。B13 は父が死亡してから頼もしく振る舞い、母の手伝いをたくさんした。成人している母の連れ子である兄も出入りしているが情報はなく、二番目の兄も精神疾患があり治療を受けていないため気がかりだが母は状況について話さない。兄弟がそれぞれ専門機関に支えられており、危険な状況に陥るリスクがなくなったので、支援を終了した。

(B-AR2022.04)

B の事例は、きょうだいがそれぞれ障害を抱え、複数の支援者が関わり、かつ、父が亡くなり、母がやや過保護である状況の中で、特にエドゥケーターは関係機関のコーディネートの役割を果たした。家族にとって大変な時期を、複数で支える考え方である。

J は 13 歳の男の子である。両親が関係性が悪い状況が長く続いている。

AEMO 開始前のいきさつ

両親の紛争の間で身動きがとれなくなっている。学校で同年代との関わりの問題あり。他の人を挑発し、操作し、調子の悪さを表現している。

AEMO 開始後

両親の話し合いの場を作る。両親の仲がいいときは生徒として学校の活動に参加し、良い成績をとることができる。グループの中で自分の居場所を見つけられるようエドゥケーターが複数の同年代の若者とともに山に旅行に連れて行った。エドゥケーターにたくさんいろんな話をするが、グループ内で自分ばかり話しすぎてしまったり、注意されると全く話さなくなったり、うまくバランスをとることができない。数人集まると興奮しすぎてしまう。

父はアルコールに酔って遅く帰ると暴力的。父によると母はいつも怒鳴っている。J は父と近いときは母の言うことを聞かない。両親ともに子どもとの関わりについては助言を求める。両親はエドゥケーターの前で離婚の話し合いをしたり、子どもの成長のために協力し合うことを確認し合ったりする。エドゥケーターがいないと片方が賛成すると片方が反対する傾向があったが、エドゥケーターが入ることでともに教育について話せるようになった。J は両親が自分のためにエドゥケーターに会いに行き、話している、努力しようとしていることが気に入っている。

やがて J は父と母をかばいながら話したりすることが減った。両親は AEMO を「セーフティーネット」と呼ぶ。「うまくいかないときに来てくれる」。実際に深夜に呼び出したこともあった。

J は家で画面の前にいることが多い。他者との関係性の改善のために週 3 回日中受け入れ機関に通うようになる。AEMO の担当が転勤のタイミングで、継続的に関わりがあった日中受け入れ機関一本で AEMO を終了することになった。また、障害専用の在宅教育支援である SESSAD も始まり、その担当エドゥケーターが学校、習い事、医療、家庭を行き来してつなぎをしている。J は頼りにできる大人を持っているので AEMO が不要になった。

J は同級生との絆を育む点においては弱さがあるものの、子どもらしく両親の心配をしすぎずに自分のことを考えられるようになった。ラマダンをしてとても誇りに思っていると話したり、バレエ、バスケットボール、体操に力を入れている。

(J-AR2022.10)

両親の葛藤に巻き込まれ、混乱して過ごしていた状況から、第三者が両親の状況を確認するようになり、子どもが自分の取り組みたいことに取り組めるようになってきている様子がわかる。両親の関係性について支える人がいること、そして自分が両親と少し距離を置いて考える機会を AEMO は提供している。

3.8.4 変化を起こせない難しさ

AEMO が対象とする「心配」のある状況とは、支援が強制されない「心配がない」と親子分離が強制される「危険がある」の狭間であり、「本当に危険がないのか？」といった不安を抱える機会は多い。

H 一家は 9 歳女の子(H1)、6 歳男の子(H2)、6 歳女の子(H3)の 3 兄弟と母で暮らしている。子どもたちの発するサインから、心配がある状況が継続していることはわかるものの、現在危険があるという証拠はなく、母とも協働が難しいため、「心配」な状況が継続していた。2023 年時点で「心配」の対象になって 7 年、AEMO が開始して 5 年になっていた。

AEMO 開始前

母は 10 年前に渡仏、売春を長くしてきた。心配な情報は学童保育からで、4 歳のとき H1 が口淫の真似をし「ママのまね」と話したことによる。母は学校で覚えたことだろうと反発。集中的支援の中で、本を読む時に性的な発言がいくつもあること、H2 がママがたたくと言っていること、子どもたちが他の人につばを吐きかけることなどがった。母も娘が言うことを聞かないと困っており、「娘に制限をつけるため」在宅教育支援に同意する。母は困っていると言いながら何をどのように改善できるかについては話題にのらない。H2 は物を口に入れたり、取り組んでいることが進展すると破ったりする。友達との関係性が難しく、疲れていて昼寝が必要ことがある。母の H9 への視線が厳しすぎると学校は感じている。

AEMO 開始後

AEMO の幼児エドゥケーター、エドゥケーター、異文化メディエーターのトリプルフォロー。2021 年は 1 年に 48 回 AEMO は家族に会っている。隔週の子どもたちのグループアクティビティ、教育的おやつ、教育的外食など。

母は自分の歴史や、父が誰でどこにいるのか、性的トラブルの話にはのらない。子ども 3 人について、複数の親から学校にクレームがくる。H3 は常に誰かを独り占めしようとし、H2 は女子に股間を見せるようせがんだり、無理やり口にキスをし、H1 については同級生が「何度もセックスをしようというからしたけど、いいよと言わなければよかった」と校長に相談している。裁判で裁判官が話題にすると H1 は席を立ちエドゥケーターに近づき耳で「あとで問題が起きるから」と助けを求めた。H2 は学校で席が廊下に用意されている。日中受け入れ機関を開始し、週 3 回、学習トラブル、社会性における問題、自分や他人に危害を加える、家族関係の改善のため通う。H1 は学校で皆の前で縄跳びで自分の首を絞め、その後皆に話してまわっている。母は家では問題がないので学校が子どもたちの頭をおかしくしていると言う。

子どもたちが父を知りたがっているのに母が教えないことについて「私たちは子どもたちの父について話す必要があると考えています。子どもたちが明確なイメージをもつことで自分たちを理解し、自らを構築していく必要があるからです」「子どもたちのニーズに合わせて、子どもたちが自らを築くのを助けることは大事で、子どもたちの質問には答える必要があります」と説明する。しかし、母は、父が子どもたちについてビザの取得のために利用しようとしていることにながかりしていると話す。

H1 はいつでも開口一番自分についてや自分の育ちについて疑問におもっていることを口にし、とても心配になるような出来事さえ笑顔いっぱい話す。感情が自由に作用しているか疑問に思うし、周りに真剣に話を聞いてもらえているだろうかと思う。家で母役割もしてしまっている H2 と H3 は家庭内で発言権がほとんどない。

H2 はリバンベルという、たくさんの人間が手をつないでいるリースで真ん中に自分、まわりに自分が助けてもらえる人、大事な人の名前をいれていくアクティビティで、両側にまず 2 人のエドゥケーターの名前、次に妹と姉と書いていき、最後まで母は入れなかった。「お母さんのこと忘れたんじゃない」と言ったら、一番距離のある端っこに書き込んだ。

H2 と H3 は遠足に連れていくと、片方がいうことを必ずもう片方が否定する。プラスチック玩具である Playmobil で遊ぶと H2 が他の人の頭をナイフで切り落とす人物を登場させたり、H2 が「みんな逃げなければいけないのは全員殺しに来る人がいるから」と言う。ホラー映画を観てとても怖かったことや、叔母に靴で叩かれたことなどを話す。

エドゥケーターは国が示す「子どもに基本的に必要なこと報告書」に基づき、子どもたちにできることの提案を裁判所に提出する報告書に書いている。経験と冒険のニーズについて、文化的教育的活動の機会を増やすことなど多方面から関わりを続けることで子どもたちがニーズを表現でき、それを満たす機会を続けることで親責任を補強する関わりをしている。心配は残ったままであるが、最悪ではない状況を模索する試みを継続している。

2021 年判決文

- 苦しみのサインと性的行動について取り組む

- H2 に日中受け入れ機関
- 家族と離れた場所で子どもそれぞれが暮らす機会が持てるようバカンス里親宅の利用。違った場所での子どもの行動の観察。

2022 年判決文

- 子どもたちの歴史について話す機会をもつ。父親を探す。自己を築くためににより自己を理解するため。
- 子どもが不安を示しているので母と安全な環境をつくる。
- ト라우マを改善するために日中受け入れ機関と心理医療センター

(H-JI2018, AR, JO2021, JO2022)

ある日子どもたちが何か大切な話をするかもしれないし、家から出たいと言うかもしれない。今置かれた状況についてわからないことは多いものの、話せる関係性づくりを継続しているというエドゥケーターの働き方が伺える。

3.8.5 終了した 7 家族の分析

半分である 7 家族が 2 年間の間に終了した。その理由を分析すると以下の図 3-17 ようになる。(アルファベットの家族の隣の数字は年齢)

表 3-17：終了家庭一覧

心配であった状況	支援期間	変化	終了の理由	同居している大人の変化
A9 父が他県にいる子どもに定期的に会えることを保障	1年	父との関係安定	父との関係維持が確保されたため	子どものニーズを理解した
B15 障害、母の前夫との子どもとの葛藤	4年	葛藤のあった兄弟が家から出た	家族が自立し心配がなくなったため	子どものニーズに対応できるようになった
B20 暴力、父の突然死		暴力が落ち着いた		
C18 措置された姉宅での成長を保障	4年	家族の秘密が解明した	子が成人後の支援の継続を望まないため	姉の問題が解決した
D17 施設から祖母宅に措置変更、行動トラブル	3年	性加害について警察に届出、問題行動が落ち着いた	心配がなくなったため	祖母が子どものニーズを理解した
D18 施設から祖母宅に措置変更、行動トラブル	3年	問題行動が落ち着いた		
F10 里親から祖母宅に措置変更、学校での問題		里親に再会し学校で落ち着いた	子のニーズが尊重されるようになったため	子どものニーズを理解した
J15 両親間の葛藤	2年	障害在宅支援と日中入所を始める	障害日中入所先に頼れる人ができたため	両親の葛藤の子への影響を理解し配慮するようになった
L13 教育虐待	6ヶ月	父への気持ちの整理	心配がなくなったため	母子生活としての暮らしを整え自立した
L16 教育虐待		父への気持ちの整理		
L17 教育虐待、母とも葛藤		母に守ってもらえなかった気持ちを話す		

終了した家庭については、施設から姉宅への措置後の調整(C)、施設から祖母宅への措置後の調整(D)、里親から祖母宅への措置後の調整(F)、両親間の葛藤(J)、教育虐待が判明し加害父との離別後の生活の再構築(L)と、暮らしの転換点での支援が多いことがわかる。また、当初行動トラブルなどがあった場合も、原因を特定し解決することでトラブルがなくなっている。母が近づかないよう祖母に子どものニーズを説明してもらうことや、自分の加害について告白し警察に行くこと、里親に再会する必要性を祖母に説明し関係性の継続を実現してもらうことなどである。心配な状況がなくなる背景として、子どもと暮らす大人がエドゥケーターに第三者として仲介してもらう形で子どものニーズを理解し対応できたことも大きな要因であると言える。「子どもにとっての関心」を受け取り、同居している大人にも伝え、ともに関心に沿った動きをした結果ということができる。

家族の状況が転換している時期にサポートがあることが有効であることがわかる。

心配な状況が続き支援が継続している家族について表 3-18 をもとに検討する。

表 3-18：支援継続家庭一覧

2021	2023	AEMO期間	残る課題
E15, 17	E15	5年	姉と母の葛藤でケアが不十分だった妹へのケアをおこなう。母は元夫と長女との葛藤が大きい
G13	G13	5年	G13は非常に精神状態が悪い。母はG13が被害者であることを認めない。
HM6, HF6, H9, HM6, HF6, H9		6年	性的トラブルが3兄弟ともに続いている。母は子どもたちが苦しんでいると認めない
I9, I11, I14	I9, I11, I14	4年	子どもたちの勉強の遅れはあるものの両親は熱心に対応しており間もなく終了
K2, K5, K14	K14	4年	下の2人は施設に行きK14のケアに集中できるようになり母子関係のサポート
M10, M14	M10, M14	2年	心理的に調子が悪い、家庭内に病気がちの兄弟もいてサポートが必要
N10	N10	2年	合う教育が受けられる学校に移ったので引き続き心配がなくなるまで確認

さらに、子どもごとに分析を試みたものが以下の表 3-19 である。

表 3-19：支援継続家庭の子たちの状況

現在子どもが心配である理由	支援期間	子どもの変化	すること、難しさとしてあること	親の変化
E17 妹に手が回っていなかった	5年	優等生	心配がなくなるまでサポート	自らの葛藤が大きい
E19 母との葛藤、2度の退学		別に住むと決め施設に入る、3校めの高校に熱心に通う	終了	父との紛争も収まらず
G15 精神トラブル	3年	精神トラブル悪化	自分の歴史について話す機会	自らの傷も大きく娘を被害者として認めない
H8	4年	問題行動は継続 子どもが話すことを親に止められている	子どもにとって心配であることを表現するのを助ける	子どもたちの性的トラブルを認めず学校のせいにする
HH8 問題行動				
H11	4年	兄弟にバカにされなくなった	バカンスや課外活動の手続き	読み書きができず学校と陰鬱だった
I11 勉強の遅れ、問題行動		ニーズを表現できるようになった	バカンスや課外活動の手続き	親として自信がついた
I13 勉強の遅れ		転校し問題行動がなくなった	実習先探し、国籍取得	子どもが支援継続を希望
I16 勉強の遅れ、問題行動		学習の遅れと問題行動は継続	終了	自分でみることができないことを認め助けを求めた
K4 母が希望した施設措置により終了	4年	学習の遅れと問題行動は継続	終了	2人病気の兄弟がいて、祖母も高齢で手が回らない
K7 母が希望した施設措置により終了		弟の世話から解放された	学校を合ったものに変える	
K16 勉強の遅れ、問題行動、肥満	2年	父に会えるようになる、いじめの対応で調子良くなる	子どもそれぞれ話す時間、家族で話す時間	子どもの困難を認めない
M12 勉強の遅れ、精神的不安定さ、肥満		欠席が改善する	学校を合ったものに変える	
M16 障害、精神的苦痛の訴え	2年	自分で警察に保護してほしいと行くが前言撤回して帰る、言いたいことが言えない	学校を合ったものに変える	子どもの困難を認めない
N12 勉強の遅れ、精神的不安定さ				

特に G と H で子どもたちの調子が悪いが、G の母は未成年のとき性被害にあい、H の母は長く売春の状況にあったことから、親の傷の深さと子どもの調子の悪さの相関関係が伺える。かつ、親自身がケアなどを拒否しており、協働についても母が G が面前 DV の被害者であり G の心理に影響していることを認めないなど壁がある。フランス語ではとても傷ついた親(abîmé)といった表現をしている。G、H、N はいずれも母が子どもの代わりに意見を言うところがあり、子どもたちは不調のサインでの表現が主であるという状況も特徴的である。

支援継続家族は、環境として、兄弟が多い点も共通している。同居していない兄弟も含めて示したものが表 3-20 である。

表 3-20：家族の状況

A	1	母, 1, 3, 5, 7歳	3人
B	1	母, 13, 18歳	2人
C	1	姉, 17歳	6人
D	2	施設→祖母, 15, 16歳	4人が2軒の里親宅
E	2	母宅に17歳, 父宅に15歳	なし
F	1	里親→祖母, 8歳, 9歳	4人
G	1	母, 13歳	複数あり
H	2	1 母, 6, 6, 9歳	なし
I	3	父母, 4, 9, 11, 14歳	1人
J	1	父母, 13歳	複数あり
K	3	母, 2, 5, 14歳	複数あり
L	2	1 母, 11, 14, 15歳	なし
M	1	1 母, 祖母, 10, 14歳	3人
N	1	1 母, 10歳他に4人	複数あり

支援が継続している 7 家族はグレーに着色している。4 家族は同居兄弟の数が 3 人以上である。右側は別居している兄弟を示している。同居していない兄弟も複数いることがわかる。

2 年後に半数の家族が入れ替わり、残りの 7 家族についても課題が残っているのが 3 家族と、エデュケーターからすると次々と変化があり次のステージに進んでいる感覚があるのではないだろうか。I と N は、調子を崩す、トラブルが起きる可能性はあっても最後の見守りの段階である。E は一番の課題だった母と姉の葛藤が姉の自立によりなくなったので、手が十分まわっていなかった妹と両親の関係性が見守りが残っている。K も母が十分一人で動けるわけではないので見守りが必要だが、状況は改善している。G、H、M が改善した点があっても子どもたちの状況はいまだ心配が大きく取り組みが求められている。

3.9 小括

在宅教育支援ソーシャルワーク実践と対象家族の変化について、家族について裁判判決文、他機関からの資料、AEMO エデュケーターが作成した報告書や記録、ケース会議や家族との面談や家庭訪問の記録、AEMO 担当者や係長へのヒアリング結果を交差させ、ソーシャルワークへの取り組みを明らかにした。記録から辿る 2 年間の家族の変化とソーシャルワークの変遷についても記述した。その結果、在宅教育支援実践の取り組みについて以下のことが明らかになった。

第 1 に、第三者としての専門職の継続的な関わりのプロセスが価値として見出された。第三者としての専門職は、親同士、親子間、親と他機関などの関係性に入り、コミュニケーションや関係性の改善を支える。変化の多い家族に、その都度、エデュケーターが方法を提案したり認識を言葉にすることで状況の改善を家族とともに目指そうと AEMO では取り組んでいる。そして、その時々の子どものニーズに合うサービスをコーディネートする役割も担う。

第 2 に、家庭教育が福祉に含まれている。「親をすること」という概念をはじめ、子どもの不調に十分親が対応できない際にどのような調整ができるか、エデュケーターが親とともに検討し試行錯誤する。また、家庭教育は面談でのアドバイスや規範の確認、指導、プログラムの提案や親教育ではない。具体的な行為、つまり、図書館に行き子どもの行動や親の対応について働きかけをおこなうこと、親子喧嘩の最中に呼び出されたら駆けつけ、子どもを連れ出して話を聞くことなど「一緒におこなう」原則がとられていた。

第 3 に、特に子どもの心理面の不調や発達の遅れが、支援が必要な「心配」の根拠として重視されている。これは、子どもの権利条約第 3 条のウェルビーイングの保障、子どもにとっての関心の実現という項目が該当する。心理面の不調を「症状」ととらえ、改善には家族まるごとの包括的なサポートが重視される。心理面の不調など「心配」があっても親が積極的に対応しない場合は司法も利用してケアや支援がされるよう、司法が子どもの権利を守るのに利用されている。

第 4 に、子どもとしての暮らしの尊重という価値が見られた。これは、親の精神疾患を気遣い自分のしたいことを我慢する、親が自分の病気の心配を子どもにさせる、親が長女に弟妹の面倒を見させるということを許容せず、一人一人の子どもの権利を守ろうとする考え方である。子どもが親のことを心配していたり、親が犠牲者の立場をとると、子どもは親について自分より優先して考えなければならなくなり、自分自身の時間を満喫することができない。争いがある状況や、片親をかばう必要がある状況、安全と感じられないときも「子ども時代」が影響を受けることは同じである。これは子どもの権利条約第 3 条を「子どもの最善の利益」と訳した日本政府訳と、フランス語の「子どもにとっての関心」の違いも関連がある。日本語訳の場合、子どもの最善の利益と大人たちが判断することが満たされていることを優先するが、フランス語の場合はより積極的な意味合いを持たせている。Raimond Guillien らは子どもの権利条約によって子どもは「一人の人間として、自身が何かを

満喫し、価値を享受し、個として手当やサービスの対象となる」としている(Guillien et al 2005:303)。つまり、子どもとしての時間、子どもが個として自身の取り組みたいことにエネルギーを注げることが価値とされているのである。

Sarah Banks はソーシャルワークの価値を「善い社会とはどういうものであり、善い社会の中におけるソーシャルワークの役割は何かについての一般的な信念や、活動を通じてこの信念をいかに達成するかについての一般的な原則、専門職従事者に望ましい性質や性格特性」(Banks 1995)と定義していた。この定義に照らしてみると、善い社会、ソーシャルワーカーの役割と信念を達成するための原則について以下のようなことが言える。調査した AEMO のソーシャルワークにおいては、親子が孤立せず親も子どももエデュケーターたちに気かけられ、機会が多く与えられ、子どもは子どもとしての時間を過ごし家庭の負荷を背負わないという価値が観察された。Donzelot は「ソーシャルワークは役にたつのか？」と問題提起しているが(Donzelot 1977)、本調査の事例を検討すると、ソーシャルワークがなかったとしたら、子どもは自身の希望や、困難を抱えていることについて話せなかった可能性がある。子どものニーズが親には伝わらないままだった可能性もある。家族の 2 年間の変化についても、家族の状況は悪化する可能性さえある。AEMO のソーシャルワークは前向きな変化を与える方法を有しており、その方法とは専門職たちの家族との関わりやコミュニケーションそのものである。

第 3 章においては、具体的なソーシャルワークの実態を観察することで、先行研究の中で社会学者たちが示してきたソーシャルワークとは監視やケアであるといった一側面を切り取る見方は適当ではないことが示された。エデュケーターをはじめとするソーシャルワーカーと家族の、子どもの権利の実現を中心とした長い関わりのプロセスにおける模索が観察された。たとえエデュケーターと親子との協働が叶わなかったとしても、ソーシャルワーカーが子どもの権利がより良く実現されるよう親子双方に価値や考え方をもとに働きかけている。その価値や考え方がどのようなものであるかについて 5 章にて検討する。

第 4 章 ソーシャルワーカーの視点から見た在宅教育支援実践

ソーシャルワーカーの視点から見た「在宅教育支援をどのようにおこなっているか」について、組織エスノグラフィー観察によって明らかにすることを目指す。組織エスノグラフィー調査とは、本論文においては社会のオーガナイゼーションを文章によって記し、その構成要素であるルールや原則の理解を試みるものである。3 章において AEMO 利用家族を中心に出来事や変化を記録したため、よりミクロな視点から、エデュケーターの動きを明らかにすることを目的とする。

在宅教育支援の調査を始めてから謎が深まっていったこととして、エデュケーターたちが堂々と実践における「価値」を口にし、家族にとって難しい話も家族に対して恐れずに言語化していること、またエデュケーターたちが子どもたちに頼られ、子どもたちがとても楽しみな雰囲気では会いに来たり家で待っていたりしていること、さらに、親もエデュケーターを信頼して電話をかけてきたりしていたことなどがあった。本研究では、支援を受け入れず子ども専門裁判官の命令によって支援が始まった家族を対象としているので、尚更そこが疑問に感じられた。もちろんすべてのケースが最初からうまくいっているというわけではなく、中にはエデュケーターからの電話に出ない若者や、エデュケーターから話しかけても母を見るばかりの子どももいるし、エデュケーター側としては親ととてもいい話し合いができたと思っても、次の面会で振り出しに戻っているようなことはある。しかし、概ねエデュケーターたちは家族に対して嬉しそうに電話をかけ、家族からの電話に出ているのが観察された。また、筆者がエデュケーターたちに担当しているケースの話を聞くと、愛おしそうにそれぞれの子どもや親たちの話をする。つまり、エデュケーターたちはどのような価値に支えられ、ソーシャルワーク実践をおこなっているのか？エデュケーターは自分たちの実践の土台となる価値

に絶対的な信頼があるために胸を張り、誇りを持って仕事ができるのか、それとも、エドューケーターが行う実践がうまくいき、意味のある仕事をしていると感じることができているからなのか？調査を通し、深まる一方であった疑問についての答えを探すことを試みる。

3 人のエドューケーターの 1 ヶ月の働き方からまずどのようにエドューケーターの視点から実践がなされるのか注目し、エドューケーターのキャリア形成、そしてより具体的な実践をエドューケーターの視点から捉えるべく、会話から見るエドューケーターの実践について分析する。さらに、特に取り組む機会が多いことを観察した両親間の葛藤を調整する実践、子どもを取り巻く環境を調整する実践、そして、文化的対立に対する組織行動について分析する。終わりに、実践の方法として、エドューケーターたちが手紙で表現した価値、親子がニーズを表現する支え、そして教育的外出と文化活動についてソーシャルワークの価値である「ソーシャルワーカーの役割と信念を達成するための原則」を明らかにすることを目指す。

4.1 3 人のエドューケーター 1 ヶ月の働き方

エドューケーターはどのように日々動いているか職務内容を明らかにする。1 ヶ月の動きについて 3 人のエドューケーターの職務用のスケジュール帳を書き起こさせてもらった。これは 3 章で扱った「1 人のエドューケーターが担当した 14 家族」のうちの数家族を担当したエドューケーターを対象にしている。1 人のエドューケーターは調査開始後に辞職し他県の管理職に就任したため、担当家族はチーム内の複数のエドューケーターに受け継がれた。3 章では、どのような変化が起きたかについて明らかにできたものの、実際にエドューケーターが親子に会った頻度や会った方法、会ったときにしたことの詳細は明確にできていない。そのため、エドューケーターは 1 ヶ月に 26 人の子ども、14 家族程度を担当するときどのような 1 月の動き方をしているかを知ることが目的とする。そのことによって、組織エスノグラフィーとしてより立体的にソーシャルワーク実践を知ることができる。2023 年の 6 月に、4 月のスケジュール帳を見せてもらっている。5 月は祝日が多いため、一般的な働き方をする 4 月を選んだ。以下、表 4-1 から 4-3 である。

実際には月によって大きな差があるという。1 人あたり十数家族担当するが、1 家族ごとに年に一回裁判がおこなわれるので、その少なくとも 1 ヶ月前には家族と方向性について話し合い、会議でチームとして裁判所にどのように伝えるか話し合い、報告書を丸 1 日かけて作成し、家族に報告書の内容を読みあげ、裁判所に提出する。そして、半日かけて裁判に参加する。その裁判が重なる月がある場合はイレギュラーな動きが増える。さらに、施設入所先を探している場合なども、現在通っている学校や家族とやりとりをしながら本人と何度も候補先をまわるようなこともある。

表 4-1：エドューケーター A 2023 年 4 月のスケジュール帳

月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri
27	28	29	30	31
エドゥケーターA				
3 9:30 面談(親) 11h 職業訓練機関 付き添い 13h 面談(親) 記録、架電	4 AM ビザ手続き付き 添い 教育的食事(子) PM ケース会議	5 AM 記録、架電 教育的食事(子) PM超過時間分休暇	6 AM 記録、架電 14h 面談(親) 記録、架電	7 団体の職員代表
10 祝日	11 AM 家庭訪問(親) PM トランスジェン ダー研修(1/2)	12 AM 報告書作成 教育的食事(子) PM 報告書作成 17h 面談(親)	13 AM ケース会議 13h 面談(親) PM 報告書作成	14 休暇
17 団体の職員代表	18 AM ケースについて チーム長と話し合い 教育的食事(子) PM 報告書作成 17h 教育的外出 (子)	19 終日 教育的外出 母子、里親宅に いる子と郊外に遠足 兄弟の交流のため	20 10h 面談(キャンセ ル)、記録、架電 14h 福祉事務所 ソーシャルワーカー とアポ 17h 学校面談同行	21 AM 記録、架電 11h 面談(親) PM 報告書作成
24 AM ビザ手続き付き 添い(親) 教育的食事(子) PM超過時間分休暇	25 AM 裁判 14h 家庭訪問(親) 17h 家庭訪問(親 子)	26 10h 面談(親) 11h 面談(祖母) 教育的食事(子) 14h 教育的外出(子) 17h 家庭訪問(親子)	27 AM 裁判 14h 面談(親) PM 記録、架電	28 10h 面談(キャンセ ル) 団体の職員代表 PM超過時間分休暇

3月は期限を迎える家族が6件あったので、10日近く自宅で報告書作成、半日x6回は裁判所にいた。
チームの話し合い、思考、戦略の時間が十分とれていない
→21人に必ず会えているわけではない。半数近くは二人で担当しているので、学習支援エドゥケーターが毎週会っていることはある

表 4-2：エドゥケーターB 2023 年 4 月のスケジュール帳

月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri
27	28	29	30	31
エドゥケーターB				
3 9h 学校面談同行 ケース会議 14h 進路面談同行 16h 学校面談同行	4 終日 記録、架電	5 学会参加	6 学会参加	7 学会参加
10 祝日	11 終日会議	12 9:30 面談(親子) 教育的食事(子) 14h 面談(親子) 15h 面談(親子) 17h 面談(親子)	13 緊急対応 家族からの依頼で 強姦にあった11才 の女の子を警察未 成年保護班と病院 に連れて行く	14 超過時間分休暇
17 AM ケース会議 14h 学校面談同行	18 AM 記録、架電 教育的食事(子) 14h 学校面談同行	19 10h 他県に引き継ぎ 教育的食事(子) 14h 教育的外出(子) 16h 障害在宅支援面 談同行	20 10h 学校面談キャン セル 終日 記録、架電	21 超過時間分休暇
24 自宅で報告書作成	25 AM ケース会議 PM 料理アトリエ(子)	26 9h 面談(親) 教育的食事(子) 15h 面談(親子)	27 AM 記録、架電 PM 料理アトリエ(子 3人)	28 AM 記録、架電 16:30 教育的外出 (子)

子ども 30h
親 15h
会議 16h
記録や連携機関とのやりとり 45h

3日は学会参加、2日その振替休日
14日98時間実務

表 4-3：エドゥケーターC 2023 年 4 月のスケジュール帳

	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri				
	27	28	29	30	31				
エドューケーターC									
3	AM 子どものキャンプ 申し込みの電話 14h 面談(親) 16h 子ども3人を散歩 に連れ出す	4	AM 子どもの検査 に同行する予定 だったが子どもが来 なかった 14h 面談(親) 16h30 家庭訪問	5	報告書執筆 12h 教育的外食 14h バリにいる父と 郊外にいる子ども のもとを訪問する	6	AM 他県での裁判 14h 面談(親) 報告書執筆	7	超過時間分休暇
10	祝日	11	トランスジェンダー 研修1/2	12	自宅で報告書作成	13	AM 子どもの検査 に同行する予定 だったが子どもが来 なかった 14h 面談(親) 16h 家庭訪問不在	14	9h 面談親子 午後休暇
17	ケース会議 PM 報告書執筆 15h 裁判前報告書に ついて家族と話し合 い	18	AM 架電、メール 12h 教育的外食 14h 会議 16h 親子を図書館 に連れて行く	19	母と郊外にいる9歳 の息子に会いに行 く。障害専門里親 のところに2歳のと きから月一回行き 丸一日一緒に過ご す	20	勤続12年休暇	21	勤続12年休暇
24	10h 子ども2人に会 いに学校へ 13h 面談(子ども) 15h 家庭訪問	25	9h 裁判 14h 会議 16h30 家庭訪問	26	9h 面談(親) 11h トランスジェ ンダーの子どもとジェ ノグラム 14h 面談(子ども) 16h 教育的外出	27	休暇	28	休暇

90%の雇用契約なので毎週金曜午後は勤務しない。25人のところ、22.5人18家族担当
毎回会うたびに次の約束の日を決める。

在宅教育支援のエドゥケーターたちは1人の子どもに5時間という計算で担当を25人と定めている。しかし、手帳を見ると、実際には月複数回会うのは難しいということがわかる。それゆえ、エドゥケーターたちは月1回は必ず会えるよう気をつけているという。ただ、1つの家族に複数担当者がいることがある。チーム内の学習エドゥケーターや幼児エドゥケーターが週1回か2週に1回会っている子どももいる。また、連携期間として、無料で習い事や勉強のフォローをしている地域の家や路上エドゥケーター、医療教育機関など、丁寧なフォローがある子どももいる。特に、障害のある子どもは一对一に近い医療教育機関に通っているため、親子関係などで大きなトラブルがなければ心配は比較的少ない。障害専門在宅教育支援がついていて、そのエドゥケーターが学校、医療機関、課外活動などに同行、家庭訪問もしている場合もある。しかし、他のきょうだいは十分話す機会、自分たちのニーズを伝える機会がないこともあるのでもちろん気をつける必要がある。なかには、自身のアクティビティも少なく弟妹の世話をしたり、家で過ごす時間の多い子どももいるので、そのような子どもにエドゥケーターたちは教育的外出や教育的外出を多めに設定している。

実際には緊急事態で1日かかりきりになることはたびたびある。観察中にも、Lが夜中に親に叩かれたと警察にかけこみ一晩を警察署で過ごし、翌朝AEMOに電話がかかってくる、マノンが父に叩かれたから施設に行きたいとAEMOに駆け込んできたことがあった。エドゥケーターは裁判官と児童相談所に連絡しマノンの受け入れ先探しを依頼し手続きに追われたが、昼食を買いに行くために財布を取りに行く間にマノンは脱走ししばらく連絡がとれなくなった。

フランスの学校は6週間ごとに2週間のバカンスがある。2週間のバカンスの間に、例えば親子間の葛藤が大きい子どもを里親のところで過ごせるようにして親と心理的な距離をつくれるようにしたり、バカンスが近づくごとに、どのようにその期間を過ごすことができるか親子と話し合う。特にテレビや携帯電話の前に一日放置するような状況はエドゥケーターたちは回避しようとしている。さらに、7月と8月は8週間も学校がないので、5月になるとエドゥケーターたちはサマーキャンプなどのパンフレットを集め子どもたちすべての過ごし方を確認する。2週間を2回母、2週間を2回

父と過ごすような子どもも多く、そのタイミングについて両親がモメることも多いので、早めに質問して確認しておく。エドューケーターたちも 3 週間は連続してバカンスをとるので、その間は誰に電話をしてくださいとチームのメンバーの連絡先を家族に渡し、ケースファイルには手書きで現在の状況や注意事項を書き残しバカンスに出る。

ケースファイルの記録は丁寧にパソコンで打ち直して誰が見ても状況が確認できるようにしているエドューケーターもいる。一回の面談あたり 3 ページにわたり記録している。一方で、メモ書きのように他人には確認が難しいまま記録している人もいる。

エドューケーター C は去年担当している子どもが自殺未遂をし、親に自分のせいにされるなど、とても心配の多い時間を過ごした。そのような場合、職員を支えるために係長は外部から専門家を招いたり、外部の心理士がチームの話聞きにくる機会をもうける。係長が親の対応をしたり、訪問に同行することもする。エドューケーター C はトランスジェンダーの子どもが自殺未遂をしたことで在宅教育支援が開始し、両親は子どもの性自認を認めていない状況であるため、トランスジェンダーの支援に関する研修を受けながら、子どもが望むように名前を変更するタイミングは今でいいのかなど子どもと親との話し合いを重ねていた。

フランスのソーシャルワーカーたちは契約書に個人を対象とするソーシャルワークのみならず、グループを対象とするソーシャルワークを企画実現することも職務として書かれている。それは、自身の対応する利用者に必要なニーズを見つけ、実現することである。在宅教育支援の場合はアトリエの開催が主な選択肢の一つである。それは、例えばあまり気持ちを表現できない同年代の子どもたちを集めて、絵や詩を使って表現する機会を毎週や隔週に定期的に開催することで、子どもたち同士が仲良くなり、安心して困っていることなど話せる場をつくることである。市営住宅に 2LDK のアパートも AEMO は有しているので、その広い空間を使って料理をしたりゲームをすることもできる。チームによっては、全員が 1 つずつ企画することを求めているが、ケース数を少なくしないと実行できないと主張する職員もあり、義務ではない。エドューケーター B は料理アトリエを月に 2 回開催している。1 つは、反抗期の姉と母の喧嘩が多いなか、あまりニーズを表現しない妹が母との時間を過ごせるためである。もう 1 つは、喧嘩の多い 3 姉妹で、共同作業をしながら関係性への働きかけをするためであった例えば「o」一家は兄弟が多い。障害のある子どもがいたりすることで、家庭内で十分構われる機会の少ない小さい 3 人の姉妹と母が楽しい時間を過ごし、さまざまな話をする機会があるように月に 1 回お菓子づくりをした。子どもがエドューケーターに「お母さんに伝えたい」と話していたことなどについて話す機会にもなっていた。「家族にとって今何が必要か？」をもとにツールとしてアトリエを利用している。

実習生はアトリエで活躍することが多い。実習生は 8 ヶ月間一週おきにいてもケースは持たない。なので、担当エドューケーターに紹介されて子どもたちと会い、どのようなアトリエをしたいか話し合い、レシピを調べお菓子作りの材料を買いに行きアトリエをリードするなかで子どもたちと話す機会を得る。事後に担当エドューケーターと話し合うことで、それぞれの視点を比較し学びを深める機会になる。エドューケーターは実習生を受け入れる場合は子どもの担当を 4 人分減らされ、26 人の代わりに 22 人担当する。

4.2 エドューケーターのキャリア⁶⁵

エドューケーター A について家族と面談などしていると、家族がとても A のことを頼りにしていることを筆者は感じ、特に、子どもたちは A に会うことをとても楽しみにしていた。ケースファイルを読むと多くの解決をしてきていることがわかる。A が参加するチームのダイナミズム自体がとて

⁶⁵ この節は安發明子による「フランスの子育て在宅支援を担う人材とその育成」『総合社会福祉研究』(2023b)をもとに要約し記述している。

も前向きだった。筆者がエデュケーターに「このチームはいい仕事をしているよね、子どもも親も信頼していると感じる」と言うのと「いい仕事するチームじゃなかったら私がここで働き続けるわけじゃない」という返事だった。堂々と自信を持って取り組めるのはなぜだろうか。

フランスでは自分で希望しない限り基本的に異動はない⁶⁶。採用されて人事が配属を定めるメンバーシップ型雇用ではなく、例えばパリ市の福祉事務所での就労を希望する場合もいくつかの福祉事務所で何人もの係長に会ったうえで自分の働きたいチームを選んだ上で係長と合意の上でパリ市に雇用契約を求めるジョブ型雇用であるためだ。昇進を希望する際は、自分の係で係長の席が空かない場合は係長のポストが空いているところへ異動や転職をする。異動がないため、自分が毎年何に力を入れて研修を受け、どのようにキャリアを形成したいか考えることができる。係長は個人とチームのスキルの向上を目指し研修を提案したり、外部 SV を選ぶ。例えばあるチームの 2023 年に提案された研修は係長へのヒアリングによると以下である。

ある AEMO チームで係長が 1 年間に提案した研修

親をすることへの支援

家庭訪問

パートナー間暴力と子どもへの影響

親の精神疾患と子ども

児童保護に関する司法と判例アップデート

赤ちゃん、乳幼児、年齢ごとの不具合や苦しみの表現

距離と、関係性において最適な近しい距離

専門的記述方法

親子関係、親戚関係と親をすること

異文化へのアプローチ

(NE-2023.6)

研修には 3 種類の枠組みが用意され、学会参加も用意されている。いずれも勤務時間内に、雇用主が予算を用意しなければならない。

1. 「能力発展計画」

年間予算をサービスごとに組んでいて使う必要がある。テーマは職務に関係する必要がある。予算の範囲内である限り、従業員が希望する内容のものを実現しなければならない。翌年の研修内容を前年のうちに職員福利厚生課に提出し認定を受ける。

チームごと(約 10 人単位で講師を招く)の研修

従業員本人が選んだ研修 年間 2-4 日

従業員本人が選んだ資格で数年かかるもの。修士含む(従業員が希望する場合)

2. 「機関が提案する研修」

機関が外部講師を呼び、組織内の従業員に提案する。国から資金を受けている能力発展のための専門機関からの資金で、毎年以下のテーマを中心に実施。

3. 国の定める「個人研修アカウント」

年間 20 時間、120 時間まで蓄積可能。職務と関係ない分野でも構わない。職務時間内に研修を受けても、職務時間として計算される。雇用主、雇用主の登録している国の研修機関、国、職安などが費用を出し合う。同時期に複数人職務を離れることのないように、雇用主は時期を待たせることができる、120 時間継続でとることもできる。

「学会、大会参加予算」

年間予算をサービスごとに組んでいて使う必要がある。関連する学会に数人ずつ送り出す。1 人年間 1-3 日。

(2023.06 人事担当へのヒアリングによる)

係長に話を聞いたところ、養成課程で国家資格を得るまでの 3 年間で学べることは限られていて、

⁶⁶ <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F31586>

本当に必要な相手を知るための能力はそれぞれの職場で習得する必要がある。なので、養成課程に期待することはどんな相手にも対応できるプロとしての姿勢であり、ポストごと、利用者ごとに必要な知識はそれぞれの職場で習得の機会を用意する必要がある。なので、新任には初年度 8 個であっても必要な研修を用意するということだった。以下の表は研修の種類であり、人事担当へのヒアリングをも都に作成した。

表 4-4：研修の種類（安發 2023b）

	誰が選ぶ	費用	就業時間内	頻度
能力発展計画	従業員	予めサービスごとに予算あり	○	個人研修は年2-4日、グループは制限なし、個人の資格取得は年単位で可
学会、大会参加	従業員	予めサービスごとに予算あり	○就業時間外であっても就業時間としてカウント	1人年1-3日
機関企画のグループ研修	機関が企画し提案するグループ研修	国から資金、予算あり	○	毎年カタログの中から席があれば希望するだけ選べる(例:年10回)
国の「個人研修アカウント」	従業員が国のリストから選び職務と関連がなくて良い	国と雇用主が負担	○就業時間外であっても就業時間としてカウント	年20時間、120時間まで蓄積できる

では実際にどのようにキャリアを形成しているだろうか。2 人のエドューケーターにヒアリングをおこなった。

エドューケーター C：5 年間エドューケーターとして働いたのち、並行して 10 年間エドューケーター養成課程にて学士卒業論文の指導(継続的に 2 年間単位、3 人に月 1 回ずつ会う)、論文の分析(授業に参加し意見を言う)という形でエドューケーター専門学校に通った(専門学校の論文を担当教員以外に実務者が密に指導していることがわかる)。その後スーパーバイズの資格を取り、現在は本業と並行して単発でスーパーバイズを保育園や他の機関でおこなっている。

エドューケーター M：エドューケーターとして 14 年働いたのち、並行して 4 年間家族セラピスト養成学校に通い、さらに 1 年間子どもへの聞き取りの学位を取得した。17 年目でコンサルタントや SV として他機関にも赴くようになり、18 年目に開業し、週 4 日在宅教育支援、週 1 日自営で働き始め、20 年目に自営一本で独立した。家族セラピストとして家族関係で悩みがある人の対応をしており、児童相談所や在宅教育支援などから紹介を受けている。依頼があった場合、セラピーの費用は児童相談所から支払われる。

管理職 A：病院事務として働いたのち、ソーシャルワーカー養成校に 3 年通い国家資格取得、在宅教育支援で 14 年働く。その間取得した資格と養成期間は家族セラピー 3 年、家族仲裁 3 年、管理職資格 2 年。その後、在宅教育支援で係長を 6 年間する。その間取得した資格はリスク管理、予算管理、非行犯罪支援、社会学修士を取得。その後、在宅教育支援機関の本部で管理職として働く。

(NE2023.6)

エドューケーターをしながら自分の望む専門性を高めていくことができる仕組みがあること、エドューケーターとして開業の道があることが特徴であろう。また、チーム制であることから、利用者に選ばれる支援者となり、選ばれる支援を提案しなければならないという競争関係や緊張感のある状況も特徴である。異動がないため 20 年同じポストにいるようなことは多くあり、長年同じメンバーでチームを組んでいることは自慢である。親子がみるみる元気になり、親子がチームを慕っている様子を見たときに「このチームはいい仕事をしているよね」と言ったところ、エドューケーターは「そうじゃなきゃ私がここにいるわけじゃないじゃない」と答えた。いい仕事をしているチームにスキルある専門職として参加しているという認識をしていることが窺える。

係長は「私の心の中にはいつも 3 人の上司がいる。一人は私が 10 年一緒に働いた上司、常に家族に敬意を払い、誰に対してもどんな場面でも温かい眼差しで接し、建設的な意見交換を実現し、家族から信頼され、私たち部下の様子を注意深く見守り、思考を深め視野を広げる助言をしてくれた。目を閉じると 3 人の上司がいるから、私ももっといい仕事がしたいと思える」と言う。後輩や実習生に「職業に対する信頼が得られるか」が問われるのが上司だと言い、実習生を積極的に受け入れるのは「情熱の継承」であると言う(NE2022.6)。

修士や博士を取得している管理職は多く、科学的実践者としての専門性に対する意識は高い。エドゥケーター専門学校において「自分の言動の背景にある価値観に意識的であり議論することができる」ことが大切にされているが、家族と話すときに教育的考え方を共有するにはその背景となる理論を説明できる必要がある。「福祉は利用者とともにつくる」と専門職は言うが、専門職として必要なのは常に知識のアップデートをしたうえで相手の尊厳と人権が守られることを保障しようとしている。

自信を持って堂々と仕事ができるとしたら、それは達成感を感じられるくらいいい仕事ができる枠組みが保障されていてサポートが得られている、チームであって一人で抱えない仕組み、解決能力向上のための個人としての成長そしてチームとしての成長の機会が与えられていることではないだろうか。病休やバーンアウトが少ないチームだからこそ調査に招き入れられたという面はあり、楽しみに職場に来れないような部署もあるかもしれないが、楽しそうに取り組み、嬉しそうに情ケースについて話す点が調査をする中で印象的だった点である。お昼休みは大きなテーブルを囲み、係長も一緒にそれぞれが持参したり近隣で買ってきたものを食べ、ソーシャルワーカー専門誌に取り上げられているトピックが話題になることが多かった。担当家族の話ではなく、広く児童保護や福祉に関わる話題がされていた。面談で思うようにいかないことがあったとき、エドゥケーターたちは係長に話に行き、係長に代わりに電話をしてもらい、軌道修正をしてもらう。係長室にはケースファイルを持ち数人が並ぶこともある。そして、エドゥケーターたちの執務室にも係長はたびたび入り「みんな元気？機嫌いい？順調？」と話しかけに来る。チームで仕事をするため、報告書は 2 人で書くこともある。1 つの家族の支援が終わると、まずは家族と最後のお別れに何をするか聞いて思いつきのお出かけをしたりするが、チームメンバーも皆で外のレストランでお祝いの食事をする。

感情的になることがある若者の面談などに行くときは予め同僚や係長に伝えておき、30 分経った頃などに他のメンバーが応援に入って流れを変えるなど、助け合いは日常的にされていた。初めての面談や家庭訪問も一人ではなく係長や他のメンバーが同行する。

幸せな事柄を中心に扱う職業ではないにも関わらず、職場の空気は穏やかで明るく、面談や家庭訪問帰りのエドゥケーターは嬉しそうに出来事を話し、チーム会議は「こんな奇跡が起きた！」ということから始まったりする。裁判によって枠組みが定められているため親たちにとって AEMO の人たちを攻撃することは得策ではないという事情は働いているだろう。思うように進まないことがあっても同僚たちと笑顔で話ができるのは、自分一人の抱える状況ではないからではないだろうか。2 つの係長が率いる職場に 2 年間通ったが、人の入れ替わりも少なく安定感があるのは、係長を選んでこの職場に就職したメンバーであるという点は重要な要素である。

4.3 会話から見るエドゥケーターの実践

エドゥケーターと家族との会話、そして、エドゥケーター同士のチーム会議から、その中で表現されている考え方の抽出を試みる。

4.3.1 家族との会話の中で表現されたこと

エドゥケーターがどのように家族に対し在宅教育支援をおこなっているかを会話から分析する。U

一家を対象とする。9 歳(J)と 3 歳(M)の兄弟である。この一家を対象としたのは、エドゥケーターと父、エドゥケーターと母、エドゥケーターと母と子ども 2 人という 3 回にわたって会話をする場面に立ち会うことができたため、一つの家族について複数のシーンを見ることができたからである。

具体的にはエドゥケーターと係長と父の初回面談(u-NV2021.06.28)、エドゥケーターと母と子ども 2 人の家庭訪問シーン(u-NV2022.10.17)、この訪問を受けてのエドゥケーターと母の面談(u-NV2022.10.20)の 3 回で「どのようなメッセージをエドゥケーターが伝え、親子がどのように反応しているか」を中心にメモを取り書き起こした。すべての会話が記録されているわけではなく、要約されている。エドゥケーターが何に関心を持ち、何を伝え、どのように取り組もうとしているのかを明らかにすることを目的としている。全文は巻末資料 2 である。

会話で表現されたことの背景にある目的から分類すると以下ようになる。

①「教育的考え方の共有」

エドゥケーターたちが大事だと考えている考え方を親子に伝える内容である。これは一番多く、3 つのシチュエーションで観察された。

エドゥケーターと係長と父の面談

エドゥケーター「両親の間の問題を子どものこととは分けて考えることです。M(弟)の話は父からほとんど出ていませんが、J(兄)の話をするたびに母への不満が出てきます」

係長「親が一番難しい職業と言いますね。全ての親は間違いもします、でも大事なものは、他のやり方を探すことです。子どもたちは繊細なので」

エドゥケーター「M は今は心配がない状態だから苦しみがないとは限りません、いつか何かの形で苦しみが見られることもあります」

係長「人生の中で何かを変えるというのはとても難しいことです。とても勇気がいります。なので、変えて来られていることを素晴らしいことだと思います。自分の受けた教育や、これまでの人生の歩み全部をもとに生きるものだからです。J と M にしっかりと伝えたことがありますか？父はいつも叩かれて育って、他の方法を知らなかった、愛しているのに他の方法を知らなかったんだと言葉で伝えましたか？」

エドゥケーター「彼が悪い子だから叩いたのではないとお父さんが説明する必要があります。愛しているとまず伝えてください。私たちはお父さんがお子さんのことをとても大事に思っていることがよく伝わっています。けれど叩かれた子どもは混乱していると思います。お父さんが経験した教育があって、その教育をもとに J を教育しようとしたけど、わざとしたわけではなくて他の方法を探すべきだとわかったということです」

(u-NV2021.06.28)

エドゥケーターと子ども二人、そして母親の会話。家庭訪問でのシーン

エドゥケーターから J(兄)「J がママに指示を出すの？違うよね、ママはママで判断するから J は気にしないでいいんだよ」

エドゥケーターから J「M(弟)は 3 才だから理解できたとしても必ずしも実行は難しいということもあるよ。そういうときは、手伝って、M ができるようになるのを助ける必要があるよ」

--

「今のところ M は遊んでいるんだから、しまうときに元に戻したら今は遊ばせてもいいんじゃない？」「人が手で持っているものを取ってはいけません」「M がまだ遊んでいるときは、J に返さない権利があります。M が遊び終わるまで待ってから片付けます」

--

エドゥケーターから M「M、そんなことをしてはいけません、文章を作ってちょうだい、なんて言うの？」「J、ばくにも箱を貸してちょうだい、だね」「M は文章を作れるようになったんだよね」

--

エドゥケーターから J「箱を置いて一緒に遊んでもいいんじゃない？」「J、今していることを見てみてちょうだい。いつも同じことをしているから他の方法にできないか考えてみて。M に遊んでいいよといいながら全部回収してしまうことをずっとしているね？それで M が怒っている、J も怒っている」

--

エドゥケーターから M「J の手からむしり取ることはできません、言葉で伝えなさい」「ほら、M の手からこうやって取ったら嫌な気持ちになるでしょ?」「M、これ貸してちょうだい、こう言うよ。こっちの方がいいよね? わかったよね?」

--

(M が「レゴがほしい」と手にとってみようとするのを J が「違うよ!」と取り上げる)

エドゥケーターから J「レゴかもしれないと M は考えているから、レゴと比べてみる権利があるよ」

--

エドゥケーターから M「今話していたばかりです、手から奪い取りません」「学校でもいつでも同じです、でないとみんなと仲良くできません」「学校でも友達の手から取ったことある?」「一緒に遊ぶ練習をしましょう」

--

エドゥケーターから M「M、J の持っていたものです。おきなさい。自分のを探しに行きなさい。人のものに何かするのは喧嘩のもとです」

エドゥケーターから J「J も努力をする必要があります、きみたち兄弟の関係性にとっても大事だし、他の人と関わる時にもとても大事なことです」「それは正しくない扱いです、拾ってちゃんと渡しなさい」「投げて渡さないで、手渡ししてください」

(u-NV2022.10.17)

家庭訪問の振り返りとしてエドゥケーターと母の面談

エドゥケーター「お母さんのおっしゃる厳しさは悪いものではありません。けれど、子どもに症状を引き起こしている可能性があります。J(兄)はストレスを感じるだけでなく、楽しむことを阻害されている状況です。J はレゴを箱にしまうということで精一杯でした。一度も遊びませんでした。楽しく、リラックスして、喜びの時間を過ごす代わりに J がしていたのは弟があちこちに出したレゴを集めて、弟の手からレゴを奪い取って、箱に入れることに必死でした。その結果、遊べなかったのです。J にとっては、一人でない限り楽しめないということです。J が言っていましたね、一人で遊ぶのが好き、それは自分で管理できるから。でもその環境がない限り遊びを楽しむことができないのです。けれど、子どもにとっての仕事は遊ぶことです。遊ぶなかで子どもが育つのです。

子どもはいつもと違う環境のとき、枠や制限がどこにあるか確認しにきます(*tester les limites, tester leur parents*)いつもと違う人がいてもルールは同じかな、それともお母さんは今忙しいからいつもはダメだけどおやつを食べていいと言ってくれるかな、子どもは特に小さいうちは、そして思春期になっても違う形ですが、どこが枠なのかを常に確認する必要があります(*ou sont les limites, ou sont les cadres*)。それは自分が安全だと確認できるためです。子どもは小さいとき目が見えなくてどこが安全かわかるために壁がどこにあるか探し回っているようなものです。

目を閉じてこの部屋の壁を探してみてください。一度どこにあるかわかったら安心しますね。子どもは常にこれをし続けます。壁がどこなのか確認してそれが確かであれば安心して過ごせるのです。確認して、いつも同じところにあるとわかったら安心するのです。けれど、また確認したときに思った場所に壁がなかったらどうなりますか? 心配になりますね。もう少し壁から離れて座ってください、かなり伸びないと壁がない、さっきより不安ですね。しかもかなり伸びないといけないのは居心地も悪いです。いつでも少し手を伸ばしたら壁がある時の方が安心でしたね。子どもにとってはずっと居心地が悪く不安な中暮らすということです。よりよく成長するのに子どもが必要なのは安全であると感じられることです」

(u-NV2022.10.20)

ここで見られるのは教育的考え方の共有で、うまくいかないことを改善するヒントとなるかもしれない提案だったり、児童保護や教育の観点から重要とされていることだったりする。そして、具体的な方法も明示することがある。これは、親にも子どもにも同じように伝えている。「両親の間の問題を子どものこととは分けて考えること」「今は心配がない状態だから苦しみがないとは限りません、いつか何かの形で苦しみが見えることもあります」「父はいつも叩かれて育って、他の方法を知らなかった、愛しているのに他の方法を知らなかったんだと言葉で伝えましたか?」といったメッセージが観察された。

②「認識の確認」

エドゥケーターと係長と父の面談

係長「攻撃的なときがあったからです、他の子どもとうまくコミュニケーションがとれなかったので、噛み付いたり叩いたりすることがありました」

係長「南米では体罰は基本的なことだったとおっしゃったそうですね」

父「特に学校ではそうです、80年代」

係長「ベルトでたたくことなどは悪い扱いだここ(判決文)にも書いています。しかもJは症状で失禁して具合が悪かったときにですね。病院からの報告書には、Jの腸は我慢が長期間続いたことによる不具合と書かれています」「言葉も含めた全ての暴力が禁止されています。今は他の方法で対応できるということですね？心理的プレッシャーも含みます」「失禁についてはわざとではないと理解したということですね」

係長「離婚する手続きはしないのですね？」「二人とも、難しい状況から抜け出したいと考えていることはわかります」「両親の間でお金のことが喧嘩の原因になると私は理解しました」

係長「彼が経験していることについては、話してすぐ変わるわけではありません。まず叩いたことについて、なぜ叩いたのか、JとMが経験したことと、彼が経験したことは実際に経験するべきではなかったとお父さんの口から彼に言うことが大事なのです。お父さんが自分の小さかった時にJが似ていると感じること、お父さんが叩かれて育ったこと、お父さんも辛い思いをしたこと」

(u-NV2021.06.28)

エドゥケーターと子ども二人、そして母親の会話。家庭訪問でのシーン

エドゥケーターからM「スパイダーマンをしている子どもは、いつも何が起きるか観察をしている子どものことだと私が言ったね」「Mは学校でもスパイダーマン？」

--

エドゥケーターからJ「Jが元気なときはどんなとき？」

J「普通のとき」

エドゥケーター「普通のときってどんなとき？」

--

エドゥケーターからJ「Mは絶対しまわないと言っていたけど、前回も全部しまったよ」「なんでそんなに急いでいるの？すぐ片付けないとJはどんな気持ちなの？」

J「僕はどんな気持ちでもないよ」

エドゥケーター「そんなことはないね。ストレスを感じる？」

J「たまにね」

--

J「僕は(エドゥケーターと)レストランに行くけど、Mはマクドナルドでいいよ」

エドゥケーター「Mは自分が食べたいものを食べます」

(u-NV2022.10.17)

家庭訪問の振り返りとしてエドゥケーターと母の面談

エドゥケーター「Jの状況についてどう思いますか？」

母「ストレスフルだけど、私もいつもキチキチしすぎているから似ていると思う」

エドゥケーター「キチキチしすぎていることはどんな影響がありますか？」

母「私はこのように育てられてこういう性格になっています。全部片付いて、先々の見通しもたっていて、清潔なのが好きます。Jは同じだけどMは違います」

エドゥケーター「Mは3才ですね」

母「私は3才だからしょうがないと思いますがJは違います、だめだと言います。そしてJはいつもおもちゃを片付けていました」

--

エドゥケーター「追われている気持ちですか、ストレスを感じる気持ちですか」

母「追われています、しなきゃいけないことがただでさえたくさんあるのに」

エドゥケーター「みんなで遊ぼうという状況でもお母さんは走り回っている状況でしたね」

--

エドゥケーター「この家族が他と違うのは、子どもたちは暴力を目にしていることです。暴力を目にした子どもにとっては他の子どもよりも不安な気持ちが大きくなります。両親の間の暴力を見ました、J は父の暴力を受けましたし、M も見ていました。お母さんも J に暴力的な対応をしたことがあります。子どもたちにとって暴力とは、それまでここだと思っていたような壁が突然予期せず崩れ落ちる経験を何度もしているようなものです。どのような気持ちですか？」

母「疑いが生まれますね」

エドゥケーター「耐えがたいのは、壁を作るのが親で、同じ親が壁を壊すこともあるということです。だから親に対して疑いも残すわけですね」

(u-NV2022.10.20)

経験したことや現在あることについて、「このような見方もあるのではないか」ということを言語化している。父母の暴力や、子どもの落ち着きのなさも言語化し、考える機会をつくろうとしている。

「スパイダーマンをしている子どもは、いつも何が起きるか観察をしている子どものことだと私が言ったね」と3歳の子どものにも言う理由は、問題解決のために現時点の状況を確認することであり、次のステップとして「行動する力」を引き出す目的もあるのではないだろうか。それは、言葉にし、気づき、何が課題か、何を望んでいるか認識し、実現のために行動するというステップの最初の一步になる。「J が元気なときはどんなとき？」と聞くことがそれである。自覚を促すことを繰り返すことで、本人がどのような変化を起こしたいか考える機会にしている様子がわかる。

③ニーズの確認

エドゥケーターと係長と父の面談

係長「お父さんにとってJ はどんな子どもですか」

係長「M について心配なことはありますか」

--

父「映画もレストランも行けません、一日3回も便失禁があるので」

係長「彼にとっては辛いですね、学校でも同じでしょうし」

--

係長「何があなたにとって助けになるとおもいますか？」

(u-NV2021.06.28)

エドゥケーターと子ども二人、そして母の会話。家庭訪問でのシーン

(二人で奪い合いをして M が金切声をあげる)

エドゥケーター「いつも二人はこうなりますか？」

母「喧嘩することもあるけど、一緒に遊ぶこともあります。三人で遊ぶこともあります」

J「三人で遊ぶことなんて全くないよ！」

--

エドゥケーターから J「J はお友達とのこと、おうちのこと、話にいく場所、心の中のことを話せる場所がほしい？」

--

エドゥケーターから J と M「次はどのようにして会いますか？」

J「またレストランに行きたい」

エドゥケーター「M はどうしたい？」

M「僕もレストランに行く！」

エドゥケーター「じゃ M も行きましょう、どっちが最初に行く？」

J、M「ぼくー！」

エドゥケーター「(私がお昼休みに)学校に迎えに来て」

J、M「そう！」

エドゥケーター「一緒にレストランで食べて」
J、M「そう！」
エドゥケーター「学校にまたお見送りします」
J、M「そうそう！」

(u-NV2022.10.17)

家庭訪問の振り返りとしてエドゥケーターと母の面談
エドゥケーター「お母さんが子どもたちの状況について一緒に観察できたことはとてもいい機会でした。Jは一時間半ずっと片付けて過ごしていました。何も混ざらないように何度も入れ直していました。そしてお母さんは自分と関係づけて理解しています。Jは全部片付いていないと落ち着かない、私と同じだと。ただ一方で、お母さんは自分のことをキチキチしすぎていると言っていますね。大人が厳しい要求を自分に求めて、でも達成する方が落ち着くということと、子どもへの影響は分けて考える必要があります。お母さんが言っていることは正しいです。Jがストレスを感じていると思うという点です」
エドゥケーター「よりよく成長するのに子どもが必要なのは安全であると感じられることです」

(u-NV2022.10.20)

「誰が何をしたいと希望している」ということを自他について確かめ、方向性を決めることを一度の会話の中で何度もしていることが観察された。

④役割についての確認

エドゥケーターと係長と父の面談
係長「私たちはチームで担当するので、心理士、幼児エドゥケーター、さまざまな専門職で話し合いながら一番よく力になれる方法を探します。学校のスクールソーシャルワーカーともやりとりします。けれど、学校での様子を聞く目的なので、家族の暮らしやご両親のプライベートなことは話しません。どのようによりよくJを支えられるかという点で情報交換します。学校で面談があるときはご両親が良ければ一緒にいきます。父と母と私たちそれぞれが違うことを聞いてくるよりも、皆で行った方が同じことについてその後話し合えるからです。新年度になったら一度皆で学校に行きましょう」
係長「私たちは良い悪いと判断するためにいるのではなく、これまでの要素をもとに今後子どもたちにとってより良い状況になるためにいるのです」
エドゥケーター「これまでご両親がした方法ではなかなか(子どもたちの心理ケア)実現に至らないということなので、私たちの方でも心理医療センターのウェイティングリストが短くなるように、もしくは他の方法をとります。私たちがするのは、ご両親を手伝うことで、ご両親が子どもを手伝うのを手伝うことです。(On essaie de vous aider pour que vous pouvez aider votre fils). 私たちが心理ケアを継続で受けられるのを保障するわけではありません」
係長「両親の間で紛争がないように手伝います。児童保護の視点で大事なことです。そして子どもたちが両親双方との関係構築できることも手伝います」

(u-NV2021.06.28)

エドゥケーターと子ども二人、そして母の会話。家庭訪問でのシーン
J「でも、僕が言っても従わないもん！」
エドゥケーター「Mは兄弟に従う必要はありません、弟が兄に従うというのはあってはならないことです。この家のパパはJではありません。わかっていますか？」
J「僕は怖くないからパパになれないもんね」
エドゥケーター「Mが従うには、Mを怖がらせないといけないと思うの？」「大事なのは、これまでも話してきたことだけど、Jは兄弟としての位置を踏み外さないことです(il faut que tu restes à ta place de frère)。Jにとってパパの代わりをしないことが難しかったとしても大事なことです。どう思う？」
J「そういう考え方もあるかもね」
エドゥケーターからMに「Jがパパみたいにするかある？どんなかんじ？」(Mは走り去る)
J「早く全部片付けろよ！」
--

J「何か音がするよ！ママ見に行ってきた！ママ！またテレビつけようとしているんじゃない！」「何してた？」
エドゥケーター「JとM、これから二人一緒に私が会う機会を定期的に作って、二人が兄弟になれるようにします」

(u-NV2022.10.17)

父に対しては、エドゥケーターが家族のことを監視するのでも、家族の代わりにするのでもなく、家族が子どものためにアクションできるよう手伝うことを伝えている。また、兄弟間についても、Jが弟に対し父の役割をしたり、母に命令したりしたときも軌道修正し、家庭内の役割の認識がし直せるようにしていた。

⑤相手の価値を伝える

エドゥケーターと係長と父の面談

父「一人でずっと我慢してきたので、子どものときのことを話して子どもの前で泣くのではないかと思いますとこわいです」(泣く)

エドゥケーター「このようにして話せること自体が大きな力です。とても強い人がすることです」

--

係長「子どもたちと話しましたがとてもよく表現できていました」

エドゥケーター「6歳のときは一言も話せなかったのにとても進歩しました。とてもスムーズな意見交換ができました。落ち着いて過ごすこともできていました」

(u-NV2021.06.28)

エドゥケーターと子ども二人、そして母の会話。家庭訪問でのシーン

エドゥケーター「Mは頭がいいし、ちゃんと説明したら理解することができるよ、混ぜすぎないことと、元に戻すことね」

(u-NV2022.10.17)

子どものいいところ、親が努力していることも言語化し伝えている。

⑥希望の表明

エドゥケーターと係長と父の面談

係長「両親の間で緊張状況や喧嘩がまだあるようですが、子どもたちを紛争からなるべく遠ざけられるようにどうしますか？」

父「裁判官がAEMOを命令したのは私にとっては問題ありません。関係性についてや、子どものウェルビーイングをどう保つかについて手伝ってもらえると思っています」

係長「何があなたにとって助けになると思いますか？」

父「私にとっては権利についてアドバイスをもらうことです。父と母それぞれの義務はこれで権利はこれと、まずそれぞれについて教えてもらい、それぞれが合意できるように助けてもらうことです。例えば家賃も時によって金額が違うのでどうなっているのかわからないのです」

--

父「これまで難しい状況しかなかったし知りませんでした。私の生きた人生と同じのを子どもたちには望んでいないというのは確かです」

係長「私の生きた人生とはどういうことでしたか？」

父「ほとんど一人でした」

係長「お子さんが一人ぼっちに感じてほしくないということですね？」

エドゥケーター「ご両親はお父さんにとって十分な支えではなかったということですね」

係長「助けになるのはどのようなことでしょうか」

父「子どもたちのことです」

(u-NV2021.06.28)

ニーズの確認がエドゥケーター側が問う形だったことに比べ、こちらは父自身から出てきた希望

である。何度もエドゥケーターが父に、父の望む方法や内容を聞いていることが観察された。

図 4-1 は会話の中で表現されたことを 1 文ずつカテゴリー分けして計算したものである。もともとの会話の記録とどのようにカウントしたかについては巻末の資料に記載している。どのような種類のメッセージが多く発せられたかがわかる。

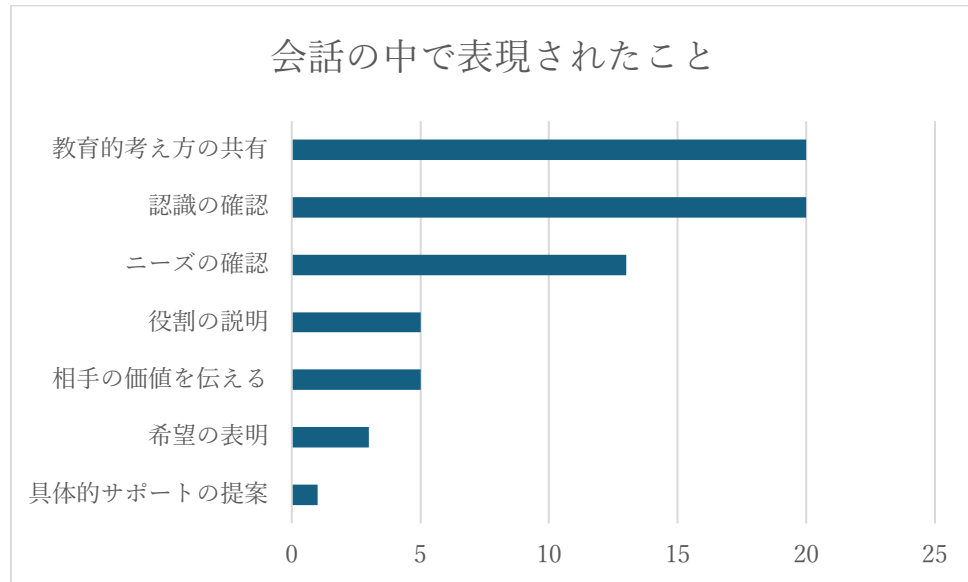


図 4-1：会話の中で表現されたことの記録

(u-NV2021.6.28, NV2022.10.17, NV2022.10.20)

認識の確認とニーズの確認を繰り返しながら、教育的考え方を共有しつつ家族自身の課題解決の方法を引き出し、希望の表明を引き出していくという働き方をしていることがわかる。いかに環境を調整していき、希望を言語化していくことができるか。「travail」という言葉をエドゥケーターは多用していた。直訳は「仕事」だが、心理士がよく使う言葉でもある。資料では「取り組む」と訳しているが、課題となっていることや、言語化しきれていないことについて意見交換することを意味する。

4.3.2 チーム会議で表現されている家族に対する姿勢

家族について話すチーム会議では、担当が話す状況について他のメンバーが意見を出す。例えば両親の喧嘩について通報があった「j」一家は、喧嘩を繰り返す環境で子どもは暮らせないため、別居するか、一緒に暮らしながら家族セラピーに通うよう裁判官から指示があったが、どちらも実行できずにいた。以下は会議の記録からの抜粋である。

エドゥケーターC: 知り合った時間が長くなるにつれ、時間を長く与えたいという気持ちになります。父はよく泣きますし、母もたくさん泣きます。子どもたちもとても打ち解けて親しみやすく可愛らしく、とっても愛着を感じるんです、ものすごく可愛い(hyper attachant, hyper mignon)。子どもたちにはすごく手がかけられていて、服装にしてもこだわっていて、母は子どもたちのことをすごく気にしているし、いい教育をしようとしていて、サポートもよくしています。だから信じたくなる。

面白かったのが、母は女性である私を見ながら「男は話し合うこともできないし、信用することもできない」と言うのです。母が父に対していじわるだと感じます。質問するとすぐに父の話をします。「母が父に対していじわるですよ」と笑いながら言ったのですが、二人とも笑っていて、ユーモアを交えてお互い話すことはできる夫婦です。二人で笑っているときに二人の絆も強く感じるので。

心理士 R: 言葉で伝えられて、聞きたくないようなことも受け入れられます。

係長: 一人ずつ別々に会うことを提案してください。相手がいないうちにどんな話をするのか聞くのです。

エドゥケーターC: 女性が母、男性が父の話を聞くのがいいですか？

係長: 男女のチームで母、そして父と別個に話す。男性同士、女性同士という同盟を築かないこと。

心理士 R: ただ、会うと、母は父のせいだと言い、父はその通りだと言う。話やすいしユーモアも通じる、けれど、まだ、父の気持ちにはアクセスできていないと感じます。

係長: 私たちがしたいことはカップルにこれまでと違うダイナミズムを引き起こすことです。

エドゥケーターC: 母は権威的ではないのです。子どもたちは母の膝に座りに来ますし、母と子どもは愛情がお互いに強くあるのを感じます。母は父が子どもに制限がつけられず、4人目の子どもみたいと言います。

係長: 感情移入させられるカップルなので、流されないこと。2人は正直ですし、繊細ですし、父は自分の依存症も認識していますし、自分の暴力も認識しています。けれど認識では足りません。常に家族の近くに居続けること、慎重であること、見過ごすようなことがないように気をつけること。会うと応援したくなる、母のことも応援したいし、父のことも応援したいし、子どもたちのことも支えたいという気持ちを強く感じさせる家族、だからこそ慎重でいるのです。親としての機能について心理士としての視点をもたらししてください。このような環境で育つのは好ましくないという心配をしているのを忘れないことです。

(j-NR2021.06)

係長も含め、家族と会ったことのあるメンバーは皆目を細め笑顔で話す。感情移入が強くある中で、自分たちの使命を達成するためにとれる戦略が話し合われている。家族の構成員それぞれにとって状況がよくなっていったほしい、しかし、AEMOとして求めている、特に夫婦間についての手続きは家族にとって受け入れにくいものであるという葛藤がある。そのまま良くなっていったほしいと思う間に再度夫婦間で暴力が起きてしまうと AEMOとしては子どもを守れなかったことになる。子どもの安全、家族として一緒に暮らすことの尊重、依存症治療と、夫婦間暴力の予防、さまざまな価値がある中で、状況が動くよう刺激を与え、変化の機会をつくる機能を AEMO は担っている。

4.4 両親間の葛藤の調整をする

支援は子どもの学校での不調がおもな発端だが、多くが家庭内に葛藤があることが目についた。同居していても紛争があることが多かった。以下の表は家族の葛藤についての記録を抜き出したものである。左側の薄いグレーは2年間で同居する大人が変わった家族である。右側の濃いグレーは、現在、両親に関する葛藤がある状況を示している。調査対象となった37家族のうち両親が同居しているのは4家族であるが、その4家族ともに両親間の葛藤があった。

表 4-5：家族の葛藤についての記録

	同居親(最初)	主な同居親(2年後)	母親	父親	過去の葛藤	現在の葛藤
a	姉里親、弟母	兄弟ともに母	なし	薬物依存	暴力	互いへの不信、不安定さ
b	父母	祖父母	精神疾患	不参加	離別と再統合	不安定な両親
c	施設	父	精神疾患	引き取る	あり	母が攻撃的、父と葛藤
d	母	母たまに父	アルコール依存	行方不明	父が非協力	父が非協力
e	里親	父と里親を行き来	テロ組織	仕事で不在がち	あり	母がシリアでテロ組織
f	母または父	施設	精神疾患	父の一人が暴力	あり	父は性加害で訴えられ距離
g	父母	母	なし	なし	両親間暴力	離別後暮らしの建て直し
h	父たまに母	同じ	精神疾患	恨みがとても大きい	あり	両親ともに相手を攻撃
i	施設	父	母国にいる	責任感ある行動をとらない	なし	母国にいる母に会いに渡航
j	父母	母	無職	無職	あり	父母の喧嘩、父が出たり戻ったり
k	母	同じ	学校を脅迫	3人、死亡、不在	あり	父死亡
l	施設	友人宅を転々としていて不明	重い病気	国外逃亡	あり	前の父から守る
m	父母	同じ	不安定	攻撃的	喧嘩が多い	喧嘩が多い
n	母	同じ	病気	3人、行方不明	3人とも所在不明	所在不明
o	父母	同じ	過労	病気	なし	なし
p	母たまに父	同じ	なし	なし	あり	母が父方祖父を性暴力で訴える
q	施設	母	精神疾患	不明	父がいない	父が誰か不明
r	母2、父1	同じ	なし	不参加	父が不参加	父が不参加
s	母	父	精神疾患	厳格すぎる	あり	精神疾患の母、厳格すぎる父
t	母	同じ	精神疾患	不在	暴力	父の母への暴力
u	父母	母	なし	なし	暴力	父が出たり戻ったりする
v	父	一部父一部母	精神疾患	なし	あり	両親間にそれぞれ子どもがいて行き来
w	母	同じ	なし	薬物中毒、自殺	あり	父自殺
A	母	同じ	不安定	4人ともDV	暴力	DVをした父の方を子どもは好む
B	母	同じ	なし	死亡	父死亡	父死亡
C	姉	同じ	不安定、別居	探し出した	父母不在	父母不在
D	施設から祖母	祖母	薬物中毒で不在	薬物中毒で不在	父不在	父を見つけ出した
E	父母	父母	精神疾患	不参加、離別したり戻ったり	父暴力、逮捕	精神疾患の母、不参加の父
F	里親から祖母	祖母	精神疾患、死亡	外国にいて関わり持たない	父母不在	母死亡、父を探した
G	母	同じ	過干渉	放棄し行方不明	暴力	父行方不明
H	母	同じ	売春	不在	父不在	父不在
I	父母	同じ	過労	病気	暴力	なし
J	父母	同じ	いつも怒鳴る	独裁的	会話がない	何度も離婚しようとした
K	母	同じ	施設出身、未成年	不在	父不在	父不在
L	父母	母	なし	権威的	暴力	子が教育虐待した父を拒否
M	母と祖母	同じ	いつも泣いている	行方不明	暴力	父行方不明
N	母	母とパートナー	なし	不参加	父裁判にも来ない	父不在

フランスは1987年より共同親権であり、離別時も特別な事情がない限り両親とも親権者のままである。両親は等しく子どもを育てる責任と教育を担う。片方がもう片方より決定権があったりすることはない。どちらの親の方が親として「ふさわしい」「資格がある」など大人の恣意で制限することは認められていない。子どもが離れて住む親に会いたい場合、同居する親はそれを拒否する権利はない(市民法373-2-1)。子どもの権利条約9条にも子どもにとっての関心に反しない限り、子どもは両親両方と関係性を維持することができるとある。よって、離れて住んでいてもエデュケーターは両方の親との調整を担う。子どもにとって親が2人いることは子どもにとっての一番の資源であると考えられており、福祉関係者には子どもが両親それぞれと良い関係を築き育つことができる権利を保障することが求められている。ソーシャルワーカーたちにとって連絡がとれなくなっている親を探し出すことはミッションの1つであり、例えばcにおいて実行している。外国に住む親に会えるよう児童相談所は渡航費を出すこともあり、iについてそれをおこなった。両親の紛争に関するサービスとして家族仲裁専門家(médiateur familiale)、家族セラピー、面会スペース(Espaces de rencontres)などがあるが、使って紛争が解決している場合はAEMOには来ないと考えられることができる。AEMOに来る家族は利用していないことが多く、AEMO開始時に裁判官より利用を指示されることがあるが、継続的な利用による両親間の関係性の改善はなかなか実現していない。

例えば、Jについて、裁判官は「別れて住むか、同居したまま家族セラピーを受けるかどちらかで。同居して紛争があるままでは子どもにとって安全とはいえません」と言っている。しかし、初回のAEMOの面談の際に「別れて住むことにします。父は実家に戻ります」と宣言したものの翌週父がベランダでタバコを吸っているところを学校ソーシャルワーカーが目撃しAEMOに連絡をしたり、AEMOの面談の間に家族セラピーに予約の電話をしても結局行かなかったりした。Uに関して、何度も家族セラピーに予約をしても片方出席すると片方が欠席するという具合で両親の話し合いは実現していない。

両親の間を行き来する子どもたちについて家族裁判所と子ども専門裁判所においての取り決めによって決まった日常のルーティーンがあっても紛争は一年の間にさまざま勃発していた。例えばバカンス毎に関する紛争である。「基本母の家、2週に一回の週末とバカンスの半分は父の家」と決まっていますが、7-8月に丸二ヶ月あるバカンスのうち母も父も8月に仕事を休みやすい場合にどちらの方が優先されるかで紛争になっていた(v)。通学する学校選びに関する紛争としては、小学校から中学校について、母の近くの学校より父の近くの学校の方が評判がいいと父が言い紛争になる(j)。引き渡し方法に関する紛争については、母は仕事で忙しいため父に送ってほしいが、父は母の都合に合わせて連れて行きたくない(h)。また、両親がまったく口をきかないため、駅の外に母がいて中に父がいて子どもを走って行かせ引き渡す方法が子どもにとって酷であるため、もっとやりとりしてあたたかく送り出す方法がないかと提案しても両方とも譲らない場合がある(s)。そして、行き来するたびに、エドゥケーターは子どもに会う前の親への準備や会ったあとの子どもへのフォロー(h)など気をつけている。

例えばAは7歳の男の子である。AEMOの対象はAのみだが、4兄弟であり、他の兄弟と母は他県のAEMOを受けている。全員父親が違うため、親5人と子ども4人が支援対象となる。長期休暇中の子どもの過ごし方についての話し合いなど、調整に多くのエネルギーを費やす。以下、いくつか両親間の葛藤にともないどのようにエドゥケーターが調整しているか検討する。

A) 父のDVにより母が子どもを連れて他県に転居した。父が住むパリのAEMOの目的は子どもとの関係再構築である。エドゥケーターは毎月父と片道2時間電車に乗り子どもに会いに行き、父と子どもと一緒に過ごすひとときに立ち会う。子どもは現在母と同居している男性が「全員に命令する」と居心地よく感じておらず、4人の兄弟の間でも居心地の良いポジションを得られていない。母は他の子どもを最優先したり、父がたくさんの物を買って与え毎週連れ出してくれる子どもに比べ立場が劣っているように感じたりもしている。母は暴力を振った子どもの父に会わせたくないが、子どもは父と過ごしているときの方が調子が良いので喜んでいる。(A-NE2021.06)

K) 上の子どもと下の子どもでは父親が違い、母は兄弟がいることを父に知られたくないため、毎回2回別々に実施し、エドゥケーターは「子どもと母と父」という関係性の調整を1家族で2つおこなう。(K-AR2022.6)

v) 両親が離別した際に、2人の子どもの主な生活の場が2つに分かれた。父は自分が育てた方が子どもが成功することを見せつけるべく夜遅くまで勉強させたりした。子どもが自殺未遂をしても父は病院にかけつけ子どもの心配をするのではなく、裁判官に連絡をして自分の方が親として相応しいと訴えた。子どもにとっての関心を親に伝え、子どもが親の意向に関わらず悩みを話せるニュートラルな場と時間を定期的に用意し、長期休暇ごとに里親宅で過ごす時間をつくり両親に対して心理的距離がおけるよう工夫した。その結果、子どもが両親に自分の希望を伝えられるようになった。(v-AR2021.3)

h) 父と母の競争関係により子どもはそれぞれから携帯電話を持たされ、父の買ってくれた服を母になじられるような状況があり、さらに友人宅への宿泊など日常的に片方が賛成すると片方が反対するといった意見の対立があった。子ども専門裁判官は「日常的行為(Acte usuel)」と「非日常的行為(acte non usuel)」について、どちらの親権者がどのように決めることができるか定めることで日常的な争いを防止しようと試みた。日常的行為とは、子どもの将来に影響しない行政手続き、海外旅行、遠足や医療にかかることなどであり(市民法372-2)国の作成したガイドブックに詳細に記載がある。また、家族セラピーの費用を児童相談所が支払い関係性の改善がはかられた。子どもが片方の家から片方の家に移る前にエドゥケーターは親と連絡を取り、どのような過ごし方を子どもとしたいか十分準備し反射的に子どもを追いつめるような行動をしないよう工夫した。(h-

子どもにとっての関心を目的とした親をすることの実践を両方の親がおこなうことができるよう、エドゥケーターは両親間の調整を試み、両親間の不調和から子どもを守り、家族を支えている。さらに、家族裁判所が枠組みとしての家族の状況を、子ども専門裁判所が子どもの権利の状況を必要に応じて確認し、判断している。

しかし、子どもが葛藤に巻き込まれても判断に時間がかかるような事態もあった。単独親権を勝ち取るために父が娘に性加害をしたと母が虚偽の申告をした疑惑があったり(w)、父に子どもを会わせないために父方の親戚が子どもに性加害をしたと母が主張したり(p)、エドゥケーターたちは子どもを支え、観察し、子どもにとっての関心が子ども自身によって表現され、それが叶うよう心を砕く。真実がわからないこともあるなか、家族にとっての第三者として、特に子どもにとって話せる大人として存在すること、家族の変化などのプロセスに立ち会うということをエドゥケーターはしていた。子どもの権利を保障し大人の争いに巻き込まない仕組みを整える役割を担っている。

4.5 文化的対立と組織行動

文化的な差異を理由とする葛藤にエドゥケーターはどのように取り組んでいるか事例をもとに検討する。最初は、フランスで育った子どもと外国育ちの親との間での葛藤に対する調整、次に、機関と親との間の対立の調整、最後に家族のあり方についての文化的差異に対する調整について扱う。

4.5.1 フランスで育った子どもと外国育ちの親との間での葛藤に対する調整

エドゥケーターと親の間で文化の対立があり、エドゥケーターが子どもの自己実現を尊重しようと取り組んだ事例をまず検討する。親子間の葛藤や、子どもの不調が、フランス育ちの子どもと、外国の文化的背景が強く考え方に影響している親との間の考え方の不一致から発生していることはよくある。そのとき、エドゥケーターは親子間の調整の役割を果たす。

「k」一家は4人きょうだいで、長女17歳(k1)、下に9歳(k2)6歳(k3)0歳(k4)の弟妹がいる。k1は弟妹の送り迎えに忙しく、勉強に大きな遅れがあった。母は働いていないにも関わらず、長女なのだから育児を担当するべきであると考えている。k1は勉強に大きな遅れがあり特別クラス、k2も人数を減らしたクラスに入っている。k1は家事育児でしなければならないことがあまりに多くあり、外出も許されておらず、携帯電話も持たせてもらえず、父方の親戚にも会わせてもらえなかった。これらについて母と交渉することをk1はエドゥケーターに期待していた。家の中にk1が使える空間は用意されておらず、心臓と視力と体重の病院に通う必要があったが、それも断続的にしかなされなかった。k1は学校の教科書に出てきたものなど知らないものが多いため、週1回教育エドゥケーターに会いに来るたびに、学校で習ったことでとりわけ感動したこと、もっと知りたいと思ったことなどについて詳しく話し、マイケルジャクソンのビデオを一緒に見たり、授業で出てきた映画のあらすじを調べたりした。係長はk1の状況について以下のように話す。

k1の成績がかなり低いことについては、すごく小さいときからかなり特殊な環境にいたことの影響が考えられます。多くの子どもたちは家族からのサポートが非常に少ない中育っています。その結果、障害ギリギリの状態になっていたりします。けれどギリギリなので一般の学校に通っています。成長という点では満足できる環境ではありません。母も訪問すると毎回泣いている時期もありました。落ち込みが多く孤独で、k1にとっては母のことを支える役割がとても重要なのではないかと考えられます。心理士をつけたけれど定期的には通えませんでした。心理士に会っても母もAも完全に閉じていて話しません。教育エドゥケーターがここに来て宿題ができるように何度も迎えに行って一緒にメトロに乗ったので、やっと話せるようになりました。それで専門学校への進学も決まりました。看護師になりたいと言っています。自分にとって欠けていた部分に気づくまさにそのロータリーにいるところ。悪い成績は破いて捨てることから、現実を理解するにはまだ道のりがあることがわかります。

(k-NE2022.06)

k1 は高校時代に病院と高齢者施設で3週間ずつ実習をし、素晴らしい成績を収め、職業資格を取得したところで成人になり支援が終了した。k1 は看護師になる学校に手続きを終えており、通うことを望んだが、母が「きょうだいの面倒は誰がみるの?」と言ったため、学校に行くことは諦めた。k1 は後日エドゥケーターに報告している。

担当エドゥケーターは文化的な違いが大きい家族と働くことについて以下のように話している。

子どもが学校に遅刻することについて学校からたびたび連絡があると「太陽が出ていないときに子どもを起こすことはできない」と返事する親がいます。悪いことをした子どもの口に唐辛子を入れる親。夫の連れ子の名前を書いた紙を水に浸し冷凍庫に入れて凍らせ、おまじないをしている母。「子ども」と一括で子どもを呼び区別しない親については一人一人の子どもを尊重していないように感じてしまいますが、それはマルティニークでは一般的なことであり、一人一人の存在を軽視しているわけではないのです。

こちらが想像しなかったような受け止め方をしていることがあります。こちらが話した内容が、相手の文化にないときは、まったく響いていないことがわかります。家族が自身の文化に従っていても、うまく機能しないときに、他の文化で機能するように求められてもととまどうのを感じます。

子どもたちが親を攻撃しているときは、親たちが子どもたちの暮らしと少し距離がある、子どもたちの暮らしとは違う価値観や文化でいると子どもたちが感じていて、親による歩み寄りが少ないと感じているときです。だから子どもたちが文化をたてにして反発するのです。両親2人が同じ文化のときもありますが、両親2人が違う文化ということもあります。

私はシステミックアプローチによって、なぜ症状が家族の中に存在するのかを理解しようとしています。症状の心配をするのではなく、なぜその症状があるのかを相手と一緒に理解しようとするのです。同じ家族でも、子ども全員が同じことを同じように経験するわけではありません。同じ状況にいても違うように経験しています。

症状のある子が症状によって SOS を発し、家族を開く。そのように考えています。

(NE-2022.09.15)

毎週の関わりの中で、k1 にとっては新たな社会化がなされ「社会の中での自分」という新しい価値観を身につけていることがわかる。それが、家族の面倒を見る私ではなく、看護師として社会の中で役割を果たす私を望んだことであろう。裁判の際一度も AEMO を望まなかった母に対し、k1 は一貫して「私のエドゥケーター」が今後もいることを希望している。また、k1 は裁判の際に母が毎日泣いていることなど、自身が大変だと感じるについて表現しており、第三者としてエドゥケーターがいることの価値を垣間見ることができる。結果的には、母を支えるという長年築いてきた価値観を優先することになった。母に対しては子どものニーズや子どもにとっての関心を伝え続ける5年間のエドゥケーターの試みであったが、母にとっての k1 に対する姿勢は変わらなかった。成人したため教育支援は終了したが、その後もエドゥケーターと k1 は SNS でやりとりを続けており、k1 はいつでも希望したら児童保護としてアパートを借り独立して専門学校に入ることができることを知っている。

4.5.2 機関と親との間の対立の調整

裁判官の判決文の中にも目的として関係機関と家族との調整は多く指示が出ていた。例えば次のケースは、学校との文化の対立を経験している親についてエドゥケーターが取り組んだ事例だ。

N は10歳の男の子で、学校でセロテープで指を貼り合わせて勉強ができないと主張したり、個別支援担当がついても学校内で逃げ回って追いかけてこのように探させて半日過ごすなどの状況が続いていた。担任は病気休暇で不在であり、担任の主張は、N に適切な対応(個別担当では不足であるため特別な支援が受けられる学校への転校など)がなされるまで職務には戻らないというものである。母は N には問題がないとし、学校に何も言わずに他県に転校させ(子どもの住所の登録を自宅から祖母の家に移した)、個別指導がつかない中で N が普通の学校生活が過ごせることを証明しよう

とした。しかし、N のニーズが引き継ぎされなかったことで必要な対応が遅れ、AEMO が対応することになった。母は学校について子どもの前で「学校はいつもクソなことばかりしやがる」と敵意を表現するなど、子どもにとって学校に通いやすい環境づくりには貢献できていなかった。エドゥケーターが家庭訪問した時の記録が以下である。

N は質問に答えない。母は「まだ子どもだから話せなくて当然」と言う。N は ITEP(行動トラブルに対応する学校)への転校についてどのように思っているか表現しない。母は「いまいちだったらすぐやめさせるからいい」と言う。母に「思いつきで行動してはならない大事なことである」と話す。母は「新しい学校の校長と喧嘩したからトラウマになった」「N はその場で窓から身投げしようとしていた」「校長は N が黒人だから退学させるつもりに違いない」と言う。多動で学校の授業を受けることが難しいことについて説明しても母は認めない。これらの判断は N がよりよく成長するためであることを母と N に説明する。

(N-AE2022.05)

エドゥケーターは行動トラブルがある子ども専用の学校に行く手続きを母と N の同意を得た上で進めたが、母は学校について否定的な発言を繰り返すため、N にとって学校を好きになることはハードルが伴う。

N のように学校と敵対関係になっている親は複数おり、k の母は子どもが学校で注意されたことについて学校の柵の外から中の様子を撮影して警察に学校に対する被害届を提出したり、夫が突然死したことについて学校が脅迫したせいで夫が亡くなったと他の親たちに話していた。J も両親は子どもたちが学校でトラブルを起こすと注意されることについて、子どもたちが学校で差別されていると怒っていた。しかし、子どもたちの学習の遅れについて家族でテーブルを囲み勉強する時間をつくるなど、両親ともに文盲であっても親としてできることを増やしていくと、子どもたちがより気持ちよく学校に通えるよう環境を整える努力をするようになった。子どもたちも学校から親が差別されているわけではないとわかり、学校でのトラブルが減っていった。外部機関や文化の違いに関してもエドゥケーターが第三者として仲介し、コミュニケーションを調整したり、ニーズを双方に伝える役割をしている。

4.6 子どもが育つ環境を整える

子どもを取り巻く環境の調整をエドゥケーターたちはおこなっている。

例えば、F は 8 歳で里親から祖母宅に措置になり在宅教育支援が開始した。しかし、学校では勉強に参加せず、クラスメイトとも関わらない。祖父は里親が F を甘やかしたからこのような状況になったと里親のことをよく思っていなかった。次のステップに進むべきだから里親との暮らしは忘れるべきだと言う。エドゥケーターは F の歴史の一部をなかったことにすることはできないし、「子どもに基本的に必要なこと報告書」には「愛情の継続性を確保し、アタッチメントの重要な対象との断絶を防ぐべきである」と書かれていると祖父母に主張した。F はエドゥケーターが家庭訪問をしたときにとてはっきりと自分は里親に会いたいし、里親が自分にとって大切な人であると主張する。子どもにとってのニーズであることを祖父に説明し、最初はオンラインでの再会、そして、みんなでおやつを食べる機会を実現した。

AEMO のアパートで、里親夫婦と子どもたち、里親の祖父母、親戚も皆集まった。F が祖父母に里親宅の全員を紹介し、里親に祖父母を紹介した。二週間に一回 F が里親に電話すること、里親宅に週末泊まりに行くことをお互いに取り決めた。

祖父は「里親には里親の、自分たちとは違った価値があることがわかりました。甘くて自由にさせていたと思っていたのが、里親は F 一家の価値を尊重し、1 日 5 回お祈りをさせていたし、ハラルも順守した、F 家の考え方に沿う教育をしてきたことがわかりました」と話した。

F は生徒として学校に通うようになり、心理士との時間も積極的に取り組むようになった。

(F-NE2022.10)

F は心配な状況がなくなったため支援を終了している。子どもの声を聞き、子どもにとっての関心に照らし合わせ、それを実現することで心配な状況を解消した事例である。

以下の K の事例でも、母が子どものニーズに十分対応できないことが AEMO 開始理由であった。K 一家には 3 人子どもがいて、14 歳の長男(K1)が 5 歳(K2)と 2 歳(K3)の弟たちの面倒をみている状況があった。

K 一家は長男 K1 に虫歯があっても歯医者に連れて行っておらず、学習にも大きな遅れがあった。施設で育った母と、同じく施設出身のパートナーとの間に生まれた子どもが K1 で、母は知的障害があり成人後見人がついてしたが、K1 を「自分にとって唯一の存在意義」と言いながらも弟妹の世話を全て任せ、母は K1 の世話もしていなかった。父は子どもが生まれることで自分にフランス国籍がとれるわけではないとわかると妊娠中に離別、父は K1 の訪問を受け入れても「連れて来る人がいないなら迎えに行っても来てほしいとは思わない」と言ったり、裁判に来ないことで養育費の天引き額が増えたと K1 にやつあたりするなど、K1 にとってはがっかりする機会が何度もあった。K1 の日常生活に負担がかかりすぎないように社会家庭専門員を入れ、K1 自身が難しいと感じていることを話す機会をつくり、K1 の表現する気持ちと母と父にそれぞれ伝え、母にとっての難しさが K1 に理解できるよう話す機会をつくり、父のことも得られることと限界を理解できるよう言語化を支えた。結局、症状の大きくない K2 と K3 が施設に入ることで、母が K1 にケアをし、母と K1 の関係を再構築するという決断をすることになった。母は「施設の専門職であれば、自分よりも上手に子どもたちの面倒を見てくれることは確実」「子どもといると私はいいリズムをつくるができなかった」と話していた。

(K-AR2022.06)

病院に連れて行く必要があるのに連れて行っていない、発達の遅れの対応をする必要があるのに親が子どもの抱える困難を認めたがらず対応しなかったことで AEMO が開始されていることはたびたびある。K1 にとっての両親との関係性の難しさは大きくは改善していないが、K1 にとって父と母について定期的にエドゥケーターに話す機会をつくることは、うまくいかないこと、がっかりした気持ちを言葉にすることで、そのままにすることなく軌道修正していけるようにしている。

子どもを取り巻く環境を調整することで子どもが調子を回復するというソーシャルワーク実践における考え方が示された。

4.6.1 家族のあり方についての文化的差異に対する調整

2 世や 3 世であってもアフリカ出身の家族は多く、母が家事も育児もすべて担うべきで、ヘルパーなどのサービスを使うべきではないと考えていることがよくある。親たちにとって「自分たちで全ては担いきれない、助けを借りる必要がある」と思えることは一つのゴールとなることもあった。自立とは全て自分でできることではなく、助けを求めることができることであると理解されている。

N の家には 5 人子どもがいて、AEMO の対象となっているのは N 一人だが、2 歳と 7 歳の子どもは小さい。父は 4 人おり、別居している兄弟もいる。社会家庭専門員はフルタイムで来て、家事や育児を手伝っている。N は心理医療センターで言語聴覚士、心理士、精神運動訓練士のサポートを受けている。上の兄弟は犯罪もあり、N にとって家庭は落ち着ける環境ではなかった。エドゥケーターは N が祖母宅に週 1 回泊まれるようにして、N ひとりだけが気にしてもらえる時間をつくった。N は母に殴られたと一人で警察に夜中歩いて行き、一晚保護されたのち、嘘だったと否定して帰ったり、うまくいっていないことがあるサインを発していた。エドゥケーターへのインタビューを記したものが以下である。

特に力を入れたことは N が適した教育が受けられる学校に移ることを両親が理解するよう話したことです。つまり、息子が困難に直面していることを受け入れることでもあります。息子の立場に立って想像できるよう支えることです。理解するということは相手の立場に立つことができるということです。適した学校に通うようになってからもまだ多くの課題が残っています。母はとても遠い場所からのスタートでした。一つの成果は、幼

い子どもについて母が「もう無理です」と表現することができたことです。素晴らしいことです。母は頭の中も余裕がなかったし、日常においても子どもたちと関わるための余裕がありませんでした。この家族は母が助けを求めるところから支援が開始しました。それはとても評価できる動きです。小さい子どもをケアを受けられる場所に移し、その間に両親が落ち着いて状況を整えられるようにしています。現在週末だけ下の2人が帰ってきていて、社会家庭専門員がいても母はオーガナイズに苦労しているので、母と子どもたちの希望にもよりますが、下の2人の分離はもう少し続くかもしれません。上の兄弟が犯罪で捕まったりしている状況もあるので、少し離れた場所の方がいいこともあります。Nも家庭の状況が不安定なので、課題に合った全寮制の学校の方が落ち着いて成長できる可能性もあります。

(N-NE2022.10)

Nの父との協働は最後まで困難を極めた。父に現在の家庭や、その前の家庭で面倒をみないといけない子どもがいるなど、いくつもの家庭の子どもの対応をする状況があるからである。父は、妊娠中から母とうまくいかず同居したことのないNに対して、現在同居している子どもたちや、以前同居していた子どもより優先して動けない、あまり期待しないでほしいという距離感があった。共同親権であることで複数の家庭の子どもの親権者としての役割を担いきれていない状況がある。そして、教育は母が担うべきであると心理的にも親役割を放棄しているような状況がこのケースでは見られた。エドューケーターは父との面談について以下のように記録している。

父はNについて学校から連絡があったが、家ではNは攻撃的だったことはなく、学校のせいだという。週2回Nに母宅で会っている。父宅にNを受け入れることができるのか聞くと「そのような話は出たことがない」という。父は新しいパートナーと4人の子どもと現在暮らしている。なぜ自分のプライベートな話をエドューケーターにする必要があるのか、自分の暮らしとNは関係ないと拒否的である。NがITEPに行くことについて意見をきくと「母が決めること」と言う。Nの学校のことや成長や、裁判に父がいることが大事だと伝える。

(N-AE2022.02)

家庭訪問の際に父は同室にいるにも関わらず携帯電話でゲームをしていることもあった。母がそのような行動であった場合は大きな問題になる可能性があるが、父に対して話しかけ、それでも動かないときにそれ以上追及しなかったのは、両親同士が合意している役割分担を尊重しているという見方もできる。結局最終の2023年6月の記録でも12歳になったNの状況は安定していない。父は変わらず参加していない。エドューケーターは以下のように記録している。

Nは学校で言葉と行動の暴力がある。自殺願望がある。フルタイムで個別支援員と、言語聴覚士、精神運動訓練士もついている。突然泣くことがある。

父母はNの抱える問題は「たいしたことがない」と認めていない。抵抗が強く、親としての機能に影響があるほど親それぞれの抱えている問題が大きい。両親は子どもについての話をすべて親に対する攻撃と捉えている。家族の歴史と、一人一人のニーズの対応、関係性のケアをしたいが拒否的である。

(N-AE2023.06)

親のこともケアをしたい、包括的な支援をおこないたい、裁判官の命令があっても十分関わることができず、結果、子どもの環境を大きく改善することができていない葛藤が観察された。

4.7 エドューケーターたちが親子への手紙で表現した価値

エドューケーターたちは頻繁に親や子どもたちに手紙を書いている。エドューケーターがAEMOで何をしようとしているのか、親子に伝えたいメッセージを知る有効な機会である。

Gは13歳の女の子である。8歳のときからフラストレーションに耐えられず勉強も遅れがあり行動問題によって同級生との関係性も築けず特別クラスとAEMO、心理医療センターの児童精神科医のフォローが用意されたが、いずれも断続的で、顔を血が出るまでひっかいたり髪の毛をむしるなど問題行動は悪化していった。9歳のとき校長に出ていった父が母をナイフで刺そうとしたことやポルノを子どもに見せたことなどを話している。その後もさまざまなサポートの試みがされたが、母より、自身が性被害経験があり娘も同じだと思うという告白があり、ケアの方針を見極めるため

入院することになった。

エドューケーターは G に以下のような手紙を書いている。ケースファイルに保管されていた手紙のコピーである。

(思春期クライシス専門病院から)あなたが退院してからまだ会うことができていません。G にとって何が難しいと感じているだろうと考えました。私たちがこれから一緒に歩いていくにあたって大事と思うことを書きます。

退院すると自分で決めたことについて、私のあなたへの気持ちは変わりません。入院を経験するのはとても勇気が必要だったことでしょう。苦しみの原因が何なのか理解して、あなたが経験したことを踏まえた上での提案をしていけたらと思います。入院する前に会ったときはとても暴力的な言葉を言っていました、きっと、このようなコミュニケーションの方法がこれまでまわりであって、それは魔法のように消えるものではないと思います。お互いに知り合うことを積み重ねるなかで、暴力のない話し方や関係性も築いていけると思っています。

関係性は誠実さの上に成り立つものです。誠実さがあることでお互いの信頼を守ることができます。あなたが心配していることについて話したら、私はしっかりとそれを聞き、できるだけいい方法を一緒に探そうとすることをあなたは知っています。

あなたが経験したことがあなたによって、そしてまわりからも理解され、あなたが支えられて生きられることを私は心から望んでいます。

連絡を待っています。

(G-AE2022.03.10)

子どものことを心配し、支えたい気持ちであること、子どもが理解されると考えていることを伝えている。

裁判以来会うことができていません。私に会うことを希望していないということは理解しました。あなたは、自分にとって有効になるように面談を使い、将来、そして、バランスをとっていけるように活用できることを知っています。なぜ裁判官が AEMO を決定したか、それはあなたの両親があなたの安全を守る方法を十分知らず、そして今でも保障することができないと判断したからです。あなたの安全が守られ、開花したおとなになるためです。そこで私の役割があるわけです。まずお母さんに、子どもを守るためのロールモデルについて伝えます(transmettre des repères sécurisants)。そして、あなたに自分が経験していること、感じていることについて考える方法を与えてくれる場所、頼りにできる場所をつくり、自分の将来に向けて何を望んでいるか、より良い暮らしの条件はどのようなものか考えられる場所をつくります。

私の考えは間違っている可能性もありますが、お母さんが自分の過ちを話せることは必要なステップだと思っています。なぜかという、親が改善の努力をしないまま子どもにだけ変わらなさいと求めることはできないからです。

この一連の話は、また新たなことに向き合うことになるので、きっとすごく怖い気持ちがあるでしょう。予想できないと思うかもしれませんが、ポジティブな経験になると思います。あなたは 1 人ではありません、私があなたと一緒にいると約束します。

裁判で、あなたは自分が調子がいいと言っていました。まずは、したいこと、叶えたいこと、もっと調子がよくなるために目標にすること、それらについて一緒に話してみませんか。

(G-AE2022.04.20 エドューケーターの手紙のコピー)

この手紙には「開花したおとな」「ロールモデル」「第三者」「考えられる場所」「考える方法」「頼りにできる」「新たなことに向き合う」「ポジティブな経験」などとエドューケーターが好きな言葉が並んでいる。傷が深く、長年症状が出ても対応が難しかった母子に、行動する力、話すことによって自分の望んでいることを明確化し、未来を築いていくことがきけるという価値を伝えている。親が子どもを守ろうと動き、けれど親も傷ついており、双方ともに支えようとする機能を見ることがができる。

ジャスミン(t6 歳)の母に宛てた手紙もある。お母さんは自分が調子が悪いと娘を道連れにすることがあり、娘が病気であると学校を休ませ、エドューケーターが見に行くと娘は熱がないにも関わら

ず解熱剤を何錠も飲ませられジャスミンはぐったりと横になっていた。さらに、ジャスミンがエドューケーターに母が父から暴力にあったこと、中絶を無理やりさせられたこと、兄弟が殺されたことなどを報告しており、「ママはお金がないの」「誰も助けてくれようとしなないんだって」「違うところに相談に行けと言って結局助けてもらえないんだって」と話している。エドューケーターはジャスミンに親の心配をさせるべきではないことを話し、さらに、無記名の未払いの請求書をジャスミンに持たせたことについて母に話したところ電話に出なくなった。そこで書かれた 3 ページにわたる手紙がある。

あなたが怒っていることを知っていますが、あなたが怒っていても私たちがこれからも一緒に歩むにあたり妨げにはなりません。これまでもお母さんは何度も怒ることがありましたが、子どもにとっての関心のために一番いい方法を探しながら歩んできました。私たちの目的が十分理解されるよう手紙を書きます。

頼りになる枠組み(cadre contenant)の中で子どもが成長することができることを示すことが目的です。子どもが心穏やかに育つことができるよう安全で、温かい見守りがあり、教育的な刺激をする親でいること。外に向け開いていくことを支え、新しい発見や経験をしていくことを支え、子どもを愛し、子どもをケアし、そして子どもとしての立ち位置で子どもが暮らすことができること。

その目的が実現できるよう、福祉事務所、職業探しの機関、子どもの学校、医療(心理医療センター、言語聴覚士、病院など)とやりとりをしています。なので、子どもの成長につけて話し合う必要があるとき、これらの機関から情報共有も受けます。学校の欠席、学校での出来事や行動、学外での心配な行動などです。興奮している、大人の話をしている、閉じて無口、他人を信用しない、悲しそう、これらはすべて心配なことであり、早急に支えるための行動をしなければなりません。子どもにとっての関心のためにすべきことをしない場合も同じです。医療やケアに来なかったり、学童保育に来なかったりすることも同じです。

子どもの良い成長にとって困難があるかもしれないという状況があるたびに関係機関は私に連絡をし、私が子どもにとって何が起きているのか理解し、家族を支えます。穏やかに成長することができない状況がないか、子どもとしての立ち位置が守られているかを確認し、助けます。

あなたは「信用してください」と言い、事実を認めませんが、信用の問題ではありません。

福祉事務所からの連絡では 30 万円の借金の返済の請求があり、福祉事務所で帰るように言われてからも何時間も粘り、そこでジャスミンがお母さんを守り、お母さんの主張を伝えたということでした。子どもが親の役割をすることは認められません。

子どもの成長とお母さんの精神的健康が心配になるのは当然のことです。子どもが親のケアをするべきではありません、子どもの役割ではないからです。大人の心配や揉め事からは子どもを守らなければなりません。あなたが経験した暴力やトラウマは子どもに話すべきではありません。子どもは心理士ではなくあなたが守るべき子どもだからです。子どもが知りたがっても、大人になり受け止め理解できるようになってから話すべきです。

AEMO でなくなったオモチャが自宅で見つかったことについてもあなたは怒りました。それは、「子どもが持ってきちゃった」と言い返しに来るということを、どのようにすればいいかわからなかったから怒ったのだと思います。あなたが怒り、私たちと連絡を断っている間、ジャスミンは穏やかに成長し、自分自身でいられる、ということができなくなっています。すでにこのことについては言語化し、解決し、みんなにとって安心な状況に戻っています。ジャスミンが率直な気持ちで、喜びをもって機関で過ごせるようにしています。

子どもを助けられるようにしてください。そのために、怒りの気持ちと距離を置けるようにしてください。ジャスミンが子ども時代を過ごせるようにしてください。そのためにはお母さんと離れた時間は必須です。学校、学童保育、食堂、バカンス、課外活動などです。大人の問題や、母としての大変さについては子どもに話さないでください。

今回このように子どもが成長することを防ぐような行動がおきたことについて、お母さんの職業訓練が中断したこととつなげて考えています。ジャスミンが学校が休みだったことについて、ジャスミンの学校でお母さんと校長先生が話したときはお母さんは職業訓練中であると話していました。しかし、職業訓練の担当者に聞いたところ、連絡がとれなくなって心配しているということでした。これを書くのは、状況について認識することがお母さんのためにもジャスミンのためにも大事だからです。お母さんの活動がなくなって落ち込み、心理的状況の悪化、そして子どもを独り占めして自分を安心させようとしているのではないのでしょうか。子どもが

病気になったのは、お母さんが1人にならないように子どもの面倒をみるという目的が欲しかったからではないでしょうか。子どもはお医者さんに行かず、学校にも行かずお母さんと過ごしていました。

面談を欠席して、私たちに会いに来ることを難しく感じている、来たら非難されるんじゃないかと感じているのではないのでしょうか。けれど、専門職はお母さんのことを手伝い、安心できるようにするためにいます。今起きていることを話すことができたなら手伝うことができますが、現在はさまざまな問題に溺れている状態で、進展するのではなく悪化している部分もあるのではないかと心配しています。

この手紙を読んで考えてください。温かい見守りの気持ちと安心を保障するためにこれらの言葉を送っていることは4年間やりとりをしているのでわかっていると思います。お母さんがお母さんのケアをすることができると思っています。つまり、心理医療センターに行く、職業訓練の担当者に相談できるということです。お母さんがお母さんのケアをすることができれば、子どもにとって温かく見守り、成長に気をつけ、子どもが必要なことに対応できる余裕もできるお母さんだと思っています。

自分のケアをしてください。子どもを助けることにつながります。そうすれば、子どもも自分が助けられることを自分に許すことができるようになるのです。

気持ちの整理がつき準備ができたなら連絡をください。

ジャスミンのグループのアクティビティにはつれてきてください。学童保育に最低週3回参加し、給食も学校で食べるようにしてください。

敬意をこめて

(t-AE 2022.06.04 エducateurの手紙のコピー)

子どもにとって必要なことをもとに親の役割を伝えようとしている内容である。母は調子が決して良くないにも関わらず心理士には会っても精神科医に会うことは拒否したままであった。ジャスミンが成長し、特に転校して1クラス10人の小規模な環境に移ったことで学びに対する心配がなくなり支援は終了した。最後にお別れを言うために担当エducateur2人と母子で遊園地に行っている。そのときに記録されているのは「あなた方のしてくれたことが本当に嬉しかった。今ここにいるのはあなた方のおかげです。私にとってもう一つの腕としていてくれました。このような娘との素敵な思い出をたくさんくれたのはあなた方がいたからです」とある。(t-AE2022.08.30)

4.8 親子がニーズを表現する支え

AEMOが始まるきっかけになる「心配な情報」は子どもの心理に関する表現が根拠となっていた。環境が整っていなくても子どもが調子が良ければ第二次予防の対象にはならないが、環境が整っていても子どもの調子が悪ければ第二次予防の対象になる。そこでキーワードとなる mal-être はウェルビーイングの逆の言葉だが、AEMOが始まってからもAEMOが必要なくなる、つまり心配がなくなるためには子どもの心理的な状況がよくなることが目指される。子どもが自分の気持ちを言葉で表現し、どうなりたいか希望を言語化し、それを実行する方法を試すということについて「行動する力」という言葉が使われてきたことはこれまでも書いた。心理が重視されている傾向について、例えばフランスの児童保護分野には心理士が必ずおり、AEMOのチームには7人中2人いたりする。バカンスなどで心理士がいない場合は他のフロアからでも呼んで来て会議に参加してもらい、心理士の意見を取り入れる。心理士でも方法はさまざまであり、大きく精神分析として上の世代の人生にまで縦の関心を持つ場合と、家族システム理論として現在同居している家族を中心としたダイナミズムに関心を持つ場合がある。いずれもジェノグラムは使い、これらのアプローチは心理士に限定せずエducateurたちも訓練を受けていて利用している。具体的なメソッドはさまざまであり、図4-2のようにさまざまな感情を書いた紙をもとに選んで話す方法や、「人生の線」という方法は、これまでの人生で一番大きな出来事を10個あげてもらい、それらについて話すものだ。

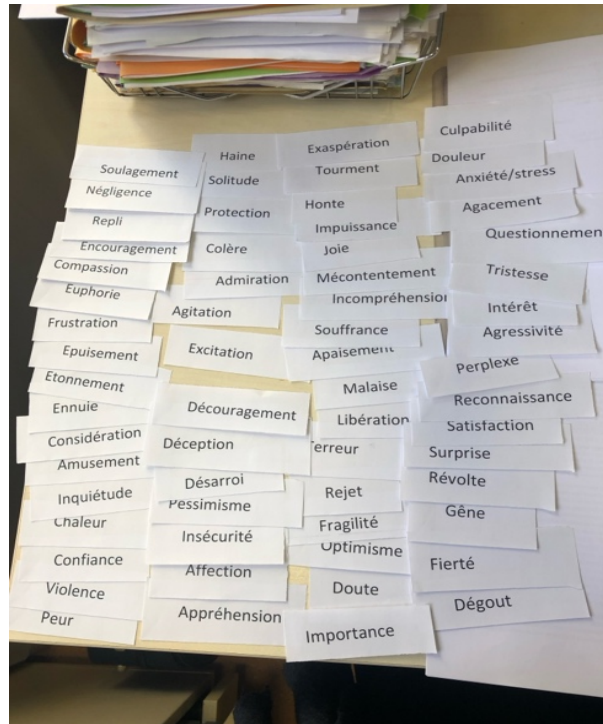


図 4-2：エドゥケーターが子どもと話すときに使う感情を表す言葉一覧

また、父や母などしばらく会っていない家族がいる子どもも多いため「空の椅子」と言い、会っていない人に話したい内容を言語化する方法も利用している。いずれも、相手が自分の気持ちを言葉にし、どうなっていきたいか希望を表現できることを大切にしている。

子どもたちは両親が学校と対立関係にあって学校に対して難しさを言葉にすることができていなかったりすることが多い。実際には保育園や幼稚園や学校には心理士やスクールソーシャルワーカーがいたり話せる環境があっても困難が大きく話すことができていない。AEMO では強制的な支援であるからこそ親の意向に関わらず専門職と定期的に時間をとることができ、初めて抱えている困難について話せる状況ができているということが多くみられた。

以下はエドゥケーターの子どもの話の記録である。面談は二人でおこなわれることも多いため、詳細に記録されているときは片方が記録をとっている。M は 14 歳の姉(M1)と 10 歳の男の子(M2)の兄弟である。

M2 とエドゥケーターとの対話

エ：私は何のためにあなたに会っている？

M2: 僕のことと家族のことを手伝うため。

エ：全員だね

M2: (成人してる)お姉さんたちのことも

エ：何を手伝うの？

M2: 調子がよくなるため(se sentir mieux)

エ：どうしたら調子がよくなると思う？

M2: 問題を忘れられるようになったら。そして解決できたら。

エ：どうしたらそれができる？

M2: わからない。お母さんがわかるかも。お父さんがいないことが問題。

エ：そのことについて話してくれる？

M2: お父さんにとって暴力なしで喧嘩することができないのが苦しくて、それが子どもたちにも辛かった。

エ：どういうふうに？

M2: 悲しかった

エ：どうしたら変えられる？
M2: 諦めないといけない
エ：問題はどのように起きている？
M2: それぞれの苦しみからきている

(M-AE2022.5.4)

何が起きているのかを言語化して、さらに、先々の話ができるような問いかけもしている。次は姉との会話の記録である。

M1 とエドューケーターの対話
エ：自分が 20 歳のときどうしてと思う？
M1: 一人ぼっち
エ：今どんなことを感じている？
M1: ストレス、失敗するのが怖い、うまくいかないかもしれないのがストレス
エ：うまくいかないのはどんなとき？
M1: 自分の感情がうまくいかないとき
エ：最近多い感情は？
M1: 疲れてる、イライラしてる。
エ：なんでだと思う？
M1: いやな記憶のせい
エ：話してくれる？
M1: (涙をためている)
エ：涙は流していいよ
M1: 話したら辛くなるから。でも延々と記憶が邪魔しに蘇る。
エ：どんな人なら話せそう？
M1: 優しく、注意深く、聞くことができる人
エ：そういう人に会えた？
M1: 会えた。あなたがいる。

(M-AE2023.6.13)

トラウマを抱えた親子に対し心理士は提案しても、利用するかどうかは本人が決めるため、通わないことを選ぶ親子はいる。実際には話すことができても、しばらく約束に子どもが来なかったり、進まないことがあるが、強制的に与えられる第三者としてのエドューケーターは特有の存在である。感情に鍵をかけ希望を表出しない状況だったり、自分では選択できなかったような状況から、自分の人生を歩めるようエドューケーターは刺激を続ける。

4.9 教育的外出と文化活動

AEMO のエドューケーターたちは教育的外食と、教育的外出を「教育的関わり」のツールとして利用している。子どもや親と外食する場合は、子ども 1300 円、大人 1700 円の予算がエドューケーターの分も出る。外出の場合は、1 日一人 3900 円、2 日で 7800 円、月に何回までという制限はない。フランスは夏に 8 週間、それ以外は 6-7 週学校があるごとに 2 週間のバカンスがあり、合計 16 週間がバカンスだ。バカンスが近くなるとキャンプなどのパンフレットを多く集め、子どもたち一人一人のバカンス中の予定を確認して、日本でいう学童保育のように休みの期間にアクティビティを提案しているところに申し込んだり、1 週間から 2 週間単位のキャンプに申し込んだりする。親と一緒に出かけたいものの経済的に難しいときには社会保障の家族部門から出る家族旅行費用の手続きをする。完全に自立している場合は家族だけで計画して出かけ、少し手助けが必要な場合は行き先やキャンプ場や交通を調べるところまで手伝って準備ができてから親子だけで出かけるもの、今はオーガナイズを助けて欲しい場合は送り迎えがあり現地でもスタッフがいるパッケージのような旅行

もある。

なぜ週末やバカンスなど休暇の過ごし方にまでエデュケーターは関心を持つのだろうか。エデュケーターと親子のキャンプについてのやりとりをみるといかに重要な価値として伝えているかがわかる。

エデュケーターと親子の会話

エ：ホリデーキャンプでは、パリで普段できないようなアクティビティをするよ。いつもと違うことを発見する、いつもと違う空気を吸う、太陽を浴びに行くというのも成長には大切なことです：

子：友達と一緒にのそこだったらいいよ。

エ：お友達が申し込んだところを聞いてお母さんに申し込むように頼むんだよ。

母：子どもたちが決めることだと思います。

エ：いいえ、お母さんが決めることです。子どもにとって一番いい時間の過ごし方はどのようなものだろう、子どもの成長に必要な要素は何だろうと考えて決めるのが親のすることです。(子どもたちに)新しい友達ができる、これまで会ったことのない人たちと過ごすというのは素晴らしい経験です。(お母さんに)子どもたちが行きたくないと言っても、一度決めたらじゃあわかったと折れてはダメです。子どもたちは親に権威があり、親が決めるんだと理解することが大事です。親が子どもの教育について考えて決めます。そのために、子どもに対してどちらでもいいという態度ではなく、ポジティブな形でホリデーキャンプについて話す必要があります。子どもたちにとって大事なこととして、新しい世界を発見することをお母さんも望んでいると言いましたか？お母さんが、子どもがキャンプに行くなんて心配、だって誰と一緒にかわからないじゃない、そんなことを言っていたら子どもたちは新しい経験を積んでいくことができません。

子：友達と一緒にならいいよ。

エ：11 歳の子どもが決めることではありません。18 歳になったら自分で決められます。知っている人がいないところに行って、新しい人間関係をつくるのが大事なんです。

(NV2021.10.31)

エデュケーターは子どもにとってのニーズという観点を前面に出し非常に積極的な意味合いを持たせているのに対し、母子双方ともにそこまで価値を置いていない様子が伺える。係長は「困難が多い子どもにこそより多くのチャンスを」と話す。

キャンプは最短で 1 週間、小学生になると 2 週間単位で 2 回くらい行くことが多い。実際にキャンプに行くと、観察結果報告はキャンプを実施している団体のエデュケーターから詳細な形で送り出し機関に届く。

d は 11 歳の男の子である。

D について

子どもグループへの適応 - 他の子どもたちとの関係性

d はすぐにグループ内で大きな存在感を示すようになった(筆者注：よく声が聞こえる、何か起きるとその子どもの周りで起きているという意味)。かつ、他の子どもたちに対する態度は適したものではなかった。特に、既に知っていた A のことを何度も叩いた。同年代の子どもたちのことを頻繁に馬鹿にするものの、自分が同じことをされると我慢ならない。年下の子どもことは守ろうとする姿勢を見せることがあった。

大人との関係性

関係性を築くのが難しい。d は枠組みを一通り試す必要があり、誰かを信頼するまでに時間がかかる。敬意を欠く態度をとることが多く、自分が悪いことをしたときは怒り続ける。

日常生活への参加

たくさん声かけをしないと参加せず、参加するときも文句を言いながらである。

態度と性格

付き合うのが簡単ではない性格である。関係性を自分で操作できないと気に入らない。自分のしたいことしかしたくない、ルールを守ることが困難で、制約があることが耐えられない。下品な言葉遣いをする。

スポーツや手先を使った活動への参加

提案された活動への参加はする。一度夢中になると喜んで参加し満喫する。

自身の過去や家族についての話をした場合は記述する

なし

衛生面、栄養面、荷物、睡眠

荷物をほとんど持って来なかった。洋服は足りず、水着も指示があったのに持参しなかった。衛生用品も何も持参しなかった(歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、シャンプーなど)

再度参加する必要の有無。兄弟がいる場合は一緒と別々どちらが望ましいか

再度参加する必要あり。

家庭外で過ごすことについての意見(態度、可能性)

既に知っている仲間のいないキャンプに参加させること。大人は知っている人がいるよう確認すること。そうでないと、関係性の形成にキャンプ期間の半分以上を費やすことになる。

(d-PI 2022.01.07)

報告を見ると、キャンプの受け入れ機関自身も積極的な教育としての機能を果たしていることを知ることができる。dに関しては、この報告書について子どもと親と話し合い、エドゥケーターとグループで過ごす時間を強化した。エドゥケーターは定期的に同年代の子ども 3 人とエドゥケーター 2 人といった形で山登りなど遠足に行き、dが気持ちよくグループ内で過ごせるよう教育的関わりを継続した。例えば、自分が話しすぎているときや、馬鹿にすることで笑おうとするときなどに、どのように気持ちよく過ごすことができるか練習する機会を持った。

AEMO の子どもを多く受け入れている 1 つの団体 Louis Conlombant は 117 年前より運営しており、250 のバカンス受け入れ里親のもとに 3-12 歳の子どもを受け入れている。幼稚園生の参加したキャンプでは以下のような項目について返事が書かれていた。

持ち物の様子、シラミやノミなどの状況、子どもがどのようなときに泣いたか、親に会いたいと言ったか、子どもの健康の状況、受け入れ家庭との関係性、他の子どもたちとの関係性、食事の態度、衛生面、睡眠、髪を洗うのに手伝いが必要かなど自立について、子どもは家族や子どもと馴染んだか、楽しむことができたか、滞在で得られたことがあると思うか、このような滞在方法が適した子どもか、受け入れ家庭は同じ子どもをまた受け入れたいか

(PI2022.10)

そして、実際にした活動の内容の報告も求めている。例えば s 一家の 7 歳と 6 歳の兄弟はバカンス期間に滞在した里親宅での様子について、このように書かれていた。

ツリーアドベンチャー、トランポリン、レジャーランド、プール、湖での水遊び、ハンバーガーレストラン、犬を連れて村を散歩、モンサンミッシェル観光、家の庭でたくさん遊ぶ、自転車、絵を描く

(s-PI2022.10.10)

家庭を離れることは、家での状況を距離を置いて考える機会になり、安心感から告白をする機会になることは多くある。

兄妹は学校の一週間の森林教室の際に「母から叩かれているからこのまま家に帰りたくない」と発言し、森林教室から校長、校長から心配な情報統括部署と AEMO に連絡があり、パリに戻るなり父宅に移動することが決められ、母には事前に学校から迎えに来ないようにと連絡があった。AEMO エドゥケーターは急遽子どもたちがパリに戻る前に母に会いに行き、状況を説明したものの母は無反応であった。エドゥケーターはこれからは母のサポートと、子どもたちが母に会いに来ることのサポートをすることを約束、パリに戻った子どもたちは父宅に移った。

これまで子どもたちを育てていなかった父は求職中であるにも子どもたちを朝 6 時半に学校の守衛に託し、18 時にしか迎えに行かず、子どもたちは疲れて学校で寝たり、週末も閉じ込めて勉強させられると訴えたりした。エドゥケーターから父に、年齢に合った睡眠時間が確保できていないこと、子どもを疲れさせることは子どもの学びにとって逆効果であることなどを説明するが、父は「厳しい社会に耐えられる人間になるには子どもたちを鍛えなければならない」と主張する。

危険はないが、子どものニーズに十分応えている状況でもなかった。それゆえ、バカンスの度に子どもはバカンス里親のところに行き、他の家庭を知る中で子どもが父に主張をしたり、自分たちにとってどのような暮らしが一番望ましいか子ども自身が表現できることが模索された。

初回のバカンス先の報告書には、「妹は常に兄の顔色を伺い、兄の許可のもとでしか行動しない。次回は別々の家庭で過ごすことが望まれる」と書かれていた。

(s-NE2023.06)

子どもそれぞれの「行動する力」という価値観が共有されていることを垣間見ることができる。危険な状況があれば親子分離の対象になるが、危険がなく子どもが主張しない限りは望ましい状況でなくても子どもは家庭に残ることがある。子ども自身が「家を出たい」と言えるようになることも残念だけど1つのゴールとなることもある。

Vの家庭であるレア、レオ、エンゾは非常に葛藤の大きい両親がいて、レアとレオが父宅から母宅に主な居住先を移し、父に会うことを拒否したのに対し、末っ子のエンゾは一人父宅に残り「兄弟のように俺を裏切るのか」と父に言われ、父が母よりいい教育をしていると示したいという気持ちから深夜まで勉強をさせていた。エンゾは両親について批判的なことは口にするができず、母宅に兄弟に会いに行っても母に父宅に残っていることをなじられるような状況があった。エンゾはバカンス中に里親を経験したり、家族と距離を置く経験を重ねるなかで、両親それぞれに対し批判的なことも言えるようになった。エンゾは父宅での暮らしを続けたが、父に希望も言えるようになっていった。

また、家族での休暇についてもエデュケーターは関心を持つ。葛藤があり一緒に楽しい時間を過ごすことが難しい場合、それぞれが家でテレビやゲームを見て受動的な過ごし方をする場合もあるが、エデュケーターは消費としての休暇しか知らない子どもがいると言う。家族にとっていい時間の過ごし方を探すことは大きな課題であると指摘する。エデュケーターによると、好きなレストランに連れて行ってもらい、ショッピングで好きなものを買ってもらい、遊園地に連れて行ってもらうことが理想だと思っている子どもがいる。そこに親子の対話があるとは限らず、親は無理をして過ごすこともある。料理、ピクニックや自然散策、野生動物の観察、植物の世話や日曜大工、親と子どもの好きなことをもとにその家族にとってのいい休暇の過ごし方を模索する。木登りが好きな子どもと心配性な親をツリートレッキングに連れて行き、子どもを見守り親子で楽しむ方法を模索したりしていた。

4.10 小括

この章ではエデュケーターの視点から、よりミクロにソーシャルワーク実践を観察し、ソーシャルワークの価値である「ソーシャルワーカーの役割と信念を達成するための原則」について以下のような点が抽出された。

第1に、枠組みに沿ったサービスの提供ではなく、親子の生活に即したサポートの実践である。親子が必要とするとき、臨機応変に家族のニーズに対応する。これは、月一回面談日を設定するような働き方や、教育相談など定められた枠組み内のみの対応とは異なる。一人の子どもにつき、基本的に月5時間、強化AEMOの場合は10時間と決まっていますが、緊急対応があれば1日一人の子どもに費やす。家族が助けを求めたときや、出来事があったときにその場にいることができることを重視している。学校でトラブルが起き親が呼び出されたときなどである。また、LGBTに伴う葛藤についての対応や自殺未遂など専門職にとって不慣れなことがあると係長は研修を用意し、専門職個人とチームの解決力の向上をはかっていた。

第2に、自立した専門職として自身で判断し行動し、それを後ろ支えする機関という関係が示された。教育的関わりについてエデュケーターは自分たちで何をするのが適しているかクリエイティブに考え、外部機関も活用しながら良いと思われる方法を家族に提案している。つまり、「学習支援」や「登校支援」などのメニューをつくったり、プログラムに沿う考え方ではない。さらに、エデュケーターが提案した方法に親子が参加しなくても放置することもしない。そのため、創意工夫が求められる。提案する内容が思いつかないと何もしていないことは「機関によるネグレクト」と呼

ばれる。関係性は順調に運ぶとは限らないため、手紙を書いたり、アクティビティをおこなったり、手を変え品を変え、教育的関わりを発展させる方法を探し取り組み続ける様子が観察された。例えばニーズに合ったアトリエの開催などである。絵を描いたり、詩をつくったり、お菓子づくりを同年代の子どもたちとしたりすることによって、普段の会話では表現されなかった表現を子どもがすることがあった。教育的外出やアクティビティ、文化活動がエドゥケーターたちと家族の距離を縮め、話しやすい状況をつくり、子どもたちの育ちにとって必要な要素を補い、「教育的関わり」を豊かにし、「行動する力」にもつながるものとして存在していた。エドゥケーターの親子への手紙から、「気づき」「言語化」「認識の整理」「抑圧されていた気持ちの解放」「良い悪いと判断されずニュートラルな思考の場」そのような言葉でソーシャルワーカーの役割や信念といった価値は表現されていた。自宅や学校や課外活動以外にも、子どもが刺激を受けたり考えたりする機会を用意していた。背景にはさまざまな価値が存在していた。「外に開く」「可動性」「刺激」「目覚め」「平等」などである。

第3に、ソーシャルワーカーたちは親子に対し、認識の共有を繰り返しおこなっている。当初、筆者はソーシャルワーカーと家族の間の価値の衝突と交渉はソーシャルワーカーによる価値の伝達、つまり説明によってなされるのではないかと考えていた。しかし、調査の結果、認識の共有が繰り返しおこなわれていた。それは、同じ出来事をお互いにどのように捉えているかということを出し合うことである。同じ出来事をソーシャルワーカーは親とは違った捉え方をしていると、たとえ相反する考えであったとしても言語化する。その上で子どものニーズについてソーシャルワーカーが考えることを親子に伝え、どのように思うか聞き、どのように実現できると思うか話し合うという流れであった。親子自身が他に解決したいことがある場合はそれも対応する。現時点に親子がいる場所から、子どものニーズを中心に考える機会をつくり、親子にできることを聞いてみるというソーシャルワークにおける原則が観察された。目的を明確に共有し、親子にとって具体的に試せそうな方法まで一緒に話し合っていた。

第4に家庭の一部であった子どもを、社会の一部としての子どもに位置づけ直すことをしている。家庭内に大きな困難があり、子どもがその一部を担わされていると、子どもは自分のためにエネルギーを使い、自分自身の人生を生きることが難しい。しかし、家庭内のことは構成員それぞれの課題であり、子どもはそれとは別に自分の人生を生きる権利があるという考えを伝える機会をエドゥケーターたちは作っていた。子どもが自分のしたいことや将来について考えられるということにソーシャルワーカーたちは価値を見出していた。これは、親自身の抱える課題があまりに重い場合、その解決は容易ではないことも関連している。親の状況は数年かけて解決するとも限らない。子どもへの働きかけによって子どもへの負荷を減らし、家庭内の問題や親の問題に対し子どもが心理的距離をとれるように支えている。それは言葉のみならず、バカンス里親の利用により物理的に距離を作ることなども方法として利用していた。親にたいしては、両親間や大人同士の争いや出来事に子どもを巻き込むべきではない、子どもが親の役割をするべきではない、子どもが親と離れた時間が必要であると話していた。そしてエドゥケーターから親に対する手紙には、エドゥケーターの役割について「温かい見守りの気持ちと安心を保障する」と表現していた。子どもが我慢すべきこと、子どもが親を支えなければいけないという考え方を否定し、大人の問題は子どもに抱えさせるべきではない、という原則は一貫していた。それは、子どもを一人の人間として尊重するという価値である。

助言や指導ではなく、具体的で積極的なソーシャルワーク実践のあり方であった。フランス語で支援は *accompagnement* という言葉が使われる。同行、同伴が直訳である。エドゥケーターたちは人生の一部を「一緒に歩く」という意味であると言う。不足がある人にケアや支援という「与える」関わりではない。子どもに対しても、個として、歴史や意思がある人間として尊重する。ソーシャルワーク実践の原則として、認識し、言語化し、自身の人生を築くための刺激をおこなうことには非常に力点を置いていた。

専門職に望ましい性質としては、科学的実践者としての専門職のあり方が見られた。学び続けるこ

とが枠組みとして用意されており、より良い仕事ができるための道具の整備をし続けることが期待されている。法律、心理、教育、医療と関連ある分野が幅広いが、自身が重要と感じるものを選び蓄積していく。これはジェネラリストであることを求められる事務吏員としての働き方とは大きく異なる。

監視やケアは関わりの入り口に要素としてあったとしても、人権や尊厳といった人が生きる上での原則の確認、より良いあり方の模索がソーシャルワークの価値として顕現している。組織エスノグラフィー調査によって、ソーシャルワーカーたちが、自分たちが実現を目指している価値について確信があって取り組んでいる様子が観察された。また、その価値を実現するための方法を有しているという認識があるからこそ堂々と家族にその価値を表現していることが明らかになった。課題解決の方法については親子自身が選択し、取り組み、ソーシャルワーカーはそれに立ち会う。そのため、ソーシャルワーカーには結果の責任はない。親子と良いコミュニケーションがとれることが優先されるため、関係性における葛藤が比較的少なく働くことができる。「人権や尊厳」という言葉がソーシャルワーカーたちに使われているが、その小さなくりの中身はどのようなものなのか、どのように実現しようとしているのか。ソーシャルワーク実践の土台となる価値についてより詳細に明らかにすることが次の5章の試みである。

第5章 在宅教育支援ソーシャルワーク実践に顕現する価値

「誰もレジリエンスが幸せになるための方法だとは言っていない。生きる幸せを奪うような不幸、記憶の奥でささやく幽霊がいても立ち向かえるための戦略なのだ」

(Cyrułnik 2005)

第5章では、第3章と第4章で明らかになった在宅教育支援実践から顕現する親子支援の背景にある価値を検討することを目指す。そのために、現場で使われている言葉の意味を整理し明らかにすることを試みる。フランスの在宅教育支援の現場において、日本語には存在しない表現や、日本語にそのまま翻訳することが難しい用語が複数あるため、「温かい見守り(bienveillant)」など、ソーシャルワーク行動とともに、フランスにおいてこれらの言葉がいかに使われているか、その意図や背景についても検討していく。

本章においては、ウェルビーイングの保障を目的とした心理面への注目、それをもとにおこなう子どもの権利を守るための「教育的関わり」、規範に対する本人の自主性というバランスを扱う社会的規範と本人の「行動する力」という価値、そしてソーシャルワーカーの役割の片輪である社会を変革するソーシャルワークについて明らかにする。

5.1 ウェルビーイングの保障を目的とした心理面への注目と「一緒に歩く」関わり

5.1.1 「子どもに必要なこと」という基準

第1章で示したとおり、現在は子どもの権利条約第3条の「子どもにとっての関心(日本政府訳 子どもの最善の)利益」の実現と「ウェルビーイングの保障」が専門職の役割とされ、それらをより具体的に示した2017年に保健省が発表した「子どもに基本的に必要なこと報告書(Les besoins fondamentaux de l'enfant)」が指針になっている。「子どもに基本的に必要なこと報告書」はケース会議など思考の際にも基準として利用されるが、以下のように裁判所に提出する報告書にも引用されることがある。

H一家は9歳の女の子(H1)、6歳の男の子(H2)と女の子(H3)がおり、学校で子どもたちのトラブルが多い状況が続いている。以下は1年に一度の裁判前に現状の確認と今後の方針について裁判所

に報告し、裁判で判断を仰ぐための報告書からの抜粋である。エドゥケーターは書く内容について家族と話し合った上で書き、また、書いたあとに家族に内容を共有している。

生理的、健康的ニーズ：夜中に友達と SNS でやりとりをしている。虫歯の治療がされていない。

子どもが守られるニーズ：必要あり

愛情面、他者との関係性におけるニーズ：アタッチメントの絆においてトラブルがある

経験をし、世界を知るニーズ：文化的、教育的発見をする機会が制限されている

「枠組み」と「制限」についてのニーズ：家庭内で体罰がある

アイデンティティにおけるニーズ：父についての情報が十分得られていない

自尊心と自身の価値を感じるニーズ：家族の問題の責任を子どものせいになっている

(H-AR2023.02)

上記の報告書の抜粋からわかることは以下の通りである。「子どもの声を聞く」と「子どもにとっての関心」はイコールとして扱われていない。「子どもの声を聞く」を踏まえたうえで、子どもにとっての関心としてとるべき方法の検討は、専門職が専門的知識をもとに保障すべきことを示し、親子と一緒に決める。そのために国の報告書などの指針が利用されている。

5.1.2 ウェルビーイングを保障するための心理面への注目

AEMO が担う第二次予防の入り口である「心配な情報」は第 2 章で記したように、パリ市全体では子どもが心理的な暴力の被害に遭っているのではないかという内容が一番多く、身体的な暴力に関する情報は多くない。第 3 章の調査結果からは、他の心配な理由として、学習の遅れ、親の精神疾患、異文化出身の親と学校で協力体制を築けていないこと、子どもの障害に対し親が対応しきれていなかったり否認していたりすることなども挙げられていたが、AEMO を命令する判決文に書かれていたのはそのような内容ではなく、子どもの心理面において心配があるから市民法 375 条に当たるという理由だった。つまり、親も含めた環境に課題があっても、子どもの心理面で心配がなければ AEMO は命令されていないと言える。反対に、子どもが良い環境に置かれており、親も適切に対応しようとしていても、子どもの心理面で心配が残れば AEMO の対象になる。

以下は、専門職たちが頻繁に使う言葉を集めたものである。心理面についての表現が多く存在し、さらに、日本語訳がしにくいものがあることに気づく。特に、日々の判断の基準ともなる子どもの状態を示す言葉 *bien-être* と *mal-être* は日本語にすることが難しい。*Être* は英語の *be*、存在や自身の状況であり、*bien* が「良い」、*mal* は「悪い」を意味する。*bien-être* は日本語でウェルビーイングという言葉が使われているが、反対語 *mal-être* をこの論文においては「調子が悪い」と訳す。「*mal-être* である」と専門職が感じる理由がさまざま AEMO の命令文にも報告書にも書かれている。例えば以下のような言葉が使われていた。

エドゥケーターたちが子どもの状態について表現するときに使う言葉(例)

不安(*anxieux*)、信用や信頼せず心配している(*méfiant*)、物事や他者について確かではないと感じている(*craintif*)、警戒している(*vigilant*)、誰かに過度に寄る(*accrocher à la personne*)、あまり関わらない(*peu de contact*)、人との関係性において距離をとっている(*retrait relationnel*)、孤立している(*isolé*)、無口(*inhibé*)、学習において抑制傾向(*inhibition intellectuelle*)、何もかもびっくりする(*reaction de sidiation*)、閉じている(*fermé*)、火が消えたような(*éteint*)、自分の存在を消している(*effacé*)、表現しない(*ne s'exprime pas*)、うつ傾向(*dépressif*)、落ち着きがないか興奮している(*agité*)、恥の意識がある(*sentiment de honte*)

自身についてのイメージが悪化している(*image de soi dégradé*)、パーソナリティが変わった(*modification de personnalité*)、故意に失敗する(*conduit d'échec*)、自身に価値がないと感じている(*sentiment de non Valeur*)、成し遂げられないと感じている(*sentiment d'aincapacité*)、社会の中に入っていこうとしない(*mal à s'insérer socialement*)、現実の一部として自己認識していない(*ne s'inscrit*)

pas dans la réalité)、社会的栄養を受け入れない(refus de nourriture social)、外部との関係性を築かない(ne construit pas des liens, coupure avec le monde extérieur)、問題を起こしたり騒いだりする(faire de bruit)、後遺症がある(séquelle neurologique)

行動についてよく使われる表現(例)

よく泣く(pleure facilement)、理解したり記憶したりするのが難しい(difficulté à comprendre ou à mémoriser)、関心を持ってもその気持ちがすぐに薄れてしまう(peut porter l'intérêt mais ça se perd facilement)、敬意を欠いた態度をとる(comportement insolent)、動物をいじめる(comportement cruel envers les animaux)

(AEMO の現場で使われていた表現。筆者の調査ノートより)

このように、同じような表現でも複数の言い回しがあることがわかる。このような内容について検討されることが、子どもの心の状態、そして社会との関わりの中での子どもの意識についてのソーシャルワーカーたちの関心の強さを示している。AEMO に関する専門職から「心配ではない状態」と評価されるのは、心の状態がよく、かつ、社会つまり人間関係について積極的であることだ。AEMO の命令文に書かれる心の状態については、日本語では聞き慣れない表現もある。例えば、具体的には、「肌と自己が一致しない」という外向きの自分と自己の間に距離ができた感覚などである。一方で「頑張れ」「我慢」「一生懸命」「負けず嫌い」といった言葉はフランス語では存在しない。つまり「頑張れ」など個人の努力で変更可能なものではなく、子ども本人が感じていることから行動やサインが表出されるとソーシャルワーカーたちは捉えるため、「子どもの調子が悪いのはなぜなのか」へ関心が向けられる。

例えば以下のようなことは「事件」として会議の対象になる。

H 一家には 9 歳の女の子(H1)と 6 歳の男の子(H2)と女の子(H3)がいる。

H2 が学校でプラスチック玩具 Playmobil をすると、他の人の頭をナイフで切り落とす人物が登場した。みんな逃げなければいけないのは「全員殺しに来る人がいるから」と言った。

(H-AE2022.3)

エドゥケーターがこの内容について子どもに質問をするとホラー映画を見たという説明があった。そこで、怖い気持ちについてエドゥケーターと兄弟で話す機会が持たれ、その後、エドゥケーターは動画へのアクセスについて母に質問し、子どもへの影響について母と話し合いをした。母が不在のとき、叔母の携帯電話で動画を見たということで、母が不在のときの安全確保の方法についてもこの時に話し合われた。こうした子どもの様子から観察された「心配」な出来事についてエドゥケーターが子どもと母と話す機会を持つことで、その背景にある出来事や事情を知ることができる。このような出来事へのエドゥケーターによる粘り強い対応の繰り返しによって、環境の悪化を防ぎ、子どもの安全を確保し、子どもの傷つきや悩みのケアをする。

上述の通り、H 一家には 9 歳の女の子(H1)と 6 歳の男の子(H2)と女の子(H2)がいて、子どもたちはたびたび学校でトラブルがあるが、母は問題があることを認めていない。すでに 3 年 AEMO を受けており、2021 年には 48 回の面談や家庭訪問や、学校での呼び出しへの同行といった形でエドゥケーターは家族に会っている。例えば、下記に示す H1 がエドゥケーターに話したことについて裁判でも話し合われたが、母はこれを「たいしたことがない」と捉えていた。以下はエドゥケーターが裁判所に提出する報告書から引用している。AEMO による情報と、エドゥケーターが連携機関それぞれから集めた情報である。

エドゥケーターの記述「H1 は学校の休み時間に縄跳びで自分の首をしめた話をエドゥケーターにも学校の人たちにもしている。母は「家では何もかも順調なんです」「学校に責任がある、学校は頭痛のもとだし、子どもたちの頭もおかしくしている」と言う。H1 は相手と挨拶し出会う時間もとらずに親しい関係性を築こうとする。愛着を過度に未知の人にも示すことに疑問がある。心配な出来事について微笑みを絶やすことなく話す。H1 は自分自身の感情にアクセスができない可能性がある」

日中受け入れ機関 SAJE「1 日休むだけで友達が自分のことを忘れるのではないかと心配する。他人との関係は非常に近い。「人生の最後まで一緒にいてくれる？」と聞いていた。感情的に覆われていて落ち着いて物事に取り組むことができない。そのため、感情コントロールと愛情面で不安が強いことについて特に取り組みをした。相手との関係性が永遠に続くか、断絶しないか常に心配をしている。子どもたちを 2 ヶ月に一度別々にバカンスに連れ出すことで、家族や兄弟間の距離を置く機会をつくり、新しい環境での子どもの様子を観察している」

学校「他の子どもとの関係性は争いが多い。人の注意を引きたがるが、大人に態度を注意されることが受け入れ難い」

(H-AR2022.2)

この報告書を読むと、子どもの権利を守る方法として、子どもの心理について注目し、その背景にあるものを理解し、環境を整えるという具体的な動きを目指していることがわかる。しかし、Robert Castel は社会に働きかけるのではなく個人への働きかけをすることについて「社会関係の心理化」と指摘したが(Castel 1976)、実際に心理がエドゥケーターたちの子どもとの関わりへの入り口の関心として重要な位置を占めていることがわかる。

エドゥケーターは子どもたちの心の状態に関心を持ち、言語化を目指し、背景にあるものを調整する行動をとっていた。それは、2016 年の児童保護法改正⁶⁷において子どものニーズが中心に据えられた、子どもの権利条約第 3 条が基準となったことと関連が深い。関心が心理や精神科領域に近いとさえ言えるのは、エドゥケーターという職業をつくったのが児童精神科医であったということも関連があるだろう。

症状として現れているウェルビーイング(bien-être)の対義語である「mal-être(調子の悪さ)」に気づくためのエドゥケーター向け研修は、妊娠中、新生児と乳幼児、幼少期、小学生、ティーンエイジャー、青年期とそれぞれの発達の状況をもとに細かく学ぶ機会が用意されている。例えば、幼稚園から若者を対象として学校で配られている、調子の悪さに関する冊子⁶⁸には、調子の悪さの原因は自分がおかしいのではなく、暴力という正しくない状況に瀕した結果起きる正しい反応であり、ケアの対象であることが書かれている。また、AEMO が用意した子ども向け冊子にも、「重い荷物」について話すことで軽くなり、そのときに頼りになる大人と十分な時間を一緒に過ごすことが大事であり、軽くなれば自分の人生を気持ちよく漕ぎ出せることが表現されている。これはエドゥケーターがつくっているため、エドゥケーターが価値と考えていることが示されている貴重な資料と言える。

5.1.3 ウェルビーイング実現のためのサポート

子どもの権利条約 18 条で親たちのことも支えるように書かれており、つまり、子どもの心配な状況があったときに、親も苦しんでいる、親もウェルビーイングがない状況がありえることは念頭に置いた上で、親の支援も含む枠組みとしている。それでも、下記の事例のように、親が提案したケアや支援を断る場合に親のケアは十分ではないため、子どもの環境としては整わないままであることはある。子どもも年齢が高かったり、言えないことがあるときにウェルビーイングの状況になくても支援が難しい状況が観察された。

6 歳のジャスミン(t)の話しかけにも応じないほど調子が悪い日があるにも関わらず、心理士にはかかりはじめても精神科にかかることは認めなかった。

ジャスミンの母は毎日同じ服を着、ジャスミンに対し反応しないことで怒ったジャスミンに髪を引き抜かれても泣くだけで毎日専門職がいることでジャスミンを支える必要があった。母は父や兄からの暴力、強制結婚

⁶⁷ 2016 年 3 月 14 日の児童保護法改正：児童保護は子どもにとっての基本的なニーズをふまえることを保障し、身体的、愛情面、知的、社会的発達を支え、健康、安全、モラル、教育を守り、子どもの権利を尊重する。教育責任を果たす親の直面している困難に対応し、適したサポートアクションを実行する。

⁶⁸ 『暴力被害経験に気づきケアする』セヌ・サン・ドニ県発行、安發明子・加藤剛翻訳
<https://akikoawa.com/wp-content/uploads/2024/03/violence-and-care.pdf>

と暴力、ジャスミンの父からの暴力を経験している。突然倒れ市営住宅のソーシャルワーカーが救急車を呼び、エドゥケーターがジャスミンを迎えに行くこともあった。心理士に通えるようになったものの精神科には断固として通うことを拒否した。ジャスミンにとって危険ではないが心配な状況は続いている。

(ジャスミン-AE2021.06)

離別と統合について繰り返している両親と暮らし学校で問題を起こしていたマノン(b)についても同じである。

両親ともに家族について悩みを抱えていた。父の妹は薬物中毒で数十件の強盗で逮捕され国外逃亡しているが、母の両親宅をも強盗している。母の弟が父家族へのリベンジをしたこともあり、両親の家族間に大きな葛藤があった。さらに母の家族には精神疾患を抱える人が複数いる。父母は面談の際にそのような背景は話しているが、両親が心理ケアや家族セラピーを受けられる場所を紹介しても利用しない場合、成人に対してケアを強制することはできない。

(マノン-NE2021.11)

q は中学生の 3 兄弟であり、母はとても熱心であるものの、子どもに合うようにと私立の学校を何度も転校させるため、その度にサポート体制が滞っていた。

三兄弟はいずれも学校では一言も話さない。話さないため心理士もつけることができない。強い異臭がし、シラミがいて髪は洗われていない。季節に合わない服を継続で 20 日ほど着ている。学校で一切作業に取り組まないで成績はない。他の子どもとやりとりすることはない。授業中に自慰行為を始め、一日中続けることもある。母は自慰行為を学校で習ったことだと学校を非難。小児精神科医で障害などは見つかっていない。社会的地位の高い家でリビングには大統領と母と一緒に映る写真などが飾ってある。子どもたちはエドゥケーターの話は熱心に聞き、目に涙を溜めたりすることがある。ささやくようにしか返事しないことについて「この方が僕のことをわからないからいいんだ」と説明する。エドゥケーターは「私があなただったら、どんなことを想像するかなと思う。これからどうなっていくんだろうって不安かな、お母さんと何歳まで一緒に住むんだろう？」など問いかけをする。

(q-AE2021.06)

エドゥケーター:「1 年間にできたことはアパート内で暮らす鶏を小屋に入れられたことだけと感じている」「どうなっていくんだろうと心配で夢をみたり、眠れなくなる夜がある」「何度も何かが動いているような錯覚を覚えるけど実際には何も変わっていなかったということを繰り返し思い知らされている。この仕事は『たくさん仕事をした、働きかけをした』ではなく子どもたちの調子が良くなることが目的です」

係長:「話さないことについては、それが自分たちが危険な状況にいることを示す一番の方法だと考えているからです。話さないから皆が家で何が起きているか想像してくれるからです。または言うてはいけないことがあるからです。子どもたちが母にとっての薬の役割をするようなことがあってはなりません」「大事なのは、子どもたちの頭の中に何が残るかです。十代の間自分たちを見捨てることなくずっと支えようとしてくれた人が少なくとも一人はいた、そのことが大事です。現時点での効果ではなく、10 年後、平和をつくってくれたと子どもたちにとって感じられる行動は何だろうと考えてください。母はどうせみなさんよりも強い。子どもたちに外の世界を開くことが大事だから、毎週 1 人ずつ別々に連れ出して「美術館に行きましょう」とか、外の人に会うことに慣れてもらう。子どもたちにとって家庭の外の世界について考える機会になる。施設に入ることを選んだ子どもたちは「自分のことを決して諦めないでくれた人がいて、その人に外に気持ちを開いてもらって、自分が家庭の外に出る決断をすることができた」と言います。私たちはお母さんにケアが必要だと思うけどお母さんはそれを拒否する、だけどもなぜ怯えた子どもたちが母の味方につくのか。それは子どもたちは毎晩母と過ごすからです。母の味方をしている方が子どもたちの日常にとっては安全なのです。子どもたちにとって他の一般の子どものように過ごせる、感じられる場所があるというのは重要です。どこかに連れていって何かを見ることは、母が精神病かもしれないという現実と向き合わずに自分のことについて考える機会になります。もしこの子どもたちに見せたい絵や映画があれば、それはその子どもたちの中にもそのような芽を見出したということです。そうであれば、楽しい時間をたくさん一緒に過ごせるようにすることです。いい時間を一緒に重ねていくことができます。いま子どもたちに見せても何も響く余裕がなさそうなくらい子どもたちが危機的な状況なのであれば助けることです。子どもたちへの刺激を継続して、裁判官にも施設など離す方法がいいのではないかと継続的に状況共有をする。関わりがある限りできることは、子どもの頭の中であなたたち

との時間が光のようなものになることです。世の中には関わる価値のある人がいる、頼りにでき信頼でき気にかけてくれる人がいると知ってもらうことです」

(q-NR2021.06)

ウェルビーイングの確保のための奮闘が垣間見えるが、親子ともに程遠い状況であるからこそ、もがいていることも観察される。

子どもの権利条約第3条にウェルビーイングの保障とあるが、ウェルビーイングとは何だろうか。Richard Layard はウェルビーイングについて「気分がいい(se sentir bien)、人生を満喫していて、その気分が続くことを望んでいる」(Layard 2005)、Daniel Haybron は「ポジティブな感情状態」と表現している(Haybron 2008)。国連、WHO、OECD、ともに身体的、心理的、物理的それぞれの要因を含めている。特に WHO は健康について「身体的、心理的、社会的にウェルビーイングの状態である病気がないことではない」と定めている。さらに 2012 年の報告書の中で「(略)政治的自由、社会的関係性の強さ、汚職がないことが重要な要因で、(略)個人と家族のレベルにおいて心理的・身体的に良い健康状態であり、頼れる人がいて、雇用が守られ、家族の安定性があり、周囲の人々に対する信頼感があることが非常に重要である」としている(WHO 2012:111)。

調査においては、心理面についてはとても関心が持たれるのに対し、他の要素へは比較的関心が薄い点も見られた。歯医者など学校で指摘があったものなどのフォローには気が使われていたものの、身体的健康については記述が少ない。AEMO 開始前の記録では手術が必要な病気をしている例でも、AEMO 期間中に関連する記述がないことはある。

例えば誕生から里親宅で過ごし、5 歳で祖母宅第三者委託になってから学校で行動トラブルのあった 7 歳の F について、判決文には以下の記録がある。

F は赤ちゃんのとき鼠径ヘルニアで手術をし、胃食道逆流症があり、摂食トラブル、過度の警戒、常時物につかまっている必要があった。

(F-JO2020.7)

しかし、7 歳の F に関する AEMO の報告書やエデュケーターの記録には健康に関する記述はなく、F の里親に会いたい気持ちや、F の歴史の継続性が必要であると祖父母に交渉する記述に集中している。6 歳未満は保健センターが全ての子どもの状況について窓口となっているが、小学生以降は学校での健康診断も定期的であるとは限らず親次第な側面が強い。

心の健康についても相手が希望しない限りケアはないため、ケアがされていないままの若者もいる。貧困への関心も、必要に応じて福祉事務所につなぐものの、例えば就労しているか、求職中なのか、どの家族が生活保護をもらっているか、親の障害手当はどれくらいなのかなどは記録にはなく、特別な問題がない限り言及はされない。誰と住んでもるかも曖昧な場合が多くあり、母国の家族がいたり、大きい兄や姉が出入りしていたり、親の新しいパートナーがいたり、流動的であった。

子ども自身のウェルビーイングについては Rene Spitz の hospitalism という、施設や病院に長期にいる子どもが一对一の人間的関わりが少ない中で発達上の課題を抱えていくことを明らかにした研究を皮切りに、John Bowlby のアタッチメント理論、そして子どもの発達に関する研究から、どんなに小さな赤ちゃんでも心理的な側面を持った一人の人間であるという考えかたが広まり、特にフランスでは児童精神科医 Françoise Dolto (1908-1988) は多大な影響を残した。子どもとの関わりにおいて特に受け継がれている考え方は「子どもには真実を話すこと。子どもは直感として真実を知っている。子どもは大人と全く平等な存在である」「どんなに小さくても子どもの意思を尊重する」「子どもは説明すれば理解できる」「子どもは自分の人生に責任がある」こういった内容である。特に、ラジオ出演して毎週親たちの悩みに答えたことで、現場で知り得た知見を世の中に広く伝えた。時の保健省大臣シモーヌ・ヴェイユの支えを得て「子どもと親のための場所(LAEP)」も開設し、親たちが無料で、約束なしでも児童精神科医や心理士に話しに行ける環境づくりをした。かくして幼少期からの親子の関係性が重要視され、専門職に支えられながら子育てをする環境がつけられた。

子どもの権利条約 18 条にも子どもの権利を守るだけでなく、親への支援をすることの重要性が書かれていることもあり、1990 年代には親をすることへの支援に関する機関が複数できた。それでも、AEMO ではウェルビーイングが悪化した状況の親子に出会う。ウェルビーイングにおいてダメージが大きいときの対応は難しく、予防が課題としてあることが浮かび上がる。

5.1.4 人が人を支える実践

実践の特徴として人が人を支えるという価値へのこだわりがみられた。例えば、離別と再統合を繰り返す両親と暮らし学校で問題をおこしていたマノンについて、自立支援アパートの申し込み、職業訓練探し、家族セラピー、さまざま勧められるものはあったものの、マノンは途中で約束を欠席したり、それらの計画を希望しては、段取りの途中で手続きが中断するような行動をとっていた。そのようななか、ソーシャルワーカーたちの進めた方向性は「将来どうするの?」という心配をマノンにぶつけることではなく、「普通のこと」を一緒にするということがあった。

チーム会議の結果「普通のこと」をたくさん一緒にして自分のしたいことを考えられるようにすることが目的とされ、マノンを 2 週間に 1 回買い物やお茶に連れ出した。家庭内で話すときと家庭の争いごとには話がすぐに移ってしまうので、外に連れ出すことによって、おしゃべりで好奇心旺盛なマノンと話す機会をつくった。エドューケーターは自身の役割について「自分の成功を信じてくれている大人としての役割を貫く」「成長の後見人」「レジリエンスの後見人」とヒアリングで答えている。(マノン-NE エドューケーター2021.6.24)

マノンが自分の庭であるという地区で好きなことや友達の話をしながらかで、祖母が恋しいと涙をためて話したり、父の部屋でコカインをみつけ、父の妹が依存症なのになぜ父が摂取するのかとてもがっかりしたと話した。エドューケーターが「見たくなかったものを見たとし、聞きたくなかったことを聞いたんだね」と言葉にしたらずいた。(マノン-AE2021.09)

進路や職業についてはマノンにとって優先項目ではなく、探すのを手伝ってほしいと言うときもあるが実際約束をすると来なかったり、一緒に計画を温め実行に移すことは困難であった。マノンが大きな苦しみの中にいるため、そのケアが一番であるためマノンが話したいことを話し、したいことを一緒にすることに徹した。以下のメッセージを伝えた。「自分の人生を台無しにしようとするような考え方には怒りを覚える」「全部話す必要はないけれど、私の使命はいつかあなたが話したいと思ったときに話せるように、できることをすべてしておくこと」「あなたの最高が実現することを望んでいる」。(マノン-AE2021.12)

具体的な職業訓練などにこだわるのではなく、現時点のマノンと一緒に歩き、マノンから希望が出るのを待つ姿勢をとっていることがわかる。

一方で、人と関わるのが司法命令があったとしても困難な場合は有効な関わりをすることが難しいことが、在宅教育支援においてわかることでもある。

1 は 17 歳女性で施設から脱出を繰り返したため在宅教育支援が開始された。以下は AEMO の報告書からの引用である。

表 5-1 : I についての記録 (I-AR2021.10)

いつ	出来事・判断	出来事	実践	状況
2017-2018 14才	AEMOから施設保護、母のパートナーからの暴力	母のパートナーは逮捕を逃れるため国外逃亡、不在のまま刑期が言い渡されている。母は娘が被害者であることを認めない。母はパートナーの逮捕をIのせいであると主張	保護による施設措置	母がIを守る行動がとれていないので保護
2019	施設 (施設から裁判官への申立書)	施設を不在がち。入所1週間後に母がモロッコに行くことと連絡があり、心配をしたIが脱走した。Iは母の安全と健康を心配し、日中は施設に来るが夜は不在。どこで寝ているか言わない。11月以降2ヶ月間電話もつながらず。母が3ヶ月後モロッコから戻るが、Iは家に帰らなかった。母はIに自宅に帰るように言うが、一方で施設に対しては自身の健康状態が悪いのでIを引き取れないと連絡。	遠足や旅行には参加する。 高校は希望通り個別指導と時間も融通をきかせてもらうがその後も欠席が多い。 不眠症を訴えるため医者の約束をとるが約束に来なかった。 身分証明書がないので手続きをする。 保育園での実習を希望したので手続きをしたが、健康診断を受けず実現しなかった。	施設に不在であるため身体面と精神面の安全性が心配。
2020	(施設措置終了と強化AEMOの決定)		市民法375-2 家族に支援と助言をおこない物理的精神的困難を乗り越えるサポートをする	
2020 16才	強化AEMO週1回 (裁判所への申し立て)	高校対人援助コースは2019年より一度も来ていない。母とその弁護士からの頻繁な電話は、騒音問題により住居の退去命令が出ていることについて、帰宅したIに出るはずの手段が滞っていることについて。	月3回アポの約束をするが、5ヶ月間本人と連絡をとることができない。 父は電話も手紙も応じない。 母から自身の相談の電話が多く来るがIがどこにいるか母は把握していない。 会うことができずAEMOが実施できないので裁判のやり直しを要請	不登校、生活の枠組みが不明であり、生活リズムも確認できない。心配な状況。
2021 16才	AEMO 裁判官への報告書	母は高校から連絡があったり書類の手続きが必要などときは1日に何回も電話が来るが、エドゥケーターが用事があり電話をすると電話に出ない。母は繰り返し父からの養育費の取り立てをするよう電話をかけてくる。 Iが母の病院の付き添いや、注射打ちや、買い物や料理をしていると言う。母子の役割の混乱。	月3回約束を定めるが半年で4回しかRに会えなかった。家庭訪問をしてもIには会えない。家にIの物が何もない。 Iが希望した実習の手続きをしても手続きの日に来ず実現しなかった。 父は仕事が頻繁に変わり時間がないと連絡に応じない。Iにも会いに来ていない。	母は欠如が大きく、うつ傾向、構築的に枠組みを設けることができず、Iを守る行動もとることができない、Iと同程度の立ち位置で接し、被害者として振る舞う。家族のダイナミズムが複雑。Iが外の世界にエネルギーを傾けることを制限する家庭機能の状況。学校や、第三者AEMOを利用することができない。
2021	裁判 職業研修か実習へのアクセスの保障	Iの不安定な生活と不登校 母の大きな健康問題 母がIに暴力を振ったパートナーと関係を継続している 住居に祖母と叔父が居候を続けている 父親が関わりを絶っている	Iは自身の置かれた現場に対し放棄した姿勢であるが、SMSには返事があり将来についての計画を構築し、安定した暮らしができるようサポートがほしいとも言う。両親の関係の改善を望んでいる。何度も一緒に手続きなどする約束をするが実現しない。	SMSでは将来について手伝って欲しいと言うが約束に来ないため実現に近づくかない
2021 17才	若者支援アパート入居にあたっての連絡票	Iは居候中の叔父が母をこき使う、仕事せず収入もない、1日横になって過ごすと言う。実家にいると落ち込み何もする気がなくなると言う。	職業訓練を選ぶオリエンテーション機関に連れて行く。「何か将来につながるがしたい」と人と関わる仕事、販売、保育を選ぶ。若者支援アパート入居を希望するので手続きをする。	18歳で支援が終了するまで提案や情報収集をSMSで続ける

Iは友達宅を転々として暮らしており、エドゥケーターはIになかなか会えなかった。会えないまま成人を期に本人が支援継続を希望しなかったので支援が終了になった。自立支援アパートの提案や、自立支援金の手続きなども提案したが、手続き機関での約束に来ず手続きができなかった。Iの母は重い健康問題を抱えていたので自身の心配ごとで毎週何度もエドゥケーターに電話をしていた。エドゥケーターが家庭訪問をするたびに母はたまった書類を出してきて整理を頼んだ。その中には麻薬が見つかったことによる逮捕状なども出てきた。エドゥケーターは家からの強制退去を防ぐ手続き、騒音について管理組合から抗議があることについての対応、母の入院の手続きが問題がないかの確認をした。また、Iに暴行したことがある元パートナーの荷物が家に置かれていたときはIの安全について母と話した。母は家賃滞納で住居から追い出されたIの祖母と弟と

大型犬をリビングに住ませており、自身は4畳ほどの部屋にいて、1の居場所はこの家にはなかった。

(L-NV2021.11, AR2021.06)

情報提供はできても、実際に相手がその支援を選びコミットしない限り、高校も、自立支援アパートへの入居も、自立支援の手当を受け取ることもできていない。会う約束をし、ときに相手から「助けてほしい、このままどうなっていくのだろう」という相談のSMSがエドューケーターの携帯電話にきても、結局約束に来ないなど実現することができない。成人を機に支援が終了したが、情報提供はしているため、どこに連絡をすればいいかわかっている、またエドューケーターにも連絡できる状況ではある。それでも、人との関わりが築けないと毎週会う仕組みがあっても支援ができないことも示している。

以下の3つの考え方がこの姿勢をよく表しているのではないだろうか。

① 人間的なもの(humain)

子どもを支えるということは、ハウツーではなく人間による人間に対する気持ち、共感性や相手についての関心によってなされる人間的なもの(humain)という考え方である。一番最初のAEMOをつくった社会学者 Olga Spitzer は1936年に「子どもにとっての正義は法的な問題ではないのです。心理的、社会的、人間的なものです。状況に合わせて相手を知り理解することが必要です」という言葉を残している。

以前は、知識と技術を身につけることで、職業として親子を支えることができると考えられていた。しかし、その後出てきたケアという概念は看護師や介護のようにソーシャルワーカーも感情移入し、希望に応じるという側面を示す言葉であり、管理とは違う意味合いを与えた(Molinier 2013)。現在では人間同士として「出会う」ことが大事であるとされている。

② 人との関わりによってレジリエンスが構築される

特に近年のフランスの子ども家庭福祉に大きな影響を及ぼしているのは2020年の「最初の1000日報告書」を提出し、妊娠4ヶ月からの予防政策の中心を担った脳科学者の Boris Cyrulnik である。彼の主張は以下のようなものである。

良い種、悪い種というものはなく、他より質のいい人間もいない。関係性によって生物は変化して、特に脳は関係性の臓器であるということである。脳が自分の見る世界をつくる。犯罪者と犯罪を犯していない人の調査をすると、犯罪者は全員が幼少期に孤立を経験していることがわかり、John Bowlby も証明した通り、愛情のある関係性が人間には必要であるということが証明されている。だからこそ、環境を整えることで良い成長ができることがわかっている。母が守られて暮らすことができれば、子どもにとっても守られた環境になる。そして、脳はその後の関係性でも変化することができるレジリアンスがあるため、関係性によって人のレジリアンスをつくることができる。

(Cyrulnik 2024 より要約)

Cyrulnik は子どもと親を包む環境をエコシステムと呼んでおり、なぜ包括的なケアが必要であるかを科学的に国民に伝えることに貢献した。テレビやインスタグラムやYouTubeで頻繁に見かける人物である。

③ 効果があるのは人間関係の質と量を増やすこと

アメリカの児童精神科医 Bruce Perry は以下のように記述しているが、エドューケーターが価値としている「人が関わる重要性」「悪いことは悪いと言語化され対応がなされる重要性」と非常に近い考え方である。

トラウマを受けた子どもの生活の中でもっとも治療効果をあげる経験は、治療そのものではないところで起こる。

あらゆる不幸な出来事において最大のトラウマにつながる部分は、人間関係の崩壊である。愛してくれるはずの人から危害を加えられたり、見捨てられたりする経験。最悪の悲劇は人間関係を失うことにある。トラウマやネグレクトからの回復は、信頼を再構築し、自信を取り戻し、安心感を得、あらためて愛情を手に入れるのだ。たとえ世界一の薬と治療薬があろうと、思いやりに満ち安定した人間的つながりがなければ、治療し回復することは不可能だ。めざましい成長を見せた子どもたちは、例外なく、強力な人間関係のネットワークに囲まれ支えられていた。

子どもたちを癒したのは、子どもたちを尊重し、その弱さや傷つきやすさを暖かく受け入れ、新しいことをゆっくり覚えていくのを辛抱強く見守ってくれた人たちだ。子どもたちが一番必要としていたのは、豊かな対人関係のある環境であり、自分たちが属し、愛される場所だからだ。

子どもたちを癒すのに何よりも効果的なのは、人間関係の質と量を増やすことだ。

トラウマになりそうな出来事を無理に探し求めたり、子どもたちに「心を開くように」とは「怒りを解放するように」と強制したりといった、悪気はないが訓練の足りないメンタルヘルスの「プロ」たちにすることに効果はない。

研究者たちは、微妙なバランスのとれた特定の状況では、自然界に協力体制がつくられることを発見した。協力体制を長続きさせるためには、それに適した状況も持続しなければならない。協力関係が維持されるための前提条件は、自分が公正に扱われているという実感と、信頼を裏切った者や他人を犠牲にして自分の利益を得ようとした者の判別と制裁(法的な刑罰あるいは社会的な排除)だ。

子どもに優しい行動をとってほしかったら、子どもたちに優しくすることだ。愛情をこめて育てられた子どもは、周囲の人を喜ばせたいと思う。それはこの子が、自分の喜びが周りの人も喜ばせることを知っているからだ。安全で愛されていると感じさせる必要がある。(Perry, Saravicz, 2010:344-346 より要約)

さらに「他人から育てられることに慣れた子どもは、社会を穏やかなところと考える」ことから「親代わり」の重要性も Perry は記している。これは、エドゥケーターたちが子どもたちに「社会的親」などと呼ばれていることと一致する考え方だ。

精神的に調子が悪く十分娘の話しかけに応じたり家事をしたりすることができず、毎日ソーシャルワーカーや他の専門職との関わりが用意されていたジャスミンについても同じであった。

ジャスミンは常に4つのプレイモービルを持っていて、1つは自分、1つは母、1つはエドゥケーターで1つは幼児エドゥケーターだった。自分を取り巻く大人に家族のように2人の在宅教育支援機関の専門職が含まれていた。

(ジャスミン-NV2021.06)

子どものことを気にかける大人を増やす、子どもにとって話せる人が複数いることを価値とする取り組みにはこのような背景があると考えられる。困難に直面している人がいたり、子どもの成長に心配があったとき、国がその人たちと一緒に歩くための人を用意する。それが在宅教育支援ソーシャルワークの重要な価値とされていると言うことができる。

5.1.5 関係性の再構築によって「歴史を書き直す」

「歴史を書き直す(réécrire son histoire)」というのはエドゥケーターが使う表現である。本人が経験したことの意味を話し合い、より生きやすい歴史に修正する。それは、u一家について息子を叩いたことをお父さんが子どもに謝り、自分が愛していることや他の方法を知らなかったことを説明するように勧めること、マノンが両親が離別したことを自分のせいになされていたことについて改めて話すことなど関わりの随所でなされている。暴力があったときに加害者から被害者を分離するだけでなく、関係再構築にこだわっていることも同じ考え方をもとにしている。以下のL一家の事例からも関係再構築という価値を裁判所が指示していることがわかる。L一家は、父の小中学生の3人の子どもに対する教育虐待について母が警察に相談したことでAEMOが始まり、父と母はそれぞれ別に家を借りて子どもたちは母と住むようになった。

父は逮捕され罰金を払った。子どもたちの安全は確保されているものの、AEMOの判決文には「父との関

係が完全に分断されるリスクを防ぐ」「子どもたちは父との関係が安全ではないと表現しており、トラウマを伴う思い出があり、うつ症状や不安感に覆われている。そのため、父が子どもへの愛情を表現し、子どもたちの安全ニーズを理解し、親としての権利の主張ではなく子どもたちの苦しみを認められるよう支える」と書いてある。

子どもたちが現時点では望んでいなくても、父に対し子どもとよい時間を過ごすためにどのような工夫や努力をすることができるかエドゥケーターは子どもたちと話し合い、父はエドゥケーターとの面談の中で子どもたちを長く釣りに連れて行っていないから楽しい時間を一緒に過ごす努力をしたいことを話した。子どもたちにも「父が教育の一端を担うとしたらどのような役割なら参加できると思うか」など話を聞いた。しかし、エドゥケーター立ち会いのものと再開時に父は開口一番「なんで成績表を持ってきて見せないんだ」と非難するなど良い面談にはできなかった。その後、父に会うことを拒否する子どもたちに対し、父は「俺は銀行じゃない」と養育費を払いながら親として関わっていない怒りをエドゥケーターにぶつけた。

翌年、子どもたちの心理的に心配な状況がなくなったので支援は終了したが、裁判官は判決文に「父が子どもたちと関係性を結び直すことができるとしたら、それは関係性を強制する形ではなく、子どもたちから希望があることを待つ方が賢明である。現時点で子どもたちは父との再会の機会を得ようとしていない」と記している。

(L-JO2021.06, NE2022.01)

1年間のAEMOの目的が達成されなくても、分離だけではなく、父、子どもたち、母それぞれに再構築があり得るとしたらどのような形か考える機会をつくることをAEMOは価値として体現していた。

虐待があったときの親権剥奪は減多におこなわれない。子どもが親への再会を望んでいないのに再構築が積極的に勧められることへは特に社会的養護当事者たちの反発が強くあり(Louffok 2014)、子どもの要望を聞くことを求める流れは近年強い。それでも「歴史を書き換える」ことへの動機は依然として強い。「歴史を書き換える」とは、「虐待をする親がいた」という歴史を背負ってこれからも生きるのではなく、親が虐待をした背景にあったこと、親の状況や弱さを理解し、親の努力を感じ、できれば親とより良い関係が再構築できる、というプロセスを価値と考えているということだ。「一緒に歩く」という言葉が表すように、プロセス自体に意味を見出している。

ウェルビーイングの保障のために心理的な状況に注目し、親子のまわりに親子をささえるネットワークをつむぎ、プロセスに参加し、継続して親子がより良い歴史を築けるよう支えることを価値としている。

5.2 子どもの権利を守るための「教育的関わり」

エドゥケーター全国連盟による職業倫理憲章には「教育的である理由は、知識、あり方、おこない方、重要だとされている価値の伝達と発展を担うからである」と書かれている(ONES 2015)。しかし、教育的の理由はそれだけでは判然としない。一方、子ども専門裁判官の判決文には「étayageをもたらしこと」という言葉が使われている。Étayageは辞書では壁や支柱などを支える、強固にする、教育分野では本人が自身で解決できるようにさまざまな方法で支えるとある。同じく、実際に何を求められているかわかりにくい言葉である。エドゥケーターという職業の中心となっている概念「教育的関わり」についてそれぞれの実践から顕現する価値を明らかにすることを本節では目指す。

5.2.1 「耐えることから自分の人生を主体的に生きることへの移行」

学習はフランス語で scolaire(スコレール)であり、教育は education、エドゥケーターの専門とする education とは社会の中のあり方である。つまり、社会の中で mal-être の状況にある人が居心地よく過ごせるようになることを支えるため、社会との調整、人との関係性の調整や人との関係性で困難があった場合の軌道修正を支える。

例えばI一家(子どもは9歳、11歳、14歳)は子どもたちがたびたび学校で問題を起こすが、両親

は学校が子どもを悪くしている、家ではとてもいい子どもたちである」と対立関係にあった。

I 一家では、子どもたちが学校でゴミ箱に火を投げ入れるなど問題をたびたび起こし、両親は「家ではとても落ち着いていい子どもたちである」と子どもの問題を認めず、「学校が子どもを悪くしている」「いつも自分たちの子どものせいになっている」と学校と敵対関係にあった。子どもたちも学校と悪い関係が築けないでいるなか、AEMO が始まり、エドゥケーターが行くと子どもたちと両親がソファにぴったり並んで座って待っていて、話す時間を心待ちにしていた。子どもたちはエドゥケーターが両親のことを褒めているのを聞いて安心し、両親も子どもたちそれぞれのいいところをエドゥケーターにほめられて安心し、両親が子どもたちにできることを一緒に考えた。学校に呼び出される度にエドゥケーターが同行することで敵対せずに学校とより良い子どもへの対応を話すことができ、子どもは笑顔で学校に登校するようになったと学校から AEMO に報告が来た。

(I-AE2022.2)

I 一家は自尊心が傷つき、打開の方法が見出せず、居場所が得られなかった状況から、親子ともそれぞれ前向きに取り組み安心して学校と付き合えるようになった。この事例のように、親子集まってテーブルを囲み大事なことを話す機会をエドゥケーターたちはよくつくる。第三者がいることで、大事なことについて喧嘩をせず話すことができる。それは耐える状況から、自分たちがどのようにこれからを過ごしたいか積極的な作戦を練る時間であるとも言える。その度にエドゥケーターがそれぞれのとてもよくできていることを伝える。Valoriser(価値を与える)という言葉を使うが、相手の価値を伝えることを欠かさずしていることも自尊心を建て直す教育的な考えかたからきているのだろう。

エドゥケーターたちはこれを「相手の船と一緒に漕ぐ」と表現する。直接相手に伝えるときも「どこに行きたいか決めるのはあなただよ(c'est toi qui décide où tu veux aller)」と言う。行く方向を決めるのは相手であり、エドゥケーターは一人で漕ぐことが大変な時期に一緒に漕ぐのを手伝う。けれど相手が漕ぐのをやめると行きたい方向には進めないからこそ、「認識の確認」は繰り返し必要なのだ。支援者が行くべき方向を示し、方法も提案する、ということがないよう気をつけられている。

在宅教育支援のエドゥケーターと家族の関わりを追ったドキュメンタリー映画『いつも隣で』でエドゥケーターは以下のように述べている。

「私がウェルビーイングを感じてこの仕事を続けたいと感じる理由は、相手が望む場所を自分で見つけられるようにできるから。自分の望むことが明確になっていって、開花するのを支えられる。間違ったり、失敗したりすることがあったとしても。エドゥケーターにできるのは、本人の能力が育っていくことができる場所や方法を作り出すこと。だけど、解決方法を見つけるのはいつだってその本人自身。子どもでも若者でもおとなでも、自分で自分ならではの経験ができるようにする。だけど、いつも隣にいる、隣かもしれない後ろにいること」

「若者がとる選択が、その若者にとって一番簡単なものではないと感じていても、守り続けます。若者が苦勞するだろうと感じていて、怒りやフラストレーションを感じても隣に居続けてサポートします。もちろん」(在宅教育支援ドキュメンタリー映画『いつも隣で』Bertrand Hagenmuller 監督)

失敗したり、間違ったり、苦勞するとわかっていても、相手がそれをしたいというときはその判断を尊重する。それでも、いつでも続きのステップと一緒に進み続けることができるということに価値を置いている。

以下の C の事例においても、C とエドゥケーターが進めていた手続きを C が覆してもその意思を尊重していることがわかる。C は 17 歳の女性で、母と暮らしていたところ母に施設に連れて来られ、姉宅に措置された。エドゥケーターは C の要望で父親を探し出したが父は「C の面倒が見れる女性がない」「C の母とトラブルになりたくない」などと C に積極的に関わろうとしなかった。

C は父にも母にも頼れないことがわかり姉宅に措置されていたが、姉はパートナーと C が付き合っているのではないかと疑い家の中に監視カメラをつけるなど C にとっては辛い状況になった。エドゥケーターは C

とともに姉には内緒で独立して住めてエデュケーターがつく若者用マンションや若者用自立支援金などの手続きを進めた。しかし、姉の娘と姉のパートナーが近親姦の状況にあることが判明し、突如姉は攻撃の対象であった C を心の支えとするようになる。C は姉を支えるために若者用マンションは断り姉宅にとどまることを決めた。

(C-NE2022.06)

C の立ち位置は姉を支えることではないため、エデュケーターとしては期待していた選択ではない。しかし、選択を尊重し、AEMO が終了した。C は若者用マンションに移ることも、助けを求めることもこれからもできることを知っている。

特に「自分の人生を能動的に生きられる」「自分の人生の主人公になる」という視点は強く、そのために認識の確認や言語化などのステップがおこなわれている。「じゅうたんの下に隠したままその上で生活するのではなく、じゅうたんの下にあるものについて話す」「テーブルを囲み、テーブルの上にすべて並べて話し合う」といった表現がされる。

Education を担うエデュケーターは親子と教育的関係性(relation educative)を築く。Philippe Gaberan は教育的関係性について「エデュケーターは治癒を目的とせず、規範に個人を引き戻す作用でもなく、違いにともなう不正や理不尽を乗り越え、自分の人生に意味を見出す、生きていることから存在することへの変化を支える」としている(Gaberan 2020)。Gaberan はジャン＝ジャック・ルソーが『エミール』の中で教育が「自身にとっても社会にとっても決して無意味ではない自己」をつくるという表現を引用し、それぞれの立ち位置を社会の中で見つけることであるとする。

立ち位置(sa place)という言葉もよく使われるのだが「自分にとって適切な場所を確保する」という意味である。親の代わりに兄弟の面倒を見たり、クラスメイトのいじめの対象になったりすることがないようにすることや、母をかばおうとせず子どもとしての暮らしができることを確保することなど、その人が穏やかに自分の人生を築ける安全な環境を確保するイメージである。Gaberan によると教育が 80 年代までは社会の期待に応える人間を育てるという意味合いがあったことが批判され、個人としての開花がより意識されるようになった。開花が自分自身で成し遂げられないとき、大人やエデュケーターが必要になると Gaberan は主張する。「望んでいないようなことがたくさん起きていて、耐えて生きている状況、理不尽がまかり通っていたりする状況から、自分で選択し、自分で自分の歴史を築き、自分自身を自分のものとして生き、世界の中で自分の立ち位置があるようにする」という。つまり、教育的関わりやハウツーやプログラムがあるわけではなく、自尊心を育て、自分の人生を築くという道のりを一部でも一緒に歩むというプロセス自体なのである。(gaberan 2020:15)「歴史を書く、書き換える」といった言い方がされるのは、例えば親から子どもへの暴力があったときに子どもだけ家庭から離してしまうと「暴力的な親がいた」という歴史になってしまう。しかし、在宅教育支援の目指すところは「その後親に子どものニーズが説明され、親は子どもにあやまり、より良い親役割をしようと努力していい時間を過ごせるようになった」と歴史を書き換えることにある。プロセスとは、その歩みをもとにすることに価値を置いているということである。

ただ、プロセスや関係性の改善といった価値が、純粋にその価値が認められているから実行するわけではなく、そのニーズが高まっていると Daniel Marcelli は主張している。それは、既にある「社会という機能の中にいる個人」としての自己との関わり(rapport à soi)、願望、欲求、選択という位置付けだったのが、現在では「自己との関わりの上」での他者との関わりという位置付けに転換している。社会的絆も、自己にとって有効なものでない限り関心が持たれない。それゆえ、他者が自己の要求を満たすための存在でないといわねと受け入れるのが難しい(Marcelli 2020)。Marcelli の視点を加えると、社会の中での個人という文脈が薄い現在、個人というものをまず形成するための選択をしていく必要があり、だからこそ、その支えは一層個別のものでなければならず、個人の希望や願望を中心としたものである必要があるという要求が存在する。

ただ、本人のウェルビーイングを叶えるため、本人の意思を尊重しながら社会とのむすびつきを

支えるのみが価値ではない。福祉は社会的な要請と切り離すことはできない。入り口が子どもの心配な症状だったとしても、福祉が家庭に入るときは規範が背景にある。Xavier Bouchereau によると専門職が家庭に入るとき、その背景に社会的役割、さらに公的要素やモラルや法律を背負っている (Bouchereau 2024)。図は家族に専門職が関わる時、専門職は社会的な役割を担って家族に接しており、その背後には公的な要素がある。モラルや法律を家族に持ち込むことになることを示しているものである。

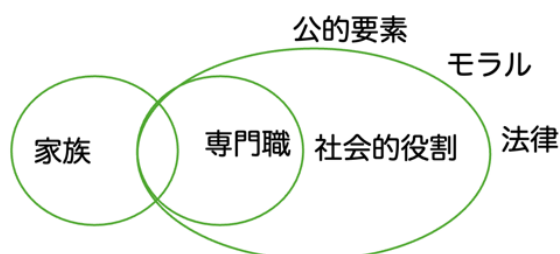


図 5-2：家族と専門職の関係性(Bouchereau 2024)安發翻訳

つまり、専門職は自身の背後にあるそれらのものに自覚的でなければならない。専門職の挑戦とは「公的要素やモラルや法律をいかに人間的なプロセスとして家族と取り組むか」にある。家族の在り方と公的要素の間で葛藤があったとしたらその折り合いに立ち会い、共に方法を考える役割をエドゥケーターは果たす。「こうあるべき」という押し付けをせず、かつ、親が「だったらもう子どもは学校に行かせない」と反応するような公的なものへの拒否を生まれないような方法が求められる。

教育的関わりについて、ケアの側面も見られた。特に子どもに関しては、アタッチメントにトラブルがあった子どもが多いため、良い関係性を継続的に築くことでアタッチメントを修正していくということが意識されている。Paul Fustier によると心配が指摘された子どもは過去に愛情やケアの欠如、関係性の断絶、混乱のある環境などを経験している。そうした背景を理由に子どもは一貫性のなさ、矛盾、暴力、拒否、過大な要求、自尊心の欠如などの形で調子の悪さを表出する。社会の中で居心地よく過ごすには自身を見つけ、自身をつくることができる空間と時間が用意される必要がある。その場を利用することで次の存在のあり方、新しいあり方へと移行する。自身で見つけて築いたあり方で生きることができるようにする。子どもにとっては、自身の育った環境で伝えられてきたメッセージと学校など現在身を置いている場所で伝えられているメッセージが調和したものでないと居心地よく過ごせない。そこで、ポジティブな移行ができるように、Fustier は問題の原因を探すのではなく、ありたい自分と、自分の内から湧き出る気持ちの間を行き来し応えていく関わりをしていると説明する (Fustier 2013)。

マノン は離別と再統合を繰り返す両親の関係性に翻弄され、学校を退学になるために数々の問題行動を起こしていた。

エドゥケーターと話すときマノンはたくさん泣き、薬物中毒の親戚がいるのに父が薬物接種しているのを見てがっかりした気持ちなど話し、徐々に自分が送りたい高校生活の話を具体化させていくことができた。エドゥケーターが2週間に一回マノンの思い出の場所や好きな場所を選ばせて歩いたのは、マノンの内側からありたい自分を引き出すためではないだろうか。エドゥケーターはマノンに「マノンが望むことが叶うと信じている」と伝えたという。同じように毎日のように電話をかけてくる母にも「DVの被害に遭っているから助けてほしい」など希望があるたび対応し、ありたい親役割ができるよう支えた。ただ、母については父の肩を持ちマノンを批判したり、マノンの心配をしたりといった揺れが改善しなかった。

(マノン-NE2022.06)

エドゥケーターは関係性の混乱で余裕がなくマノンを中心にした話し合いができない両親の役割を補ったが、教育的関わりを中心は気持ちの表出とありたい自分の言語化であり、「主体的に生きる」

価値へのプロセスであったのではないかとすることができる。

5.2.2 レジリエンスの後見人としてのエドゥケーター

エドゥケーターたちが自称する役割として「レジリエンスの後見人」というものがある。レジリエンスはアタッチメントの再形成について使われる言葉である。

マノン は AEMO の開始を求める報告書に「安定していて頼りにできる教育的なロールモデルとなる大人がマノンに必要」と書かれていた。相談や居場所ではなく、継続的に専門職が親子につくという方法を使っているのは、レジリエンスを形成するために安定したリファレンスとなりえる関係性を築ける人を用意するという考えが背景にある。

アタッチメント(愛着)は教育的関わりにとって重要なキーワードとなっている。在宅教育支援についてエドゥケーターが描いたバンドデシネ『ターラの夢見た家族生活』の著者である Pavo はエドゥケーターの役割について、イギリスの精神分析学者ジョン・ボウルビィが 1950 年代に掲げたアタッチメント理論によって、両親または他の近い大人との、身体的な親密さが築け、安心できる愛情を与えられれば安心して外の世界に挑戦できることであると紹介している。安心できれば大人から離れることができること、不安なときに説明によって感情が調節できるようになること(花火の音に対して説明がされればもう花火は怖くなくなる)、妊娠中から言葉によって世界を理解していることなど妊娠中から乳幼児期の人間関係の重要性がその後の人間関係のパターンに影響するという考えだ(Pavo 2024)。

フランスにおいて現在取り組まれている妊娠 4 ヶ月から 2 歳までに関する「最初の 1000 日」政策は脳精神科医である Boris Cyrulnik によって主導されたが、Cyrulnik は特にアタッチメントがその後の困難やトラウマを乗り越える個人の力に大きく影響するという観点を広めることに貢献した。Cyrulnik の貢献は人生初期の関わり的重要性を伝えることでサポートを強化する根拠を示しただけでなく、人の関わりによってアタッチメントの修正が可能であることも示した点である。ポジティブな関係性を経験することで、安全なアタッチメントパターンを再構築でき、レジリエンスが育つ。ポジティブな対人関係や社会的支援が、人が逆境を乗り越え、自らを築き直す上で中心的な役割を果たす。つまり、フランスは政策として在宅教育支援という仕組みによってリスクの状況に置かれたり逆境を経験した子どもに「レジリエンスの後見人」としてエドゥケーターをつけているとすることができる。エドゥケーターは子どもにポジティブな思考を伝え続け、子どもの価値を子ども自身が気づくような機会を作り続ける。

Cyrulnik は以下のように述べている。

家族の巣ではなく、エコシステムの巣をつくる、それは子どもにさまざまな栄養を与えてくれる安全な人々による環境である。「子どもの周りに村を形成する」という考え方である。複数の安定した人たちが子どものまわりにいることで、まわりの人々の支えの中で育つという心理的教育的環境があることで、関係性や愛情の豊かさを身につけることができる。子どもにとっては安心して豊かに育つことができる。親以外の愛着対象がいることで、精神が開かれ、共感性が育つ。絶対主義の人間をつくらない。愛着のトラブルを起こさないために、まずは子どもに関わる専門職と教職員が愛情によるケアを十分できるための研修を受けること。これら専門職が子どもの愛情不足を十分カバーすることができる。心理的社会的教育を十分できれば子どもは安心してタフな人に育つ。子どもたちがそこに行けば確実に良い人間関係を築け、ポジティブで豊かな経験をできる場所を公的な場所として用意すること。豊かな生き方を知って育つことができれば何かあったときに壊れにくくなる。(Cyrulnik 2024 より要約)

第 2 章で「社会化(socialization)」という概念について記述したが、「意味のある第三者」との出会いによって、その人がリファレンス(repères)となり、その人の身につけているコードを自らも習得するようになる。コードとは、相手が身につけている社会の中で生きるためのノウハウだ。エドゥ

ケーターはポジティブな関係性を継続して経験する機会をつくり、レジリエンスを育てる。さらに、リファレンスとして子どもにとって頼れる大人としての役割を果たし、社会のリソースへのアクセスを支えるのだ。リファレンスという言葉は幼児教育のときから使われ、親や先生に相談できないことを相談できる大人が周りにいるか気にされる。思春期になると、ロールモデルや指標のように感じられる対象もリファレンスと呼ぶ。地域の家という無料で習い事ができてエデュケーターがいる場所に子どもが通えるようにしたりすることで、どの子どもにもリファレンスができるように配慮される。

5.2.3 言語化による認識の確認とアクション

言語化に対するこだわりは大きい。エデュケーターたちは父からの暴力や、出来事を言葉にすることで認識を確認した上でできることを話すようにしている。直訳すると「言葉をつける(mettre des mots)(pouvoir nommer)」であり、改めてテーブルを囲み家族の間で話せるようにしている。AEMOの心理士は「言葉にすること、意味を見つけることに味わいをつくる」のが役割であると書いている(Vue-Artaud 2006)。言語化との違いは、同じ経験についてどのような解釈があるか考えを巡らせることで他の意味を見つけたり、一つの経験や出来事の意味を決めつけずに検討することを身につけるという考え方である点である。Yann le Bossé は「大変なことや失敗をあまりにたくさん経験すると、何が大事かわからなくなる。相手が望む答えを答えてしまう人もいる。そのような中、相手を支えるとは自分が大事なことについて話せるようになるのを支えること」と表現する(Le Bossé 2022)。

いくつか子どものニーズの表現についての記述を引用する。B 一家の子どもたち(18 歳自閉症(B1)、13 歳知的障害(B2))は二人とも障害を抱えており、医療教育機関で攻撃的であるなど問題行動が指摘されていた。

「B 一家はエデュケーターが来る機会に会話することを家族全員が活用していて、それぞれの立場や考えを表現し、状況が改善するよう取り組んでいる」「B1 はエデュケーターにとても愛着を示し、話を聞いてもらえることをとても期待している。たくさん話したいことがあり、私たちが理解したことを言葉にして伝えていく。とても集中して、家でのこと、父が突然いなくなったこと、お墓に行ったこと、妹との関係について話す」

(B-AR2021.02)

しかし、B1 と B2 の母にとっては子どもたちが自立していくことが受け入れがたい気持ちがあり、子どもたちの希望やニーズを代わりにエデュケーターが伝えることとしていた。

D 一家は 2 人の子どもが施設におり、16 歳(D1)と 15 歳(D2)の兄弟が里親宅から祖母宅に第三者委託になり AEMO がついている。

「D2 は性加害をした過去についてエデュケーターに話すことができ、一緒に警察に話しに行きたいと言った。警察で告白し、気持ちが落ち着いたという。性的衝動を抑えられないことについてエデュケーターと話す機会を定期的にもつようになった」

(D-AE2021.11)

子どもが小さくても絵やおもちゃを通して表現を支えていることがわかる。H 一家は 9 歳の姉(H1)と 6 歳の双子の兄弟(男の子が H2、女の子が H3)がいる。この姉弟は家庭内のことをあまり話さないため、同年代の子どもたちと絵によって表現したり、文章を書いたり、お菓子づくりをするアトリエを月に 2 回開催することで子どもが表現する機会を作ろうとしていた。

「H3 はハートに羽根がついて家から飛び立った絵を描き、パパは一人で寂しいの、ハートが飛んでいってなくなっちゃったから」と母と話題にすることができない父について話している。

(H- NR2022.5)

同じ H 家においては子どもたちに性的なトラブルが多いことから母に「子どもたちには売春の道には進んでほしくないですね？」とかなり直接的で具体的な言語化による問いかけもしていた。

「学校でむりやり女子に口でキスをして、女子が学校に訴えた」(H-AR2022.02)

ケース会議「こういうふうに子どもたちに聞いてみましょう。あなたが心配しているんじゃないかと思うの、自分のことを助けてくれる、守ってくれるのは誰？って。もっとうまく気持ちよく過ごせる方法が見つからなくて悲しいかもしれない。こういうことを考えているけどわかってもらえなくて、これからどうなるんだろうと思っている。いろんな考えがあったとしたら、それはあなた自身の考えではなくて、誰か他の人があなたの頭の中にその考えを入れたのだと思います。それを外に出す手助けを私はしなければならぬ。話すのがすごく怖いんじゃないかと思います。話したらどうなるんだろう？..」(H-NR2022.5)

「H2 は突然下半身を脱いで見せる、腰を前後に振る、セックスショップを話題にする、コンドームを持ってきて校長に渡す、H1 については学校の友達が校長に『H1 がセックスしようっていうから何回もしたけど、いよいよって言わなければよかった』と報告した」(H-AR2023.02)

言語化を促す試みをしていることがわかる。

A 一家は 7 歳の男の子が AEMO の対象であるが、他県の AEMO が 4 人兄弟と母を担当している。A をパリ市の AEMO が担当しているのは、A の父がパリ市に住んでおり、DV 加害者だった父と A の再会を母が望んでいないため、A が父との関係再構築ができるようパリ市の AEMO が父子関係のためにつき、同居している家族全体の AEMO は他県で担当している。A は他の 3 人の兄弟に家庭内でいじめられていたり、母によるひいきで自分ばかり怒られたりするような状況もあり、家庭内で気持ちよく過ごすことができていない。

「A はエドゥケーターがいるときに、お母さんと兄妹 4 人みんなで生活のルーティーンを話し合いたいと希望した。学校からの帰宅後ゆっくりする時間、宿題、お風呂、食事の順番や時間についてみんなで合意したいと言う」これは、兄妹間のひいきや母の気分で怒られたり怒られなかったり、親子間兄妹間で争いが絶えず、父宅では落ち着いて過ごせるのに母宅では怒られることが多いと子どもが感じ提案したことだった。

(A-AE2022.5)

M 一家は 14 歳(M1)と 10 歳(M2)二人の子どもがいる。母は自身が性被害に遭った過去を告白しており、娘も性被害にあったと思うと話している。父母が離別し、直後に父が急死した。

M 一家は面談のたび家族 3 人とも泣いてしまうが、M2 はエドゥケーターにこのように話している「私たちの家族みんなを助けるためにいるんでしょう。もっと元気になるように。嫌なことが忘れられたらいいのに。パパがいないことが辛い。パパは喧嘩して暴力なして話し合うことができなくていなくなった。だけど、いなくなって私たちはみんな悲しい。お父さんもお母さんも辛くて私たちも辛くて、それをやめるのにできることはある？問題はどこからきている？辛くなるには諦める以外の方法がある？」

(M-AE2022.03)

母と話せないことを話すためにエドゥケーターとの時間を利用していた。

以下は係長へのインタビューからの要約である。n は 7 歳の男の子で現在 22 歳の兄の頃から家庭に AEMO が入っているため、n は AEMO 育ちである。

n は全ての支援を享受しました。とてもいい成績をとっています。気持ちを言葉で表現するし、提案してきた教育的関わりをすべて活用しました。話せるようになり、自分の気持ちを言葉にでき、うまくいっていることも、うまくいっていないことも話せますし、思考できます。本当に素晴らしい成功で、嬉しくなります。AEMO の希望についていつか本を書いたらいいですね。本当ですよ、できることがすべてなされた。施設出身者などは本を書いています、AEMOのおかげで人生をやり直せた人の本はまだ十分出ていないのです。

(n-NE 2022.10)

言語化できることにいかに重点を置いているかが表現されている。なぜ話す機会をつくるか。調査開始時は職業に心理の影響が強い背景があることなのではないかと仮定していた。しかし、調査から、自身で船を漕ぐため、つまり利用当事者の主体性を尊重した福祉が実現できるためのプロセスとしての言語化であることが示された。

フランスにおける専門職の子どもとの関わりの土台となる考え方を築いた児童精神科医 Françoise Dolto は著書で以下のように書いている。

子どもたちが適応障害のために相談に連れて来られるばあい、その障害がごく幼いころに起因しているば

あいが多いのだ。もしそれらの親子の力になって、親と子の双方が不安や罪悪感抜きで理解しあうようにしてやれる人がいたら、その発症の初期に見られた障害の段階で回復できたらうにと思われる。

なにも、親がわが子を愛していないわけではなく、ただ、これらの親には、子どものことがわかっておらず、親自身が生きていくのにいろいろ困ることが多いのにとり紛れて、ごく幼い息子や娘の精神上的困った問題のことを考えてやれなかったり、あるいは考えたがらなかったりするのだ。

人間の子どもは生まれたとたんと言語存在なのであって、子どもが出会う困難な問題の多くは、大人が子どもにその説明をしてやれば、子どもの発達にとって最良の結果をもたらすような仕方と解決される。どんなに幼い子どもでも、子どもが苦しんでいる理由が親にわかっていたり、察しがついたりするばあい、親が子どもにそのわけを話してやれば、子どもは自信を保ちつつ、また親への信頼を抱きつつ、その試練に打ち勝つことができるのだ。(Dolto 1977:2-8 より要約)

エデュケーターがよく使う言葉として *Bienveillance* というものがある。*Bien* は良い、*Veille* は眼差しという意味であるため、暖かくて親身な関わりというイメージだ。それは自分にとっての良いものを押し付けるのではなく、相手が自身にとって良いと思うものを得られることを願う気持ちである。代わりにするのでも、指導するのでもなく、一人にしないで一緒にいる、そういった距離感である。

そして、日本語で「子どもの最善の利益」と訳されているものはフランス語では *L'intérêt supérieur de l'enfant*(子どもにとっての関心が最上位)と言うのだが、Salim Behloul と Beatrice Brauckmann は以下のように説明している。「子どもの関心が最上位というのは、誰もが、子どもの話を聞き、子どもの話を理解し、子どもが自身にとって何が一番関心があるか表現できなかった理由を理解しなければならない、という意味である」(Behloul, Brauckmann 2017)。子ども、そして親が考え自身にとって関心が何であるか表現できるようになることが重要であるとされている。

子どもがニーズを表現できる機会、そして親に伝える機会をたびたびつくっていたが、それも、認識を確認し、今後の望ましいあり方について親子自身が能動的に人生を築いていけるためであろう。「子どもが経験したことを認識する(*tenir compte de vécu des enfants*)」という表現がよく使われる。これは、子ども目線で起きたことを親が想像できるような助けである。*Prendre en compte* という言葉も重要である。それは、子どもの話を聞いても十分重視しない、矮小化したり一般化したりするのではなく、「確かに受け止める」ということだ。聞くだけでなく、それから先必ずその意見を念頭に置いて判断する、ということである。

ソーシャルワーク研究においても言葉や対話が重要な位置を与えるという考え方がある。隅広静子はクリティカル理論について、人間をあらゆる形の抑圧から解放し、自由で民主的な社会実現のために社会の変革を目的とした理論であるとし、その社会変革のために人間が果たす役割と力を強調する流れがあることを紹介している。隅広によると特に Ife Jim は「理論は実践の場でワーカーや利用者等が、共に内省を繰り返しつつ学ぶ過程(*reflexive process*)の中で創造される」。つまり、「ソーシャルワークにおいて、利用者はワーカーとの対話を通して、自分の個人的問題が実は自分だけの問題ではなく、地域や社会全体の問題であるとの認識を得られる。そしてそれはその解決にむけた行動へと発展する」「ワーカーも利用者も共に価値ある知識をもつ者として、両者は共に学び共に成長する謂わば同志であり、共同学習者なのである」としている。ソーシャルワーク研究においても言葉を使いともに実践をつくることの価値が指摘されている(隅広 2010)。

また、言語化のプロセスについては倫理との関わりからの検討も必要である。Bertrand Hagenmuller はソーシャルワーカーは倫理(*éthique*)的立場であってモラル(*morale* 社会規範)ではないと指摘する(Hagenmuller 2024)。「どうあるべき」というモラルはあるべき規範を示し、その枠組みに相手を当てはめようとする方法だが、支配的価値を押し付けるのではなく、本人が「変えようとしていることが変わる」ことを目指す。本人の言語化の尊重と倫理的立場の強調は Guy Hardy が指摘する「二重の強制」による影響も考えられる(Hardy 2022)。家族は希望したわけではなく強制

されて支援を受けている、ソーシャルワーカーたちも希望して来ていない家族に対して命令があるため支援をしている。お互いの居心地の悪さを乗り越え支援を可能にするためには、家族が主導権があると感じられる方法を模索する必要がある。

本人が望むことが実現する福祉のあり方とプロセス、そのために話を聞くということは、より良い福祉のあり方の模索や発展として進められたというよりも、苦い歴史の反省でもある。つまり、一章で紹介したレユニオン島の子どもたちが説明もされずに里子に出されそのまま放置されたことや(Jablonka 2007)、Lyes Louffok を代表とする子どもの声に耳を傾けられることなく福祉機関による虐待のような経験をしたという社会的養護当事者の告発(Louffok 2014)など、子どもを守るべき機関が子どもを傷つけたという事実は福祉業界に大きな衝撃を与えた。Louffok はテレビ出演の翌日に大統領夫人から電話がかかってきて、すぐに国の児童保護委員に任命された。「言語化による認識とアクション」をプロセスとして重視する背景にはこのような福祉機関による「悪い扱い」を避けるという意味合いがあるのではないだろうか。「利用者の声をききながら進める」という価値の背景にある当事者参加の流れを整理したい。

当事者の参加については、アメリカの Sherry Arnstein が市民参加を打ち出したのを皮切りに、フランスでも 1980 年以降参加によるデモクラシー(démocratie participative)や権力の平等(égalité de pouvoir)、そして 1989 年から学校で子ども代表と親代表が会議に参加し成績決定などに加わるようになった。2002 年以降は政策策定から関わるのが推奨されるようになり、2007 年に子ども支援計画書を子どもとともにつくるようになる。国の定める児童保護国家戦略には施設会議から国会まで子どもに関する決め事には子どもを参加させなければならないとしており(Ministère de la santé 2018)、2000 年以降親や子どもが研究に参加することは多い。2022 年には国の報告書として社会的養護出身の研究者が 1000 人の子どもからのヒアリングをまとめた報告書が提出されている(Arnaud-Melchiorre 2022)。その報告書の最初のページにあるのが以下の写真であり、子どもたちの発言を受け止める政策であるべきことを示している。

« J'ai envie qu'on me lise des histoires le soir et que l'on me fasse des câlins »



図 5-3 : 「夜に絵本を読んで、抱きしめてほしいです」(Arnaud-Melchiorre 2022 : 4)

Lyes Louffok は 2014 年に自伝を出版し、里親に関しては自分が懐いていた里親が他県に転居した際に継続して一緒に暮らすことができなかった苦痛、自分の調子が悪くなるような母親でも再会するよう強制された苦痛、施設で年上から暴力にあったことなどを告発し(Louffok 2014)、国の児童保護委員に選ばれ活躍したが、彼は現役のエducateurでもある。社会学者 Bertrand Hagenmuller が監督を務めるドキュメンタリー映画で描かれる施設出身の若者もエducateurである。3 兄弟の一人はエducateur、一人はホームレス、一人は刑務所にいて、エducateurになった若者が

兄弟を支えようとする。児童保護のもと過ごす期間にどのような経験をするかによって、同じ家庭出身であっても違った過去の受け止め方をし、違った成長をすることを伝えている。児童保護出身者は Perrine Goulet 議員、また医師としてメディアに積極的に出て発言する Celine Gréco など層が厚い。当事者たちが専門職となり改善を求め改革に取り組んでいることも、専門職たちにとってはプレッシャーとなり、より言語化による子ども自身の希望の実現というプロセスを丁寧におこなわなければならない状況をつくっている。

さらに、自身に関する書類へのアクセスも実践に影響を与えている。1978 年の法律により行政書類へのアクセスを定めているが⁶⁹、2002 年の法律以降さらに強化された⁷⁰。閲覧される可能性があるということは、エドューケーターが感じたことや本人に確認していないことを書くことができないため、本人に毎回確認する必要がある。「頭痛が続いている」など本人が言ったとおりを記述し、「不定愁訴が多い」などのくくり方はできない。「兄が非行の状況で警察沙汰になった」などといった情報が入っても、本人に確認してからしか記録はできない。このプロセスが言語化、認識の確認といった手続きにつながっている面もある。

親の参加は、親団体が報告をしたり、共同研究が増えたりしていてもまだ多くはない。しかし、例え改善を訴えることが目的のグループであったとしても、理解されていないと感じている親たちがいることは明らかだ。

「エドューケーターによっては裁判官が言っていないことまで私たちに耐えさせることがあります。AEMO のエドューケーターは親たちと一緒に歩き、親たちを助けるためです。けれど『これをしなかったら裁判官に報告します』と言ったりします。自分たちのことを裁判官やエドューケーターが決めるのです」

「監視されているように感じます。私たちは、子どもたちと小さな秘密を持つ権利があると思います。なかには裁判官やエドューケーターを罵る親もいますが、その見返りをくらうのは親たちです。関係性がよく、エドューケーターと信頼関係があると、AEMO は本当に支えになって話し合えます。関係性が悪いと、いつも罰せられるのは親たちです。協働しなかったことを非難されます。エドューケーターを変えるように訴えると、裁判官は AEMO の延長を決定します」

「ソーシャルワーカーたちに気づかれていないときは、すべて順調です。だから何も頼まない人がたくさんいます。けれど、一度ソーシャルワーカーに知られると、悪循環に足をつっこむことになります。もう何も自分たちでは決められなくなります」

「私たちは裁判官がアドバイスして、良い方法につないでくれることを希望しています。私たちがしたことについて言及するのは当然です。私たちの話を聞いて、言い訳も聞いてほしいのです。裁判官と私たちは同じ言葉をつかっていません。同じ世界を生きていません。裁判官が私たちが言っていることを理解できないのは、私たちのことを知らないからです。ソーシャルワーカーたちが書いた報告書をもとにしか判断しないことがあります。私たちが裁判官のところに行くと、自分たちのことを自分たちで説明できなくて、すでに決定内容が決まっています。私たちは判決を聞くだけです。有罪宣告のように。弁護士に守ってもらえるのは知っていますが、多くの弁護士は私たちのことを理解しません、裁判官の言葉を話すのです。私たちの暮らしを知っている人が司法の言葉を学び、メディエーターになるべきです」

(un groupe de parents 2001)

対応の改善のために学会や集会のたびに必ず親や子どもの当事者が登壇することは慣例となっている。2000 人を集めた 2024 年の児童保護全国集会においても、毎セッション当事者が話したのち、それぞれの発表がおこなわれた。当事者と福祉をつくるということを実現し、実践の改善をしようという取り組みはされ、AEMO においても報告書の内容を親子と話し合った上で決め、内容の確認もしてもらう。それでも、3 章の結果において、子どもの心配な状況がなくなり AEMO が終了した

⁶⁹ la loi du 17 juillet 1978 « principe general de libre accès aux documents administratifs ».

⁷⁰ la loi du 2 janvier 2002 « la personne prise en charge par un établissement a un droit d'accès à toute information ou document relatif à sa prise en charge, sauf dispositions législatives contraires.

家庭でさえ親たちの状況は大きく改善していないことがあると示された。

5.2.4 教育の一部として、そして方法としての文化的活動

AEMO のエデュケーターは子どもたちの課外活動の確認や、その活動を気に入っているかに余念がなく、6 週間ごとに到来するバカンスの準備にも定期的に追われていた。また、家庭訪問をしたときにおもちゃや絵本がないと、家族を連れて寄付が集まる場所を選びに行っている(t-2020.10)。なぜプライベートであるはずの「余暇」、そして文化的活動に積極的な意味合いを持たせているのか？

例えば I 一家についての AEMO 更新の判決文を例にとる。子どもが 4 人おり、テレビの前で終日過ごしていることの多い家族だった。

- 進学先選びと実習先探しをともにこなう
- 学校外でのアクティビティやバカンスの過ごし方へ開く
- 家庭内の調和やコミュニケーションを支えるため家族で話す機会を設ける

(I-JO2021.12)

この家庭の場合、心配な状況は子どもたちの学習の遅れだが、バカンスやアクティビティが重要な項目に位置付けられていることがわかる。

文化活動については 1998 年の疎外への闘いに関する法律(*loi du 29 juillet 1998 relative à la lutte contre les exclusions*)に「就労、職業訓練、住居、健康、教育、文化、社会保障、市民権、スポーツ、バカンス、レジャー、交通」を国民皆が享受することができると記されている。贅沢品ではなく権利なのである。フランスの福祉における文化のもつ意味は以下のように整理される。(安發 2023c)

1. 教育の一部としての「文化」
個々人の中にある文化を豊かにする
2. 道具としての「文化」
誰かと関係性を築く、グループとつながる、社会とつながるための道具
理解し、感動し、刺激を受け、目覚めるための道具
3. 排除とのたたかいとしての「文化」
文化は一部の人のためだけのものであってはならない。文化とは住宅や医療に並ぶ権利の 1 つ

Philippe Meyer は 1960 年に 14 歳から 18 歳の若者 107 万 4000 人もが「監視されたバカンス」に連れ出されていると書いている(Meyer 1977)。決して権利や平等だけではなく積極的な教育の意味合いも強いことは考えられるが、伝統的に教育のツールとしてバカンスが利用されていたことは確かである。

エデュケーターが家族に対して文化活動という「価値」を言語化し主張できるのは、例えばた保健省による『子どもに基本的に必要なこと報告書』などがあるからである。この論文でも示した図式のなか、文化的活動への参加は「経験を重ね、冒険し世の中を知る」「自尊心と自身の価値を認められること」「アイデンティティの形成」「しっかりとした枠組みとルール」といった点に該当する。一度専門職の視点が入ると、さまざまなニーズを満たしていることが求められるようになる。つまり「虐待を受けていなければいい」という基準ではなく、一般の家庭よりも保障されるべき基準が高くなると言うことができる。フランスで 2 週間のバカンスの間、何もしない、どこにも行かない子どもはいるだろう。しかし、AEMO では専門職たちが子どもにとっての関心とウェルビーイングを保障しなければならないため、2 週間何もしないことは許容されにくい。

教育省のホームページには「すべての子どもが成功できるように」と書かれており⁷¹、児童保護国家戦略のサブタイトルは「すべての子どもに同じチャンス」であった(Ministère de la santé 2018)。

⁷¹ <https://www.education.gouv.fr/grande-pauvrete-et-reussite-scolaire-le-choix-de-la-solidarite-pour-la-reussite-de-tous-8339>

パリ市では未成年と関わる職種を対象とした「社会的教育ガイド」という指針では、「子どもが基本的に必要とするもの、すなわち身体面、精神面、愛情面、知的、社会的ニーズへのアクセスをサポートする。子どもがよく成長発展していけるよう well-being を保障し、学習、スポーツ、文化そしてレジャーへのアクセスをとりはからう」と定めており、「日常的に大人は子どもと一緒に学習、スポーツ、文化、レジャーをするべきであり、子どものまわりの専門職が勧めるだけでなく親権者とのような文化やバカンスの計画を立てているか情報共有する。これらは危険を伴わない限り日常的行為(acte usuel)であるため親権者の同意を求めるものの、親権者の返事がない場合は児童相談所が実施を親に代わり許可することができる。子どもの成長にとって文化やスポーツ活動が有益であるのに親権者が反対する場合、子ども専門裁判官に判断を求めることができる(市民法 375-7)」 「すべての子どもがバカンスに行くことができる。それは、開花の源だからである。子どもの担当者は子ども自身と意見交換する場をもうけ、子どもの希望を聞き、子どもに合ったバカンスの提案ができるよう情報収集する。家族とバカンスに出かけない場合はこれまで愛着関係を築いてきた人とバカンスを過ごせることが重要である」とある(Paris 2021:97)。

未就学児の場合は心配があれば保育を利用していることが多く、3 歳からは学校に行っているため、文化的活動はある程度学校教育においてカバーされる。だからこそ、AEMO で着目するのは放課後と週末と長期休暇の過ごし方である。それらへの積極的な働きかけの背景として、文化的活動にはウェルビーイングの保障、開花の源、チャンスと成功、非常に多くの意味合いが持たされていることが示された。

5.3 社会的規範と本人の「行動する力」という価値

福祉の目的を「人権と尊厳を守ること」とソーシャルワーカーたちは言うが、実践の中でどのような価値が重視されているだろうか。調査から下の図のように段階があると分析する。各家族についてエデュケーターたちが書いた報告書の内容から実践における機能を書き出していき、カテゴリー分けを試みると、土台となり最低限保障されるべき子どもの権利と、より良い成長を目指す子どもにとっての関心という 2 段階構成が浮かび上がる。この中の複数の機能は 2 章で既にソーシャルワーク実践の内容として記述しているため、不足しているものについてこの節で明らかにする。

実践の中で目指されていること

実践における機能：ソーシャルワーカーが記述した実践内容に関する報告書より

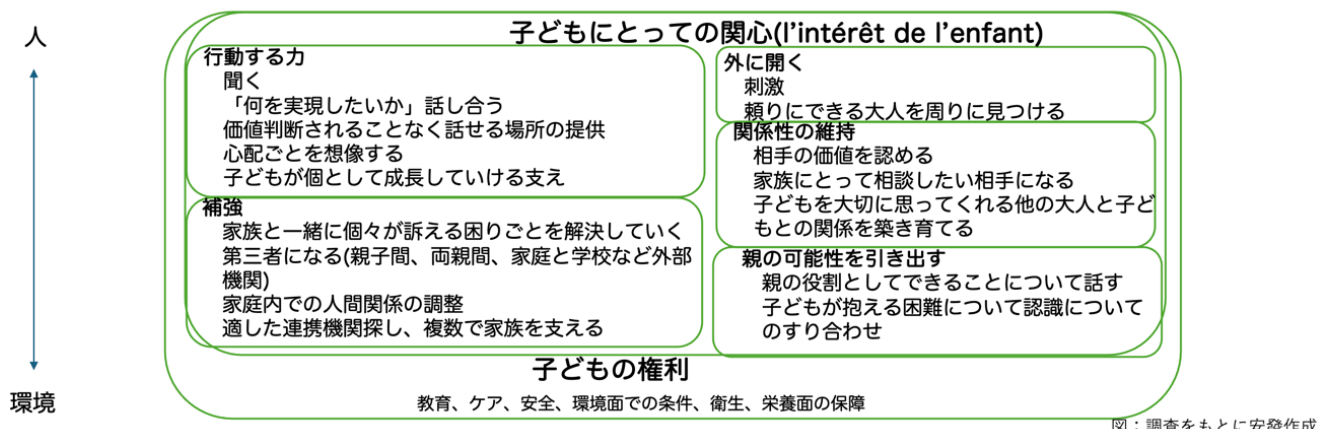


図 5-4：実践の中で目指されていること

5.3.1 子どもの権利を守るために「道理を元に戻す」

人権と尊厳を守る第一歩として「道理を元に戻す」という言葉が使われる。親が「子どもが悪いか

ら叩いた」と言っているなど、道理がひっくり返っている状況がある。「それは違う」と話す役割が必要になる。親にとって厳しいことを言うとしたら、それは道理を元に戻すためである。

例えば u 一家では 9 歳の J が父にベルトでたたかれたと心理医療センターに相談したことで AEMO が開始した。便失禁したことを隠そうとして叩かれたということだった。

u 家の父と AEMO 係長の会話

係長: ベルトでたたくことは悪い扱いだここ(判決文)にも書いています。しかも J は症状で失禁して具合が悪かったときにですね。(中略)病院からの報告書には、J の腸は我慢が長期間続いたことによる不具合と書かれています。

父: 映画もレストランも行けません、一日 3 回も便失禁があるので。

係長: 彼にとっては辛いですね、学校でも同じでしょうし。

(u - NV2021.6.28)

子どもが悪いことをしたから叩いたという論理を示す父に対し、係長は J は我慢が続いたことで症状が出ており、辛いのは彼なのだという別の論理を示している。子どもの症状改善への工夫だけではなく認識の整理から取り組むのは、ひっくり返された道理を戻すことで人権と尊厳が守られることを目指しているからであると考えられる。

親たちが子ども専門裁判官に呼び出される経験をとて難しく感じているという記述がある。親たちの会による記事によると「裁判所に行くときは心配です。何と言われるだろう？ 私たちについてどう思うだろう？ 子どもたちを産んだのは私たちなのに、司法が子どもについて決めるのです」という証言が紹介されている(Un groupe de parents 2001)。しかし、裁判官がまだある課題とその内容を明言することで、エドゥケーターたちは自分たちが矢面に立たず、裁判官の言葉をもとに「一緒に取り組みましょう」というスタンスで家族に接することができる。

5.3.2 「枠組み」と「制限」

「枠組みを定める(poser le cadre)」「枠組みの再確認(recadrage)」「制限をつける(mettre des limites)」「権威について取り組む(travailler l'autorité)」という言葉が使われていた。例えば以下のような事例である。

A(7 歳)は母と 3 人の兄弟と暮らしている。4 人とも父が違うため、子どもによってたくさん父に会えたり、父が出入りしていたり、いい洋服を買ってくれたりする一方で、A の父は他県に住み母が DV で父を訴えているためなかなか会うことも叶わず、兄弟の中でいじめられ、母からも他の子どもに比べ怒られやすい居心地の良くない状況があった。A はエドゥケーターが来るときに家族内でルールの確認ができることを望んでいた。以下はエドゥケーターによる、親子と過ごした時間についての記録である。

母と子どもたちを図書館に連れて行く。出かけてすぐに子どもたちが『行かない』と騒ぐので一度家に戻って枠組みを整える(recadrer)必要があった。子どもたちは手をつながないで勝手に道を渡る。公園で遊ぶと言うので母は「10 分だけ」と言いながら、10 分たっても動かない。

図書館ではたくさん本を持ってくるのに元に戻さない。走り、叫び、母は枠組みの再確認をしない(ne recadre pas)。母が本を読んであげたりしないので、子どもたちは騒ぐ。子どもは母の注意を引こうとしているのがわかる(il est en grande demande)。母は枠組みを表現せず、説明せず、何も禁止しない。子どもたちは椅子の上に立つが、母は子どもたちのことを見ない。姉は自分のしたいことを諦めて弟たちの面倒をみている。母は姉が自分のことができる時間を一切用意しない。姉に親役割を担わせ、子どもたちのニーズに関して否認の状況である。

帰宅すると子どもたちは手を洗わないが、母は何も言わない。子どもたちは自分のとったおやつを食べ終わらないうちから他のものを食べ始め、最後の一切れは食べ残したままにしている。一番下の子どもがまだ話さず、喃語も言わないので AEMO の対象に含め、保健センターのフォローを受けるよう母子の在住する県の AEMO に連絡をする。子どもたちはウェルビーイングの状況にない(mal-être)ことを表現しており、落ち着いて暮ら

すことができていない(ne savent pas se poser)。

(A-AE2021.11)

枠組みについて親役割として重視していることが窺える。それらを助言ではなく、一緒に図書館や公園に行く中で行動として示すことで、枠組みについて家族全員に伝えようとしている。

権威についても同じで、子どもが大人が言うことを尊重でき、いちいち交渉しないで済むためとされている。

例えばH一家では、母から子どもたちが反発し、言うことをきかないと相談があったため、子どもたちは幼児エドゥケーターとともにプレイモビルを使い、家庭の中のルールについて練習をした。エドゥケーターは母にこのように伝えている。「育ちには、制限を受け入れ、その制限は一貫性があり常時同じものでなければなりません」(H-AR2022.2)。

K一家については、K(14歳)が朝からテレビゲームをして学校に遅れるなど、母が子どもに枠組みを示し、ルールを一貫させることに難しさがあるため、たびたびエドゥケーターが3人で話しルールを確認した。それでもKは無尽蔵にテレビの前で過ごしてしまうことがあり、母もそのままにすることがあった。枠組みについて親子とたびたび話すのは子どもにとって大まかな道すじがあることでいちいち迷ったり交渉をせず適した行動がとれ、親との衝突も防げるという目的であった。

以下は子どもの学校でのトラブルについてエドゥケーターが母と話してもなかなか解決の糸口が難しいと会議で話しているシーンである。

エドゥケーターC: 子どもたちが暴言を吐くけれど、母も子どもたちに暴言を吐くんです。子どもたちが中指を立てることについて、母に言うと、私も子どもたちに中指を立てると言います。同じように、子どもが夜遅く寝て朝学校に来ないことについて母に話すと「1日学校にいるんだから私も子どもと夜ゆっくり楽しみたい」と言うんです。枠組みが十分定められていません。

係長: 父も母も悪気があって悪い言葉遣いや反応をしているわけではなくて、そういうのが自然な団地の文化で育ったのよね、それはすごくわかる(目を細めほほえむ)。

エドゥケーターC: 母が他の母たちと校門で話しながら子どもたちが学校が終わって出てくるのを待っていて、子どもが「ママ、あいつに嫌なことされた」と言いに来た。そのとき、母は他の人と話している途中だったこともあるのですが「やっつけなくて言ったよ!」と言ったと学校からは報告がありました。

(j-NR2021.06)

この事例で問題となっているのは「再社会化」(Darmon 2008)と言われるもので、家庭内でのコード(方法、ルール)、から、社会に適応できるコードも両方身につけられるよう専門職が支えることで、社会でもトラブルを起こすことなく居心地良く過ごせるようにするという考え方である。

2023年に2万8000人の専門職が加盟する児童保護全国連盟CNAPEより出された報告書『子どもにとって必要なこと - 実践情報』においては5章のうち1章が割かれている。そこには「社会的なコードを身につけることは『あり方(savoir-être)』を学ぶことである。そのため、子どもには生まれたときから、教育的で構築的な枠組みが置かれる必要がある(L'enfant a dès sa naissance, besoin qu'un cadre éducatif structurant soit posé)」と書いてある(CNAPE 2023:25)。

さらに、エドゥケーターたちへのオンライン継続研修を実施しているインターネットサイトには以下のように書かれている。

「子どもに制限を定めるという一連のプロセス」

制限を定めることなく子どもの教育をすることはできない。制限を定めないということは、子どもにとって、何をするということでもできる、人間関係も自分の希望や欲求通りに変えられると感じられることである。実際にはすでにある世界の中で、ルールやコードがある中に人は生まれる。両親とエドゥケーターの役割は制限を定めながら、すでにある世界の中での経験を子どもに伝えることだ。子どもが安全と感じられるためには「目の前の大人は確かに頼れる人で、子どもにとっていいものを知っている」と思える必要がある。その大人は子どもについて何時間寝る必要があり、何時間を超えて画面を見るのはよくないか知っており、して

いいことといけないことが何かを知っていると子どもが感じられること。枠組みがあることで自らを築き、この枠組みをもとに反発もすることができる。

子どもが大きくなるにつれ、言葉によって制限を伝えるようになる。「触ってはダメだよ、痛い思いをするかもしれないよ」と安全に育つことができる環境を定める。子どもが枠組みを知り環境を知ること自立できるようになる。

大人にとっても枠組みと制限があることで、子どもに対し衝動的な行動や脅迫をしないで済む。教育をするなかで予想しなかったことが起きることがあるが、大まかな道すじ、価値、枠組みが準備されていると混乱は防げる。子どもが騒いでいるときは一人で落ち着くようにさせ、画面を見ないようにさせ、散らかったものを片付けさせる。子どもの年齢と、発達と、個性に合った方法で、大人が上位にあると見せるのではなく、子どもをばかにすることでもない方法で枠組みを示し直す。子どもが成長するのに必要な枠組みを改めて示すのだ。子どもが自分の行動を自覚し、徐々に責任を持って行動できることを学べるようにする。落ち着いたタイミングで子どもと制限や枠を超えたことについて話し、何が起きたのか子どもと理解しようとする。ここまですべてが「制限する」ことについてのプロセスになる。制限は一貫性がある必要がある。一人の大人が子どものしたようにさせ、子どものいたずらを一緒に隠すようなことがあったり、他の大人が厳しすぎたり正しくないと批判することは子どもにとって有害である。枠組みを壊し、子どもにとって混乱を招く。大人が例を見せる必要があり、大人自身が制限を守ることが子どもが制限を理解するのに一番有効である。(yapaka.be より要約)

ここで見られる枠組みや制限は、家庭も含めた社会内のルールを理解した上で自律的に生きられる、感情や衝動のコントロールができるような方向性である。一方で、子どもを一人の人間として尊重し、意見を聞き、子どもに選ばせることが近年重視されてきた。子どもの主体性の尊重という文脈と、もう片方で子どもへの共感性を重視する関わりという文脈の二つがある。「温かい見守り教育(éducation bienveillante)」や「ポジティブ教育(éducation positive)」「ポジティブな親をすること(parentalité positive)」などは後者の流れである。そのような傾向に対し、Daniel Marcelli は「他者との関わり」に対して「自分との関わり」が優先される教育がおこなわれているのではないかと指摘している(Marcelli 2020)。エドューケーターにとってはそれらの文脈の中で、家庭の中での教育について価値とされてきた枠組みや制限の習得という考え方、子どもの意思の尊重とウェルビーイング、親にできる教育的関わり、それらのバランスを取り関わるのが求められている。

5.3.3 明確な基準の存在

「外に開く」「文化的刺激」などと AEMO の判決文に書かれているのはなぜだろうか。

K 一家の 14 歳の男の子は画面の前で過ごすことが多い。夏休みエドューケーターは 11 万 2000 円を児童相談所に請求して 8 日間のマルチ・アクティビティーキャンプに K が行けるように手続きした。判決文には以下のように書いてある。

- K に家庭の他のメンバーについての責任を負わせない
- 成長のための刺激
- 画面の前で過ごす時間を減らす
- 就寝の儀式をつくる(いつも同じ時間に同じ流れで寝る準備をする)
- 生活のルールと枠組みを強化する
- 外でのアクティビティと課外活動への参加
- 心理医療センターに通う
- 日常のオーガナイゼーション

(K-JO2021.6)

ソーシャルワーカーたちがよく使う言葉として「社会性」「世の中に開かれていること」「可動性」「自尊心」がある。これらの言葉はお互いよくつながっている。社会性は家庭の外で人間関係が円滑に運べること、世の中に開かれていることは好奇心があり新しいことに取り組む意欲があり関心の

幅が広いこと、可動性は心理的負担を強く感じずに他の場所に移動することができること、そして自尊心はそれらに苦手意識があるときに低いことが多い。エドゥケーターは「楽しい時間を一緒に過ごせる機会」を意識的につくっていくなかでそれらを育て、好みを知った上で子どもの関心があることを十分できる機会につないでいく。一番最初の出会いのときエドゥケーターは子どもに「何をするのが好き？」「それを今度一緒にしようね」という話をする。例えば 14 歳の h は「ツリーアドベンチャーが好き」と言い、エドゥケーターは一緒に行く約束をした。

「個として成長できる場」をつくるという言い方もする。それは、家族の心配ごとがあり、自分自身の好きなことについて考える余裕がない子どもたちがいるからだ。ジャスミンはお母さんの体調が心配で学校のアクティビティに身が入らず、給食も家に帰って食べ、放課後のアクティビティにも参加していなかった。しかしお母さんは体調がすぐれずジャスミンと遊んだり公園に連れて行ったりできない。社会家庭専門員が家でクレープ作りなど親子のアクティビティを提案し、エドゥケーターが本やおもちゃの寄付からジャスミンの関心にあったものを持ち込んだ。さらに、週の半分は給食や放課後クラスに通うことの重要性を母に話した。これらは「外に開く」という価値からきているということができる。

集団で過ごすことの必要性についての強調もこの考え方からきていると考えられる。児童精神科医 Severine Lejeune はグループにいること自体がセラピーになると言う。子ども同士お互い再構築することができ、関係性における成功経験をする。暴力被害経験のある子どもは、自身と他者が混乱していることが多い。それは、自身の意思や希望と体が経験したことが食い違うため、自身で体をロボットのように操ろうとするようなことがあったり、心理的自立が阻まれている。それを調整する機会になるとする (Lejeune 2023)。これも、大人である専門職との関係性における成功経験があるからこそ安心して挑戦できるものである。

集団の中で過ごすこと、外に開くことを重要な価値であると考えているのはエドゥケーターだけではない。心理的社会的能力は教育分野において学習と同じ重みを持って捉えられている。学校は心理的社会的能力を身につける場でもあると教育省は定めている。この概念は WHO が 1994 年に定義しており「個人が日常生活における出来事や乗り越えるべき課題に効率的に向き合うことができる能力。精神的ウェルビーイングを維持することができ、他者とのやりとりにおいて、その人の属する文化や環境の中で状況に適したポジティブな態度をとることができる能力」としている。そのために、生きていくにあたって土台となるさまざまな能力(ライフスキル)を学ぶ機会を用意すること。ライフスキルについて WHO は 2003 年に「自覚的に自ら決定をし、問題を解決し、批判的でクリエイティブな思考をし、効果的にコミュニケーションし、健康的な関係性を築け、他者と共感し合え、困難に立ち向かい、健康的で生産的な暮らしを送ることができる社会的心理的能力、関係性における能力」と定義している。その後、定義は発展を遂げフランス国立公衆保健庁は「行動する力を強化し、精神的ウェルビーイングを維持し、前向きな機能を維持し、建設的なやりとりを発展させることができる」と 2021 年に示している。

当初 WHO が示していた能力は以下表 5-2 の通りであり、2 つずつ対になっている。

表 5-2 WHO による心理的社会的能力(WHO 1997⁷²)

問題を解決することができる	自分で決定することができる
クリエイティブな思考ができる	批判的な思考ができる
効果的なコミュニケーションができる	他者との関係性が器用である
自己認識ができている	共感性がある
感情をコントロールできる	ストレスを管理できる

⁷² https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/63552/WHO_MNH_PSF_93.7A_Rev.2.pdf (2024 年 10 月 1 日最終閲覧)

現在フランスで指標となっているものは WHO が 2000 年に示した指標がもととなっている。

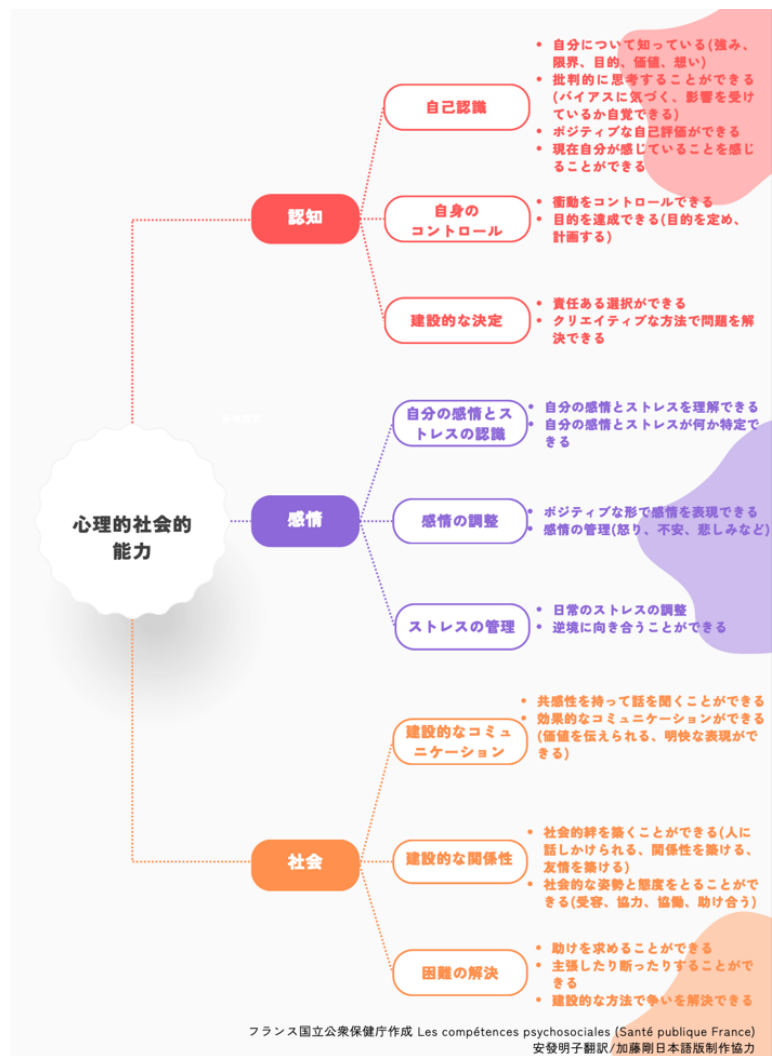


図 5-7 フランス国立公衆保健庁による心理的社会的な能力⁷³ 安發翻訳

I 一家において、週末ほぼ 1 日テレビやゲームをして過ごしていた子どもたちに放課後のアクティビティを提案したり、職業を複数体験するホリデーキャンプに登録したり、地域のエドゥケーターが開催するイベントにも連れて行ったりしているのはこのような理由による。その実現においては実に細かなところまで労力を惜しまない。例えば H 一家はエドゥケーターがクラス旅行などの手続きを気をつけてしても、結局子どもたちが行かないようなことがあった。母が当日学校に子どもを連れて行かなかったためだ。そのため、9 歳の子どもがクラス旅行に行けるよう前日に家に荷物の準備に行き、当日早朝に家に迎えに行きエドゥケーターが学校まで送りに行っている。さらに、サマーキャンプなど家庭外で過ごす機会もつくった。子どもたちが帰宅するたびに子どもが旅先で虐待にあったと母は警察に被害届を出しに行くため、その都度エドゥケーターは仲介に入っている。

フランスの学校は 3 歳から義務教育で 8 時半から 16 時半まで授業があり、ハードであるにもかかわらず、なぜ土日や休暇中に家でゲームをして過ごすことをエドゥケーターたちは許容しないのか？そのようなことについても何重もの観点から方針が明示されている。まず、ユニセフが 2010 年に打

⁷³ <https://www.santepubliquefrance.fr/competences-psychosociales-cps> (2024 年 10 月 1 日最終閲覧)

ち出した「最初の 1000 日」についてフランスも 2020 年に脳精神科医の Boris Cyrulnik が率いるエキスパート 18 人による報告書が国に提出され、妊娠 4 ヶ月から 2 歳までの期間をより良い環境で子どもたちが「開花⁷⁴」することを目指した方針が公開された。そこには以下のように書かれている。

最初の 1000 日報告書

画面(テレビ、タブレット、ゲーム)は大人とのやりとりの代わりにはならない。乳幼児期の遊びは冒険心、想像力、計画力、協働を育てる。画面を見ることや、学校によるプレッシャーは好奇心、行動力、子どもの間の社会的遊びの習得には役立たない。画面はさらに、寝起き、寝るとき、食事中、子どもが言うことを聞かないときに見せると悪影響が大きい。画面は子どもに大きな刺激を与え、多くの情報を処理させるため、継続的な注意を要する。子どもを静かにさせるために画面を使うことは、子どもが自分の感情を自分で調整する力の発達を阻害する。画面を見て過ごす時間は、子どもの育ちにとって大事なコミュニケーションの時間でも、運動能力を高める時間でも、遊びでもない。子どもたちの育つ環境を整えることは子どもの知性を育てる鍵となる。(Ministère des solidarités et de la santé, Les 1000 premiers jours より要約)

それに加え、教育省はホームページに以下のように明記している。

画面(テレビ、タブレット、パソコン、携帯電話)について

3 歳未満：画面は見ない

3-5 歳：1 日 30 分以下

6-8 歳：1 日 1 時間以下

9-11 歳：1 時間半以下

12 歳以上：2 時間以下

食事中や就寝前は禁止。

もし違反をした場合

やめたくないで怒った：翌日は禁止

インターネットを勝手に検索した：大人の見ていないところでの使用は禁止

隠れて画面を見た：1 週間禁止

(教育省 Comment utiliser le numérique en toute sécurité?⁷⁵)

根拠を明確に示すことで、ソーシャルワーカーたちにとっては親子に示す基準になり、親子間の紛争がある際も枠組みを話しやすい。N が朝からゲームをしていて学校に行くのが遅れるときや、週末一日中テレビがつけっぱなしだった I 一家について、上のように方針が明確に示されることで、枠組みが決まるため、具体的な話し合いができるようになる。実際に 1 日家族でアクティビティをするのが難しい場合、どのような解決法をとることができるだろうか？と家族のリソース、地域のリソースについて話し合い、I 家族と N 家族の親たちは路上エドゥケーターたちがさまざまな企画を終日実施しており、親たちにとって顔が見える人たちであるため、知らない場所に子どもたちを預けるよりも安心であると賛成した。

なぜアクティビティや刺激、集団での活動を推奨し、テレビなどについて厳しく意見を言うのか、背景にある価値は複合的で、研究結果や方針の産物であった。つまり、科学的なもの、関わるすべての分野からの知識のアップデート、ニュースも含めた傾向、すべてを含めて専門的であることが求められている。かつ、それらを振りかざすのではなく相手の意向とすり合わせをし、地域で活用できるリソースを十分知り、家族一緒に方法を紡ぎ出すことが求められている。

⁷⁴ 世界人権宣言の 26 条教育の目的について日本政府訳は「人格の完全な発展」、フランス語は「その人らしさの開花(L'éducation doit viser au plein épanouissement de la personnalité humaine)」である。

⁷⁵ <https://www.education.gouv.fr/comment-utiliser-le-numerique-en-toute-securite-323771> (2024 年 10 月 1 日最終閲覧)

5.3.4 行動する力

AEMO のソーシャルワークにおいて本人の判断が一般的に考えるより一層の努力ではなく現段階での無理のない範囲を決めることだったり、一般的に価値とされるものとは違ったとしても本人が今大切にしたいことに時間を費やすことだったりすることを尊重する場面がいくつか見られた。

K 一家では知的障害のある母が 14 歳の兄(K1)に 5 歳(K2)と 2 歳(K3)の弟の面倒を見させている状況があった。

母は「いつか子どもたちの面倒をみることにについて余裕ができる日がくることはイメージすることができない」と話し、特に子どもたちが騒いでいるときに叩いたことがあると告白し、子どもたちにとって安心な枠組みを示すことについて、自分は限界を超えていると話したことがあった。母は「子どもたちに辛い思いをさせたことはないし、うまくいかないことがあってもそうしたくてしたわけではない」と言いながらも、家庭に子どもたちがいる間テレビの前に放置している現状は続いていた。母の入院を機に K2 と K3 が一時的に施設暮らしを経験し、結果的に母が退院後も「施設の専門職であれば、自分よりも上手に子どもたちの面倒を見てくれることは確実」「子どもといると私はいいリズムをつくることができなかった」と話し、退院してから子どもたちを家には戻さない決断をした。

(K-AR2022.06)

エデュケーターたちは困難を自覚することを自立として評価した。心配な状況は在宅教育支援、危険な場合に施設という位置付けだが、実際には危険はないものの心配な状況が改善しない状況もある。そのようなとき専門職は、子どもたちが現在危険な状況にあると言い切れないため、施設を提案する判断はしにくい。親自身が心配な状況が深刻だった K1 のケアができるように小さい子どもたちを施設に預けるとするのは前向きな判断とされた。

すべての家族に対するソーシャルワークにおいて、いかなる場合も親に対しても若者に対しても「就労」は促されていない。

C(17 歳女性)は両親を頼ることができず、姉宅に第三者措置となっていた。姉とのトラブルで学校をやめてしまっていて、自立支援金の申請はした。自立支援アパートにも住めるよう手続きを進めた。仕事に早く就くことは求めている。「自立した大人」として仕事をして自身で経済力を得ているイメージがあったとしても、その方法は就労を手伝うことではなく、本人が well-being を感じて暮らし、したいことを見つけて取り組んでいる、そういった道筋がとられていることが特徴である。親たちについても就労しているかどうかはあまり関心が持たれていない。その背景にある価値とはどのようなものだろうか。

行動する力「pouvoir d'agir」は 2022 年の在宅教育支援全国大会のテーマにも取り上げられていたほどキーワードになっている。エンパワメントに近い言葉だ。この言葉を広めたことで有名なカナダの社会学者 Yann Le Bossé は「行動する力は、人が自分にとって大事だと思うことについて自分で操作することができること」と定義している。

「できるだろう」ではなく「今することができる」と感じる。自身の尊厳を他の人のそれと同じように感じていて、自分に対し敬意を持っていること。行動する力を阻害するものとしては苦しみ、そして自分の完全性が感じられないこと、そして一人の人間として自分で自分に敬意を感じられないこと。方法として「君にはできる」と言うだけでは本人の自己認識は変わらないため、本人が自分のためにアクションする機会をたくさん作ることが大事である。自分にとって大切なことのために自分で選んだ行動をする。距離を置いて考えることができればできるほど、自分のことが明確にわかる。何が正しいか、社会問題の中での自分の状況が理解できる。アクションは認識だけではなく、誰が何を、誰のために、どうしてしたいのかがはっきりわかるよう支えることが重要である。本人が感じていることは何で、何が試してみたいと思っているか？「私はこれで成功することができる」という感覚の積み重ねで人は自らを築くことができる。(Le Bossé 2022)

行動する力は自分の人生を能動的に生きることの延長にある概念で、福祉の押し付けや、非支援者

(assisté)としての扱いに対する主体的なあり方として打ち出されている。

医療分野でも、当事者が希望しない治療、当事者自身の意欲がない対応はうまくいかないことはたびたび言われている。AEMO は強制された支援(aide sous contrainte)であるため、強制から始まって、いかに協働体制を築けるかが支援が実行できるか否かの鍵になる。うまくいかない場合、AEMO を担う機関の変更や、親子分離の可能性もある。Bruce Perry は著書のなかで「トラウマとは根本的に、圧倒的な無力感とコントロールの喪失に直面させられた経験であるため、回復のためには、実際の治療の重要な局面で患者が決定権を持つことが必要だ」と述べている(Perry 2010)。エドゥケーターの国家資格に関するガイドラインには潜在力という言葉が何度も登場する。それは、すべての人が潜在力があるという前提のもと、引き出すことがエドゥケーターに求められているのである。そのため、求められている能力として「出会いややりとりに適した枠組みを調整する」ことを求め、能力をはかる指標として「話す空間を整えられる」ことなどが記されている。そのため、エドゥケーターは最初に親と面談する約束をする電話にて「どのような形で話すのが話しやすいですか？事務所にいらっしゃいますか？ご自宅がいいですか？どこかのカフェがいいですか？公園などを散歩しながらでもいいですよ」と聞く。強制で開始するからこそ、相手の負担を軽減する工夫をして、協働の糸口を探る。

以下の図は調査を元に導き出したものであり、エドゥケーターたちが頻繁に使う言葉の中で、「行動する力」に関わるものを整理した。まずは中立的で批判されない場があり、いい悪いの判断をせずに聴く人がいること、兄弟や家族のトラブルとは別に個として自分を捉えてくれる人、共感を持ち自分の心配をしてくれる人がいることが土台となる。そこで初めて言語化するための条件が整う。その上で、現実をどう捉えることができるか話し合い、自分の希望が認識されていくことを支える。さらに、次のステップとして、その希望の実現に向け後押しをする。その先に本人が自分のために行動(アクション)していく力が開花していくイメージである。

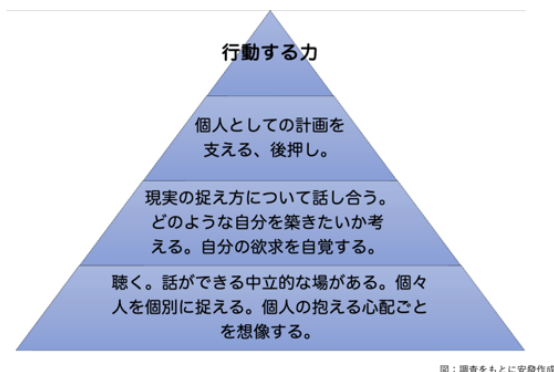


図 5-5：行動する力 調査より筆者作成

また、自立という言葉の意味についても言及したい。日本の大辞泉という辞書では「他への従属から離れて独り立ちすること。他からの支配や助力を受けずに、存在すること。別のもので支えていないこと」とある。一方、フランス語の辞書 Petit Robert では「個人が自分の意思で決めることができること」という表記もあり、自由に関する意味が含まれており、必ずしも「助けを借りない」という意味ではない。現場において、自立について「自分でできないことについて助けを求められること」という説明がされていた。

当事者が望んでいて納得した方法でないと効果がないということは臨床から得られた知見であろう。しかし、それだけでなく、よりよくソーシャルワークができるための戦略であり、当事者主体の外交のような面もある。「行動する力」を支えるという方向性の方が侵害性も少なく価値の押し付けや暴力といった踏み外しをしにくい。実際ニーズに触れてきた現場の実務者によって守られている

実践知であり価値である。

5.4 社会を変革するソーシャルワーク

5.4.1 社会的アクションと職業の発展を担うソーシャルワーカー

Yann Le Bossé はエデュケーターの役割を「警察と支援者、ミリタン、そして一人の人間」を同時に兼ね備えるものであると言う(Le Bossé 2022)。ミリタンは信念を貫きたたかうという意味である。ソーシャルワークは社会を変革すること、という意味合いに近く、望ましい方向に近づけるためアクションを続けることを指す。

専門職が職業の発展を担うことが国のガイドラインで示されているという点は特徴的である。エデュケーターガイドラインは4つの柱からなっているが、そのうち1つは「社会的教育的アクションの実施」、もう1つは「知識や技術のアップデートと継承」である。

3 社会的教育的アクションの実施

[ネットワーク形成]エデュケーターは関係機関や団体の参加を促し、ネットワークを動員する。

[社会全体への働きかけ]人々を囲む環境と、社会全体に対し、社会的絆と連帯を強化することに寄与する。

4 知識や技術のアップデートと継承

[アップデート]ミッションに関連する政治的、経済的、社会的背景に関する知識を常にアップデートし、知識の蓄積と更新をおこなう。

[海外情報]外国語を含む情報源から情報を収集し共有する⁷⁶。

[知見の共有]専門職の将来を担う人々、現場を支えるアクターたちに実践や知識を継承するために、経験を意識的に共有する。

[政策提言]ニーズに関する公共政策の実現について提案する。

[継承と職業の発展]十分な経験を積んだ後は、専門的な知見を記述し広く公開し、職業の専門化プロセスに参加する。

(内閣府社会的結束総局 専門的エデュケーターの職業ガイドライン)

「社会的教育的アクションの実施」については、例えば、親子関係が難しく家にいられず、知的障害があり、性被害経験があり、行動トラブルと犯罪傾向があるという、社会的養護+障害+医療ケア+少年法のニーズが同時にある子どもの受け入れ先を複数の民間団体のコラボレーションで実現するだけでなく、複数ニーズのある子どもの受け入れ態勢が不十分である現状について、関係分野の専門職集団も招いた合同の学会を2021年に開催し1200人招集、現場職員たちが発表をおこなったことが挙げられる。毎回同じことで大変な思いをする利用者、そしてスムーズに仕事ができない状況を改善するためのアクションをしている。エデュケーターたちは「連携が難しい」とは表現する代わりに、連携をつくることが求められている。

今回の調査においても子どものトラブルについて学校からの呼び出しがあったときにエデュケーターが毎回一緒に行く、ジャスミンの心理医療センターの送り迎えをエデュケーターがおこなうことで毎週心理医療センターの職員と話すなど子どもを囲むネットワークをつくっている。

4人兄弟がいずれも学習に遅れがあり学校でトラブルを起こし、親が学校と対立していて家庭まるごと孤立しがちだったIについては路上エデュケーターと両親が会う場面をセッティングするなど地域支援にもつながっている。

社会に対するアクションとしても、在宅教育支援のエデュケーターと家族の様子をドキュメンタ

⁷⁶ 安發注：2018年より英語と第二外国語が義務付けられた。ソーシャルワークに関する外国語の文献、講演、学会へのアクセスを求められる。

リーとして撮影した映画が公開されるなど、現場が働き方を世の中に知らせることに貢献することで広い理解を実現しようとしている。エドゥケーターに関する映画は実に数多く、エドゥケーター出身の映画監督が撮影したものもある。同じように、エドゥケーター出身の漫画家、ゲーム製作者、議員など、それぞれの方法で親子支援の価値を社会に伝えている。エドゥケーターが積極的にメディアに出て現場についての意見を言うこともある。現在政策決定に直接携わらない働き方をしている現場専門職であったとしても意見を言い続け、アクションに参加する。例えば 2022 年には全国の在宅教育支援を担う専門職たちが全員で一斉に大統領宛に手紙を書き、在宅教育支援の強化を求めた。数千通の手紙を同日に送り、後日代表が大臣との面会の場を持った。2024 年には在宅教育支援の専門職各県の代表が共同で大統領宛の手紙を書き、メディアに掲載した。また、例えば以下の図は在宅教育支援を専門とする団体のデモ参加への呼びかけであり、40 万というのは 2024 年現在おこなわれているキャンペーンの名称だが、40 万人の子どもが適切な保護を必要としており、それに対しさまざまな方面で足りていない状況であることを訴えている。この日は 3000 人のソーシャルワーカーが集まり、3 時間行進し、児童保護の重要性をメディアに訴えた。



図 5-6：2024 年 9 月 25 日デモ呼びかけ
(Olga Spitzer 在宅教育支援機関インスタグラムより)

「知識や技術のアップデートと継承」についても、これが価値であると定めているからこそ、働きながら専門学校で講師をしたり、研究者となり実践知の蓄積について広く伝えるような役割を担う人を多く輩出することができている。エドゥケーターがいるということは、支援が必要な人に対応するだけでなく、支援が必要になる状況をつくらない社会に変革するための働きかけ、より良い福祉を実現できる枠組みを求める動きも含まれている。

フランスの福祉の発展に関してはトップダウンではなくボトムアップの力は大きく働いている。1948 年に創設された CNAPE 児童保護全国連盟は、2 万 8000 人の専門職と 8000 人のボランティアが児童保護としてフォローする 25 万人の子どもと若者の支援団体を統括している。CNAPE は 2024 年 7 月に AEMO と AED に関する報告書を公開した。その目的は、県からの予算が必ずしも増えていないなかで、在宅教育支援の対象となる子どもの数も、求められる支援の頻度も増していることで、「子どもにとって必要なことに応える状況が悪化している」ことを訴えるものだ。さらに、AEMO のアクションは環境に合わせるのでも、地域特有の不足に合った対応をするのでもないとしている (CNAPE 2024)。それは、不足をうめるアクションではなく、AEMO は子どもにとって必要なことに応えることであるため、環境や地域の不足はそれぞれ環境や地域で解決しなければならないことを求めている。専門職の臨床の発展をもとに、児童保護の効率について疑問を呈するとしている。法律の枠組みにもとづき子どもに必要なことに応じることは必須である。共同の知識とアクターたち

の動員がコンセンサスを築きアクションに意味を与え、共通の課題を明確化し、未来に向けたビジョンを作ると訴えている。

これらソーシャルワーカー一人一人の積極性、能動性、自主性が求められ、原動力にもなっているのではないだろうか。ソーシャルワーカーが自らを「ミリタン(信念を貫きたたかい続けるという意味)」と呼ぶのもその背景を示している。

ソーシャルワーカーからすると、図のような価値背景の中で仕事をしているのではないだろうか。子どもの権利条約で求められている権利を保障し、その詳細を定めた国内の価値提示を実現し、継続研修によって権利意識をアップデートし、裁判官に権利を保障できる実践をしているか定期的に確認を受け、職業の発展と世の中への周知を担い自分たちと利用者を含めた状況の改善を志し、利用者主体の福祉である「行動する力」を実現することと同時に、社会を変革するソーシャルワーク実践も求められている。

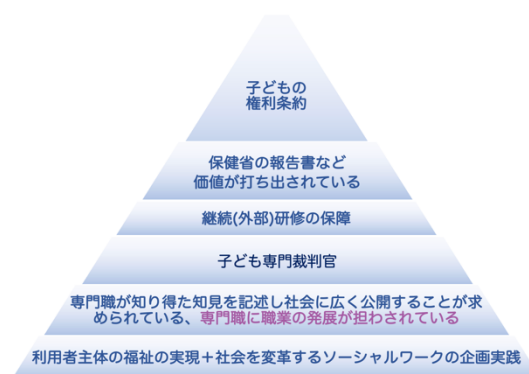


図 5-7：子どもの権利が守られるための構造

「行動する力」や「レジリエンス」、常にさまざまな概念についての最先端の知識が求められ、実践において遅れがないことが求められる。立場上、常に権利の侵害や、プライベートの侵害、倫理的な問題といったことを犯しかねない職業というリスクを背負っているためプレッシャーは大きい。知らないことで LGBT 差別になるようなことをしていないか、ステップファミリーのもと暮らす子どもが経験する難しさを十分理解できているだろうか、性被害に遭っていることを見落としていないだろうか、子どもの力になれているだろうかという恐れは、「法律で定められた役割を遂行すればいい」というなめらかなものではない。

立場上とても繊細な関わりを扱うため、研修を重ねチームで知恵を出し合うが、それでも利用者から必ずしも敬意を示されるわけではない。例えば、両親の離別と再統合が繰り返される中、学校で問題を起こして AEMO が始まったマノンの父はマノンに高級なダウンジャケットを売られ、マノンを叩いた。マノンがエデュケーターに訴えたことで逮捕された。マノンの父はそれきり AEMO の電話には一度も出なかった。親に歓迎されなくても、子どもの権利が守られるための動きをし続けなければならない大きなプレッシャーの中で取り組んでいると言える。

5.4.2 現場、研究、政策の連携

「最初の 1000 日報告書」や「親をすることへの支援国家戦略」のように健康省から現場へのアップダウンの価値の共有のみならず、現場から県や国へのボトムアップの実践知による価値の共有も意識的におこなわれており、フランスのソーシャルワーカーはその価値の共有の一端を担う役割を職務として担っている。その具体的な方法として、ソーシャルワーカーのチーム会議の場面に脳科

学、法学、心理学、教育学などの研究者が同席していることは頻繁に見られる光景である。研究者を積極的に現場に入れ「思うことがあったら言ってね、より良い仕事ができるようになりたいから」と係長たちは声をかけていた。筆者は同じ機関に2年間通ったが、一時、他に2人の研究者が同じ場所に継続して通っていた。実践知を研究に提供することで福祉の発展をともに支えたいという現場係長たちの意志があった。現場に研究者が多いことには理由があり、その一つが1981年から取り組まれているCIFRE契約である。教育省のホームページ⁷⁷によると、社会経済分野において博士取得者が雇用されるのを後押しするもので、2020年には1500人が契約を結び、2027年には2150人が対象になる予定である。社会経済分野は民間も公的機関も研究課題を提案し、博士入学予定の学生が関心に合う研究テーマを受け入れ機関と話し合い、国から研究費が3年間支払われるものである。実際に、在宅教育支援機関として社会学者を雇用しているところもあるがどこでも研究者を雇用しているとは限らない。例えば2023年には調査先機関において「AEMOと路上エデュケーターの連携のあり方について」「AEMOにおいて両親間葛藤の課題にどのように取り組むか」について契約を結び研究が取り組まれていた。研究機関と現場の共同研究をすすめる、博士取得者は取得後9割が雇用を得ており、現場は研究に取り組む機会を有するというメリットがある。受け入れ機関は博士課程の研究者を受け入れることで3年間にわたり毎年227万円助成金を受け取り、3年の間、もしくは無期限で月手取り27万円以上を研究者に支払わなければならない(2024年の額2100euro、レートは2024年10月1日)。他にも、研究テーマを提案し、研究者が給料をもらって取り組むことなどがおこなわれている。

国の報告書も近年話題になるものは研究者が自分の名前で執筆していることが多い。つまり、研究者が現場をもとに研究をおこない、あるべき公式な方向性を示すという役割を担っている。そして、批判的な内容が中心であるのが特徴的である。例えば「経済、社会、環境委員会」は国会に任命され近年の児童保護改革の評価を請け負い、2024年10月8日に発表した。その内容は「一体感のある野望の不足、オーガナイゼーションの欠如と現場専門職の燃え尽き」で対応が急務というものである。この報告書は子ども専門裁判官が児童保護民間団体のトップとして、そして民間機関を代表しフランス企業連盟のトップの2人が代表として取り組み、国会に報告した⁷⁸。

アップダウンの価値の共有は国による枠組みの提示だが、価値の共有、つまりメッセージ性には工夫がされている。図は連帯保健省による『親をすることへの支援国家戦略』という報告書の表紙である。タイトルは『親を描いてみて』とある。利用者主体で利用者の希望を中心にする姿勢をよく表現している。「子どもの権利」を実現する方法としての価値が幾重にも行政より提示されていることはソーシャルワークのしやすさにもつながっている。それは、指針が明確であることで専門職同士、そして親と話すときに枠組みを伝えやすく人による誤差が出にくいからである。

⁷⁷ <https://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/fr/les-cifre-46510>

⁷⁸ <https://www.lecese.fr/actualites/la-protection-de-lenfance-est-en-danger-le-cese-adopte-lavis>



図 5-8 :「親を描いてみよう」
(Ministère de solidarité et de la santé 2018)

5.4.3 予防に関する構造的な不足

なぜ「心配」な状況になり AEMO が開始されるまで、子どもたちは十分なサポートを得られなかったのだろうか。さまざまなサービスがあるにもかかわらず、親たちが深刻な状況になるまでケアされなかったのだろうか。ソーシャルワーカーたちが全国集会の実施やデモの開催などの手段を通じ社会に対する主張を展開し、また、日々の実践にも取り組んでいる。しかし、AEMO の対象になる子どもが減り、子どもの抱える問題も軽減される可能性についての議論は AEMO の負担軽減になるはずであるが、聞かれない。

家族セラピーや家族仲裁、学校心理士、フランスには専門機関も専門職も非常に豊富にあるにも関わらず、AEMO を利用している家族はそれらを十分利用してきていない。エドューケーターの役割が人間関係を調整し、子どもの権利を守り、家庭と社会をつなぐことであると示されたが、フランスのすべての子どもが通う学校にエドューケーターは配置されていない。パリにおいても一部の課題が多い校区では路上エドューケーターが休み時間を校庭で子どもたちとサッカーをするなどして過ごしたり、郊外には週一回看護師のようにエドューケーターが学校につめている日をもつ学校もある。しかし、全体に比べれば稀な取り組みだ。子どもが「心配」な状況になってからではなく、「心配」な状況にならないようなエドューケーターによる継続支援は検討されないのだろうか。以下の図 5-9 を見ると在宅教育支援の開始は 6 歳以上が多い。

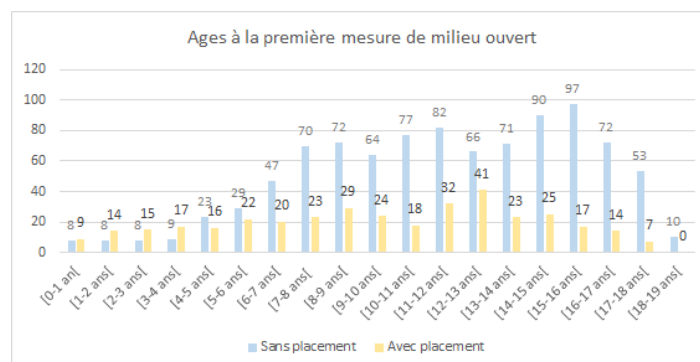


図 5-9 AEMO, AED 開始時の年齢(左が親子分離なし、右が AEMO, AED ののち親子分離あり)
(OPPE 2021:8)

6 歳未満には保健センターが状況を確認することになっているが、予防について 6 歳未満で何ができるか、特に AEMO に来る 14 歳と 15 歳に対する予防も今回は扱えなかったが重要な視点であろう。

今回の調査で明らかになったこととして、子どもたちの不調の理由として両親間の葛藤や暴力の過去、父の不在、親自身の癒えていない過去、外国出身とも関連した孤立、多子、親の病気、親の機関との対立、勉強の遅れなどがあった。しかも、学校での不調に関する報告が裁判では重視されていた。一方で、フランスは OECD 諸国の中で子どもに対する先生数が少なく、心理士なども常勤で配属されておらず、第一次予防の手厚さは不十分である可能性がある。3 歳未満までの保育は子ども 5 人に専門職 1 人の配置基準だが、義務教育の 3 歳から 14 人に先生 1 人になる。OECD の統計によるとイギリスが子ども 4 人に 1 人、ノルウェーが 5 人に 1 人であるのに対し、フランスは各国の中で一番多い。6 歳からの小学校についてもベルギーなどが子ども 12 人に対し先生 1 人であるのに対し、フランスは 18 人に 1 人である⁷⁹。現在パリの幼稚学校で 25 人に 2 人、小学校で 25 人に 1 人であるのを、幼稚学校で 14 人に 2 人、小学校で 25 人に 2 人にするだけでもより丁寧なケアができる可能性がある。さらに、心理士やソーシャルワーカーが 3 校などかけもちしている状況もある。パリ市の 19 区や 20 区では 10 人から 15 人学級を進めており、ジャスミンの記録でも、少人数学級になったことで調子が改善していると記録されている(t-2022.6)。しかし、以下の図 5-10 を見るとパリ市の中でも「心配な情報」の対象になっている子どもの割合は区によって 2 倍も違い、他よりも課題の多い地域があることが窺える。7 区が一年に 39 人、つまり未成年人口 1000 人あたり 5 人が対象になり、未成年人口の 0,5%であるのに対し、20 区は 494 人で 1,17%が一年に新たに「心配な情報」の対象となっている。

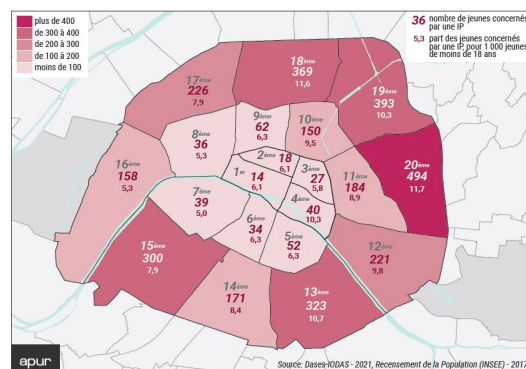


図 5-10 2021 年に「心配な情報」があった子どもの数と未成年人口あたりの割合 (OPPE 2021:8)

つまり、政策としては貧困層や移民の多い地域ほど心配な情報が多いため、予防的支援がおこなえるよう学校を少人数クラスにし目が行き届くよう工夫している。一方で、家族からは、他よりも心配な情報がされやすい、より監視されていると感じられている可能性もある。実際に調査でも 3 兄弟が教育虐待を受けていた L や、3 つ子が無口で話さない q 一家などは数年に渡り子どもの調子が悪かったことが考えられるものの富裕層で私立校に通わせていたがゆえ、状況が悪化するまで対応が入っていなかったことが考えられる。富裕層の子どもの方が助けが届きにくく、一方で専門職がいると子どもの権利に対して求められる水準が引き上げられるため、貧困層の多い地域では富裕層よりも高い水準が求められ、広く「心配の対象」とされることが起きうる。以下の表を見ると、地域によって実際に大きな差があることがわかる。フランスにおいては公営住宅の設置割合が定め

⁷⁹ <https://www.observationsociete.fr/education/divers-educ/taille-classe-mater-primaire/>

られているため、富裕層の多い地域にも公営住宅があることにはなっているが、それでも地域差は大きい。

表 5-3：13 区、2020 年の年間計画に見る地域差⁸⁰

	パリ市の 平均	13区の指定 地域の平均
移民	20%	33%
低所得世帯	10%	17%
片親家庭世帯	NA	32%
労働者層	26%	52%
管理職	44%	22%
資格、高校卒業以上の 学歴なし	21%	40%
中学または高校を中退 した者(18-24歳)	11%	22%

社会保障家族部門によって運営されている学習サポート機関(CLAS)はソーシャルワーカーと心理士が学習支援、家族支援、社会支援を同時におこなう場所だが、移民や貧困層の多い場所にはあるが、全ての区にあるわけではなく、パリ市は子どもの医療と包括的支援をおこなう CAPP があるものの、必要な子どもが満遍なくフォローを受けているわけではない。結果的に、きめこまやかなサービスを提供できる機関が存在するものの、ある程度「心配」が育ってからつながることになってしまう。離別の際や片親家庭には社会保障の家族部門のソーシャルワーカーと心理士が家族に連絡をとり、すべての子どもの状況を把握していることになっている。しかし、それも十分届いていない可能性がある。

一度 AEMO の対象になったり、サービスを利用するよう児童相談所から紹介される場合は家族セラピーなど県が負担し無料になり、心理医療センターも学校などの機関から紹介があると早く利用でき優先枠になるが、深刻な状況でないと開業の心理士や言語聴覚士を利用することになり有料であったり待ちが長いことがある。「心配」な状況にならない限り有料でありサポートへのアクセスにハードルがあるという状況がある。これらの背景が、AEMO につながったときには既に課題がいくつもある状況を生成している。

5.5 小括

エドューケーターたちが使う言葉や観察された実践の背景にある価値について、法律や、憲章や、健康保健省の報告書などで根拠を見つけ出すことができた。子どもの権利条約や法律や国のガイドラインなど大枠があり、より実践に近いかたちで報告書や児童保護全国連盟による指針などがあり、さらに研究者などが使う言葉や概念、文化として現場で共有されている言葉や表現がある。「なぜ子どもたちがバカンスに何か予定を入れることをエドューケーターたちはそこまで重視するのか?」「なぜ子ども専門裁判官が判決文に書くほど、子どもへの刺激が大事なのか?」など調査の中で疑問に思っていた点について本章では整理することができた。価値は幾重もの構造になっており、研究者たちや職業団体によって問い直されたり、追加され、エドューケーターたちが実現すべき「良いソーシャルワーク」のハードルは年々上がっているのではないだろうか。「ウェルビーイング実現のためのサポート」の項目で引用したエドューケーターは、学校でも何も話さない、しかし話しかけると目に涙をためる子どもたちについて「1年間にできたことはアパート内で暮らす鶏を小屋に入れられたことだけと感じている」「どうなっていくんだろうと心配で夢をみたり、眠れなくなる夜がある」「何度も何かが動いているような錯覚を覚えたけれど、実際には何も変わっていなかったということ

⁸⁰ (Mairie du 13ème 2015)安發翻訳

繰り返し思い知らされている。この仕事は『たくさん仕事をした、働きかけをした』ではなく子どもたちの調子が良くなることが目的です」と話していた(q-NR2021.06)。エドゥケーターたちにとって、専門職として実現することが国に期待される価値が非常に多く存在する中で、実際に仕事として達成できたことが少なく感じているプレッシャーが表われている表現だ。

再び Sarah Banks による「ソーシャルワークの価値」の定義よりこの研究で明らかになったことを示す。Banks は「ソーシャルワークの価値」とは、「善い社会とはどういうものであり、善い社会の中におけるソーシャルワークの役割は何かについての一般的な信念や、活動を通じてこの信念をいかに達成するかについての一般的な原則、専門職従事者に望ましい性質や性格特性」であるとする。

本章においては、ソーシャルワークの役割と一般的な信念、この信念をいかに達成するかについて一般的な原則、さらにそれが達成できるための枠組みとしての方法について明らかになった。

第 1 に、子どもの権利というものは最低限達成されるべきものであり、その保障だけではなく、その上に求められている「子どもにとっての関心」と「ウェルビーイング」の達成が国の指針によって求められている点である。それが可能となるためにさまざまな基準が公的機関によって提示され、これらの基準や価値指針は、現場ではエドゥケーターたちにとってソーシャルワークをする上でのツールとして利用されている。『子どもに基本的に必要なこと報告書』(Ministère des solidarités et de la santé 2017)をはじめ、ウェルビーイングについては心理的社会的能力という指標が利用されていた。

第 2 に、平等は、善い社会についての信念として重要な位置付けにある。「すべての子どもが成功できるように」と教育省のホームページ⁸¹に書いてあるように、エドゥケーターにとっても平等の実現のための取り組みが求められている。エドゥケーターたちが学校教育や文化へのアクセスについて積極的に取り組んでいる理由の一つは平等という価値があることである。

第 3 に、子どもの心理が基準となっている。Robert Castel は「社会関係の心理化」(Castel 1976)と表現しているが、社会に対する働きかけよりも、その影響を受けて症状が出ている個人への働きかけが主に観察された。子どもへの関わりについて Behloul らは「子どもの関心が最上位というのは、誰もが、子どもの話を聞き、子どもの話を理解し、子どもが自身にとって何が一番関心があるか表現できなかった理由を理解しなければならない、という意味である」(Behloul, Brauckmann 2017)と記している。これは、「子どもが経験したことを理解しよう」とするというのがソーシャルワークの入り口であり、また、「もう心配がないからソーシャルワークは必要がない」と判断する基準にもなっている。理解が入り口であり、その先の解決はいかに取り組むのか。エドゥケーターは「教育をする人」という意味の名称であり、「教育的関わり」をおこなう職業とされている。「教育的関わり」と言われているものが何であるか分析し明らかになったのは、子どもと家族が自身の状況についてどのようにしていきたいか表現し、その道のりをともに歩むというプロセスであった。世界人権条約の教育の目的が「その人らしさの開花」である点も教育という言葉のゴールとしてエドゥケーターたちに共有されたイメージである。子どもや家族の希望に関する表現を引き出すために、エドゥケーターたちはアクティビティや外出などシチュエーションを変える方法を使っていた。また、文化には差別の是正や自己を知る方法といった意味合いも含まれていた。

第 4 に、方法として人が人を支えることを重視している。これは、児童精神科医 Bruce Perry らが主張するように、どのような医療や薬よりも、子どもの周りに子どもを支えるネットワークがある方が効果がある(Perry et al 2010)という実践知から得られた原則である。AEMO においても、本調査の事例から、エドゥケーターが親子それぞれの相談の話を聞くこと、子どもについて心配している気持ちを親と子どもに伝えること、相手が成功すると信じている気持ちを伝えることなど、人と

⁸¹ <https://www.education.gouv.fr/grands-dossiers-de-l-education-89267> (2024 年 10 月 1 日最終閲覧)

人の関わりを築くという価値が示された。

第5に、支援の利用者が「人生を主体的に生きる」ことができるよう支えるという価値が複数の先行研究でも示されていた(Gaberan 2020)。例えば暴力をなくすことなど、AEMO ソーシャルワークは家庭内に規範を持ち込む。しかし、それと同時に Le Bossé が「行動する力」と名付けた(Le Bossé 2022)、親子それぞれが自分の希望の実現のためにアクションできることをエドューケーターをはじめとする支援者が支えるという考え方もされていた。支援者が利用者の「代わりにする」「すべきことを指示する」「あるべき方向性を示す」ことではなく、利用者本人が自分のために「行動する力」という原則が重視されていた。この原則は、複数の背景と相まって、選ばれているとすることができる。その背景とは例えば、福祉利用当事者らの活動による、利用者を主体とした福祉のあり方の追求、同意があり福祉利用者本人が望んだ福祉でなければ効果はないという研究(Hardy 2022)などである。

第6に、「社会化」(Darmon 2006)は社会の中で生きるためのノウハウであるとして AEMO において価値とされていた。エドューケーターは特に子どもたちに対し、エドューケーターと子どもの間でポジティブな関係性を継続して経験する機会をつくり、子どものレジリエンス(Cyrulnik 2024)を育てる。さらに、エドューケーターは子どもにとって、リファレンスとして頼れる大人としての役割を果たし、社会のリソースへのアクセスを支える。ソーシャルワーカーの役割についての信念として、このような価値が調査から明らかになった。一方で、Annelie Bjorkhagen Turesson は「社会化」を求めることは社会の価値と規範に合わせる目的があることを示している(Bjorkhagen Turesson 2020)としている。しかし、AEMO における社会化という概念の意味合いは、家庭の価値や規範のみならず、子どもが社会の価値や規範についてもアクセスすることができるようにする、可動性を広げるというものであることがわかった。実際に、家庭の実情とは違うモラルがエドューケーターによって求められることがある。例えば、親から子どもに対して家庭内でおこなわれてきたことであっても、中指を立ててはならない、嫌なことをされたり言われてもやり返してはならないといったことである。子どもにとっては、自身の育った環境で伝えられてきたメッセージと学校など現在身を置いている場所で伝えられているメッセージが調和したものでないと居心地よく過ごせない。そこで、ポジティブな移行ができるようエドューケーターは子どもたちを手伝う。Fustier は問題の原因を探すのではなく、利用者たちにとってありたい自分と、自分の内から湧き出る気持ちの間を行き来し応えていく関わりをソーシャルワーカーたちはしていると説明する(Fustier 2013)。それはつまり、例えば「してはいけない」を一方向的に伝えるのではなく、「トラブルが起きないためにどのような方法がとれるだろうか」といった問いかけをしながら子ども自身の考えを整理しつつ、社会の価値や規範にアクセスしやすい方法を一緒に探すことだ。社会化という価値は主流となっている規範の押し付けではなく、公的要素やモラルや法律と家族の間の橋渡しを、人間的なプロセスとしてソーシャルワーカーが担っているのではないだろうか。

最後に、エドューケーター自身が、「心配」な状態への対応のみならず、ソーシャルアクションも価値としていた。Sarah Banks は「ほとんどの国では、専門職的な価値のリストは、直接的または公然のイデオロギー的、宗教的、政治的な信念の声明は含まれない」としている(Banks 1995)。しかし、フランスにおいては専門職が政治的な価値にいかに関与するかを志して情報発信している。その結果、国が社会のあり方の指針として積極的に報告書を出し、メディアなどで周知し、ソーシャルワークの実践知として培われた価値を広く共有することになる。そうすると、価値の提示が国からなされ社会に広く知られることとなるため、国や社会から専門職に技能の向上を求める期待が高まるという循環が起きていることが調査によって明らかになった。

AEMO による家族への関わりは社会的なリスク回避の性質はある。また、結果的に監視機能や社会的絆といった側面があったとしても、ソーシャルワーク実践の価値としているものはそれらではない。子どもを中心に考えた場合、子どもにとっての関心が実現されることを最優先にしているから

である。ただし、子ども自身、親自身が積極的なアクションを拒む場合は相談先があることを伝えるといった最低限の役割にとどまる。

子どもの権利を具現化する実践知の蓄積、当事者や過去の出来事による圧力、研究者が政府の報告書などの形でより良いあり方を求めること、これらが現在のソーシャルワークに見られる価値を形成している。しかし、新たに重視される価値は増える一方であるため、職業を担う上で実現が期待されるハードルも上がる一方なのではないだろうか。

第6章 終章 OK

「次の世代の世話をしようと種のケアをする国の姿は庭師のようである」
(Mercier 1781)

本章では社会課題と在宅教育支援、在宅教育支援ソーシャルワーク実践の価値の成り立ち、「一緒に歩く」専門職を国が用意する在宅教育支援、組織エスノグラフィー調査から見えた在宅教育支援が抱える課題、日本の子育て支援政策への示唆を述べる。おわりに研究における残された課題について記述し、本論文を終えたい。

6.1 家庭に入るソーシャルワーク実践を可能にする枠組み

本論文で筆者は数あるソーシャルワーク実践の中でなぜ在宅教育支援を調査対象としたのか。それは、家庭にソーシャルワーカーが通うこと、子どもの教育や夫婦葛藤について話すことがなぜ可能なのか疑問であったからである。日本で筆者が携わった福祉現場においては家の中のことは口出しをせず、いざ本当に子どもが危ないときに子どもを引き上げるといった方法がとられていた。一方で、フランスで親子分離の状況にある子どもたちについて調査をした際に、子どもたちは在宅教育支援についてたくさんのいい思い出を語っていた。なぜ、どのように家庭内での支援が可能なのか疑問を持った。

今回の調査によって、価値の形成は、歴史的に引き継がれてきた考え方や取り組み方、職業として国から求められている専門職の役割、国の指針や報告書で示された実務において重視すべき価値、複数分野の科学的研究結果から得られた知識など、複合的な要素から形成されていることが明らかになった。「法律に定められているから実施する」という単純な図式ではない。価値の重層的な蓄積の上でソーシャルワーク実践がおこなわれているということである。筆者は当初、「なぜ家庭に通うソーシャルワークが可能で、全てではないにしても子どもたちに歓迎されるのか」疑問であった。調査の結果、価値の実現が人間的なプロセスを経ることが理由であることもわかった。つまり、利用者にとって「自身のための取り組みである」と感じられるプロセスと時間が用意されている。一方、ソーシャルワーカーたちにとっては、「自分たちが実現する価値は良い結果をもたらした」という経験と、「この実践は良いものだ」という信頼があるのではないだろうか。「この価値は実現に値するもので、家族とも共有できるものだ」というソーシャルワーカーたちによる信頼の上で、「それを実現できる方法を自分たちは身につけている」と感じられるだけの訓練や科学的知識や、チームメンバーや係長といったリソースや、時間が確保されているということではないだろうか。逆に考えると、同じ価値の土台があったとしても、訓練や、チームの支えや、時間が十分なかったら、同じソーシャルワークはできないことになる。Banks の言う「ソーシャルワーカーの役割と信念を達成するための原則」(Banks 1995)が揃っていないと、価値のみが共有されても、その実現は果たせない。

子ども家庭を対象としたソーシャルワークは国による家庭という私的空間への介入であり、Philippe Meyer が指摘するような子どもを使った統治なのか(Meyer 1977)、それとも人の幸せを願

う支援なのかという先行研究の対立がある。しかし、これらの二項対立ではない。筆者のこの調査によって、特に3章と4章で述べたように、子どもの権利を守ることは「法律で支援を命令する」といった手続きで解決するものではないことが明らかになった。エドゥケーターたちが子どもの心配ごとを想像し、言葉を提案し、親子の希望を引き出し、親子喧嘩のときに子どもから「助けに来て」と電話で呼ばれる関わりは、親子自身が発するニーズへの対応に取り組む実践である。国は子どもの権利の保障を担う役割を専門職たちに求めている。そのとき、エドゥケーターたちは親子のニーズに沿った形と方法で子どもの権利保障を実現しようとしている。子どもが安心して自分の希望を話せる場ができること、自分の希望が叶えられるよう支えが得られることなど、幾重もの価値が実現される継続的なプロセスが必要であるということである。Bruce Perry も指摘したように、子どもを支えるには、子どもを取り巻く人々による親身であたたかい関わりが重要であり(Perry 2006)、フランスは国として専門職を配置することで子どもの権利を守ろうとしているのが AEMO の取り組みであるということが明らかになった。Lola Zappi が過去の一次資料をもとに示したように第二次世界大戦直後におこなわれていた夕食時間帯の抜き打ちの家庭訪問(Zappi 2020)や、子どもの学校での問題行動への助言や、「依存症施設に通うように」という指示だけであれば、国による介入や監視の意味合いが強くなる。

Schoch らはソーシャルワークを受けている親たちにインタビューし、ソーシャルワーカーと家族の価値の衝突について検討し、ケアと監視を同時にしなければいけないという社会的アンビバレントな状況の中でのソーシャルワークに注目した(Schoch, Aebly 2022)。しかし、この論文で明らかになったことは、子どもの権利をよりよく守るための取り組みをするという点でソーシャルワーカー側の葛藤は見られない。司法決定していることもソーシャルワーカーにとっては家族との関わり の正当性になるので重要な背景である。家族側にとっては交渉の余地がなく参加するしかない状況だからである。一方、家族側は葛藤に直面する。お互い愛情は深いのに喧嘩になる親子関係、より良い子どものケアがしたいのに親の障害のため思うような動きができないことなどである。たとえ具体的な支えがあったとしても、両親間の喧嘩を悪化させてはいけないといった努力が求められる状況になる。ソーシャルワーカーは葛藤する親子とともに改善の糸口を考え、願望を言語化することで本人たちが望んだ方向に自ら動いていけるよう支える方法をとっていた。

子ども専門裁判官や、AEMO のように、介入や監視の機能がある機関が存在するからこそ、親権者が拒否しても子どもの権利を守る働きかけができています。国の介入、監視を可能とする枠組みがなく、親権者が子どものことを自由に決定できる場合、子どもの権利が守られない事態が生じる。第一次予防、心配な情報から AEMO といった一連のソーシャルワーカーたちによる関わりを可能にしている司法があり、司法によってソーシャルワーカーなど第三者による家族への支えを可能にしていることは重要な点である。かつ、ニーズがある場合に県には費用を出す義務があるので、対応されない地域がないようにしている。ただし、子どもの権利が守れていない場合に即座に司法命令をするのではなく、まずは現在関わりのあるソーシャルワーカーや専門職がすべての支援を試みなければならぬと法律で定めている。つまり、第一次予防の保健センターや学校ソーシャルワーカーや福祉事務所などが試みをし、同意による在宅教育支援も提案する。親と協働することをまずは最大限試みることになっている。

歴史哲学者 Michael Pouteyo は司法関与こそが「監視」という誤解が起きないために重要な役割を果たしていると指摘する。それは、司法が親子に対し、理由と目的を明確に伝えた上で子どもの権利を守るためにソーシャルワーカーの関与を決定しているということである。ソーシャルワーカーの関与の目的は子どもを守るためであり、特に現時点の家族の状況や現実に応じた支え方ができると裁判官は親子に在宅教育支援を説明する。子どもを家族から引き離し、親ではない人が子どもの教育を担うことに比べ、家族に対する監視の意味合いは低い。在宅教育支援においては専門職が家庭の中に行き、親子とともに子どもの権利が守れる方法を探す。そして、心配があるとわかって初めて

家庭に入っており、司法が心配を認めない限りは同意に基づく支援のみが提供される。具体的な取り組みをエドューケーターが実施していることから子どもの権利における解決と修復を目的としていることは、明らかであるとする(Pouteyo 2024)。司法の関与があることが、専門職の家族との関わりの枠組みを形成し、一貫した軸のように関わりの意味や方向性を定めている。さらに、子ども専門裁判官が親の意向に関わらず子どもの権利のために存在することで、子どもを法的な一個人(personnalité juridique)として扱うことができている。親権者が反対しても子どものニーズを優先した判断、子どもが表現する希望を実現することができる。法律で掲げた理念は実行されなければならないと考えられている。子どもは大人と対等の権利を有し、法律によって守られる。今回の調査結果も、親の本意ではない強制的な支援であったとしても、子どもたちの権利状況やウェルビーイングの改善に一定の効果があったことを示している。

在宅教育支援のエドューケーターは、家族との関係性において、人と人の関わりから生まれる信頼や、励まされる気持ちや安心感、厳しいことも言語化するコミュニケーションを重視していた。また、エドューケーターが子ども専門裁判官に指摘されている家族の課題について親子とともに考え、よりよく取り組めるよう親子を支えることに取り組んでいた。エドューケーターたちは言葉を使い、支援対象者に対話を拒否されたり無視されたりしても、自分たちが実現しようとしている価値の実現に取り組んでいた。その結果、子どもが心配な状況ではなくなり支援を終了している事例が筆者が観察してきた2年間で半分近くあった。支援において課題があるとされる分野についてはエドューケーターがさらに研修を受けたり、課題となっている分野のエキスパートを呼ぶなどして取り組みの改善を目指していることが観察できた。

市民法の理念を実現するための第三者としてソーシャルワーカーという役割があり、それは非常に厚みがある関わりであるということが示された。その厚みとは、ソーシャルワーカーという人間を通した支援のプロセスの過程で、法律で定められたことをいかに人間的なものにするかという試行錯誤そのものである。国が支援の目的として「国のため」や「規範のため」という意図を含んでいても、厚みのあるソーシャルワークをすることによって、利用者にとっての関心を叶えていくことが可能になる。試行錯誤とは、親の非協力を訴えて子どもを引き離すことではなく、親に手紙を書いたり、暴力があったとしても、親が暴力なく親役割をより良く果たせるよう方法を一緒に考えたりすることである。親が教育する際に暴力を使ってはならないなど、法律で定められたものを「人間的なものにする」ために必要なのは、相手が「自分が尊重されている」と感じられるような個別性と関わりのプロセスである。それは、国や法律で定められたことをするよう口先で指示するのとは大きく意味が違う。

フランスにおける家族と子どものあり方を示す結果にもなった。それは、国にとって子どもが法的な個人として存在し、第三共和国からの歴史の流れにおいて親の意向に反しても国は子どもの育ちに関心があり具体的な方法で子どもを守る方法を用意している。国際条約、法律、国としての自由、平等、博愛という理念は、家族が反対しても子どもにとって保障されるものであるとフランスのソーシャルワークにおいては捉えられている。そこでソーシャルワーカーは共和国の価値と家族の狭間に置かれ、共和国の価値が子どもにおいて実現され、かつ家族の価値との調整ができることが求められる。非常に繊細で居心地の悪い立ち位置である。ソーシャルワーカーは規範などを代表する形で家族のもとに派遣されており、さらにAEMOにおいては司法によって派遣されている。そしてその家族には他の規範や価値が存在し、子どもにとっての関心やウェルビーイングに反しない限り尊重すべきものである。ソーシャルワーカーの立ち位置は2つの世界の繋ぎ目にあるのだ。介入的であるという見方もできるが、それは子どもを法的な個人としてその権利を認めているからである。歴史の中で絶対的な父権があったのに対し、親と子どもそれぞれの権利のバランスをとる調整をフランスの子ども家庭政策はおこなった。家族と社会の狭間の調整を、司法や、ソーシャルワーカー、学校などの機関が担い、子どもの育ちに関わる。

個人の視点から見ると、個人は家族に属していても、社会の中の個人としての役割も担うことができ、選択肢を持つことができる。子どもは家族の価値に賛同しなくても社会の価値を選ぶことができ、社会の価値に守られることができる。比べると、日本は子どもを法的な個人であると認めていないために親権者の裁量が大きく、司法が子どもを守る方法を十分用意していない。子どもは家族の価値に賛同しない場合、社会の価値に守られるとは限らない。そのため、家族の価値に疑問を呈することも難しい状況がある。フランスにおいては、法律を前に、家族の一員である以前に個人である。育つ環境が家族次第ではなく、国に保障される。

在宅教育支援ソーシャルワークに着目することで、司法の枠組みがあることで子どもを一個人の権利の主体として認め、子どもの権利を守り、親の支援もすることが可能であることを示すことができた。しかし、ソーシャルワークが有効であるためには、親と子どもの希望を引き出し、それらに沿って試行錯誤するソーシャルワークの条件も与えられている必要がある。

子どもたちに関する福祉や教育について、社会学者 Sebastien Mercier は約 250 年前に書いた本の中で「次の世代の世話をしようとする種のケアをする国の姿は庭師のようである」と書いている(Mercier 1781)。これはかなり昔の研究であるが、まさに本調査で明らかになったことも、国の代わりに専門職が親子に対しておこなう世話やケアといった「親身な関わり(bienveillance)」があるということである。すなわち、子どもの権利や人々の幸せ・不幸せが、親次第、地域次第、出会い次第にならないよう、国が権利を守り、困難の状況にある人と一緒に歩く専門職を用意するということである。自己責任にさせず、孤立もさせない姿勢がある。

6.2 社会課題と在宅教育支援

「子どもの権利が保障されていない状況」は当然、社会構造がつくりだしたものである。

Aleksandra Grzymala-kazlowska によるアンカー(anchoring 錨)概念は、パリ市で観察した AEMO の利用者の状況を理解するにあたり適している(Grzymala-kazlowska 2022)。AEMO の対象となっている家族は、社会の中に錨を下ろしその場所から調和的に周りと接しているという状況にない場合が多い。そして、その子どもも周囲と調和的ではなく、一家そのものが社会に対して不調和の状況にある様子が見られた。具体的には、社会的地位が高くても傷つき経験から他者に対してバランスよく付き合えずとても強い主張を持っていたりした。エドゥケーターたちは子どものまわりにセーフティーネットを紡ぐべく、無料の習いごとなどを提供している「地域の家」や日中受け入れ機関などに子どもが通えるようにすることで、子どもが定期的に話せる「頼れる大人」ができるよう取り組んでいた。しかし、一方で親たちのアンカーが社会的に不調和である状況は大きく改善しないことがある。親たちの支えとなり得る機関は福祉事務所など複数あっても、具体的な手続きを超えた頼れる場所としては使われていないことも多い。例えば福祉事務所を頼りにし、困りごとがあるときに相談に行き、福祉事務所が開催するイベントに参加するような家族もいるが、そのような関わりが築けなかった親たちが AEMO の対象になっている傾向がある。社会の中でアンカーが調和的に下ろせていない事態があるとき、親たちにどのような支えができるのかという問題は AEMO においては十分扱われていない。

さらに、親たちのなかには、障害やトラウマ、DV による傷、精神疾患、刑務所を出入りしていたり、障害のある成人した子どもや、犯罪に携わっている成人した子どもを抱えている親もいた。親自身各々の持てるエネルギーで最善を尽くしても、エドゥケーターがたびたび登場して課題について話し合う、親として子どもにできることについて話す提案をされる。ソーシャルワーカーが家庭に関わることで、一般よりも高い水準で子どものニーズ、親としての役割を満たすことが求められる側面がある。大変な思いをしている家庭に、一般よりも大きな努力を求めるのである。一方で、子どもに関する連携先は多くても、親に関しては比較的少なく、親自身の抱えている課題を解決するサポ

ートが十分確保できていない。これは、Catherine Sellenet が貧困や親役割に対する要求の増加など社会的な背景があるにも関わらず、親個人としての責任とパフォーマンスに関心が持たれる状況があることを指摘し、親自身が抱えるさまざまなニーズに十分関心が持たれていないという問題点を示した(Sellenet 2023)ことと部分的に一致する。親役割として何ができるかには関心が持たれるものの、親のみに期待するのではなく、子どものまわりにネットワークをはるように、子どもが毎日専門職と過ごす時間があるようなコーディネートをするなど複数で育てる考え方をしていた。また、親自身のニーズについても、家事を補う社会家庭専門員の派遣や必要な家具什器の購入など具体的なサポートはしている。しかし、両親間の葛藤について家族セラピーの利用を拒否したり、親の過去の傷つきへのケアについて医療を拒否したりする際に親に対してそれらの利用は命令できない。その結果、ケアが届いていない状況は確認された。

貧困に関しては記載が少なかったものの、高所得な親もいる一方で、フランスにおいて近年物価が高くなるなかで楽な暮らしではない親が多くいることは容易に想像できる。親たちによるキャリアアップのための転職活動や昇進などは記録になかったため、キャリア形成において制限のある環境で働いていることも考えられる。親自身の健康不安、親が幼少期に虐待を経験していてそれに対するケアがなされていないことなど、明るみになっていない「親をすること」においてそれぞれの親が抱えるハンデもありえるが、それらを支える福祉が並行して十分存在しているかは疑問である。

予防中心の枠組みと、子ども家庭福祉分野の専門性の高さは、「親をすること」のハードルを高くしている。予防中心の政策によって、保健センターによる乳幼児健診は2ページに渡る項目を確認し、学齢期の健康診断も身体面のみならず、心理面と学習面も扱う。さらに、気になる点が指摘されると解決されるまで教育委員会の医療チームが家族のフォローをする。これらはつまり、親たちに、再検査や予防的な治療というタスクを課すことになる。AEMO を利用する家族には健康問題のある子どもが複数いる場合がある。しかし、専門性が高く、予防意識も高い専門職が関わることで、親にとって保障しなければならない子どもの権利の水準が一般よりも高くなってしまう。それに加え、言語聴覚士や家族セラピーなどパリ市で予約がとりにくいものについて AEMO の家庭は優先で予約がとれるものの、一度体調不良や遅刻などでキャンセルし予約を取り直すと数週間待つときもあり、「しなければいけないことが順調にできていない」経験を親たちにさせている。パリ市では10歳未満の子どもが大人の付き添いなく出歩くことは基本的に認められていないため、16時半に学校が終わるとお迎えや、課外活動への送り迎え、その間に医療の予約などをこなす必要があり、親たちの負担はただでさえ大きい。ソーシャルワークの背景にある重層的な価値は、専門職のみならず親たちにも課される。親が兄弟に送り迎えをさせると「子どもとしての暮らしを尊重していない」ことになる。子どもが課外活動に参加せず、家でテレビを見ているような状況があると「親として子どものニーズに応える動きをしていない」「刺激を十分与えられていない」ことになる。「子どもに必要なこと」が幾重にも掲げられることで、親たちに対する「このニーズは満たすべき」というハードルがより高く示される。

また、ジェンダーに関する問題としては、父より母に求められる傾向があるということが挙げられる。筆者による観察では、父は「家庭に出入りしているが、子どもの教育には不参加」ということや、面談の際その場においても携帯電話でゲームをしていることがあった。そのような場合、母は子育てに参加しない父に不満を持っていたとしても、AEMO は父ではなく特に母に対し「親としてできること」について話す結果になる。父に関しては子どもへの暴力やDVで逮捕され、刑務所に入っていることもあるが、母に関してそのような事例がなかった。それは、もし逮捕されたのが母であった場合は親子分離されるため、AEMO で見かけなかったのではないだろうか。すなわち、本調査で明らかになったこととしては、母に負担が多くかかっている家族が多いなかで、両親間の調整をし、母の負担を軽減するところまでは AEMO では十分扱うことができていないという問題があることが判明した。

親たちにはさまざまな背景があり、精神的な余裕がないこともあるなかで、AEMOによって「子どもの権利」を土台とした考え方が家庭内にもたらされる。そのことで子どもは親とは違う価値を取り入れ、そのために親の考え方と対立することがある。例えば、親が長女に弟妹の世話や家事を期待していた家庭について、AEMO の関わりの中で、長女自身が自分がしたいことを考え、自信をつけ、看護師になることを希望したケースがある。しかし、母はそれを受け入れず、成人して AEMO が終了すると長女は進学を諦めて家庭に残ることを選んだ。また、教育虐待に近い状況で暮らす子どもはバカンスの間に里親を利用することで、親に対して批判的な視点も持てるようになり、自尊心の向上につながったことも明らかになった。子どもが新たな関係性の中で新しい価値を身につけていくことについて、ここでは「社会化」という言葉が使われていた。Annelie Bjorkhagen Turesson は社会化を求めることは社会的な規範に合わせることを目的だと指摘している (Bjorkhagen Turesson 2022)。それに対し、今回の調査で観察されたのは、現代フランスで中心的とされている価値を AEMO が家庭にもたらす役割を担っているということである。しかし、親は必ずしも子どもと同じようには新しい価値を受け入れない。すなわち、こうしたケースを見ると、AEMO のサポートに親子間にある価値の隔たりを拡大する作用があるというサポート上の課題がある。AEMO は子どもを家族の一員ではなく、社会の中の個人として位置付けし直し、社会の中で自由と選択権を持つ人間として存在することを認める役割を担っている。それに伴う親子間の葛藤に異文化メディエーションという専門の心理士のケアを受けている家族はいても、調和の困難さも見られた。

親を取り巻く環境は困難であることがあるなか、AEMO は子どもの助けになったり、教育上の手助けになったりすることはあったとしても、親自身の抱える困難そのものを支えるほどの機能は有していない。親を取り巻く環境が改善されない限り、親が居心地よく暮らし、子育ても居心地よくできるわけではない。AEMO はあくまで子どもの権利を守るための補助作用にすぎない。それでも、AEMO がなかったとしたら子どもの権利は親次第になってしまうため、子どもの権利にとって AEMO という専門職による家庭への関わりを可能とする制度的枠組みは有益であると言えることができる。

6.3 在宅教育支援ソーシャルワーク実践の価値の成り立ちと共有

フランスの在宅教育支援ソーシャルワーク実践の土台となっている価値は複合的なものであった。それは、ソーシャルワークを担う専門職の歴史、国の子ども家庭に対する政策の変遷、子どもの権利条約や欧州人権裁判所における判決から求められる制度の改善、それらを反映し変更を続ける法律と、実践面で誰がどのように担うのかを定めた省令(デクレ)、そして健康保健省だけでなく、実にさまざまな機関から報告書が出されているという重層的なものである。それらは、専門職として身につけていることが前提とされる。

さらに、より近くで観察すると、ケース会議に専門家を呼び、在宅教育支援全国集会では 1200 人で主に現場出身研究者の話を 3 日にわたって聴き、価値を共有しアップデートする機会が日常の中に織り込まれている。さらに、主に LinkedIn を中心としたソーシャルメディアにおいては児童保護分野に関するニュースが子ども専門裁判官やエドゥケーターたちによって拡散され、ソーシャルワーカー専門誌 ASH(Actualités Sociales Hebdomadaires)も児童相談所や在宅教育支援機関では定期購読していて知識の共有とアップデートに一役かっている。現場エドゥケーターの勤務先は民間機関であることが多いが、公的機関であったとしても実務者の発信はさかんである。例えば Jean-Pierre Ronsenczveig 元子ども専門裁判官は児童保護の改善に向けた提言や問題提起としての記事を Le Monde という全国紙のホームページ⁸²に 892 件も書き、発信を続けている。彼の発信を見ない日はないほどである。社会的養護当事者たちの発信も 2010 年代以降さかんであり、児童保護国家委員と

⁸² <https://www.lemonde.fr/blog/jprosen/2024/09/24/parents-enfants-delinquants-irresponsabilite-gouvernementale-891/>

して積極的に発言するなど近年の実務面での改善に影響を与えた。

現在の在宅教育支援ソーシャルワークにおける大きな指針となっているものの 1 つである健康連帯省の『子どもにとって大切なこと報告書』(Ministère des solidarités et de la santé 2017)は 129 ページあるもので、さらにその実践指針としての報告書は 41 ページある(CNAPE 2023)。これらすべてが子どもの権利を実現するための人権感覚のアップデートとして求められているもので、すべてを網羅した上での実践や試行錯誤が専門職として求められているということである。さらに、そこで掲げられている価値一つをとっても、「枠組みを定める」「自尊心を育む」など、いくつもの研修や読書を必要とする分野であり、研究分野も複数に渡って取り組まれている。

幾重もの法規定や国や県の指針を示すことで、現場で必要が生じた際にソーシャルワーカーたちにとって協働者や家族と価値を共有するための根拠があるというメリットがある。現場において予算や支援方針の決定をおこなうときに法や指針が議論の土台となるため、具体的な枠組み設定は円滑な実践には不可欠である。「前例」があることでそれに倣うことができるのではなく、ニーズに応じた枠組みをあらかじめ用意することで、それぞれの現場において前例がなくとも新しい取り組みをすることができる。これは発展や改革をそれぞれの現場発、ソーシャルワーカー発で取り組んでいく土壌として非常に重要な点である。

一方で、国が次々と新たな価値や方向性を示す背景にはロビー活動がある。一部の団体が新たな取り組みを始め、県や国に有用性を認めさせ、枠組みとして成立し、各県で予算が割かれることになる。しかし、なかには、新しい取り組みを始めてみて対応が不十分であると気づくようなこともある。例えば近年、親子分離の際に子どもを施設や里親のところではなく親戚などに第三者委託することが優先して選択されるようになった。これまで施設や里親措置になっていたようなケースが親戚宅への第三者委託となり AEMO にサポートの依頼が増えている。しかし、親戚と親権者の間の葛藤を生まないようにするには非常にきめ細やかなフォローが求められる。新しい方法を始めてから新たなニーズに気づきフォロー体制を整えていく傾向がある。

6.4 「一緒に歩く」専門職を国が用意する在宅教育支援

本論文が明らかにしたことは、以下のような内容である。

「在宅教育支援ソーシャルワークという枠組みの形成」については、第一に、ソーシャルワーカーなど専門職の歴史的背景から、問題があつてからの関わりでも申請による関わりでもなく、家庭内、地域内において予防的にソーシャルワーカーが親子に関わる方法がとられてきた。それは、伝染病の多い地理的・歴史的条件事情と、近隣国との競争関係があつたことから、子どもが健康に育つことが国家の積極的な関心の対象であつたからである。第二に、司法が福祉と子どもの権利を守るために利用されていることと、専門職を子どもが関わる機関に配置することで、ケアと福祉と教育が行き届くことを保障する役割を担わせている。子ども全員を福祉の対象にすることによって予防を可能にしている。第三にアプローチとしては、「親をすることへの支援」という中心的な概念が提示されている。「親をすることは簡単なことではない」という前提のうえでソーシャルワーカーなどの専門職とともに「複数で育てる」という仕組みにしている。さらに、子どもについて「心配」な状況がある場合、ソーシャルワーカーが家庭に定期的に通う手厚い支援が提案または命令される。それが在宅教育支援である。「教育」は社会内でのあり方や人間関係など生きる上でのノウハウを意味する。第四に、法律で細かく規定し、国の指針でさらに具体的に「根拠や、土台となる価値や理念、目的、実践する機関や専門職」を定めている。これらが「親の意向」と「子どもが福祉を受ける権利」との間の調整に必要な価値や理念の土台となっている。

「在宅教育支援ソーシャルワーク実践の組織行動と対象家族の変化」については、筆者は、パリ市の 1 つの在宅教育支援機関で支援している 37 家族を調査対象として組織エスノグラフィー調査を

おこなった。結果、学校での子どもについての「心配」な状況の指摘が支援開始の契機となっていた。一方で、裁判官の指示には親に関する支援内容が多く、親を子どもにとっての環境と捉えていることが明らかになった。在宅教育支援は多職種のチームによって実施され、子ども自身が望んでいることを意識化、言語化することで子どもの希望が叶うよう支え、子どもにとってのニーズを親に伝える取り組みが多くなされていた。支援は面談など言葉のやりとりによるものだけでなく、電球が切れたままになっていることへの対応など具体的なものも含む。また、支援を提案、実行し、うまくいかない度に違う提案をし、絶えず家族の状況に応じプロセスを共に歩む関わりであった。1人のエデュケーターが担当する14家族の2年間の変化とその間のエデュケーターの取り組みの分析をおこなった。その結果、子どもは前向きな変化が多く見られた。それは、希望を表現しそのニーズに対応されることによるものだった。一方で、親に関しては両親間の葛藤や精神疾患など困難が残る状況も見られた。エデュケーターは面談、手紙、家族との外出やアクティビティの実施などさまざまな方法を用いて教育的支援に取り組んでいた。家族との文化的な対立においてもソーシャルワークの背景となっている指針や価値を伝え、子どもにとっての関心を伝え、子どものウェルビーイング実現のための積極的な刺激をおこなっていることが明らかになった。

「在宅教育支援のソーシャルワーク実践に顕現する価値」については、特に子どもの心理面のウェルビーイングを価値とし、ソーシャルワークの方法として親子が経験することを一部一緒に参加し歩みをとるとする姿勢を重視していた。教育的関わりとして言語化を支え、困難を乗り越え主体的に生きることを支えるという価値が背景にあり、「行動する力」と表現されていた。家族にとってエデュケーターの存在は第三者であり、それを国が用意している点が特徴的である。さらに、エデュケーターは、社会全体への働きかけと福祉の仕組み自体の発展も担う役割をしていることが明らかになった。

家族に対するソーシャルワークは国家による監視なのではないかという社会学者たちの指摘があるが、調査の結果、在宅教育支援は利用者の個別のニーズに応えようとする形で取り組まれていた。人が関わることで、相手が社会の中で穏やかに生きていくことができるためにできることがあるという考え方がある。相手にとっての関心を叶えるために「一緒に歩く」プロセス自体を重視しており、相手が自分の希望を表現することができるよう支え、その希望の実現を支えようとしている。「一緒に歩く」という表現はフランス語の *accompagnement* の日本語訳である。日本語では指導、支援、サポートといった言葉が使われるが、フランス語では *accompagnement* と言う。子どもを学校に朝連れて行くのと同じ言葉が使われる。誰かが誰かを支える支援や、知識のある者があるべき方向を示す指導ではなく、*accompagnement* の2人は並んだ関係性である。困難に直面している人がいたり、子どもの成長に心配があったりするとき、国がその人たちと一緒に歩くための人を用意する。それが在宅教育支援ソーシャルワークであった。人に対し、隣を歩く人を用意する考え方、豊かな教育的関わりを築くことが価値の中心を成していた。しかし、それは一方で、一緒に歩く時間が十分とれず近況確認の面談しかできないとしたら、AEMO で価値とするものは発揮されなくなってしまう。一緒に歩くプロセスを豊かに築く機会が制限される状況では、監視の意味合いがただ残る事態になってしまう。

Vincent de Gaulejac はソーシャルワークの意味を「子どもが家に帰ったら昨日よりも気持ちよく家族との時間を過ごせること」「子どもが親の世代よりも社会の中で生きやすく、認められていると感じて生きられるようにすること」「個人がそれぞれの歴史の中で自分らしい開花を実現するのを支えること」だと述べている (De Gaulejac 2022)。この研究で明らかになったソーシャルワークという人間の動きが価値背景とするものは、相手を主体として尊重し、ヒエラルキーのある概念に閉じ込めることなく、相手がより主体的に生きるのを支えることである。

エデュケーターは児童養護施設、里親支援機関、児童相談所、行動トラブルなどの子どものいる機関や障害分野、ホームレス支援施設や依存症ケア施設など成人の自立支援にも携わっている。13種

類あるソーシャルワーカーの中でもエドゥケーターの得意とする役割は家庭と社会の接点についての働きかけである。つまり、子どもと家族を取り巻く環境を整え、本人に変化するための機会をつくり、希望を引き出し、子どもと家族を取り巻く環境内においてより良く生きられるように支える。在宅教育支援においては置かれた環境自体への働きかけ、広いネットワーク形成が特徴である。一方で、在宅教育支援のチームと一緒に構成しているソーシャルワーカーや心理士、幼児エドゥケーターや社会家庭支援専門員などと比べ特有の役割を担っているわけではない。専門職の違いよりも、視点や強みの違いを生かし合い、利用者にとってさまざまな強みを持った人がいることで課題解決がしやすい方法をとっている。必ずしもエドゥケーター特有の関わりや見方があるわけではない。

6.5 組織エスノグラフィー調査から見た在宅教育支援が抱える課題 OK

現在苦境に立たされている児童保護分野と AEMO について言及する。

苦境に晒されている理由の 1 つは担い手の変化である。フランスの定年退職は 62 歳だが、近年、1950 年代生まれが次々と定年退職を迎えた。この世代のソーシャルワーカーたちは現在の福祉の形を築き、改革に参加してきた世代である。例えば今回の調査先機関のディレクター女性はインタビューの際、5 時間もの間 AEMO の背景にある価値について話してくれた。自分たちが築き守ってきた価値、という気持ちが強くあった世代の引退である。自分たちで考え、議論し、つくり、修正してきたというやり甲斐を感じて仕事ができたとこの年代の人たちは言う。そのディレクターも調査 2 年目に定年退職した。その後の世代は価値を引き継ぐ役割である。そのようななか、エドゥケーターたちの入れ替わりが近年多い。特に筆者の調査は 2021 年に開始したため、まだコロナワクチンが普及していなかった 2020 年に、「家庭訪問は緊急事態以外はしなくて良い」という方針の中でも、エドゥケーターたちは家族の支援のために訪問をしていた。その中でコロナにかかり亡くなったエドゥケーターが調査先チームにいた。コロナ以降、同じ給料でより良い暮らしができる地方への移住、エドゥケーターとしての開業独立が相次いだ。

ジョブ型雇用ならではのハンデも見られた。1950-60 年代生まれの相次ぐ退職は組織を不安定にすることもあった。それは、組織で選ぶのではなく、どの係長のもとで働くかを選ぶジョブ型採用であるため、その管理職と数十年働いてきているメンバーが多くいるからである。管理職が退職を迎え、次の管理職が来るタイミングに複数が同時にやめることが調査先機関において起きていた。知らない人のもとで働くよりは気が合うとわかっている組織に転職して行くためである。総入れ替えになったり、新しい管理職がきてもうまくいかずにやめてまた新しい管理職が就任し、その間に相次いでエドゥケーターたちが退職をすることがある。家族にとってはチームに何人か話せる人がいたのが、新しい人ばかりになり、新しい担当者との関係構築を始めた矢先にまたその人もやめてしまうなど、家族が AEMO にコミットするにあたり難しい条件になってしまう。お互いのことをよく理解できないままの段階では、家族はエドゥケーターに相談をしないことがあり、また、エドゥケーターも担当する親子のことを十分知った上でないと積極的な働きかけはしにくい。調査期間中にも調査先とは違うチームで、係長が辞めたのち 2 チームのメンバー 10 人中 8 人が辞めてしまう事態になったことがあった。辞めてしまった人の分を雇用までの間、8 人が担当していたケースのうち緊急で動かなければならないものについて調査先チームに応援要請があった。県内で一律、AEMO のワーカーは 1 人あたり子ども 26 人を担当しているため、時間が余っているソーシャルワーカーはいない。そして本人の同意のない異動はさせることができないため、応援を複数送るということもできない。係長たちが追加手当を受け取り交代で対応していた。その時期は、裁判所で AEMO が決定しても、AEMO が人手不足のため新規家庭の支援をスタートできず、数ヶ月待つ家族が出た。家族に関わる学校などの機関からは、心配だからこそ「心配な情報」をしたのに、調査がなされ、裁判がおこなわれ、継続支援が決まってもなかなか開始されず、AEMO に対し不満が寄せら

れた。また、8割以上が女性であることもあり、どのチームにも産休や、子どもの不調のための病休、介護休暇など、休みの職員も一定数いる。

アソシエーションに勤める専門職の給与は国で定められており、国家資格取得後1年目の報酬は手取り26万1000円(1617euro)である。年数を重ねると上昇し、転職してもそれは蓄積される。以前は最低賃金の1.8倍だったと言われているが、2024年の最低賃金は手取り23万円(1426euro)であり、大きく変わらない。28年以上の勤務経験で管理職のポストに就かないままだと43万7500円(2710euro)である。物価が上がり続けている中で、精神的な負担があり、専門性が要求される割に待遇は他の業種に比べ悪くなる一方である。公務員の場合はボーナスなどもあり多少待遇がいいが、職務内容に不満がありアソシエーションに転職する動きは多い。

連携においても変化が起きていた。学校や子どもに関わる機関において出来事があつたら即メールがきて、その日のうちに家族と話し合い対応することが求められるスピード感がある。連携先から、速く対応し、速く結果を出すよう求められている。それに対し、家族の変化は他人が思うスピードで進むわけではなく不満が寄せられることがある。「1ヶ月経っても家族の問題が解決していないではないか」とAEMOが学校側から言われるようなことがある。そして、行政面の手続き機関も迅速ではない。例えば障害認定は専門医の受診を受け、書類の手続きが済むまで時間がかかる上に、障害に適したサポートが開始されるまでにも順番待ちがあることがある。調査の中でも、学校の担任が行動トラブルが多い子どもについて適したサポートが開始されるまで病気休暇をとり学校に戻らないということがあった。AEMOのエデュケーターは、障害認定の迅速な対応を求める学校、手続きを進めたくなくて遅らせる家族、手続きが始まって時間がかかる障害認定機関の間で板挟みになっていた。さらに、健康保険や、社会保障費などについて窓口も電話対応もなくなってしまい、すべて手続き方法がオンラインになっているため、うまくいかないことがあるときに解決が長引き、利用者と支援者双方への負担が増している。一方で障害分野など使えるサービスは増しているため親たちはさまざまなサービスの追加を要求する。ソーシャルワーカーは家族が利用を希望した場合、自身で判断し拒否することは許されていない。家族の希望はすべて手続きで実現し、あとは利用を継続するかどうかは使ってみて家族が決めることなのだ。子どもの読み書きを助けるパソコンの利用など家族は情報収集し手続きを希望する。

さらに、支援の現場で実現されるべき価値は年々重みを増し、児童保護分野の専門職への国や連携先機関からの高い期待を構築しつつある。それらの実現が望まれる国や職業団体や研究者たちによる価値の提示は、さまざまな分野の研究者たちの研究成果の蓄積をもととしているが、ガイドラインや指針として主に政府から専門職たちに提示されている。つまり、ソーシャルワークは国民への介入や監視の機能であるという指摘については(Donzelot 1977)、国による価値の提示はソーシャルワーカーたちの仕事への介入や監視であると言える。近年になって国から専門職に対し、新たに職務として求められるようになったことだけでも次に述べる通り複数存在する。例えば、第三者委託の検討とそのフォロー(2022年、社会福祉家族法 221-4)、別居する親と子どもの関係再構築を支えること(2022年、市民法 375-3)、親子分離の際は必ず外部の週末里親やメンターを用意すること(2022年、社会福祉家族法 221-2-6)、帰宅後の週末里親やメンターとの関係維持の支え、以前関わりのあった里親などケアを担当した人との関係継続の方法を模索すること(2022年、市民法 371-4)、他にも、両親間の葛藤の仲介をすることや、連絡がとれなくなった親を探すことなども挙げられる。すなわち、こうした法律の制定により、これらの法が成立する以前よりも、支援における「ここまでできることが求められる」という項目が増える。第三者評価においても質に対する要求は年々強化されており、親子双方へのヒアリングがおこなわれる。

ソーシャルワーカーたちの重荷を増しているのは国からの監視の強化だけではない。科学の進歩や、離別した親が複数いるような家族形態の変化に加え、「会いたくない親に会うことを強制された」という支援利用者による告発(Louffok 2014)など、数々の負の歴史も実践の改善を促し専門職に対す

る要求は増えている。当事者参加の原則による、報告書や会議の実施についても、報告書の執筆などについても家族とコミュニケーションをしながら進める方法も、ソーシャルワーカーの仕事にさらなる丁寧を求めている。一方で、こうした新たな要求は専門職の仕事における葛藤も生む。例えば、2022年の法改正(市民法 375-2~4)で両親間の暴力があった際には子どもは加害した方の親に会わないとしているが、それに対して、子どもが親に会うことを希望する場合がある。定められた原則と、子どもの要求や状況についての見極めのために、ソーシャルワーカーがそれぞれの状況を観察しながら慎重に丁寧に対応すべき場面は多い。ここから導き出されるのは、ソーシャルワーク実践の背景にある価値の整理は結果として、現在のソーシャルワーク実践の担う価値の重さを説明する結果になったということである。

「虐待予防」が指針であれば、虐待が起きていないか確認し、起きている場合は分離するという考え方をすることが可能である。子どもの権利条約の第3条を日本政府訳のように「児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束」とすれば、福祉に著しく適っていない場合に保護をすればいいと解釈することもできる。しかし、フランスにおいては子どもにとっての関心の実現とウェルビーイングの保障が求められており、先ほどの日本政府訳と同じ条文は「ウェルビーイングに必要なケアや医療を国が保障する」と訳されている。そうすると、ウェルビーイングの保障に関して期待されている視点は非常に多い。

本研究による調査により、特に第5章で述べたとおり、さまざまな分野の研究を始め、非常に多くの視点から実践における「より良いあり方」が提示されている。例えば、AEMOの全国集会では「ステップファミリーのケアが不十分であり、このような対応が求められている」「異文化の背景を有する家族への対応が不十分」「妊娠中、そして3歳までが鍵となるから刺激と関係性を最大限支えなければならない」などとさまざまな分野の専門家が入れ替わり立ち替わり不足を指摘する。支援において望まれるレベル、実現すべき価値は増える一方である。エドゥケーター憲章には「エドゥケーターは知識(*connaissance*)、知(*savoirs*)、おこない方についての知(*savoir-faire*)、あり方(*savoir-être*)、重要とされている価値を人々に伝え、また、それらを発展させるからである」と書かれているが、エドゥケーターに実現が求められている価値は20年前より格段に増えている。「求められている仕事を達成している」という満足感を得ることが難しくなっている可能性がある。

本研究によって「ソーシャルワークは監視である」といった一面的な見方は否定され、ソーシャルワーカーたちが具体的に実現しようとしている価値の厚みがあることが明らかになった。子どもの権利を守ること、そのために親をすることを支援すること、親子を支援するにあたって「行動する力」という利用者の主体性を重視し「一緒に歩く」ことを重視していること、人々の「潜在力」を引き出し「開花」を目指していることなどである。「子どもの権利は監視の口実に過ぎない」と言うことはできない。一方で、その厚みのある価値を実現するためには、エドゥケーターたちが社会課題に応えられる知識と方法を習得し続け、価値を実現することができるような裁量性、時間的余裕、チーム体制などが必要であることも示された。

6.6 日本の子育て支援政策への示唆 OK

フランスにおいて1950年代以来、親子分離より在宅支援を優先して取り組んできた。では、日本ではこのような在宅支援の取り組みをどうおこなっているのだろうか。日本の厚生労働省は2024年から訪問型支援サービス事業を市町村が担うことを発表しており、子育て支援に在宅支援を組み込み、子どもの虐待や不適切な養育も予防することが政策の方向性となりつつある。2024年にはこども家庭センターの設置が各市町村に義務付けられた。2024年3月までの体制においては、児童相談所の在宅指導や、児童家庭支援センターの取り組みがフランスの在宅教育支援に近い。それが、2024年4月からはこども家庭センターと児童家庭支援センターが担うことになる。

一方で、日本の児童保護分野においては地域差が非常に大きい地方分権が特徴的である。先ほどの 2024 年 4 月からのこども家庭センターと児童家庭支援センターの新しい体制についても、前者は市町村の責任なので、町村に至っては担当者が兼任であったり、十分家族をサポートする時間が確保されていなかったりしている。そして、児童家庭支援センターは民間事業者が担っているが、義務的な設置基準はなく、存在しない地域がある。また実施している施策や支援内容もばらつきが大きい。双方とも「センター」という名称であるが、常勤職員は 1 人しかいない場合もあり、ニーズをもとに職員数が確保されているわけではない。

フランスにおいては、国で施策の方向性が定められた場合には、100 の県においてくまなく実行されるよう、民間のアソシエーションが担う場合も、サービス提供が不足する地域が出ないことが県に求められる。つまり、在宅教育支援はアソシエーションが担うことが多いが、いかなる山間部であっても同様の基準を満たした在宅教育支援がおこなわれなければならない。都市開発などによりニーズが増えた場合、例えば「180 人分の支援が必要」として公募を出し、近隣で同様のサービスを展開しているアソシエーションが応募し、2 つの団体が半分ずつの子どもと若者を担当して支援を開始するという考え方である。もともと規模の大きいアソシエーションがたくさん存在するので、全く福祉に関する背景がない団体が混じることもない。

また国立児童保護観察機関(ONPE Observatoire Nationale de la Protection de l'Enfance)と、各県に県立児童保護観察機関(ODPE Observatoire Départementale de la Protection de l'Enfance)が設置されており、児童保護分野の運営について調査と観察をおこなっている。国の指針が全国において、県内各地において運用されているか見渡す役割を果たしている。

フランスにおいては「地域間の不平等が存在することは問題である」という認識が共有されている。たとえば、同じような課題がある家族がいて、ある県や地域においては他と同じサービスが得られない状況があることは問題であるとされる。日本のように、志の高い機関や人が実施している、一部の地域の人しか利用できないようなサービスや取り組みがモデル事業として賞賛されることは少ない。アソシエーションが独自に試験的に革新的な取り組みを始め、やがて全国に広まるというのが一般的な流れだが、国に必要性を認めさせ、全国で同じように利用できるようにするとすることで推し進めることがポイントである。福祉は「皆に共通の権利(droit commun)」であるため、すべての人が同じように利用できなければならない。福祉として支援可能な方法があるのに利用できない人がいるということは問題なのである。そのため、クラウドファンディングによる支援が賞賛されることもなく、国の責任であると考えられている。

また、この分野における日本とフランスの違いとして、フランスにおいては、現場の実務者たちがニーズに即した福祉を提案するというボトムアップ型で福祉政策の形成がなされてきている。例えば、児童精神科医や子ども専門裁判官がエドューケーターを資格として専門職化したことなどが挙げられる。2007 年の改革においても県の児童保護担当や子ども専門裁判官らがいかに予防中心の福祉を実現できるかを議論し、国に方向性を示した。健康保健省などから出される報告書は現場出身の研究者が書いていることもあり、国が方向性を示し、現場がそれに合わせるのではなく、現場が改革の動きをつくっている側面があることが確認された。日本においても、解決されていない課題について現場が政策や研究へ情報共有し、共に解決する連携がなされ、現場ソーシャルワーカーによる社会的発信、ソーシャルアクションの強化がされることでさらなる発展が期待できる。

目的である取り組みが実現できる枠組みを明確に定めることも重要な点である。まだ設置して日が浅いものの、こども家庭センターは公的機関に家族が通う形での相談が中心であり、具体的に家族と課題に取り組むだけの十分な人的配置がなされていないという課題がある。フランスにおいてはエドューケーターたちは週 35 時間、月 140 時間働くことから計算し、一人の子どもに月 5 時間は必要と考え、エドューケーターは一人で 26 人の子どもを担当する。400 人支援が必要な子どもがいる地域にはエドューケーターが 15 人必要であるという計算になる。支援を受ける子どもの数の分毎月県か

ら支援機関に委託費の支払いがある。利用者が増えたら専門職の人員が追加されるという考え方を
する。一方で日本においては子ども家庭センターに一人配置され、80 人ニーズがあったら 80 人に
対応し、翌年もう一人の配置を希望するなど、一人の子どもにどれくらいの福祉が実現できるか曖昧
なまま仕事ができることがある。それではサービスの質の保障は難しい。

実は、日本とフランスにおいて存在する福祉サービスの種類に大きな違いはない。フランスでな
されていることは、日本でも同じような役割を担う機関がある。ただ、日本においては、既にある福
祉の担う範囲やサービスの内容や質の最低限求める内容を明確にせず、子ども専門裁判官などサー
ビスの結果を確認する機関もなく、漏れているニーズについて新たな事業を追加する方法をとる。
その結果、類似の目的を持つ事業が乱立する傾向がある。かつそれぞれが条件を定めているので、
複数あってもどれからも漏れる家族が出る。例えば、在宅教育支援が担う役割と近い日本の事業と
して、市町村相談体制整備事業、利用者支援事業、養育訪問支援事業、計画相談支援事業、寄り添
い型支援事業、保護者支援臨時特例事業、ヤングケアラー支援事業、支援対象児童等見守り強化事業、
被虐待児地域見守り支援事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、児童家庭支援セン
ター運営等事業、保護者指導・カウンセリング強化事業、そして 2024 年に新たに設けられたもの
として、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業がある。

日本におけるこのようなさまざまな事業支援は、利用するためにはそれぞれ定められた条件を満
たす必要があり、緊急性が高くないと利用できないことも多い。また、予算額があらかじめ決めら
れており、人数制限があったり、自治体によっては事業が行われていないこともあり、地域差は大き
い。委託を受けた民間団体が積極的な活動をしている地域がある一方で、そもそも民間団体が非常
に少ない地域もある。専門的な資格がある職員がいるとも限らない。フランスの仕組みと比べると、
ニーズをもとに費用が計算されるわけではなく、職員の専門性も重視されていない。また、日本
においては相談件数を申告する仕組みになっているため、1 時間必要な 1 家族よりも 5 分で済む 10 家
族を民間団体は選ぶという状況が起きる。その結果、困難が大きい家族ほど回避されてしまう。フ
ランスの場合は子どもの数で費用が定められており、ニーズが多いと 2 倍、3 倍と金額が変わる。そ
の代わり、支援を開始したら心配がなくなる終了まで子ども専門裁判官などに見届けられるため、
家族の状況が改善しない場合責任のありかは明確である。専門職として成果が求められるプレッ
シャーは日本より大きい。

さらに、日本においては福祉サービスを利用するにあたり親権者による申請が必要である。つま
り、依存症を否認していたり、親自身が相談しなかったりする場合や問題を矮小化して認識してい
たりする場合は対応が遅れてしまい、ニーズがあるのにサービスから漏れる子どもたちが出てしま
う。たとえ支援に関するメニューが多く存在しても、どれもその親子にはちょうど当てはまらない
ということも起こりうる。フランスの場合は、要支援分野は在宅教育支援と日中受け入れ機関しかない。
そしてそれら機関の担当者がコーディネーターとなり必要なサービスをつなぐ。当てはまる枠を
探すのではなく、相手に応じたネットワークを編み出す対応をとる。家庭にいる子どもの支援を
児童相談所や市町村などで手分けして担当するのではなく、一定のニーズがある子どもはすべて
同じ形態で支援していることが特徴である。

日本とフランスを比べると、子どもに関する責任の所在が、日本では家族に、フランスでは国
に問われるという違いがある。日本においては、子どもの権利が守られず虐待死などがあつた
ときに、裁判においては親のみが責任を問われ、「なぜ助けを求めなかったのか」と裁判官から
言われる様子がメディアで報道されている。一方で、親を助けることができなかった福祉
制度のあり方に関して裁判官は言及せず、社会的な議論もあまり起きない。例えば、2019 年 4
月に大阪市平野区にて 24 歳の知的障害のある姉が 3 歳の弟を踏みつけて死亡させた。事
件で自宅の捜索に入った捜査員は内側からドアを開けられない部屋に 20 歳の知的障
害のある弟を発見している。弟は照明のない部屋でバケツで用を足していた。40 代の
両親とともに 6 人の子どもが同居していたが、姉は弟や妹を「怒れ」

や「しばけ」と母に命令され、父にはバットなどで殴られ、働くにも証明写真を撮るお金をもらえず障害年金もとられていた。裁判長は姉に「亡くなった弟に手を合わせることを忘れないでください」と述べている⁸³。しかし、6人の子どもの権利が守られない状況が長年続いていたことに関する国の責任についてはなんら言及していない。児童福祉法第2条の3に「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とあり、また、第3条の2に「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない」とあるにもかかわらず、である。

フランスの場合、ニーズがあるにもかかわらず、支援から漏れるようなことがあると、専門職の落ち度とされるため、専門職の責任が重い。専門職が子どもや家族のニーズに気づき、対応することを社会から求められているといえる。ただし、虐待死などがあったときは専門職個人や支援機関や児童相談所自体の責任ではなく、国の責任として追及される。司法の場でも児童保護を担うべき機関の役割について言及され、かつ、児童保護のアソシエーションが複数連盟で国の責任を求め裁判を起こすこともある。つまり、メディア報道においては親の責任よりも防ぐことのできなかった国の仕組みについて表現される。

このような考え方を象徴しているのが「マリナ事件」を巡る社会の対応である。2009年8月にサルトル県でマリナという少女が両親からの暴力によって8歳で亡くなった。裁判は両親だけでなく、一連のソーシャルワークのどこに問題があったか責任を問うものになった。フランスにおける子どもの人権条約実現状況の監視を担う機関である「権利守護機関(Défenseur des Droits)」はこの事件に関し2014年6月に報告書を公開し(Défenseur des droits 2014)、さらに、その後児童保護分野の複数のアソシエーションが欧州人権裁判所にマリナ事件に関してフランスの制度の機能不全を訴える裁判を起こし、その結果2020年に欧州人権裁判所はフランス国家に対し「行政上の重い欠陥によりマリナを死に至らせた責任」があると発表した。このように、司法において支援ができず事件がおきた理由の追及、さらに、欧州人権裁判所からフランスの国としての責任を問われる状況がある。

さらに、フランスにおいては、管理職は利用者と職員の権利を守ることも重要な役割とされている。それは、管理職の養成課程に理由の1つがあり、公的機関も民間機関も、管理職になるには全国共通の養成を受け資格を得る必要がある。そのようにして質が保たれることを図っている。利用者の権利が守られていない状況について「他に方法がないからしょうがない」と諦めることは「機関によるネグレクト」と呼ばれる。つまり、職員は利用者の権利擁護者でなければならず、さらに児童保護分野では子ども専門裁判官が子どもを守る役割を果たす。その上で、子どもの権利擁護機関が司法・行政機関とは独立して存在しており、子どもは直接裁判のやり直しや、現在受けているサービスの不服を伝えることができる。さらにその上位機関として、欧州人権裁判所もある。児童保護団体が虐待事件についてフランスの制度の不備を訴えたり、元里子が里親に関する制度の不備を訴えたりしている。そのように何重もの子どもの権利について監視する仕組みがあることも特筆に値する。親を罰して「個人的な問題・家庭内の問題」で済ますのではなく、子どもの権利侵害という「社会的な問題」「社会課題」として扱う仕組みが存在する。

例えば自殺率の違いにソーシャルワークの違いが表れているのではないだろうか。2000年時点ではフランスと日本の未成年の10万人あたりの自殺率は同じであったが、その後20年で日本では倍増し、フランスでは半減させた。例えばWHOのデータをもとにG7の各国の15-19歳の自殺率を比較すると、イタリア1.8、フランス2.8(男性3.9、女性1.6)、イギリス3.4、ドイツ4.7、日本7.8(男性10.4、女性5.1)、カナダ8.6、アメリカ9.4という順である(2019年)⁸⁴。

⁸³ <https://www.sankei.com/article/20200923-G2CQPQYHGJLGXOYOI574USUMR4/> (2024年10月1日最終閲覧)

⁸⁴ <https://apps.who.int/gho/data/view.main.MHSUICIDE15TO19v> (2024年10月1日最終閲覧)

今後、日本におけるより良い取り組みのためには、他国との実践を比較し、日本のソーシャルワーク実践やその背景にある価値と照らし合わせ、望むべき方向性を議論することが重要な一步になると考える。

6.7 研究における残された課題

いくつか残された課題がある。

第一に、福祉が発展するときにはいかなる力学が働いているか、より詳細に検討する必要がある。現場からの発信、メディア、研究、事件、当事者の発信、政府の方針転換など、さまざまな力学の中で実践は変わっていく。過去の発展はいかにして成し遂げられたのか、現在どのような動きがあるのかを明らかにすることで、より良い福祉を実現する方法に近づくためのヒントを得ることができるだろう。

第二に、支援の利用者による支援経験の語りや、支援が利用者の人生の一部としていかなる意味を持つのかということをは明らかにすることは十分取り組まれていない。支援の利用者へのインタビュー調査や、エデュケーターと支援を受ける家族たちとのやりとりの継続的な観察などの手法によって支援の利用者の経験を明らかにすることは、ソーシャルワークにおける倫理やその効果を知る上で重要であろう。

第三に、AEMOの前段階で、そもそも「心配」な状況を生まないためにどのような予防的取り組みができるかについての研究も必要である。そのために、学校ソーシャルワーカーやカウンセラー、福祉事務所のソーシャルワーカー、親子が関係性の改善のために通う日中受け入れ機関などにおけるソーシャルワークの調査が有効であると考えられる。

第四として、本論文では他国との比較による研究を行うことができなかった。フランスの実践の長所・短所を客観視するためにも、またこの実践を科学的に評価するためにも、ヨーロッパ各国における予防的子ども家庭支援の取り組みについて、他国との比較の中でのフランスの実践の検討という点で今後の課題としておこなうべき調査である。本論文で得られた知見をベースに、これらの残された課題に今後取り組んでいくことによって、さらに研究を深めていきたい。

謝辞

2000年に首都圏の児童自立支援施設で学習ボランティアを始めたとき、先進国に生まれながら選択肢の限られた子どもたちの暮らしがあることに憤った。2007年に日本とスイスの児童保護施設で暮らす子どもたちから聞き取ったライフヒストリーを紹介する本『親なき子』（ペンネーム島津あき）を出したとき、「困難な状況に置かれた子どもにこそたくさんのチャンスと最高の人材を」という価値を日本に浸透させるにはまだまだアクションが足りないと感じていた。博士論文をいつか書く日が来たら「子どもが困難な状況にあるとき、そばにいる頼れる大人がいたら、誰もいないよりずっといい」、それが偶然次第にならないために何ができるか明らかにする論文を書きたいと思ってきた。幸せに子どもが育てば幸せな大人たちが暮らす社会になる。当然のように子どもが大切にされる社会をつくりたい。たたかいはここからだ。70年代のフランスの子ども家庭を取り巻く改革を推し進めたシモーヌ・ヴェイユは「法律を時代に合わせるには人々の感覚の更新が必要で、法律が更新されても人々のメンタリティが深いところまで更新されるには、アクションをし続けなければならない」と自伝に書いている。人々が幸せに暮らせる社会をつくるためのヒントを集め続け、思いつく限りのアクションを展開し続けたい。国を動かすのは政治ではなく、職業を通して日々政治的な行為を刻む一人一人の動きである。

フランスの施設に通い、子どもたちがどんどん元気になり輝く若者に育っていつているのが眩しかった。そしてそれを担う専門職たちが誇り高く団結して楽しそうに仕事し、愛おしそうに担当す

る親子の話をするのが不思議だった。歌手として活動している Henri Tekki はキラキラした笑顔で、このように話した。「自分の母は麻薬中毒の売春婦だった。自分は乳児院から2人の兄弟と一緒に社会的養護で育ち、コンセルバトワールでピアノと歌両方のコースに加え、体操にも取り組み、自らを築くことができた。裁判官にテレホンカードを持たされて『いつでも電話していいからねと言ってくれた』のが思い出」と話す。不遇な環境で生まれても子どもたちが幸せになる方法があるならその秘密を知りたい、その職業に就く人たちのカリスマ性や自己犠牲に頼るのではなく楽しく仕事ができる枠組みが存在するならその方法を知りたい。

この論文はフランスでの学びを現代日本の社会状況に位置付けし直す目的で取り組まれた。この研究が日本にとって意味があると背中を押してくれた中村正先生、主査として丁寧に的確な指摘をくださった村本邦子先生に深くお礼申し上げます。海外研究の先輩であり建設的なアドバイスをくださる吉岡洋子さんありがとうございます。4年間フランスでの研究活動について厳しい意見をくれたフランス国立工学院 CNAM の Emmanuel Jovelin 先生、修士論文に取り組んでいた2015年来、疑問があるたび一緒に考えてくださる Philippe Fabry 先生、「社会を改革するのは君のような人間だ」といつも励ましてくださる Abdel Ajenoui 先生、日本での活動の場を開いてくれた徳永祥子さん、ありがとうございます。安藤道人さんは22年前の学部の卒業論文のときもゼミ仲間として盛んな議論を交わし、今もそれぞれ奮闘できていることが嬉しいです。この論文が本として読まれることに賛同してくださった明石書店の深澤さん、ありがとうございます。たたかいの仲間に入れてくれた在宅教育支援チームのみなさん、係長の Corinne Boucheron さんと Corinne Virideau さん、楽しい会話や時間を一緒に過ごさせてくれた利用家族の方々、心より感謝申し上げます。

フランス語名称一覧

AED : action éducative à domicile 同意あり在宅教育支援

AEMO : action éducative en milieu ouvert 司法命令による在宅教育支援

AESF : accompagnement en économie sociale et familiale 社会的経済的家族支援

ANAS : association nationale des assistants de service social ソーシャルワーカー全国連盟

ASE : aide sociale à l'enfance 児童相談所

CAF : caisse d'allocations familiales 社会保障の家族部門

CASF : code de l'action sociale et des familles 社会福祉家族法

CESF : conseiller-ère en économie sociale et familiale 家庭経済ソーシャルワーカー

CLAS : contrat local d'accompagnement à la scolarité 学習サポート機関

CMP : centre médico-psychologique 心理医療センター

CNAEMO : carrefour national de l'action éducative en milieu ouvert 在宅教育支援全国連盟

CNAF : caisse nationale d'allocations familiales 社会保障の家族部門

CPE : conseiller-ère principal-e d'éducation 教育相談員

CRIP : cellule de recueil des informations préoccupantes 心配な情報統括部署(県)

DGCS : direction générale de la cohésion sociale 内閣府社会的結束総局

DREES : direction de la recherche, des études, de l'évaluation et des statistiques 社会保健省調査研究政策評価統計局

IGAS : inspection générales des affaires sociales 連帯保健省の社会問題観察機関

INSEE : institut national de la statistique et des études économiques 国立統計経済調査機関

IP : information préoccupante 心配な情報

JAF : juge aux affaires familiales 家族裁判官
 JE : juge des enfants 子ども専門裁判官
 LAEP : lieu d'accueil enfants-parents 子どもと親のための場所
 MDPH : maison départementale des personnes handicapées 県立障害手続き機関
 MJAGBF : mesure judiciaire d'aide à la gestion du budget familial 家族予算管理支援
 MNA : mineur(s) non accompagné(s) 未成年単身移民
 ONPE : observatoire national de la protection de l'enfance 国立児童保護観察機関
 OPPE : observatoire parisien de la protection de l'enfance パリ市児童保護観察機関
 PMI : protection maternelle et infantile 妊産婦幼児保護センター(保健センター)
 RASED : réseau d'aides spécialisées aux élèves en difficulté 困難のある生徒サポートネットワーク
 REAAP : réseau d'écoute, d'appui et d'accompagnement des parents 親の話を聞き、支え、サポートするネットワーク
 REP : réseau d'éducation prioritaire 優先教育ネットワーク
 RSA : revenu de solidarité active 生活保護
 TISF : technicien de l'intervention sociale et familiale 社会家庭専門員

参考文献

- AWA Akiko, 2018, « L'aide aux enfants en difficulté en Ile-de-France: Quels sont les effets de socialisation liés à la prise en charge ? », mémoire du Master EHESS.
- ARNAUD-MELCHIORRE Gautier, 2022, « Rapport de la Mission La parole aux enfants – A (h)auteur d'enfants ».
- BANKS Sarah, 1995, *Ethics and values in social work*, Palgrave Macmillan. 『ソーシャルワークの倫理と価値』法律文化社
- BEHLOUL Salim, BRAUCKMANN Beatrice, 2017, *L'intérêt de l'enfant*, L'Harmattan.
- BJORKHAGEN TURESSON Annelie, 2019, "Conceptions, Norms, and Values in the Work of child protective services with families at risk: an analysis of social workers' diaries", *Clinical social work journal*, N48, pp.369-379.
- BLANCHARD Véronique, GARDET Mathias, 2017, *Mauvaise graine ; deux siècles d'histoire de la justice des enfants*, Gallimard.
- BONAMY Bernadette, 2007, *Technicien de l'intervention sociale et familiale*, Eres.
- BOUQUET Brigitte, 2024, *Ethique et travail social – une recherche du sens*, Dunod.
- BOUQUET Brigitte, 2009, « Ethique, codes, chartes du travail social, quels sens, quelle portée ? » *Diversité*, n.158 Les métamorphoses du travail social. pp.39-44.
- BOURDIEU Pierre, PASSERON Jean-Claude, 1970, *La reproduction*, Les Editions de Minuit.
- BOUCHEREAU Xavier, 2024, « Intervenir au domicile des familles : enjeux pratiques, questions éthiques », conférence de 10 avril 2024.
- BRAULT M.-C., BLAIS M.-F., BLACKBURN M.-È., DUBOIS-BOUCHARD, C., 2021. « La médicalisation des difficultés des enfants: le cas du TDA/H ». *Infographie*.
- CAF, 2013, *La parentalité en Europe : quelles pistes de réflexion pour la France ?*
- CAPUANO Christophe, 2009, *Vichy et la famille. Réalités et faux-semblants d'une politique publique*, Pur.
- CASTEL Robert, 1981, *La gestion des risques*, Editions de minuit.
- CASTEL Robert, 1976, *L'ordre psychiatrique*, Editions de Minuit.
- CATHELIN Nicole, 2021, *L'enfant et la médecine. Une histoire de la pédopsychiatrie (XIXe-XXe siècle)*.

- CHAUVIÈRE Michel, 1980, *Enfance inadaptée : l'héritage de Vichy*, Les éditions ouvrières.
- CNAPE, 2024, « Document d'orientation pour les mesures d'aide éducative à domicile et d'action éducative en milieu ouvert ».
- CNAPE, 2023, « Les besoins fondamentaux des enfants Fiches pratiques ».
- COLCOMBET François, 2022, « Le juge des enfants, chef-d'œuvre en péril ? », *Après-demain*, N.19, pp.4-7, Fondation Seligman.
- CRIP, 2021, « Traitement des informations préoccupantes sur le territoire parisien ».
- CRIP, 2018, « Rapport d'activité CRIP75 ».
- CYRULNIK Boris, 2024, « Parentalité à travers le prisme de la temporalité », 2024.03.28, CNAEMO.
- CYRULNIK Boris, 2005, « Le murmure de fantômes », Odile Jacob.
- DARMON Muriel, 2006, *La socialisation*, Armand Colin.
- DAURE Ivy, 2024, « Le tétris des parentalités d'aujourd'hui », CNAEMO.
- DE AYALA Constance, 2010, « L'histoire de la protection de l'enfance », *Le journal des psychologues*, 2010/4 N277, pp.24-27, Martin média.
- DE Assistant de service social https://sante.gouv.fr/IMG/pdf/deass_arrete_ssaa1812300a_annexes_i_et_ii.pdf
- Défenseur des Droits, 2014, COMPTE RENDU de la mission confiée par le Défenseur des droits et son adjointe, la Défenseure des enfants, à M. Alain Grevot, Délégué thématique, sur L'HISTOIRE DE MARINA.
- DE GAUJELAC Vincent, 2022, « Accompagner sans s'épuiser », Val-de-Marne, 2022.4.15.
- DE GAUJELAC Vincent, 2012, HANIQUE Fabienne, ROCHE Pierre, *La sociologie clinique. Enjeux théoriques et méthodologiques*, Erès.
- DE LUCA BARRUSSE Virginie, « Vieux mais utiles, les enfants abandonnés au XIXe siècle. Déclinaison d'un modèle de l'enfant d'Etat » *Modèles d'enfances : successions, transformations, croisements*, Archives contemporaines, 2012.
- DELUMEAU Jean, 1990, *L'aveu et le pardon. Les difficultés de la confession. XIIIe-XVIIIe siècle*, Fayard.
- DETISF Diplôme d'Etat de Technicien de l'intervention sociale et familiale. DGCS
- DOLLE Michel, « La transmission intergénérationnelle de la pauvreté », *Regards croisés sur l'économie* 2008/2 (n 4), p. 97-106
- DOLTO Françoise, 1981, 『赤ちゃんこそがお母さんを作る』, みすず書房.
- DONZELOT Jacques, 1977, *La police des familles*, Editions Minuit.
- DREANO Guy, 2015, *Guide de l'éducation spécialisée*, Dunod.
- DREES, 2020, « L' aide et l' action sociales en France -Perte d'autonomie, handicap, protection de l'enfance et insertion Edition 2020 ».
- DREES, 2022, « L'aide et l'action sociales en France ».
- DUBET François, « Intégration et cohésion sociales » *Penser les questions sociales et culturelles contemporaines : Quels enjeux pour l'intervention sociale ?*, L'Harmattan, Paris, 2010. p.243-251
- DOLTO Françoise, 1977, *Lorsque l'enfant paraît*, Editions du Seuil.
- ESCOTS Serge, 2024, « Les parentalités empêchées », CNAEMO.
- FISHMAN Sarah, 2008, « Enfants et adolescents pendant la Seconde Guerre mondiale », *La bataille de l'enfance*, Presses universitaires de Rennes.
- FOUCAULT Michel, 1972, « Pourquoi le travail social ? », *Esprit*, avril 1972.
- FUSTIER Paul, 2013, *Education spécialisée repères pour des pratiques*, Dunod.
- GABERAN Philippe, 2020, *La relation éducative*, érès.
- GABERAN Philippe, 2007, *Cents mots pour être éducateur*, érès.
- GARFINKEL Harold, 1967, *Studies in ethnomethodology*, Englewood Cliffs.
- GILLEN Aisling, CANAVAN John, 2024, *Complexity Theory and Child Protection and welfare: A tool of hindsight and/or a tool to assist improved decision making in child protection and welfare work*.
- GRZYMALA-KAZLOWSKA Aleksandra, RYAN Louise, 2022, "Bringing anchoring and embedding together: theorizing migrants' lives over-time", *Comparative Migration Studies* 10.

- GUIDETTI Michèle, LALLEMAND Suzanne, MOREL Marie-France, 1997, *Enfances d'ailleurs, d'hier et d'aujourd'hui*, Armand Colin.
- GUILLIEN Raymond, VINCENT Jean, GUINCHARD Serge, 2005, *Lexique des termes juridiques*, Dalloz.
- HAGENMULLER Bertrand, 2024, « Pratiques d'ailleurs », CNAEMO.
- HALLEY Clara, CHIARELLI Clémentine, 2014, « Le psychologue clinicien et sa formation : d'hier à aujourd'hui », *L'information psychiatrique*, 2014/10 vol90, John Libbey Eurotext, pp.867-870.
- HARDY Guy, 2024, « Parentalité : une conception et un processus individuel », CNAEMO.
- HARDY Guy, 2022, *S'il te plaît, ne m'aide pas !*, érès.
- HAYBRON Daniel, 2008, "The Pursuit of Unhappiness: The Elusive Psychology of Well-Being", Oxford University Press.
- HESSE Philippe-Jean, LE CROM Jean-Pierre, 2001, *La protection sociale sous le régime de Vichy*, Presse universitaire de Rennes.
- HOUZEL Didier, 1999, *Les enjeux de la parentalité*, Eres
- IGAS, 2013, « Evaluation de la politique de soutien à la parentalité ».
- IGAS, 2018, « Evaluation de la politique de prévention en protection de l'enfance ».
- IRTS, « Formation d'éducateur spécialisé mode d'emploi, projet pédagogique et contenu de la formation ».
- JABLONKA Ivan, 2007, *Enfants en Exil, Transfert de pupilles réunionnais en métropole (1963-1982)*, Seuil.
- JOVELIN Emmanuel, 2014, « Le travail social en Europe. Quelles formations, quelles pratiques, quels modèles ? », *VST-Vie sociale et Traitements*, 2014/2 n.122, pp.26-32, érès.
- LAYARD Richard, 2005, *Happiness : Lessons from a New Science*, Penguin Books.
- LE BOUFFANT Chantal, GUELAMINE Faiza, 2005, *Guide de l'assistante sociale*, Dunod.
- LEBRUN Pierre-Brice, GARELLI Amélie, LEFORT Marie-Christine, 2014, *Diplôme d'Etat d'éducateur de jeunes enfants*, Dunod.
- LE BOSSE Yann, 2022, « Pour un réel pouvoir d'Agir des personnes accompagnés », CNAEMO 15.06.2022.
- LEBOYER Stéphanie, MAHIER Jean-Pierre, MICK Jean, STELLA Salvatore, 2017, *AEMO, AED : contrôle social des pauvres ?*, érès.
- LEJEUNE Severine, 2023, « Accompagner les jeunes présentant des signes de traumatisme complexe et des troubles de l'attachement en protection de l'enfance : repérage clinique, outils éducatifs et thérapeutiques ». *FORUM*, pp.54-61, Champs Social.
- LIPSKY Michael, 1980, *Street level bureaucracy: Dilemmas of the individual in public services*, Russell Sage Foundation.
- LOUFFOK Lyes, 2014, *Dans l'enfer des foyers*, Flammarion.
- Mairie du 13ème, 2015, « Contrat de ville 2015-2020, Projet de territoire – quartiers du sud du 13^e arrondissement », préfet de Paris.
- MARCELLI Daniel, 2020, *Moi, je ! De l'éducation à l'individualisme*, Albin Michel.
- MERCIER Sebastien, 1781, *Tableau de Paris*.
- MESINOVIC KLECINA Lejla, OLIN Elisabeth, ALSTAM Kristina, 2024, "Sweden's front-line: an ethnographic approach to understanding child protection decisions", *Qualitative Social Work* Vol.23(5) pp.797-812.
- MEYER Philippe, 1977, *L'enfant et la raison d'Etat*, Inédit politique.
- MEYER, STELLA dir, 2021, *Parentalité(s) et après ?*, Eres.
- Ministère de l'éducation nationale, de la jeunesse et des sports, « Comment utiliser le numérique en toute sécurité ? » <https://www.education.gouv.fr/comment-utiliser-le-numerique-en-toute-securite-323771>
- Ministère des solidarités et de la santé, 2020, « Les 1000 premiers jours Là où tout commence ».
- Ministère des solidarités et de la santé, 2018, Stratégie nationale de soutien à la parentalité.
- Ministère des solidarités et de la santé, 2017, « Démarche de consensus sur les besoins fondamentaux de l'enfant en protection de l'enfance ». Rapport remis par Dr Marie-Paule Blachais.
- MJIE, 2020, « Rapport d'MJIE - Juge des enfants Au Tribunal pour enfants de Paris ».
- MOLINIER Pascale, *le travail du care*, la Dispute, 2013

- MORO Marie-Rose, 2023, « Accueillir les enfants migrants et leurs parents », yapaka.be.
- ONED, 2013, « L'action éducative en milieu ouvert ».
- ONES, 2015, « La charte d'éthique professionnelle des éducateurs spécialisés ».
- ONPE, 2020, « Les chiffres clés en protection de l'enfance ».
- OPPE, 2021, « Schéma parisien de prévention et de protection de l'enfance, 2021-2025 ».
- PARIS archives, « Les orphelins de guerre », Paris, 1915. <https://archives.paris.fr/a/430/les-orphelins-de-guerre-paris-1915/>
- PARIS, 2021, « Guide de la référence socio-éducative à Paris ».
- PAVO, 2024, 第二回エデュケーター講座, 2024.05.02.
- PERROT Geneviève, 2008, « Les savoirs en service social avant 1950 », *Vie sociale* 2008 N3, pp.33-43, Eres.
- PEYRE Vincent, TETARD Françoise, 2006, *Des éducateurs dans la rue*, Editions la Découverte.
- PERRY Bruce, SZALAVITZ Maia, 2010, 『犬として育てられた少年 子どもの脳とトラウマ』, 紀伊國屋書店
- POUTEYO Michael, 2024 年 11 月 22 日ヒアリング.
- Rapport du Conseil supérieur de travail social, 2006, « L'usager au centre du travail social, représentation et participation des usagers ».
- ROLLET Catherine, 2001, « Les placements d'enfants : historique et enjeux », *Revue Quart Monde*, N.178, p.9.
- ROLLET Catherine, 2001, « Les enfants au XIXe siècle », *Histoire et sociétés*, Revue européenne d'histoire sociale, 2002/2 p.134-136, Hachette.
- ROLLET Echalié Catherine, 1991, « La politique à l'égard de la petite enfance sous la III République », Présentation d'un Cahier de l'INED, *Population*, 46^e année, n2, pp. 349-358.
- ROMANET Emmanuelle, 2013, « La mise en nourrice, une pratique répandue en France au XIXe siècle », Transtextes Transculture.
- SCHOCH Aline, AEBY Gaelle, 2022, « Ambivalence in child protection proceedings: parents' views on their interactions with child protection authorities », *Social sciences* 11.
- SECHER Régis, 2024, « Co - éducation et protection de l'enfance : un projet paradoxal ? », CNAEMO.
- SELLENET Catherine, 2023, *Parentalités normes et injonctions*, l'harmattan.
- SELLENET Catherine, 2007, « Familles et enfants sous haute surveillance », *Le journal des psychologues*, 2007/7 N250, pp.67-70, Martin média.
- SERRE Delphine, 2009, *Les coulisses de l'Etat social*, Raisons d'agir.
- SEVERAC Nadege, 2023, « AEMO : Demande assistance », *Direction(s)* n.217, mars 2023, pp.22-29.
- SMITH Dorothy E., 2005, *Institutional Ethnography: A sociology for people*, AltaMira Press.
- SOUBRENIE Dominique, 1994, *Essais psychanalytiques. Destin et écrits d'une pionnière de la psychanalyse des enfants*, Payot.
- SPLITZ René, 1945, "Hospitalism—An Inquiry Into the Genesis of Psychiatric Conditions in Early Childhood". *Psychoanalytic Study of the Child*, 1, 53–74.
- DE TISF <https://sante.gouv.fr/IMG/pdf/technicien-intervention-sf.pdf>
- Un groupe de parents, 2001, « Blessures et espoirs », *Revue Quart Monde*, 2001/2.
- Union Syndicale des Magistrats, 2024, « Justice des mineurs, l'impossible répit ».
- VERHASSEL Alexis, KHALIFA Pauline, 2014, « De la pédagogie et de l'éducation en Grèce au IV siècle avant JC ».
- Vie publique, 2021, « Chronologie : la justice pénale des mineurs en France de 1791 à nos jours ».
- VIGARELLO Georges, YVOREL Jean-Jacques, 1999, « A propos des violences sexuelles à enfants », *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, pp.161-163.
- VUE-ARTAUD Claire, 2006, « Rôle et fonction du psychologue dans une équipe pluridisciplinaire en AEMO », *Journal des psychologues* n.242, Novembre 2006.
- WHO, 2012, « Rapport sur la santé en Europe 2012 : la quête du bien-être ».
- Yapaka.be <https://www.yapaka.be/texte/texte-mettre-des-limites-a-lenfant-tout-un-processus>
- ZAPPI Lola, 2020, « Le travail social en Europe », *Encyclopédie d'histoire numérique de l'Europe*.

<https://ehne.fr/fr/node/12506>

ZAPPI Lola, 2022, *Les visages de l'Etat social, Assistantes sociales et familles populaires durant l'entre-deux-guerres*, SciencesPo.

安發明子, 2024a, 「フランスの要支援児童の移行プロセスと家庭への予防的支援の取り組み」『社会的養護研究』2024年6月 pp.93-100

安發明子, 2024b, 「子どもにとっての関心実現のために『最初の1000日』」『地域保健』2024年9月号

安發明子, 2023a 『一人ひとりに届ける福祉が支える フランスの子どもの育ちと家族』かもがわ出版

安發明子, 2023b, 「フランスの子育て在宅支援を担う人材とその育成」『総合社会福祉研究』第53号

安發明子, 2023c, 「フランスにおける子ども家庭福祉と文化政策」『「健康で文化的な生活」をすべての人に』浜岡政好、唐鎌直義、河合克義編著、自治体研究者、pp.239-269

安發明子, 2023d, 「フランスの子育て支援制度についての研究 ―「親をすることへの支援」概念を中心に」『社会福祉学評論』第24号

安發明子, 2022a, 「フランスの在宅支援を中心とした子育て政策」『対人援助学マガジン』第51号

安發明子, 2022b, 「子どもとその保護者、家庭をとりまく環境に対する支援の実態等に関する調査研究報告書」

安發明子, 2020a, 「フランスの児童福祉の特徴・価値とその背景」『対人援助学マガジン』第43号

安發明子, 2020b, 「ソーシャルワーカーはかかりつけ医」, 『対人援助学マガジン』第42号

加藤佳子, 2013, 「フランスにおける児童虐待への取り組み」, The Japan Association of Legal and Political Sciences.

厚生労働省, 2022, 「子どもとその保護者, 家庭をとりまく環境に対する支援の実態等に関する調査研究報告書」心理的社会的な能力についての図

<https://akikoawa.com/wp-content/uploads/2024/08/Competences-psychosociales.pdf>

国立子ども図書館, 2020, 「平和ってなんだろう？」

隅広静子, 2010, 「クリティカル・ソーシャルワークにおける「クリティカル」概念の整理の試み」, 福井県立大学論集, 第34号 2010.2.

内閣府社会的結束総局による専門的エデュケーターガイドライン：フランス厚生省 (Ministère des Affaires sociales et de la Santé) 女性権利省 (Ministère des Droits des femmes) 社会的結束総局 (Direction générale de la cohésion sociale : DGCS) 原著「専門的エデュケーターの職業ガイドライン I~VIII(Référentiel professionnel de Educateur Spécialisé I~VIII)」

<https://waseda-ricsc.jp/content/uploads/2023/08/625e9491ce0c19196ca8fa9fd9a4a219.pdf>

中村正, 2005, 「臨床社会学試論 - 社会病理学との関連において - 」『立命館産業社会論集』第41巻第1号, 2005年6月.

畠山由佳子, 2018, 「社会的養護等の子どもに対する社会サービスの発展に関する国際比較研究 - 循環型発展プロセスの課題と文脈の分析」, 研究代表木村容子.

浜忠雄, 2019, 「フランスにおける『黒人奴隷制廃止』の表象」北海学園大学人文論文集 (66)、pp.1-47.

松村祥子, 2019, 『世界の社会福祉 フランス』旬報社.

三輪 和宏, 2015, 「フランスにおける児童虐待防止制度」, 『レファレンス』H 27 年 8 月号.

連帯保健省, 2019, stratégie nationale de prévention et de protection de l'enfance 2020-2022.

労働政策研究・研修機構, 2020, 「国別労働トピック フランス移民と出生率の高さの関係について」.

<https://sante.gouv.fr/archives/les-metiers-du-travail-social/reforme-des-diplomes-en-travail-social/article/diplome-d-etat-d-assistant-de-service-social>

<https://www.union-syndicale-magistrats.org/la-justice-des-mineurs-limpossible-repit/>

<https://www.vie-publique.fr/eclairage/281310-chronologie-de-la-justice-penale-des-mineurs-en-france-depuis-1791>

資料1 在宅教育支援の子ども向け説明冊子

在宅教育支援は子どもにどのように説明されるのだろうか。こちらは支援が開始する際に2歳以降の子どもに読んで聞かせる、大きい子どもとも一緒に読み、渡す冊子である。子どもにとって話せる第三者としてエドゥケーターがいることを伝えている。

冊子を作成した機関に許可を得て日本語訳、掲載している。



**Si le livret d'accueil
m'était conté...**

受け入れ冊子がおとぎ話だったら..



ASSOCIATION
OLGA SPITZER
agir pour l'enfance

なぜきみが私たちに会うことになったか伝えるために
この冊子をおとぎ話風に作りました



Texte écrit par les professionnels du SAEIMO Paris :
Paloma Courbis, Nathalie Dhorne, Catherine Laborie,
Corinne Pichereau, Benoît Schmitz.
Réalisation dans le cadre du CACQ
(Comité d'Amélioration Continue de la Qualité)
Illustrations & mise en page Marc Lizano
© Association Olga Spitzner - AEIMO 2020

2

子どものときは、いろんなことを疑問に思うよね



3

この世界はあまりに大きくて、あまりにひろくて..
まずは、宇宙がある。
宇宙の中にとてつもなく大きいギャラクシーがあって、その
中に地球があって、大陸があって、国があって、町があって
村があるね。



そして、この町や村の中に家族がいるね。

4



どんな男性も、女性も、みんな家族の一員。
どの家族が似ているようで、みんなそれぞれ違う。

1つの家族は1つの世界みたい、家族の歴史があって、メンバーそれぞれの歴史があって、家族の言葉と文化とルールがある。
でも家族は他の人たちなしで生きることはできない。
他の人たちって誰？



6



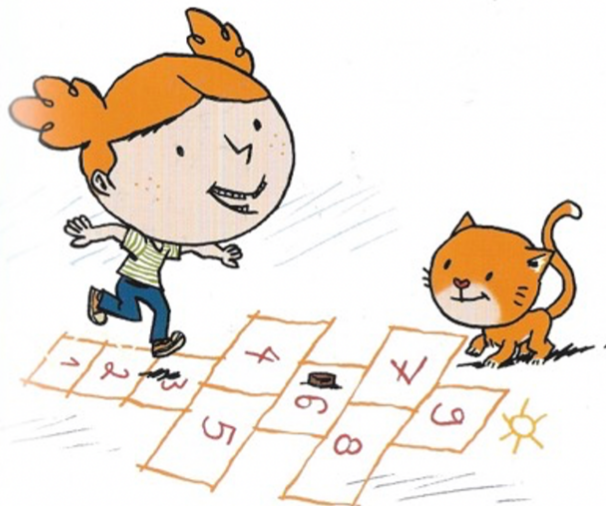
それは、他の家族。他の歴史があって、他の言葉や文化やルールを持つ家族。
いろんな家族があって社会を作っている。

7

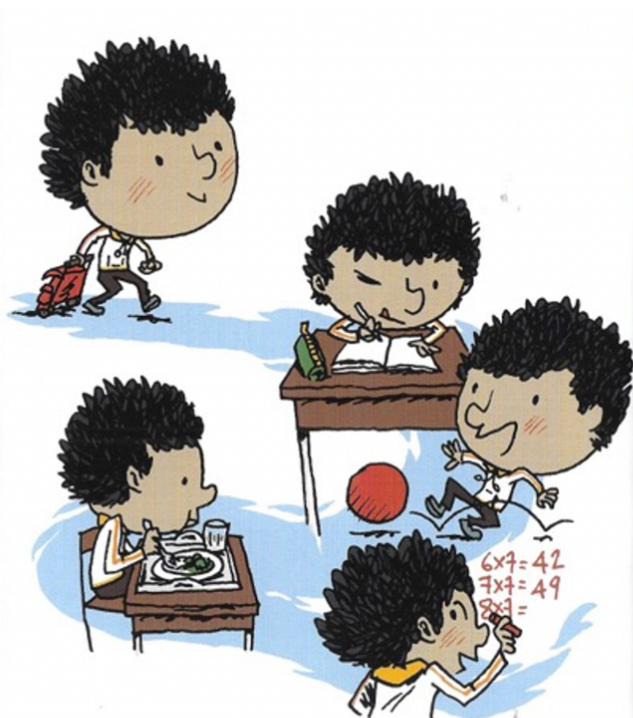
気持ちよく生きるために、家族はこの社会の中で、食べて、ケアを受けて、学んで、笑って、歌って、成長して、広い世界を知る必要がある。
家族の中と外を行き来することができるおかげで、他の人たちと交流したり、想像したり、発明したり、比べたり、笑ったり、泣いたり、踊ったり、走ったり、教えてもらったりできる。
特に、たくさん遊ぶことができるよね。



それはとっても楽しいこと。
こういことが全部うまくいくときは、愛がたくさんあって、みんなで守っているルールがあるとき。

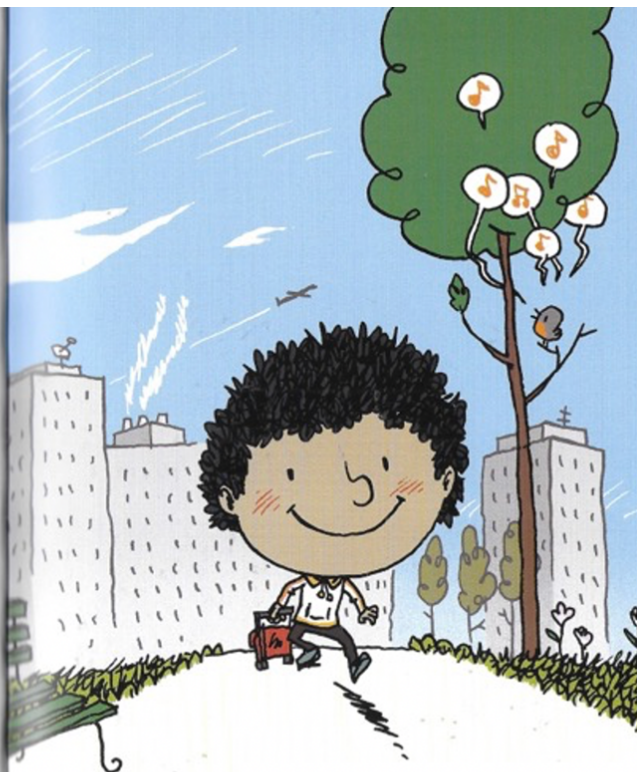


子どものときはそういうこと全部知っているよね。



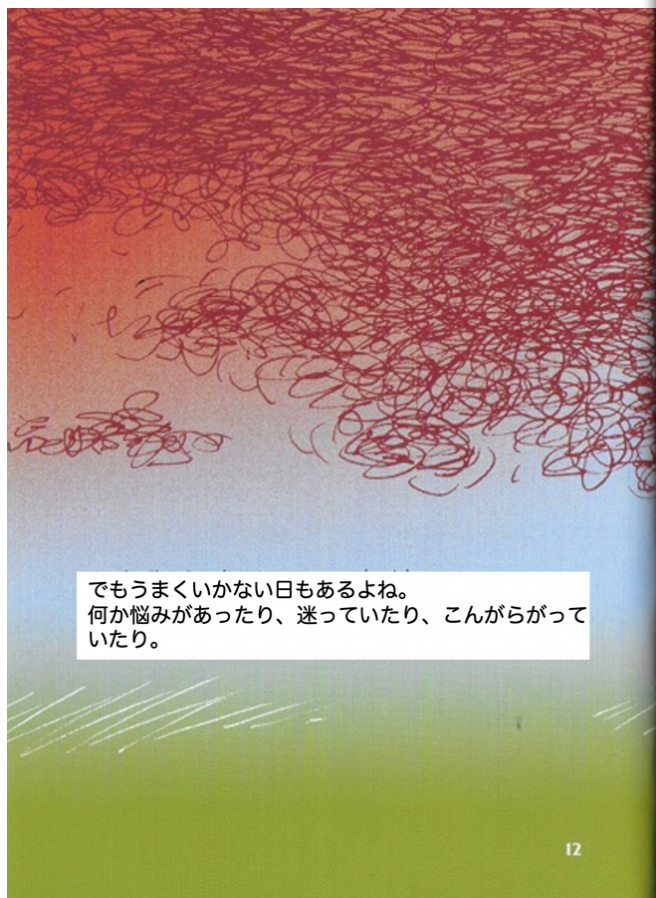
うまくいく日は、なんでも思い通りで、気持ちいいね。家を出て学校に行って、活動をしたりして、おうちに帰る。

10



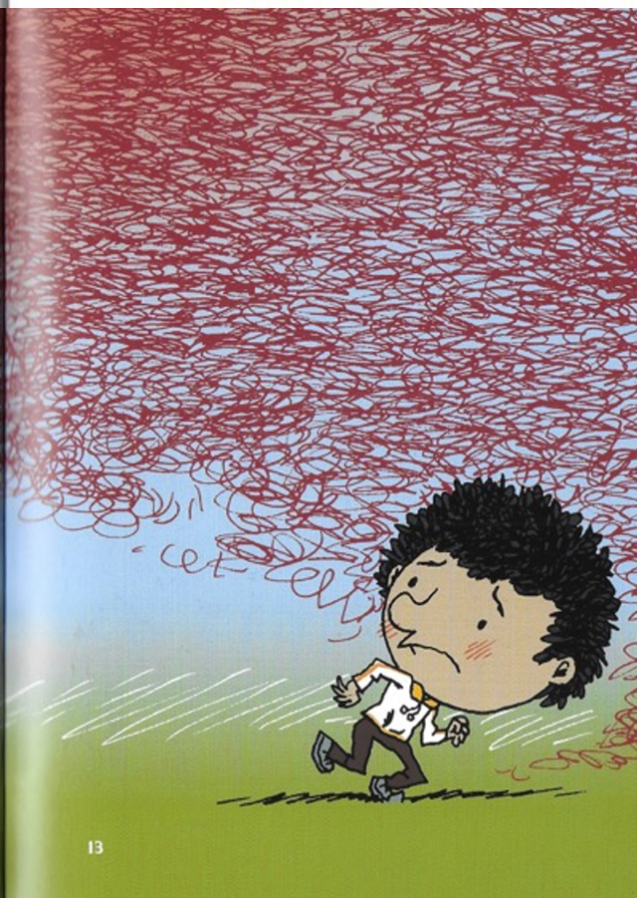
何もかもうまくいってる。

11



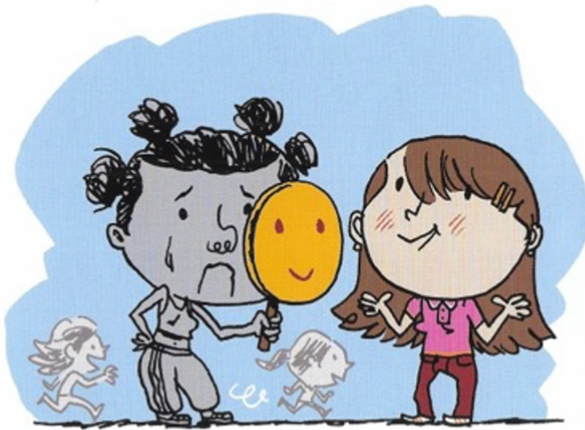
でもうまくいかない日もあるよね。
何か悩みがあったり、迷っていたり、こんがらがっていたり。

12



13

全然ダメな日もあるよね。
自分が笑っているのにほんとは泣きたい気持ちだったり。
黙っているのにほんとは叫びたい気持ちだったり。
うまくいっているように振る舞えなかったり。
自分だけみんなと違うように思えたり。
そして一人ぼっちに感じたりする。



そういうときは家と学校、おうちと外の行き来に
落とし穴があるように感じたり、
遠く難しいものに感じる。

14

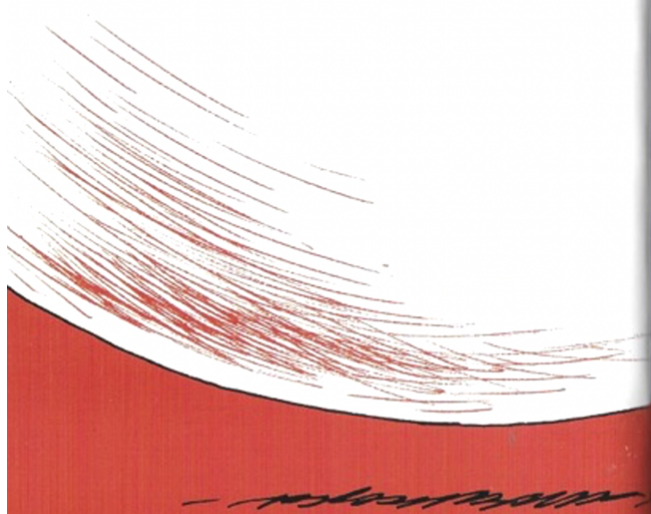
そういうとき、泣いたり、わかってもらえないように
感じたり、全部忘れたり、怒ったり、
誰かとケンカしたりする。
そういうときは波のようにやってきて、また波のよう
に消える。



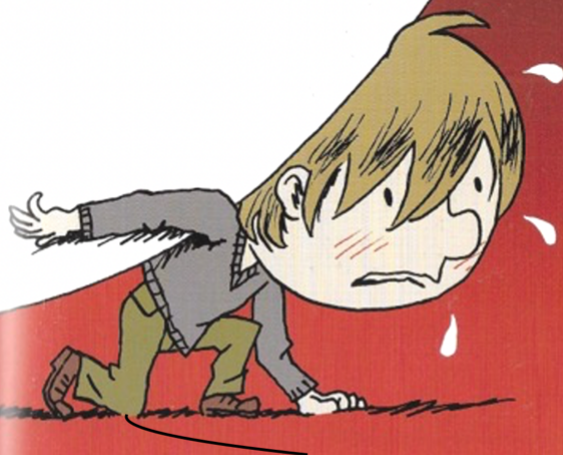
そういうとき学校は特に難しくなるよね。
こんなことが頭の中につまっているのにどうやったら
集中なんてできるんだろう。

15

背中に抱えきれないくらい重いものをかついでいるような
気持ち。
あまりに大きな荷物があるせいで、笑えないし、踊ったり
走ったり、勉強したり、遊ぶことさえできないね。
こんなの全然楽しくない。

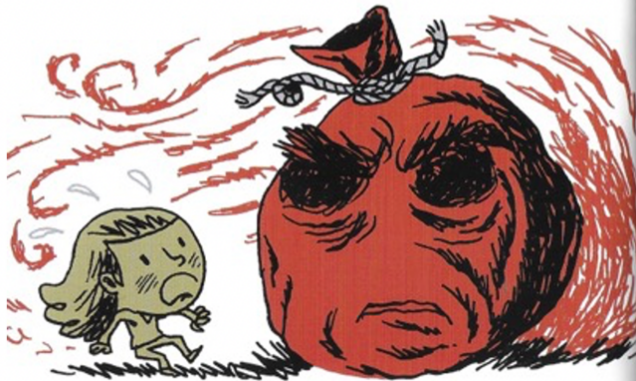


16



17

この荷物は、大きければ大きいほど怖い気持ちになるもの。
 怖いから荷物は開けたくない。
 考えないようにして、荷物の中身が何だったかさえ
 わからなくなる。
 この荷物開けたらどうなる？
 きっと今より大変なことになるんじゃない..



18



子どものとき、怖い気持ちだと、こんなに大きい荷物を
 開けるのは難しく感じるもの。
 そして荷物が大きくなるにつれ、自分が小さくて、一人
 ぼっちに感じる。

19

こんなにも大きくて重い荷物を一人で背負うのは
 子どもには大変すぎる。
 だけどうちのひとも、きみのことが大好きだっ
 たとしても、手伝うことができないときもあるよ。



だから助けてもらう必要がある、何人もいたら
 もっと強いからね。
 でも助けてもらうのも簡単じゃないよね。



荷物の中にはすごく心が痛くなるもの、悲しいもの、
 心配なこと、怖いことが入っていることがあって、
 中にはうちの大人にとって怖いことも入っているこ
 ともあるよね。

21



ときには痛い気持ちになることも話さないといけない。
どこかに追いやって忘れたと思っていたような、
荷物の底にあったようなことも。
楽しい話、きみが幸せな気持ちになったことについても
話すよ。悲しいときは楽しい話を忘れていたりするからね。
言葉が不思議なのは、言葉ですごく辛い気持ちにも、
すごくいい気持ちにもなることだね。

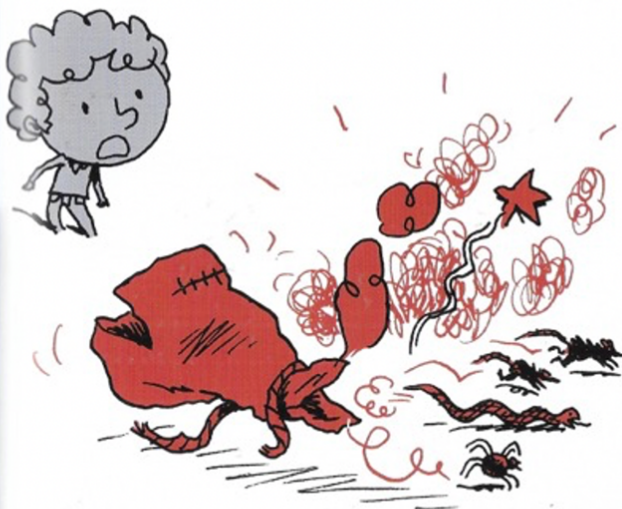


26

そして同じことについてもいろんな言い方があるし、
いろんな理解のし方がある。
遊ぶこと、歩くこと、絵を描くこと、踊ること、出かける
ことや新しい体験をすることも何かを言う方法だよ。



だからエドゥケーターは、きみと、家族と、きみの大事な人
と一緒に、どうやって大きな荷物を開けるのがいいか探すよ。
いろんなものが出てくるね、荷物を開けていくときにはたく
さん一緒に話して、たくさん一緒に過ごすことが大事だよ。



そうしたら、荷物が軽くなる方法が見つかるかもしれない。

29

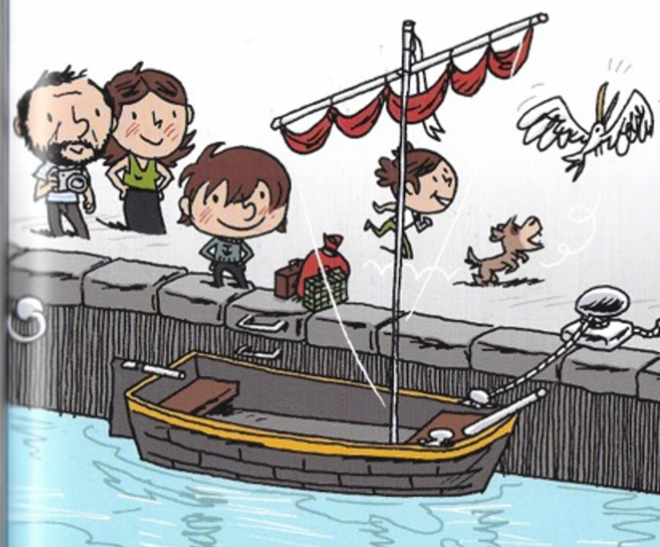


生きてると落とし穴があることもあるけれど、
笑ったり、泣いたり、歌ったり、
たくさん成長して広い世界を知ることができる。



32

きみは荷物の中に何があるか知って、
これから持って歩く荷物に美しいもの、夢、いろんな物語を
つめて出かける。
怖がらないで大丈夫。
助けてもらいながら開けてみることもできるよ。
みんな荷物を持っていて、それは自分の一部。
誰とも違う自分だけの荷物。





その先には楽しい旅が待っている。

子どもって何？

フランスでは18才未満は未成年です。
親権者の責任のもとにきみがいます。



権利って何？

名前と国籍がある権利。
健康でいられるようにケアを受けられる権利。
無料で教育を受けられて、趣味を楽しめる権利。
悪い扱い、さまざまな形の暴力から守られる権利。
参加して、自由に意見を言うことができる権利。

親って何？

フランスで親は親権を持っている人です。
親権を持っている人はきみに対していくつかの義務があります。
この大人はきみを守り、見守り、
きみにとっていい決定をしなければなりません。



うまくいかないときはどうする？

親も子どもも権利と義務がお互いに対してあります。時によっては、家族には難しいことがあって、助けたいのにお互いを助けることができないことがあります。



うまくいかないときは、外からわかるものです。だから、きみの近くにいる大人や、親や、先生やお医者さんが何がうまくいっていないか理解しようとしています。

本当にうまくいかないときは、きみの近くにいる大人はきみを守り、助けるための解決法を探す責任があります。子ども専門裁判官がいるのはそのためです。

40

在宅教育支援って何？

子ども専門裁判官が在宅教育支援の命令をすることがあります。子どもの専門家が子どもと親と話をし、お互いのことをよく知り、家族が困っていることについて話し合うためです。在宅教育支援機関か、きみのおうちで話すこともあるし、一緒に何か活動することもあります。きみがよりよく成長できるための解決法を一緒に探します。

きみにとって一番いいことが何か考えるために、おうちのひとにも相談しながら、きみのことを知っている他の専門家や大人にも会いに行きます。



多くの場合、在宅教育支援は一年間続きます。一年の終わりにエドューケーターは子ども専門裁判官にきみと家族にとってどんなことが起きたか報告書を書きます。報告書の最後には、きみにとって何が一番いいと思うかという提案を書きます。在宅教育支援が続くこともあるし、終わることも、他の計画を考えることもあります。次の裁判のときにまた皆が集まります。裁判官はきみの意見を聞きます。裁判官はみんなの意見を聞いたあとに一番的確と思われる決定をします。

子ども専門裁判官って何？

社会の中で生きていくには、それぞれが法律というルールを守る必要があります。裁判官はこの法律が守られるために判断をします。



子どもを守るための法律があります。法律が守られていないとき、子どもが危険な状況にあると判断され、子ども専門裁判官が子どもを守るための決定をします。

子ども専門裁判官はきみを一人で行んだり、家族も一緒に呼んだりするね、これを裁判と言います。裁判官はみんなの話を聞いてから決めます。判決というものです。決められたことに賛成でなかったとしても、皆がこの判決を守る義務があります。

41

資料 2 日中受け入れ機関(SAJE)について

第二次予防は在宅教育支援と日中受け入れ機関の二つからなる。両方を利用している場合、そして、AEMO から SAJE に移行する家庭が複数見られたことから、SAJE の責任者や専門職へヒアリング調査を実施した。AEMO や AED との大きな違いは、週数回から毎日学校帰りに通い、週末や休暇機関は SAJE の専門職たちが親子、兄弟、同年代の子ども同士で出かける企画を多く実施するため、AEMO より短期集中的に関わり課題の解決を目指す点である。グループの中での子どもの様子を多職種で観察し、直接子どもに働きかけ、親にも送り迎えの際に会って話す。

日中受け入れ機関(SAJE) (2022 年 2 月に調査実施)

パリ市は近年特に力を入れているが、在宅支援の一つであり、月曜から金曜まで毎日子どもが学校帰りに通う。学校に行くことができない子どもが日中に個別支援を受けることもある。週末は SAJE のスタッフが家族と一日でかけたりする。児童保護予算の委託費で運営され、司法命令で利用することもある。

パリ 19 区の SAJE には子ども 35 人に対し専門職が 17 人いる。

専門職チームは以下のような構成である。

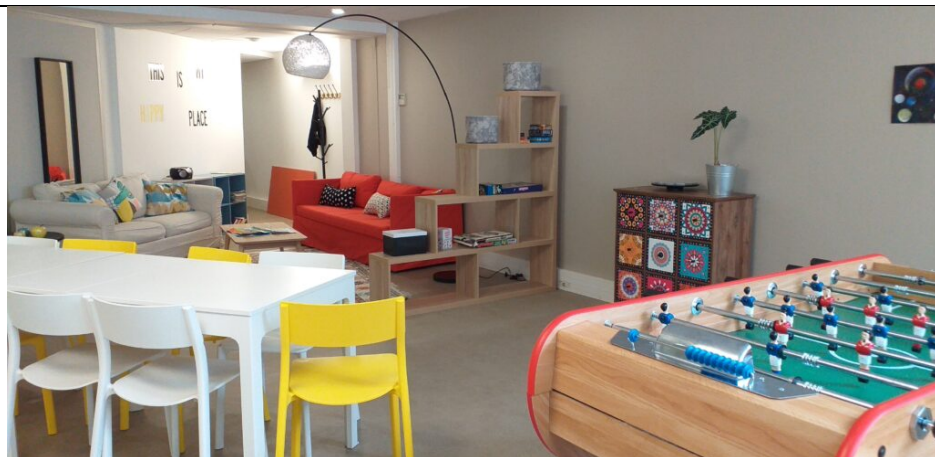
エデュケーター：親のサポートも担当

心理士：ストレスコントロール、自尊心、不安、感情を言葉にして伝えられる練習

スクールエデュケーター：勉強の遅れを取り戻す、学校で過ごしやすいうように授業中の態度や授業中に立ち歩かないこと、他の生徒との討論の場への参加など練習する。

スポーツエデュケーター：食べ物の習慣、安全管理、リスクについての学び、スポーツ習慣を支援

他ソーシャルワーカー、アートセラピスト、エスノサイコジスト(ethnopsychologist)



(写真：パリ市 SAJE ホームページより)

SAJE のディレクターによると、学校での態度が適切ではない、集中できない、言葉の暴力、身体的暴力、授業中に座ってられない、抜け出そうとする、授業を妨害する、友達といい関係性を築けない場合などが対象となりやすい。スクールソーシャルワーカーが家族に紹介したり、子ども専門裁判官の決定で開始する。家庭内での教育の問題、親の教育への関わりの問題を扱う。家庭のダイナミズムが課題であることが多いため、「子どもの育ちの 80%は子どもではなく親が担う。子どものせいではない」と子どもの前で親に説明しコミットを引き出すと言う。ディレクターによると、問題行動は結果であって、それ自体が問題なのではない。教育が不十分だった結果、学校で症状が出たという状況である。SAJE の活動に積極的に参加しないと親子分離になることが親たちには念頭にあるという面もあるが、在宅教育支援より密に子どもの日常に携わる。医療ニーズがある子どもは別のところが対応しており、学習支援も別である。SAJE のエデュケーターたちは学校の面談には毎回参加する。

SAJE においては 5 通りの活動をすべての子どもたちに対し実施している。

1. 最大 4 人単位のアトリエ。学ぶ楽しさを知る、学校に行く自分にとっての意味を見つけ直すことが目的。それぞれの課題に近い子どもたちのグループで、トラブルになりやすい状況で違う方法がとれることを学ぶ。週

2-3 回実施。

2. 親子を連れて出かける。兄弟も連れて週末やバカンス中に旅行に行く。子どもに十分エネルギーを使っていない、動かない親が多い。家庭内のダイナミズムへの働きかけ。親子や兄弟間の様子を観察し働きかける。
3. 子どもたちだけの教育的な旅行、中学入学に向けた旅行
4. 家庭訪問、家庭内で一緒に時間を過ごす
5. 毎月 2 回の心理士とエドゥケーターによる面談

SAJE の目的は親をすることへの支援であるという。県の児童保護予算で運営され、親が同意をすれば学校から直接の紹介で利用を開始できる。親には「子どものより良い成長のため」「子どもの可能性を最大限引き出すため」と説明される。児童保護予算であるため、対象としては子どもの教育的・身体的・情緒的・知的・社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合に該当することが法律的な枠組みである。在宅教育支援と同じように SAJE がコーディネーターとなり、来ている子どもたちの学校、心理医療センター(CMP)、地域の家、PRE 勉強支援、社会的支援、家族支援、医療のコーディネート、CAPP パリ市子どもの医療と包括的ケアと協働する。

資料 3 U 一家とエドゥケーター会話の記録

U 一家の両親と子どもたちとエドゥケーターとの会話から、エドゥケーター実践から顕現する価値を明らかにすることを試みる。

U に関して、最初は親の同意による在宅教育支援、しかし父は協力的ではなく心配な状況が続いたため AEMO が開始した。判決文に書かれた目的は以下である。2020 年あたりに突然父が子どもたちへの説明もなく家を出、その後理由なくたびたび戻っていたのを、父母ともに別々に住居を確保し、子どもは行き来する暮らしを開始した。兄は学校で暴力を振るうことがあり言葉や学習の遅れがあり、弟は言葉や手先の動きの発達に遅れがあった。

目的

2020 年 1 月 AED(同意による在宅教育支援)開始時の家族と合意した目的

- 子どもを不安にさせている社会的な状況の改善を手伝う(母の収入がない、住居から強制退去させられる可能性があること)
- 両親間の争いの第三者になる
- 子どもが学校で起こすトラブルの対応を支える
- 両親が子どもたちに教育的な対応ができるよう支える

2021 年 4 月 AEMO による命令(判決文)

- どのような形の暴力も禁止されていることを家庭内で徹底する
- 子どもに心理士によるフォローがされることを保障する
- 両親間の争いから子どもが守られることを保障する。両親間の状況を明らかにする
- 子どもたちが両親間の争いに関わらず双方と安全に関係性が維持できるように家庭裁判所にて手続きする

(U-JI2020.1, JO2021.4)

以下は 3 つの面談の記録である。具体的には、エドゥケーターと係長と父の初回面談(u-NV2021.06.28)、エドゥケーターと母と子ども 2 人の家庭訪問シーン(u-NV2022.10.17)、この訪問を受けてのエドゥケーターと母の面談(u-NV2022.10.20)の 3 回で「どのようなメッセージをエドゥケーターが伝え、親子がどのように反応しているか」を中心にメモをとり書き起こした。すべての会話が記録されているわけではなく、要約されている。エドゥケーターが何に関心を持ち、何を伝え、どのように取り組もうとしているのかを明らかにすることを目的としている。判決文の読み上げは判決文をもとに記録した。最後に担当エドゥケーターへのインタビューも記録されている(U-NE2022.10)。

2021 年 6 月 28 日父との面談

係長: 子どもたちと話しましたがとてもよく表現できていました。(子どもの価値)

エドゥケーターA: 6 歳のときは一言も話せなかったのにとっても進歩しました。係長 M 父に行った

のは、攻撃的なときがあったからです、他の子どもとうまくコミュニケーションがとれなかったもので、嘔み付いたり叩いたりすることがありました。とてもスムーズな意見交換ができました。落ち着いて過ごすこともできていました。(ニーズの説明、子どもの価値)

係長: 私たちが参加しているのは、4月26日の裁判によるもので、判決文を受け取りました。お父さんは出席されていませんでしたね。裁判の招集を受け取らなかったんですね。

父: 住所がないからです。

係長: メールは毎日見えていますか。

父: 罰金の支払いもメールでしました。

A: 判決文は読みましたか。

父: 母は読めたかもしれませんが私は見ていません。

係長: 子ども専門裁判官と家庭裁判官の違いは明らかですか。

父: わかりません。

係長: 家庭裁判官は父と母どちらの家でいつ子どもが過ごすか、養育費について決めます。離別の際の資産の分割も担当します。両親のどちらか双方が依頼をして裁判します。子ども専門裁判官に裁判を依頼するのは検察官です。学校などからの「心配」な情報がもとになっています。子どもの状況について心配がある場合です。心配について調査し、心配な内容が確認されたら検察に連絡が入って、検察から「危険があるのではないか」と裁判を要請します。なので、ここでは子どもにとって危険がある可能性があるということです。

父: でも前にもエドゥケーターは来ていたんですよ。

係長: AED ですね。

父: その人が「心配」な情報をしたんですよ。

係長: その経過も読みますね。私たちは良い悪いと判断するためにいるのではなく、これまでの要素をもとに今後子どもたちにとってより良い状況になるようにいるのです。(役割説明)

(以下、判決文を読み上げる)

2019年に父から7歳のJに暴力がありました。Jから言語聴覚士に、母から学校の心理士に相談がありました。Jが便失禁したときにベルトでお尻を叩きました。刑事罰はありませんでした。

2020年3月に子どもの耳をひっぱったことと、父から母への侮辱的言葉と、母から父への怒鳴り声という面前暴力が起きました。市民法375条を読み上げます。

2020年秋からJの調子の悪い(mal-être)症状がありました。学校で口数が少なく、気持ちを開かない、言葉が制限されているような様子が見られました(Se montre très fermé et parole semble verrouillée)。そして継続的なセラピー治療を受けるよう提案がありましたが、心理医療センターとの約束に連れて行きませんでした。

言語障害治療は週複数回受けていて目覚ましい進歩があり、言語トラブルによる子どもの苦しみは減ったものの、失語症により障害認定を受け学校で個別のサポート支援員がつくことになりました。

Jの夜尿症と便失禁は親の子どもへの傷つけ、適していない言葉がけによるものであると警告されています。父と母のカップルとしてのアンビバレンスな態度は子どもたちに不安定さ、安全ではない感覚、混乱を引き起こしており、2019年11月に離別して以降も母は子どもたちが父との関係継続を望まないと主張した一方で、2020年3月のコロナによる外出禁止時に父が母と子どもたちの家に戻って生活したことでまた家庭内が緊張した空気になり、4月に家を出てからも6月7月に父は家庭内に出たり入ったりした。

2020年前半にAEDがあったにも関わらず両親は約束に来ないことが多く支援は十分おこなわれなかった。

2歳のMは保育園で笑顔が多いと報告されている。成長の遅れはない。一方のJは専門職に心配されていて、自分の日常について話すことを自分に禁じているようであり、また勉強に遅れている状況がある(échec scolaire)。

母は3月にJが便失禁の検査に5日間入院したと連絡した。精神的な影響によるものであるという判断が出

た。両親は心理的なものであるという認識がなかった。両親へのあたたかい(bienveillant)なサポートと、継続的なセラピー療法、便失禁の専門のあるセラピストによる治療を指示した。心理医療センターに申し込みをした。

母はJを傷つける言葉が適切ではなかったと理解した。

Jは歯医者、足の医者、眼科、言語障害治療の継続治療を指示された。

裁判でJは、Jがわざと洋服やシャツにおもらしをしているわけではないと父にわかってもらえたと話し、ほっとしているようであった。

父は病院には来て、医療面での話し合いには応じているようであった。両親自身、母国でとても厳しい教育を受けてきた、体罰は基本であると話し、これまでの体罰を一般化する傾向があった。

母は暴力の禁止を聞き入れ、認識し、子どもへのベルトによる体罰が違反の罰としてではなく症状を引き起こして悪い扱いであると認識した。父は裁判を欠席しているので、これらの事項をともに確認することができていない。

母は夫婦間の紛争が十分落ち着いていない、父が出入りしていて、父の仕事も落ち着いていない。母は義歯制作の仕事に就きほとんどの送り迎えをしていて、残りを父がしている。

家庭裁判官によると、父が家賃と保育園、母が給食代を払っている。

Jは長年水泳と柔道を習っており、サッカーチームにも所属している。

1年間のAEMOを二人の子どもに命令する。

- 家庭内における全ての形の暴力の禁止を実現する
 - Jのための心理ケアを実施する
 - 夫婦間紛争から子どもを保護することを保障し、カップルの状況を子どもにとって明快なものにする
 - 紛争にも関わらず、子どもが両親それぞれとの関係を安全に保てるように家庭裁判所の判断を保障する
- JとMの成長のために困難を乗り越える

係長: 怒鳴り合うことは減ったと母は言っていました。

父: 仕事がたくさんあるというのもあります。配管工なのであちこちまわって、車を止めるのも大変で、一日の終わりにはストレスがたまっています。

係長: 一日の終わりに疲れているのであれば子どもに会うのにいいタイミングではありませんね。疲れているときにイライラしやすい場合。

父: 私だけがイライラしているのではないですよ。

係長: もちろんです、でも疲れている平日の夜に会うのをやめて週末に会うようにしているのですか？

父: たまに会うようにしています。

係長: 怒らなくなりましたね。

父: 怒って子どもがわかるわけではないということはわかりました。

係長: 前はわざとお漏らししていると思っていたのですか？

父: 母国では子どもが悪さをしたらたたきます。いいわけではないですが、その中で育ったらそれが普通だと思うものです。

係長: 自分の受けた教育を再生産するのは普通のことです。

父: ただ、それが普通のことではないと知りました。子どもにとっていいと思っていたのに違いました。

係長: 便失禁や夜尿は多くの場合精神的なもので、トラウマ経験があるときに起こります。両親が怒鳴り合っていたりすることによっても起こります。最初の子どもの苦しむことが多くて、多くの場合は家族の空気(climat)の中でそうなります。

一緒に暮らすか別れるかわからない時期が長く続いて、子どものいるところで怒鳴ったりしたこと

について裁判官は子どもにとって安定しない家庭環境だと書いています。
わからない言葉や表現、言いたいことがあるときは言ってください。行き違いがないように。
Jは今治療を受けています、それでも完全に問題がなくなっているわけではありません。

父: どんどん良くなっていますが続いています。

係長: 何か新しいことが落ち着く(installer)には時間がかかるものです。心理士のフォローを受けるのも大事なことです。母はスペイン語を話すので通訳をつけます。母はJのことをよく理解するために、心理士の言うことをよく理解したいと言っていました。

係長: お父さんにとってJはどんな子どもですか。(子どもにとっての関心を引き出す、子どもを中心に置く、子どものニーズ)

父: とても繊細。ちゃんとできないことが怖い。弟も同じです。助けを求めないで人にも言わないで、全部自分で抱える(il garde tout pour lui)。でも友達がいるし、オープンだし、友達とも弟ともいろんなものを分け合える。けれど長男なので、そんなものです。私の兄もそうでした。

係長: ご両親はまだいらっしゃるんですか。

父: 父は障害者なのでいつも横になって過ごしています。目を動かせるくらいです。母も病気で骨の病気なので元気ではありません。フランスに越してきています。けれどずいぶん前に別れて別々に住んでいます。父に会うことは滅多にありません。兄も病気です。

係長: 失禁についてはわざとではないと理解したということですね。(ニーズの確認)

父: そうです。

係長: 悪さをしたわけではなく、心理的な症状として怒っているということです。

係長: 南米では体罰は基本的なことだったとおっしゃったそうですね。(認識の確認)

父: 特に学校ではそうです、80年代。

係長: ベルトでたたくことなどは悪い扱いだところにも書いています。しかもJは症状で失禁して具合が悪かったときにですね。(認識の確認)

父: 自分もそうだったし、自分の父も感情や気持ちをしまっていて生きていました。父は仕事から帰ってくるとほとんど話さない人でした。そういうものだと思っていました。

約束の日に来なかったとありましたが、いきたくなかったのではなく、仕事がたくさんあるときもありますし、すごく疲れている、できないときもあります。

A: できないこともあると思いますが、なぜできないか言葉で説明することはJにとっては支えになると思います。(教育的関わりの共有)

係長: 今回の判決は子ども二人ともが対象ですが、Mに関しては保育園でも成長の遅れはないということなので特に心配されているのはJです。病院からの報告書には、Jの腸は我慢が長期間続いたことによる不具合と書かれています。(認識の確認)

父: 映画もレストランも行けません、一日3回も便失禁があるので。

係長: 彼にとっては辛いですね、学校でも同じでしょうし。(ニーズの確認)

父: 彼自身は何も気づいていないのです。トイレに行こうと言ってトイレで自分で見て初めて気づくのです。路上などで何も対応できないこともあります。

係長: 言葉も含めた全ての暴力が禁止されています。今は他の方法で対応できるということですね?(d'autre mode de fonctionnement)心理的プレッシャーも含みます。(認識の確認)

父: はい

係長: 次に J が心理ケアを継続で受けることです。

A: これまで両親がした方法ではなかなか実現に至らないということなので、私たちの方でも CMP のウェイトングリストが短くなるように、もしくは他の方法をとります。

私たちがするのは、ご両親を手伝うことで、ご両親が子どもを手伝うのを手伝うことです。(On essaie de vous aider pour que vous pouvez aider votre fils). 私たちが心理ケアを継続で受けられるのを保障するわけではありません。(役割の説明)

あとは両親の間で紛争がないように手伝います。児童保護の視点で大事なことです。

そして子どもたちが両親双方との関係構築できること(relation avec les deux parents)も手伝います。(認識の確認)

離婚する手続きはしないのですね?

父: お金がかかるからです。たくさん借金があるので。

係長: 両親の間で緊張や喧嘩がまだあるようですが、子どもたちを紛争からなるべく遠ざけられるようにどうしますか?

父: 裁判官が AEMO を命令したのは私にとっては問題ありません。関係性についてや、子どものウェルビーイングをどう保つかについて手伝ってもらえると思っています。(ça ne me dérange pas que le Juge a demandé une mesure éducatif. Ça va nous aider à améliorer la relation et pour le bien-être des enfants.)(希望)

係長: 何があなたにとって助けになると思いますか?(ニーズの確認)

父: 私にとっては権利についてアドバイスをもらうことです。父と母それぞれの義務はこれで権利はこれとまずそれぞれについて教えてもらい、それぞれが合意できるように助けてもらうことです。例えば家賃も時によって金額が違うのでどうなっているのかわからないのです。(希望)

係長: 経済的なことが喧嘩の原因にもなりうるので手伝ってほしいということですね。

父: 今月なんでそんなに支出したんだ、ということがないように。

係長: 家庭裁判所に子どもたちの居場所を決めて伝え、子どもの居場所と両親の収入に応じた養育費が計算されます。

父: それだと自分も母も反対でも決められてしまう。

A: せめて家庭裁判所で決めたことがあれば、それをもとに何がおかしいかいうことができます。決めごとがないと何で争っているのかわからなくなります。決めたことがあれば、それぞれがその決め事よりどれくらい多く支払うことになったかもわかります。

係長: 両親の間でお金のことが喧嘩の原因になると私は理解しました。

父: いつまた喧嘩になるかはわかりません。

A: 両親の間で合意をまず形成すること、そのために家庭裁判所の手続きをするのは一番です。両親の間の問題を子どものこととは分けて考えることです。M の話は父からほとんど出ていませんが、J の話をするたびに母への不満が出てきます。(教育的関わりの共有、認識の確認)

父: 子どもの前ではその話はしません。

A: 二人とも、難しい状況から抜け出したいと考えていることはわかります(Sortir de situation pas simple).(認識の確認)

父: これまで難しい状況しかなかったし知りませんでした。私の生きた人生と同じのを子どもたちには望んでいないというのは確かです。(希望)

係長: 私の生きた人生とはどういうことでしたか?

父: ほとんど一人でした。

係長: お子さんが一人ぼっちに感じてほしくないということですね?

A: ご両親は父にとって十分な支えではなかったということですね。

係長: 他に助けになるのはどのようなことでしょうか。

父: 子どもたちのことですね。

係長: 親が一番難しい職業と言いますね。全ての親は間違いもします、でも大事なものは、他のやり方を探すことです。子どもたちは繊細なので。(教育的考え方の共有)

(父泣き出す)

係長: M について心配なことはありますか

父: 全くありません。J は M よりずっと頑張り屋になると思います、けれどそうあってほしくありません。M の方が個性が強くて生き生きしています、何も怖くありません。繊細さが J と違います。

A: M は今は心配がない状態だから苦しみがないとは限りません、いつか何かの形で苦しみが出ることもあります。(教育的考え方の共有)

係長: 人生の中で何かを変えるというのはとても難しいことです。とても勇気がいります。なので、変えて来れていることを素晴らしいことだと思います。自分の受けた教育や、これまでの人生の歩み全部をもとに生きるものだからです。J と M にしっかりと伝えたことがありますか？父はいつも叩かれて育って、他の方法を知らなかった、愛しているのに他の方法を知らなかったんだと言葉で伝えましたか？(教育的考え方の共有、価値)

父: 何か話すと聞く子どもたちです。でも今おっしゃったような言い方では話すことができていません。でも自分は少なくとも彼が今この状況になった理由は理解してきたと思っています。

A: 彼が経験していることについては、話してすぐ変わるわけではありません。まず叩いたことについて、なぜ叩いたのか、J と M が経験したことと、彼が経験したことは実際に経験するべきではなかったとお父さんの口から彼に言うことが大事なのです。お父さんが自分の小さかった時に J が似ていると感じること、お父さんが叩かれて育ったこと、お父さんも辛い思いをしたこと。(認識の共有)

父: どういうふうに言えばいいかわかりません。

A: 今ここでおっしゃったのと全く同じようにしてください。

父: 息子のことを傷つけたくありません。

A: 傷つけません、逆です。彼が悪い子だから叩いたのではないとお父さんが説明する必要があります。愛しているとまず伝えてください。私たちはお父さんがお子さんのことをとても大事に思っていることがよく伝わっています。けれど叩かれた子どもは混乱していると思います。お父さんが経験した教育があつて、その教育をもとに J を教育しようとしたけど、わざとしたわけではなくて他の方法を探すべきだとわかったということです。成長を後押しすることになります。(ca peut l'aider à grandir). (教育的考え方の共有)

父: 子どものためにより良いことはしたいです。

A: 詳細を話すのではなく、叩いたことが子どものせいではないこと、自分の受けた教育と関連していること。子どもたちから質問をするでしょうから、子どもたちが聞いたら答えればいいです。子どもたちが自分たちの言葉で起きたことを理解することが大事です。行き過ぎたことをしたと認識していて、今後変えていきたいと思っていることを伝えることです。

父: 一人でずっと我慢してきたので、子どものときのことを話して子どもの前で泣くのではないかと思うとこわいです。(泣く)

A: このようにして話せること自体が大きな力です。とても強い人がすることです。(価値)

私たちはチームで担当するので、心理士、幼児エデュケーター、さまざまな専門職で話し合いながら一番よく力になれる方法を探します。学校のスクールソーシャルワーカーともやりとりします。けれど、学校での様子を聞く目的なので、家族の暮らしやご両親のプライベートなことは話しません。どのようによりよく J を支えられるかという点で情報交換します。学校で面談があるときはご両親が良ければ一緒に行きます。父と母と私たちそれぞれが違うことを聞いてくるよりも、皆で行った方が同じことについてその後話し合えるからです。新年度になったら一度皆で学校に行きましょう。J の

先生と話したことがありますか？

父：お迎えにはいきますが話したことはありません。

A：新年度に一緒に行きませんか？

父：そうしましょう。

2022 年 10 月 17 日母と子どもたちに会いに家庭訪問(1 時間半)

M(次男)が ipad を持ってくる、リモコンを持ってくる、ヘッドフォンを持ってくる、おやつを棚を開けようとして怒られる、その行動を 3 回繰り返す。

パズルなど一緒に遊ぼうと何箱も持ってくる。

E(エドューケーター)は地面に座って子どもとパズルを始める。

E(エドューケーター)は自分のベッドで一人で寝ているか聞く。母が夜中に起きて母のベッドにくることがあってそのまま寝てしまうことがあるという。「自分のベッドで寝ることがとても大事」と M に言う。

J(長男)が登場してから M が金切声を上げて何か頼むことが増える。

E(エドューケーター)は M は話すのがとても上手になったねと褒める。舌足らずでとても聞き取るのが難しい。

E(エドューケーター)「担任の先生はなんていう名前なの？」

M「先生だよ」

E「先生の名前は何なの」

M「先生だよ」

E「これは何個？」「指で見せてくれる？」「5 は手でどうするの？」

M はまだパズルを進めていないのに他のを持ってくる。

E「みんなに会えて嬉しいよ、前はいつだった？」

J「5 月」「レストランに 2 回行ったね」

E「今日私が会いにきたのはなんで？」

J「僕たちが元気か見るため？」M は兄の声をさえぎるようにギャーギャーさわぐ

E「きみが元気って私にはどうしたらわかる？」「M、何かわたしてほしいとき、なんて言うの？ギャー！ギャー！って言うのはライオンの子どもの言い方だね」「またリモコン持ってきたけど、今はテレビ見ないよ、私が来ているからね」「前私がアパートに来たときに、J は M がスパイダーマンみたいだと言ってたね、いつもあちこち飛び回っているからだったね」向こうの部屋でドンドン音をさせている。E(エドューケーター)は M を呼び寄せる。

E「スパイダーマンをしている子どもは、いつも何が起きるか観察をしている子どものことだと私が言ったね」「M は学校でもスパイダーマン？」(認識の確認)

観察者のバッグの上にジャンプで飛び乗る(その後 3 回わざわざバッグの上にジャンプで乗る)

E「はい、ここにレゴが二人います。M はどっち？学校で M はこう座ってる？スパイダーマンしてる？」M は走り回っている方のレゴを見て笑う

E「じゃこっちのレゴは誰？お友達？」「そう」「何してる？」イヤホンを持ってくる。

E「イヤホンでどうするの？」

M「ipad を見るの」

E「何を見るの？」

M「you tube」

E「喧嘩することある？」

J「ないよ」

E「怒ったらどうするの？」

J「叫ぶだけだよ」

E「怒っているときにママのこともJのことも叩かない？」

J「たまに叩くよ」Mは遠くに行って大声を出す。「泣いたり怒ったりしたとき叩いてくるよ」

E「どんなとき？」

J「You tube の中でアイスがあって自分にはないとき」

E「You tube にアクセスできるんですね？」

母「子ども用のものですよ」

E「ロックしていますか？」「キッズとして必ず登録してください、そうでないと子ども用ではないビデオにアクセスしてしまふことがあります、そのことにさえ気づかないという危険性もあります」

Mは遠くで叫んでいる

J「ママって呼んでるよ」

E「J がママに指示を出すの？違うよね、ママはママで判断するからJ は気にしなくていいんだよ」(教育的考え方の共有)

E「J が元気なときはどんなとき？」(認識の確認)

J「普通するとき」

E「普通のと比べてどんなとき？」

J「どこも痛くなくて」「レゴを混ぜないで！」Mはレゴと何十回も叫んでいる

E「M、J にとっては、J のレゴを貸してくれたら混ぜないということが大事なんだって」(ニーズの共有)

J「ほら、また混ぜた！」

E「J はM が3才で理解できたとしても必ずしも実行は難しいということもあるよ」「そういうときは、手伝って、M ができるようになるのを助ける必要があるよ」(教育的考え方の共有)

30分

E「M は頭がいいし、ちゃんと説明したら理解することができるよ、混ぜすぎないことと、元に戻すことね」(価値)

J「ほら、また混ぜたじゃん！」

E「今のところ M は遊んでいるんだから、しまうときに元に戻したら今は遊ばせてもいいんじゃない？」(教育的考え方の共有)

母「J は病気だったから、今はよくなったと言ってるんだと思います」

Mは叫ぶ。M があちこち出すものをJ はひたすら片付け続ける。M がJ の手からレゴをむしり取る

E「人が手で持っているものを取ってはいけません」M が叫ぶ(教育的考え方の共有)

E「またライオンがいるね」「M がまだ遊んでいるときは、J に返さない権利があります。M が遊び終わるまで待ってから片付けます」(教育的考え方の共有)

J「でもあとでなくすじゃん」

E「まだなくしていません」「すぐに箱に戻さないとなくなってしまうと思うの？」

J「一回なくなつて、3-4日見つけるのにかった」(ニーズの共有)

E「飛行機を貸したら部品がなくなったことがあったね。でも今は同じ状況じゃないよね、今日の前で遊んでいるでしょ」「M は絶対しまわないと言っていたけど、前回も全部しまったよ」(認識の共有)

M が叫びながらJ の手にある箱を奪い取る

E「M、そんなことをしてはいけません、文章を作ってちょうだい、なんて言うの？」「J、ぼくにも箱を貸してちょうだい」「M は文章を作れるようになったんだったよね」「J はなんで箱を持っているの？」(教育的考え方の共有)

J「全部片付けたいからだよ」

E「箱を置いて一緒に遊んでもいいんじゃない？」J、今していることを見てみてちょうだい。いつも同じことをしているから他の方法にできないか考えてみて。Mに遊んでいいよといいながら全部回収してしまうことをずっとしているね？それでMが怒っている、Jも怒っている。M、今これで遊ぼうと言ってJも一緒に遊ぶことはできない？」Mが叫ぶ。(教育的考え方の共有)

E「Jの手からむしり取ることはできません、言葉で伝えなさい」「ほら、Mの手からこうやって取ったら嫌な気持ちになるでしょ？」「M、これ貸してちょうだい」「こっちの方がいいよね？わかったよね？」「J、Mがギャーギャー言ったらどうするの？」(教育的考え方の共有)

J「Mが遊んだらどうせ僕が片付けなきゃならないじゃん」(ニーズの共有)

E「M、いつも遊んだら片付けないと次のことはできないよ、箱を持ってどうするか見せてちょうだい、はいスタート！早くできるかな？あっちにもあるよ、ほら大成功」

J「でも、僕が言っても従わないもん！」

E「兄弟に従う必要はありません、弟が兄に従うというのはあってはならないことです。この家のパパはJではありません。わかってますか？」

J「僕は怖くないからパパになれないもんね」

E「Mが従うには、Mを怖がらせないといけないと思うの？」(役割の確認)

母「いつもは片付けるんです、でもJは自分のものが片付いていないと気にいらないんです、だからけんかになるんです」Mは大きな音をしながらおもちゃ箱のものを全部出す

J「片付けろ！片付けろよ！」

E「何か探しているんでしょう、見つけたら片付ければいいです」

J「早く全部片付けろよ！」

E「J、弟にすごく多くのものを求めているように感じるけど、3才だから全部思うようにはできないよね。そして大事ななのは、これまでに話してきたことだけど、Jは兄弟としての位置を踏み外さないことです(il faut que tu restes à ta place de frère)。Jにとってパパの代わりをしないことが難しかったとしても大事なことです。どう思う？」(役割の確認)

J「そういう考え方もあるかもね」

E「Jがパパみたいにすることある？どんなかんじ？」Mは走っていく

J「早く全部片付けろよ！」

E「Mは探しているものがあるでしょ？何を探している？」

母「早く全部片付けて」

E「お母さんにとってMが今おもちゃを全部片付けることはなぜ大事なんですか？」

J「今片付けさせないともうしないと思うよ」

E「私はMはまだ遊び終わっていないかもしれないと思うよ」

J「片付けて！片付けて！」

M「これレゴじゃない？」

J「違うよ！」

E「レゴかもしれないとMは考えているから、レゴと比べてみる権利があるよ」「手からむしり取らないでとさっき話していたけど、Jも全く同じことをしているよ」(教育的考え方の共有)

母「ほら、早く片付けなさい」

J「片付けろよ！」

E「なんでそんなに急いでいるの？すぐ片付けないとJはどんな気持ちなの？」(認識の確認)

J「僕はどんな気持ちでもないよ」

E「そんなことはないね。ストレスを感じる？」

J「たまにね」「何か音がするよ！ママ見に行ってきて！ママ、またテレビつけようとしているんじゃない！」「何してた？」

E「JとM、これから二人一緒に私に会う機会を定期的に作って、二人が兄弟になれるようにします」
(役割の確認)

二人でまた奪い合いをしてMが金切声をあげる

E「いつも二人はこうなりますか？」

母「喧嘩することもあるけど、一緒に遊ぶこともあります。三人で遊ぶこともあります」

J「三人で遊ぶことなんて全くないよ」(ニーズの確認)

母「あるよ」MがEの持っているギターを奪い取る。

E「ギターをちょうだい」JがMの手から奪い取って渡す

E「Mが自分で私にギターを渡してちょうだい」「今話していたばかりです、手から奪い取りません」
「学校でもいつでも同じです、でないとみんなと仲良くできません」「学校でも友達の手から取ったことある？」「一緒に遊ぶ練習をしましょう」(教育的考え方の共有)

E「どういうとき二人で遊ぶことができますか？」

母「Jが忍耐強いとき」

E「Jはいつもこの時間帯こんなかんじですか？」

母「そうです」

J「痛い！」

M「ぎゃー！ぎゃー！」

Mは観察者のバッグの上にまたジャンプしてくる。

MがJの持っていたカタログにペンで書き始める

E「M、Jの持っていたものです。おきなさい。自分のを探しに行きなさい。人のものに何かするのは喧嘩のもとです」(教育的考え方の共有)

1h

EがJに学校の新しい先生、お迎え、自宅に一人で帰って親を待つことがあるか、父が迎えに行くことがあるかなど確認

Mはずっと叫んでいる。

検査結果をメールで送るよう母に頼む。

E「J、お友達とのこと、おうちのこと、話に行く場所、心の中のことを話せる場所がほしい？」(ニーズの確認)

J「うん」

E「Jが自分にとって大事だと思うなら手続きをしておくね」「次はいつ会う？」(具体的サポートの提案)

J「11月に学校で旅行に行くから、その前とその後がいい」

E「M、近所の人にうるさいからドンドンしないでください」「どのようにして会いますか」

J「またレストランに行きたい」ニーズの提案

E「Mはどうしたい？」

M「僕もレストランに行く！」

E「じゃMも行きましょう、どっちが最初に行く？」

J、M「ぼくー！」

E「学校に迎えに来て」

J、M「そう！」

E「一緒にレストランで食べて」

J、M「そう！」

E「学校にまたお見送りします」

J、M「そうそう！」

J「僕はレストランに行くけどMはマクドナルドでいいよ」

E「Mが食べたいものを食べます」(認識の確認)

JとMはまたペンを奪い合っている。

E「Jも努力をする必要があります、きみたち兄弟の関係性にとっても大事だし、他の人と関わるときにもとても大事なことです」(教育的考え方の共有)

E「さようならを言いましょうか。あれ、顔も見ないで挨拶ができますか？チェキしましょう」

JがMの持っているペンを投げ落とす

E「それは正しくない扱いです、拾ってちゃんと渡しなさい」「投げて渡さないで、手渡ししてください」(教育的考え方の共有)

2022年10月20日 母と面接 1時間半

学校でバッグにペイントをし、母に「自由」と書いて「ママにだよ」とプレゼントしてくれたという話を母はエデュケーターにする。

E「なぜ自由という言葉を書くことにしたか聞きましたか？」「受け取ったときどんなことを思いましたか？」

母「まだ考えていません」

E「Jの状況についてどう思いますか？」(認識の確認)

母「ストレスフルだけど、私もいつもキチキチしすぎているから似ていると思う」

E「キチキチしすぎていることはどんな影響がありますか？」(認識の確認)

母「私はこのように育てられてこういう性格になっています。全部片付いて、先々の見通しもたっていて、清潔なのが好きです。Jは同じだけどMは違います」(認識の確認)

E「Mは3才ですね」

母「私は3才だからしょうがないと思いますがJは違います、だめだと言います。そしてJはいつもおもちゃを片付けていました」(認識の確認)

E「お母さんが子どもたちの状況について一緒に観察できたことはとてもいい機会でした。Jは一時間半ずっと片付けて過ごしていました。何も混ざらないように何度も入れ直していました。そしてお母さんは自分と関係づけて理解しています。Jは全部片付いていないと落ち着かない、私と同じだと。ただ一方で、お母さんはキチキチしすぎていると言っていますね。大人が厳しい要求を自分に求めて、でも達成する方が落ち着くということと、子どもへの影響は分けて考える必要があります。お母さんが言っていることは正しいです、Jがストレスを感じていると思うという点です。(ニーズの確認)

お母さんの厳しさは悪いものではありません、けれど、症状を引き起こしている可能性があります。Jはストレスを感じるだけでなく、楽しむことを阻害されている状況です。Jはレゴを箱にしまうということで精一杯でした。一度も遊びませんでした。楽しく、リラックスして、喜びの時間を過ごす代わりにJがしていたのは弟があちこちに出したレゴを集めて、弟の手からレゴを奪い取って、箱に入れることに必死でした。その結果、遊べなかったのです。Jにとっては、おもちゃも一人でない限り楽しめるものではないということです。Jが言っていましたね、一人で遊ぶのが好き、それは自分で管理できるから。でもその環境がない限り遊びを楽しむことができないのです。けれど、子どもにとっての仕事は遊ぶことです。遊ぶなかで子どもが育つのです。」(教育的考え方の共有)

母「友達がいても、自分一人でしか遊べません、私から継承させてしまったのかもしれませんが、私がこうだからJもこうなのです」

E「子どもは親のモデルを見て学びます。お母さんは自分も全部片付いていないと落ち着かないと言

いますが、落ち着かない理由は何ですか？」

母「あるべき状況にない、と感じます。その状況が好きじゃない。完全に片付いて寝た方が朝起きたときにすることがなくて気持ちがいいです。だからトイレも毎晩掃除します」

E「想像するゲームをしましょう。今夜友達とレストランに行きます、帰ったら遅くて疲れているのでトイレを掃除しないで寝ます。片付けることもできなかった。数秒想像してください」

母「いつもより朝たくさんすることがあります。仕事に行く前に疲れた気持ちになるでしょう」

E「追われている気持ちですか、ストレスを感じる気持ちですか」(認識の共有)

母「追われています、しなきゃいけないことがただでさえたくさんあるのに」

E「遊びを皆でしようという状況でもお母さんは走り回っている状況でしたね。M は 3 才だったとしても、一つの遊びを続けることをしませんでした。一つ手に取っては他のものを探しに行くことをずっと繰り返していました。一つ気に入ったものを楽しむことを M もしていませんでした。おもちゃを手にとって想像力を働かせて、その世界に入る、ということをしませんでした。」(教育的考え方の共有)

母「いつもは違います、誰かが来ているといつも注意を引きたがる、だから落ち着かなかったと思います」

E「誰の注意を引くんですか」

母「私です。私が彼に注意を常に払うことができないからです」

E「そのとき M は何を期待していますか」

母「私がどう反応するかです」

E「同意します、子どもはいつもと違う環境のとき、枠や制限がどこにあるか確認しにきます(*tester les limites, tester leur parents*)いつもと違う人がいてもルールは同じかな、それともお母さんは今忙しいからいつもはダメだけどおやつを食べていいと言ってくれるかな、子どもは特に小さいうちは、そして思春期になっても違う形でですが、どこが枠なのかを常に確認する必要があります(*ou sont les limites, ou sont les cadres*)。それは自分が安全だと確認できるためです。子どもは小さいとき目が見えなくてどこに安全かわかるために壁がどこにあるか探し回っているようなものです。(教育的考え方の共有)

目を閉じてこの部屋の壁を探してみてください。一度どこにあるかわかったら安心しますね。子どもは常にこれをし続けます。壁がどこなのか確認してそれが確かであれば安心して過ごせるのです。確認して、いつも同じところにあるとわかったら安心するのです。けれど、また確認したときに思った場所に壁がなかったらどうなりますか？心配になりますね。もう少し壁から離れて座ってください、かなり伸びないと壁がない、さっきより不安ですね。しかもかなり伸びないといけないのは居心地も悪いです。いつでも少し手を伸ばしたら壁がある時の方が安心でしたね。子どもにとってはずっと居心地が悪く不安な中暮らすということです。よりよく成長するのに子どもが必要なのは安全であると感じられることです。(ce qui permet aux enfants de bien grandir, c'est de se sentir en sécurité)。(ニーズの確認)

そしてこの壁を築くのは親です。ママは話しているけどおやつ食べたいと言ったらやっぱりダメというかな？ということ絶え間なくしていますね。お友達が子どもはそんなものだというのは当然です、子どもは皆同じことをします」

「ただ、この家族で他と違うのは、子どもたちは暴力を目にしていることです。暴力を目にした子どもにとっては他の子どもよりも不安な気持ちが大きくなります。両親の間の暴力を見ました、J は父の暴力を受けましたし、M も見ていました。お母さんも J に暴力的な対応をしたことがあります。子どもたちにとって暴力とは、それまでここだと思っていたような壁が突然予期せず崩れ落ちる経験を何度もしているようなものです。どのような気持ちですか？」(認識の確認)

母「疑いが生まれますね」

E「耐えがたいのは、壁を作るのが親で、親が壁を壊すこともあるということです。だから親に対して疑いも残すわけですね」

母「Jは幸せな子どもです、両親が別れたとしても。何が欲しいか聞いても何も欲しいと言いません」

E「Jが父と過ごすことがよくないと思うと言いますが、何がJにとって悪いことだと思いますか？」

母「Jは両親が別れたことを認めていません」

2022.10.14 担当エデュケーターE インタビュー

ベビーシッターが週3回来ています。Jは医療の検査をすべて受け終わりました。お母さんは割とオープンです。ただ、リズムよく関わっていくことが難しい家族です。家族は改善のために取り組もうとはしていますが、実際に会うと「こういうことをしていこう」という話がでます、面談のときはとても有効に感じるのですが、数週間その後何も動かないことがあります。

お父さんは安定して住める家が見つかりました。お父さんはJとMに自分が叩いたことなどについて話すこともできました。そして、子どもたちは普段はお母さんと暮らしているのでその点は安全です。

それでも、二人とも症状はまったくなくなっただけではありません。ただ、子どもたちは「よくなった」と言っています。

二人とも本当に愛らしい子どもたちです。たくさんいろんな話をしてくれて私に会うのを本当に楽しみにしてくれています。好奇心が旺盛です。Jは自分のことについて話さず弟についてばかり話します。「Jについて質問して弟のことを答えるということは、自分について話すのが難しいということなのかな」と聞いて、それからは、話を聞かたびに私は「弟は～なんだね」と繰り返すようにしました。Jは毎回、笑いながら「あれ、また弟の話しちゃった」と言いながら自分の話をする練習をしています。そして、たまに反抗して断固として弟の話しもしないときもあります。本当に素敵な教育的関係性です。(行動する力)

けれど、お父さんとのこと、お母さんとのこと、関係性については話せません。(関係性の調整、希望)

もっと安心して成長していけるには(bien grandir)どうしたらいいか、そういう話を聞きたがります。他の子どもとどうしたらもっといい関係が築けるか知りたがります。(関係性の調整、希望)

自分が好きなものが何か、何がしたいかはまだ表現できない子どもです。私はそこを特に力を入れています。(希望)

例えば、毎月どこのレストランに行ってみたいか、どこかを通ったときによく見ておくように言ってあって、毎回新しいところをJが選びます。料理も必ず自分で選びます。自分は何を食べるのが好きか自分で知る機会になります。最近食べた食べ物について話したりします。音楽とダンスが好きだけど、やってみるのは怖い、だから、小さなミッションを二人でつくります。次までに好きな歌を選んでおく、とか。つけてお母さんと弟とダンスしようって提案してみる、とか。(行動する力)

この家族で試してみたいのは、両親と一緒に話す機会をつくることです。父と母一緒に。パートナー間暴力についてしっかり話し取り組みたい(travailler)。子どもへの影響と、どのように別れることができるか。別れることに難しさのあるカップルです。戻ってきて心配な状況が起きるということが繰り返されました。カップルの関係性を喪失することについて二人とも取り組み、暴力的ではない関係性について取り組みたい。とても難しいのは、カップルとしての関係性の喪失がうまくいっていないまま、親としての関係性を継続する必要があるからです。カップルとしての関係性を葬り、親としての関係性を活性化させる。同じ二人で違う目的について取り組む。この二つの関係性が交差して紛争を起こしています。混乱が起きています。母は父に対して親として期待していることがあり、父は母に対し、カップルとして求めているものがあります。親の間で混乱があると、子どもにとっても混乱の中暮らしているところがあり、親としての関係性を構築するのにカップルの関係性について取

り組みたいのです。(関係性の調整、子どもにとっての関心)

あと、このように話していて思い出したのですが、子どもたちにとって、自分たちのわからない言葉で両親が争っているのも、それも怖い思いをさせています。何について争っているかわからないからです。

お父さんにとっては、M がヒーローが助けてくれるという話をしたときに、M が暴力をずっと知っていたということを認識する大きな機会になりました。ずっと父は M について、小さすぎる、気づいていない、何も知らないと言っていました。だけど、M の遊びで M は暴力からヒーローが救ってくれるというシーンを繰り返ししている、それが大きな気づきになりました。構築的な取り組みがこれからますますできると思っています。(ニーズの共有)